資料番号: SA技-15-1 改3

東海第二

2018年3月13日 日本原子力発雷株式会社

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

備考

・非常用所内電気設備には、交

流及び直流の2系統を含む。

1.14.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

外部電源が喪失した場合において、 非常用高圧母線及び直流設備へ給電するための設計基準 事故対処設備として、 非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

また、 非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力を各負荷へ分配する ための設計基準事故対処設備として、 非常用所内電気設備を設置している。

これらの設計基準事故対処設備うち、 非常用交流電源設備並びに非常用直流電源設備 C 系及 び D 系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備(設計基準拡張)と位置付け重大事故等の 対処に用いるが、 設計基準事故対処設備が故障した場合は、 その機能を代替するために、 各設 計基準事故対処設備が有する機能、 相互関係を明確にした(以下「機能喪失原因対策分析」と いう。) 上で、 想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する (第 1.14.1 図)。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備※1を 選定する。

※ 1 自主対策設備: 技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況にお いて使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対 応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により、 技術的能力審査基準(以下「審査基準」という。) だ けでなく、設置許可基準規則第五十七条及び技術基準規則第七十二条(以下「基準規則」とい う。)の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との 関係を明確にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

重大事故等対処設備(設計基準拡張)である非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備が健 全であれば重大事故等の対処に用いる。

非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。

- ・非常用ディーゼル発雷機
- 燃料ディタンク
- ・非常用ディーゼル発電機~ 非常用高圧母線電路
- · 原子炉補機冷却系

1.14.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

外部電源が喪失した場合において、非常用所内電気設備へ給電するための設計基準事故対処 設備として、2C・2D非常用ディーゼル発電機(以下「非常用ディーゼル発電機」を「D/ G」という。), 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(以下「HPCSD/G」とい う。)、125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系を設置し

ている。

また、2C・2D D/G、HPCS D/G、125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中 性子モニタ用蓄電池A系・B系より給電された電力を各負荷へ分配するための設計基準事故対 処設備として、非常用所内電気設備であるメタクラ(メタルクラッド開閉装置、以下「M/ C」という。), パワーセンタ<mark>ー (パワーセンタ、</mark>以下「P/C」という。), <mark>モータ</mark>コント ロールセンタ(モータコントロールセンタ,以下「MCC」という。),直流充電器及び直流 主母線盤等を設置している。

これらの設計基準事故対処設備が健全であれば重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故 対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機 能、相互関係を明確にした(以下「機能喪失原因対策分析」という。)上で、想定する故障に 対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する(第1.14.1-1図及び第1.14.1-2 図)。

重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※1}を選 定する。

※1 自主対策設備

技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用すること は困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」(以下「審査基準」とい う。)だけでなく,「設置許可基準規則」第五十七条及び「技術基準規則」第七十二条(以下 「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するととも に、<mark>重大事故等対処設備及び</mark>自主対策設備の関係を明確にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

機能喪失原因対策分析の結果、設計基準事故対処設備の故障として、非常用所内電気設備へ の交流電源による給電並びに直流設備への直流電源による給電に使用する設備及び所内電気設 備の故障を想定する。

設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準、基 準規則からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備及び自主 対策設備を以下に示す。

なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備及び

1

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
・軽油タンク	自主対策設備と,整備する手順についての関係を第1.14.1-1表に整理する。	
・燃料移送ポンプ		
・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁		
非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。		
・直流 125V 蓄電池 A		
・直流 125V 蓄電池 A-2		
・直流 125V 蓄電池 B		
・直流 125V 蓄電池 C		
・直流 125V 蓄電池 D		
・直流 125V 充電器 A		
・直流 125V 充電器 A-2		
・直流 125V 充電器 B		
・直流 125V 充電器 C		
・直流 125V 充電器 D		
・直流 125V 蓄電池及び充電器 A~直流母線電路		
・直流 125V 蓄電池及び充電器 A-2~直流母線電路		
・直流 125V 蓄電池及び充電器 B~直流母線電路		
・直流 125V 蓄電池及び充電器 C~直流母線電路		
・直流 125V 蓄電池及び充電器 D~直流母線電路		
機能喪失原因対策分析の結果、設計基準事故対処設備の故障として、非常用高圧母線への交		
流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気		
設備の故障を想定する。		
設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準,基準		
規則からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対		
策設備を以下に示す。		
なお, 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備, 対応に使用する重大事故等対処設備及び		
自主対策設備と整備する手順についての関係を第 1.14.1 表に整理する。		
	a. 設計基準事故対処設備を使用した対応手段及び設備	
	(a) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電	
	設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備	i と
	して重大事故等の対処に用いる。	
	非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。	
	· 2 C D/G	
	· 2 D D/G	
	· HPCS D/G	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

a. 代替電源(交流)による対応手段及び設備

(a) 代替交流電源設備による給電

設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線への給電 ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために 必要な電力を確保する。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

i. 常設代替交流電源設備による給電

常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する手段 がある。

常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14.2 図に示す。

- 第一ガスタービン発電機
- ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク
- ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
- ・第一ガスタービン発雷機用燃料移送系配管・弁
- ・第一ガスタービン発電機~非常用高圧母線 C 系及び D 系電路
- ・第一ガスタービン発電機~AM 用 MCC 電路
- 軽油タンク
- ・軽油タンク出口ノズル・弁
- ・ホース
- ・タンクローリ (16kL)
- ii. 第二代替交流電源設備による給電

第二代替交流電源設備から非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する手段 がある。

第二代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14.2 図に示す。

・ 第二ガスタービン発電機

・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ

- ・2 D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ
- b. 交流電源喪失時の対応手段及び設備
- (a) 代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電

外部電源が喪失した場合は、設計基準事故対処設備である2C・2D D/G及びHPC S D/Gにより、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2D・HPCSへ交流電源を 自動で給電することに加えて常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置(2台)に より代替所内電気設備である緊急用M/Cへ給電する。

東海第二

また、 $2C \cdot 2D D/G$ の故障により非常用所内電気設備への給電ができない場合は、 常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置(3台)(又は可搬型代替交流電源設備 である可搬型代替低圧電源車)により非常用所内電気設備へ給電する手段がある。

i) 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電

外部電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置(2) 台)により代替所内電気設備である緊急用M/C,緊急用P/Cへ給電するとともに、 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により非常用所内電気設備への給電ができな い場合は、2C・2D D/Gの電源給電機能の代替手段として、常設代替交流電源設備 である常設代替高圧電源装置 (3台) の追加により代替所内電気設備である緊急用M/C を経由して非常用所内電気設備であるM/C 2C (又は2D) へ給電する手段がある。 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電で使用する設備は以下のと おり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。

• 常設代替高圧電源装置

・東海第二は高圧炉心スプレイ 系専用のD/Gがあるため、 「2C·2D D/Gの故障に より非常用所内電気設備への 給電ができない場合」と記載す

備考

東海第二は、常設代替高圧電源 装置を1セットとしているた め、対象外。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

用高圧母線 C 系又は D 系までの電路を構築し、他号炉からの給電により、自号炉の非常用

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違 (記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

 黄色塗りつぶし
 : 11 月 7 日からの変更点記載

1777 - 17	21.004.214	5,,,,
・第二ガスタービン発電機用燃料タンク		
・第二ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ		
・第二ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁		
・第二ガスタービン発電機~荒浜側緊急用高圧母線~非常用高圧母線 C 系及び D 系電路		
・第二ガスタービン発電機~大湊側緊急用高圧母線~非常用高圧母線 C 系及び D 系電路		
・第二ガスタービン発電機~荒浜側緊急用高圧母線~AM 用 MCC 電路		
・第二ガスタービン発電機~大湊側緊急用高圧母線~AM 用 MCC 電路		
・軽油タンク		
・軽油タンク出口ノズル・弁		
・ホース		
・タンクローリ (16kL)		
iii. 可搬型代替交流電源設備による給電	ii) 可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電	
可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に接続し、給電す	常設代替交流電源設備又は代替所内電気設備である緊急用M/Cの故障により非常用	
る手段がある。	所内電気設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備の電源給電機能の代替	
	手段として、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車により非常用所内電	
	気設備であるP/C 2C・2Dへ給電する手段がある。	
また、原子炉圧力容器、原子炉格納容器及び使用済燃料プールの除熱を実施するため、		
可搬型代替交流電源設備を代替原子炉補機冷却系に接続し、給電する手段がある。		
可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第	可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電で使用する設備は以下の	
1.14.2 図に示す。	とおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。	
• 電源車	• 可搬型代替低圧電源車	
・電源車~緊急用電源切替箱接続装置~非常用高圧母線 C 系及び D 系電路		
・電源車~動力変圧器 C 系~非常用高圧母線 C 系及び D 系電路		
・電源車~荒浜側緊急用高圧母線~非常用高圧母線 C 系及び D 系電路		
・電源車~緊急用電源切替箱接続装置~AM 用 MCC 電路		
・電源車~AM 用動力変圧器~AM 用 MCC 電路		
・電源車~荒浜側緊急用高圧母線~AM 用 MCC 電路		
• 電源車~代替原子炉補機冷却系電路		
・軽油タンク		
・軽油タンク出口ノズル・弁		
・ホース		
・タンクローリ (4kL)		
なお, 代替原子炉補機冷却系への給電の操作手順については,「1.5.2.2(1)a. 代替原		
子炉補機冷却系による補機冷却水確保」にて整備する。		
iv. 号炉間電力融通電気設備による給電		・東海第二は、単独プラントで
号炉間電力融通ケーブルを用いて他号炉の緊急用電源切替箱断路器から自号炉の非常		ある。よって対象外。
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

東海第二

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
高圧母線を受電する手段がある。		
号炉間電力融通電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第		
1.14.2 図に示す。		
・号炉間電力融通ケーブル(常設)		
・号炉間電力融通ケーブル(可搬型)		
・号炉間電力融通ケーブル(常設)~非常用高圧母線 C 系及び D 系電路		
・号炉間電力融通ケーブル(可搬型)~非常用高圧母線 C 系及び D 系電路		
なお、 号炉間電力融通ケーブル (常設) はコントロール建屋内にあらかじめ敷設し、号		
炉間電力融通ケーブル(可搬型)は荒浜側高台保管場所に配備する。		
	(b) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電	・東海第二自主対策設備であ
	外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C	る。
	$2 \cdot C \cdot 2 \cdot D$ への給電ができない場合は、設計基準事故対処設備である $H \cdot P \cdot C \cdot S \cdot D / G$ 、す	=
	常用所内電気設備であるM/C HPCS及び常用所内電気設備であるM/C 2Eの使用	
	が可能であって、さらにM/C HPCSの負荷であるHPCSポンプの停止が可能な場合	
	は、2C・2D D/Gの電源給電機能の代替手段として、HPCS D/GからM/C F	I
	PCS及びM/C 2Eを経由して非常用所内電気設備であるM/C 2C (又は2D) へ	
	給電する手段がある。	
	HPCSD/Gによる $M/C2C$ (又は $2D$)への給電で使用する設備は以下のとお	
	り。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。	
	· HPCS D/G	
	·M/C HPCS	
	・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ	
	· M/C 2 E	
	(c) 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機浴	
	水系への代替送水による2C・2D非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ラ	* る。
	ィーゼル発電機の電源給電機能の復旧	
	外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系	
	ディーゼル発電機海水系のポンプ等の故障による2C・2D D/G又はHPCS D/	
	Gのディーゼル機関の冷却機能喪失により、2C・2D D/G又はHPCS D/Gによ	
	る非常用所内電気設備への給電ができない場合は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海	
	水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の冷却機能の代替手段として、可搬	
	型代替注水大型ポンプにより2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプ	
	レイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、各ディーゼル機関を冷却することで、2	
	C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する手段がある。	
	なお、審査基準及び基準規則の要求機能ではないため自主対策として位置 <mark>付ける</mark> が、重	
	大事故等時において電源給電機能の復旧が期待できる。	
	2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

備考

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能の復旧で 使用する設備は以下のとおり。系統概要図を第1.14.1-5図に示す。

- 2 C D/G
- 2 D D/G
- · HPCS D/G
- ・可搬型代替注水大型ポンプ

(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備

「1.14.1(2) b. (a) i) 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電」で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置は重大事故等対処設備として位置付ける。 「1.14.1(2) b. (a) ii) 可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電」で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車は重大事故等対処設備として位置付ける。

東海第二

「1.14.1(2) b. (b) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電」で使用する設備のうち、HPCS D/G、M/C HPCS及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは重大事故等対処設備として位置付ける。

「1.14.1(2) b. (c) 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の電源給電機能の復旧」で使用する設備のうち、2 C・2 D D/G及びHPCS D/Gは重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、交流電源が喪失した場合においても炉心の著しい損 傷等を防止するために必要な電力を確保できる。

また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

• M/C 2 E

・可搬型代替注水大型ポンプ

車両の移動、設置及びホース接続等に時間を要し、想定する事故シーケンスに対して有効性を確認できないが、2C・2D D/G又はHPCS D/Gが使用可能な場合は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、第一ガスタービン発電機、第一ガスタービン発電機用燃料タンク、第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ、第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁、第一ガスタービン発電機~非常用高圧母線 C 系及び D 系電路、第一ガスタービン発電機~AM 用 MCC 電路、軽油タンク、軽油タンク出口ノズル・弁、ホース及びタンクローリ(16kL)は重大事故等対処設備として位置付ける。

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、電源車、電源車〜緊急用電源 切替箱接続装置〜非常用高圧母線 C 系及び D 系電路、電源車〜動力変圧器 C 系〜非常用高圧 母線 C 系及び D 系電路、電源車〜緊急用電源切替箱接続装置〜AM 用 MCC 電路、電源車〜AM 用 MCC 電路、電源車〜C 素路、電源車〜C 素路、電源車〜C 素路、電源車〜C 素路、電源車〜C 素路、軽油タンク、軽油タンク出口ノズル・弁、ホース及びタンクローリ(AkL)は重大事故等対処設備として位置付ける。

号炉間電力融通電気設備による給電で使用する設備のうち、号炉間電力融通ケーブル(常設)、 号炉間電力融通ケーブル(可搬型)、 号炉間電力融通ケーブル(常設)~非常用高圧母線 C 系及び D 系電路及び号炉間電力融通ケーブル(可搬型)~非常用高圧母線 C 系及び D 系電路は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、 設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した 場合においても、 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。

また, 以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため, 自主対 策設備として位置付ける。あわせて, その理由を示す。

・第二ガスタービン発電機, 荒浜側緊急用高圧母線を経由する電路, 大湊側緊急用高圧母線を経由する電路

耐震性は確保されていないが、第一ガスタービン発電機と同等の機能を有することから、 第二ガスタービン発電機及び電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

・電源車 (荒浜側緊急用高圧母線に接続する場合)

容量が小さく、電路の耐震性は確保されていないが、第一ガスタービン発電機及び第 二ガスタービン発電機による給電ができない場合において、重大事故等の対処に必要な 電源を確保するための手段として有効である。 ・M/C 2 E は, 東海第二常用 電源設備。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

発電機海水系に海水を送水し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉 心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の冷却機能を確保することで、2C・2D D/ G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧できるため、事故対応に必要な電源を確 保するための手段として有効である。

東海第二

- b. 代替電源(直流)による対応手段及び設備
 - (a) 代替直流電源設備による給電

設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設 備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止 するために必要な電力を確保する。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

i. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による給電

非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合 は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、 所内蓄電式直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。

所内蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14.3 図及び第1.14.4 図に示す。

- ・直流 125V 蓄電池 A
- ・直流 125V 蓄電池 A-2
- AM 用直流 125V 蓄電池
- ・直流 125V 充電器 A
- ・直流 125V 充電器 A-2
- ・AM 用直流 125V 充電器
- ・直流 125V 蓄電池及び充電器 A~直流母線電路
- ・直流 125V 蓄電池及び充電器 A-2~直流母線電路
- ・AM 用直流 125V 蓄電池及び充電器~直流母線電路

また,所内蓄電式直流電源設備には,共通要因によって非常用直流電源設備 A 系, B 系,

- c. 交流電源及び直流電源喪失時の対応手段及び設備
- (a) 代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電

外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により直流125V充電器A・Bの交流入力電源 が喪失した場合は、代替直流電源設備である所内常設直流電源設備(又は可搬型代替直流 電源設備)により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する手段 がある。

また、所内常設直流電源設備には、非常用所内電気設備である直流125V主母線盤HPC S及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへ給電する手段がある。

i) 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電

外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により非常用所内電気設備である直流125V 充電器A・Bの交流入力電源が喪失した場合は、所内常設直流電源設備である125V系蓄 電池 A系・B系により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤 2 A・2 Bへ無停電 で給電する手段がある。

また、所内常設直流電源設備には、非常用所内電気設備である直流125V主母線盤HP CS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへ無停電で給電する手段がある。

125V系蓄電池A系・B系は、自動給電開始から1時間以内に中央制御室において簡易な 操作でプラントの状態監視に<mark>必要な負荷以外</mark>を切り離すことにより8時間,その後,中央 制御室外において必要な負荷以外を切り離すことで、常設代替交流電源設備(又は可搬 型代替交流電源設備)による給電を開始するまで最大24時間にわたり、直流125V主母線 **盤2A・2Bへ給電する。**

所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電で使用する設備は以下のと おり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。

- ·125V系蓄電池A系
- ·125V系蓄電池B系
- ·125V系蓄電池HPCS系
- 中性子モニタ用蓄電池A系
- ・中性子モニタ用蓄電池B系

・東海第二は、設計基準事故対 処設備と重大事故等対処設備 の蓄電池を兼用している。

備考

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

C 系及びD系の安全機能と同時に機能が喪失することがないよう物理的に分離を図った常設代替直流電源設備があり、その常設代替直流電源設備により重大事故等時の対応に必要な直流設備へ給電する手段がある。

常設代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14.3 図及び第1.14.4 図に示す。

- ・AM 用直流 125V 蓄電池
- ・AM 用直流 125V 充電器
- ・AM 用直流 125V 蓄電池及び充電器~直流母線電路
- ii. 可搬型直流電源設備による給電

非常用交流電源設備の故障,所内蓄電式直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、電源車、代替所内電気設備及びAM用直流 125V 充電器を組み合わせた可搬型直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。

可搬型直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14.2 図, 第 1.14.3 図及び第 1.14.4 図に示す。

- 電源車
- · AM 用直流 125V 充電器
- ・電源車~緊急用電源切替箱接続装置~AM 用直流 125V 充電器~直流母線電路
- ・電源車~AM 用動力変圧器~AM 用直流 125V 充電器~直流母線電路
- ・電源車~荒浜側緊急用高圧母線~AM 用直流 125V 充電器~直流母線電路
- 軽油タンク
- 軽油タンク出口ノズル・弁
- ・ホース
- ・タンクローリ (4kL)

ii) 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電

所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に常設代替交流電源設備による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めず、125V系蓄電池A系・B系が枯渇するおそれがある場合は、125V系蓄電池A系・B系の電源給電機能の代替手段として、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A(又は2B)へ給電する手段がある。

東海第二

可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電に使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。

- 可搬型代替低圧電源車
- 可搬型整流器

(b) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電

外部電源喪失, 2 C・2 D D/G及びM/C 2 C・2 D の故障により,非常用所内電気設備である直流125V充電器 A・B の交流入力電源が喪失している状態で,設計基準事故対処設備であるHPCS D/G,非常用所内電気設備であるM/C HPCS及び常用所内電気設備である直流125V予備充電器の使用が可能であって,さらにHPCSポンプの停止が可能な場合は,2 C・2 D D/Gの電源給電機能の代替手段として,HPCS D/GからM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由して非常用所内電気設備である直流125V主母線盤 2 A(又は 2 B)へ給電する手段がある。

HPCS D/Gによる直流125V主母線盤 2A (又は 2B) への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。

・予備充電器を用いた非常用所 内電気設備である直流 125V 主 母線盤2A(又は2B)への給 電。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	· HPCS D/G	
	·M/C HPCS	
	・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	
	・直流125V 予備充電器	
iii. 直流給電車による給電		・東海第二に該当設備なし
非常用交流電源設備の故障, 所内蓄電式直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備		
への給電ができない場合は、直流給電車及び電源車の組み合わせにより直流設備へ給電す		
る手段がある。		
直流給電車による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.3 図及び		
第 1. 14. 4 図に示す。		
・直流給電車		
• 電源車		
・電源車~直流給電車~ 直流母線電路		
軽油タンク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
・軽油タンク出口ノズル・弁		
ホース		
・タンクローリ (4kL)		Looke Marine Committee Com
(b) 号炉間連絡ケーブルを使用した直流電源確保		・東海第二は、単機プラントで
交流電源及び直流電源の喪失により設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電		ある。よって対象外。
機が起動できない場合は、他号炉の非常用モータ・コントロール・センタから自号炉の非常		
用モータ・コントロール・センタへ給電することにより非常用ディーゼル発電機の起動に必要なままままでは、大力によることにより非常用ディーゼル発電機の起動に必要なまままます。		
要な直流電源(制御電源)を確保する手段がある。		
号炉間連絡ケーブルを使用した直流電源確保で使用する設備は以下のとおり。 ・号炉間連絡ケーブル		
・	(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備	
(C) 単八争以等対処設備と日主対象設備 所内蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備のうち, 直流 125V 蓄電池 A, 直流 125V	(c) 重人争成等対処設備と日主対象設備 「1.14.1(2) c. (a) i) 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電	
新電池 A-2, AM 用直流 125V 蓄電池, 直流 125V 充電器 A, 直流 125V 充電器 A-2, AM 用直流	で使用する設備のうち、125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池	
電電池 A 2, AM 角色流 125V 雷電池, 直流 125V 光電器 A, 直流 125V 光電器 A 2, AM 角色流 125V 充電器, 直流 125V 蓄電池及び充電器 A 直流母線電路, 直流 125V 蓄電池及び充電器 A	A系・B系は重大事故等対処設備として位置付ける。	
- 2~直流母線電路及び AM 用直流 125V 蓄電池及び充電器~直流母線電路は重大事故等対処	AM DMは重八事成号が定欧州として匠匠 <mark>でする。</mark>	
設備として位置付ける。		
常設代替直流電源設備による給電で使用する設備のうち、AM 用直流 125V 蓄電池、AM 用直		
流 125V 充電器及び AM 用直流 125V 蓄電池及び充電器~直流母線電路は重大事故等対処設備		
として位置付ける。		
可搬型直流電源設備による給電で使用する設備のうち、電源車、AM 用直流 125V 充電器、	「1.14.1(2) c. (a) ii) 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給	
電源車~緊急用電源切替箱接続装置~AM 用直流 125V 充電器~直流母線電路, 電源車~AM 用	電」で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は重大事故等対処設	
動力変圧器~AM 用直流 125V 充電器~直流母線電路,軽油タンク,軽油タンク出口ノズル・	備として位置 <mark>付ける</mark> 。	
弁,ホース及びタンクローリ(4kL)は重大事故等対処設備として位置付ける。	「1.14.1(2) c. (b) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

黄色塗りつぶし: 11 月 7 日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

への給電」で使用する設備のうち、HPCS D/G、M/C HPCS及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは重大事故等対処設備として位置付ける。

東海第二

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、直流電源が喪失した場合においても炉心の著しい損 傷等を防止するために必要な電力を確保できる。

また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

·直流125V予備充電器

耐震 S ρ ラスではなく S s 機能維持を担保できないが、直流125V充電器 $A \cdot B$ と同等の出力電流 (420A) を有しており、健全性が確認できた場合は電源融通電路として使用できることから、事故対応に必要な電源を確保するための手段として有効である。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は, 審査基準及び基準規則に 要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により, 設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても, 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。

また, 以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため, 自主対 策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

・電源車 (荒浜側緊急用高圧母線に接続する場合)

容量が小さく, 電路の耐震性は確保されていないが, 建屋近傍以外の箇所に電源車を接続して直流電源を確保する手段として有効である。

· 直流給電車

給電開始までに時間を要するが、 給電が可能であれば重大事故等の対処に必要とな る直流電源を確保するための手段として有効である。

・号炉間連絡ケーブル

号炉間融通によって確保できる電源の容量は小さく、使用用途及び使用条件が限定されるが、 直流電源の喪失が原因で非常用ディーゼル発電機を起動することができない場合において、 非常用ディーゼル発電機の起動のために必要な直流電源(制御電源) を確保するための手段として有効である。

- c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備
 - (a) 代替所内電気設備による給電

設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備、第二代替交流電源設備、 号炉間電力融通電気設備又は可搬型代替交流電源設備から給電する手段がある。

なお,非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は,重大事故等が発生した場合において, 共通要因で同時に機能を喪失することなく,少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性 を確保する設計とする。

代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14.2 図に示す。

- 緊急用断路器
- 荒浜側緊急用高圧母線
- 大湊側緊急用高圧母線
- •緊急用電源切替箱断路器
- 緊急用電源切替箱接続装置
- ・AM 用動力変圧器
- AM 用 MCC
- · AM 用切替盤

d. 非常用所内電気設備機能喪失時の対応手段及び設備

非常用所内電気設備の電源給電機能が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替 交流電源設備(又は可搬型代替交流電源設備)及び代替直流電源設備である常設代替直流電 源設備(又は可搬型代替直流電源設備)から代替所内電気設備へ給電する手段がある。

なお、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等時において、共通要因である地震、津波、火災及び溢水により同時に機能を失うことなく、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
・AM 用操作盤		
• 非常用高圧母線 C 系		
• 非常用高圧母線 D 系		
	(a) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電	
	i) 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電	
	非常用所内電気設備の電源給電機能が喪失し,「1.14.1(2) b. (a) i) 常設代替交	
	流電源設備による非常用所内電気設備への給電」ができない場合の代替手段として,常	
	設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置から代替所内電気設備である緊急用M	
	/Cへ給電する手段がある。	
	常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電に使用する設備は以下のとお	
	り。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。	
	• 常設代替高圧電源装置	
	・緊急用M/C	
	ii) 可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電	
	非常用所内電気設備の電源給電機能が喪失し,「1.14.1(2) d. (a) i) 常設代替交	
	流電源設備による代替所内電気設備への給電」ができない場合の代替手段として,可搬	
	型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から代替所内電気設備である緊急用P	
	/Cへ給電する手段がある。	
	可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電に使用する設備は以下のと	
	おり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。	
	• 可搬型代替低圧電源車	
	・緊急用 P / C	
	(b) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	
	i) 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	
	非常用所内電気設備の電源給電機能が喪失し,「1.14.1(2) c. (a) i) 所内常設直	
	流電源設備による非常用所内電気設備への給電」ができない場合の代替手段として,常	
	設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池により代替所内電気設備である緊急用直	
	流125V主母線盤へ無停電で給電する手段がある。	
	また,通常待機時において非常用所内電気設備から代替所内電気設備へ常時給電され	
	るが,外部電源, <mark>2C・2D D/G</mark> 及び非常用所内電気設備の電源給電機能の喪失によ	
	り代替所内電気設備である緊急用直流125V充電器の交流入力電源が喪失した場合に,常	
	設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置(又は可搬型代替交流電源設備である	
	可搬型代替低圧電源車)による給電を開始するまで、直流負荷の切り離しをせずに最大	
	24時間にわたり、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池から代替所内電気設	
	備である緊急用直流125V主母線盤へ無停電で直流電源が給電される。	
	常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電に使用する設備は以下のとお	
	り。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

・緊急用125V系蓄電池	
・緊急用直流125V主母線盤	
ii) 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	
非常用所内電気設備の電源給電機能が喪失し,常設代替直流電源設備である緊急用	
125V系蓄電池から代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始	7
ら24時間以内に代替交流電源設備により緊急用直流125V充電器の交流入力電源の復旧	2
見込めず,緊急用125V系蓄電池が枯渇するおそれがある場合は,「1.14.1(2) d. (b)	
i) 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電」の代替手段として、「	ı
搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備から代表	+
所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤へ給電する手段がある。	
可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電に使用する設備は以下の	-
おり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。	
・可搬型代替低圧電源車	
• 可搬型整流器	
・緊急用直流125V主母線盤	
(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 (c) 重大事故等対処設備	
代替所内電気設備による給電で使用する設備のうち、緊急用断路器、緊急用電源切替箱断 「1.14.1(2) d. (a) i) 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電」	2
路器, 緊急用電源切替箱接続装置,AM 用動力変圧器,AM 用 MCC,AM 用切替盤,AM 用操作 使用する設備のうち,常設代替高圧電源装置及び緊急用M/C は重大事故等対処設備と	
盤,非常用高圧母線 C 系及び非常用高圧母線 D 系は重大事故等対処設備として位置付ける。 置 <mark>付ける</mark> 。	
「1.14.1(2) d. (a) ii) 可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電」	
で使用する設備のうち、可搬型代替低圧電源車及び緊急用P/Cは重大事故等対処設備	
していません。 Company of the Company of	
「1.14.1(2) d. (b) i) 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電」	
使用する設備のうち,緊急用125V系蓄電池及び緊急用直流125V主母線盤は重大事故等対象	
した。 - 設備として位置 <mark>付ける</mark> 。	
「1.14.1(2) d. (b) ii) 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	
で使用する設備のうち,可搬型代替低圧電源車,可搬型整流器及び緊急用直流125V主母線	
これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要と原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要と原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要と原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要と原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要と原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要と原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要と原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているの機能要と原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているのでは、またの機能要と原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要しているのでは、またのではでは、またのではではではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのではでは、ま	_
求される設備が全て網羅されている。	
以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が機 以上の重大事故等対処設備により、非常用所内電気設備の電源給電機能が喪失した場合	ì
能喪失した場合においても,炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できした場合においても炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。	
る。	
また, 以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため, 自主対	・東海第二は,常設代替高圧電
策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。	源装置が一箇所に設置されて
・荒浜側緊急用高圧母線を経由する電路,大湊側緊急用高圧母線を経由する電路	いることから該当しない。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

備考

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

耐震性は確保されていないが、健全性が確認できた場合は第一ガスタービン発電機 と同等の機能を有する第二ガスタービン発電機を使用した給電が可能となることから、 重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

- d. 燃料補給のための対応手段及び設備
 - (a) 燃料補給設備による給油

重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、燃料補給設備により給油する手段がある。

燃料補給設備による給油で使用する設備は以下のとおり。

- 軽油タンク
- ・軽油タンク出口ノズル・弁
- ・ホース
- ・タンクローリ (4kL)

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

燃料補給設備による給油で使用する設備のうち,軽油タンク,軽油タンク出口ノズル・弁,ホース及びタンクローリ(4kL)は重大事故等対処設備として位置付ける。

e. 燃料給油時の対応手段及び設備

- (a) 燃料給油設備による各機器への給油
 - i) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油

重大事故等の対処に必要となる可搬型代替低圧電源車,可搬型代替注水大型ポンプ, 窒素供給装置用電源車及び可搬型代替注水中型ポンプ等に対して,可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを使用し,燃料を給油する手段がある。

東海第二

- 可搬型設備用軽油タンク
- ・タンクローリ
- ii) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油

重大事故等の対処に必要となる常設代替高圧電源装置に対して、燃料給油設備である 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより自動で燃料を給油する 手段がある。

軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備は以下のとおり。

- ・軽油貯蔵タンク
- 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ

なお,外部電源喪失時に,常設代替高圧電源装置に燃料を給油するため,通常待機時に閉としている軽油貯蔵タンク出口弁を開とし,常設代替高圧電源装置への燃料流路を 構成することとする。

iii) 軽油貯蔵タンクから 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油

重大事故等時に設計基準事故対処設備である2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全であれば、2C・2D D/G及びHPCS D/Gに対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより自動で燃料を給油する手段がある。

軽油貯蔵タンクから $2C \cdot 2D D/G$ 及びHPCS D/Gへの給油で使用する設備は以下のとおり。

- ・軽油貯蔵タンク
- ・2 C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ
- ・2 D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ
- (b) 重大事故等対処設備

「1.14.1(2) e. (a) i) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油」で使用する設備のうち、可搬型設備用軽油タンク、タンクローリは重大事故等対処設備と位置付け

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

備考

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

「1.14.1(2) e. (a) ii) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油」で使用 する設備のうち、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは重大事故等 対処設備と位置付ける。

東海第二

「1.14.1(2) e. (a) iii) 軽油貯蔵タンクから 2 C · 2 D非常用ディーゼル発電機及び 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油」で使用する設備のうち、軽油貯蔵タン ク、<mark>2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</mark>及び<mark>高圧炉心スプレイ系ディーゼ</mark> ル発電機燃料移送ポンプは重大事故等対処設備と位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に 要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により,事故対応に必要な設備の燃料を確保し,運転を継続す ることができる。

f . 手順等

上記「1.14.1(2) a. 設計基準事故対処設備を使用した対応手段及び設備」,「1.14.1(2) b. 交流電源喪失時の対応手段及び設備」,「1.14.1(2) c. 交流電源及び直流電源喪失時の 対応手段及び設備 | 、「1.14.1(2) d. 非常用所内電気設備機能喪失時の対応手段及び設備 | 及び「1.14.1(2) e. 燃料給油時の対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を 整備する。

これらの手順は、運転員等^{※2}及び重大事故等対応要員の対応として「非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース)」, 「非常時運転手順書Ⅱ(停止時徴候ベース)」, 「AM設備別操作手順 書」及び「重大事故等対策要領」に定める(第1.14.1-1表)。

また、事故時に監視が必要となる計器及び他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本 条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する(第1.14.1-2表)。

※2 運転員等:運転員(当直運転員)及び重大事故等対応要員(運転操作対応)をいう。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されてい る。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

以上の重大事故等対処設備により, 重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し, 必要 な期間運転を継続することができる。

e. 手順等

上記「a. 代替電源(交流)による対応手段及び設備」,「b. 代替電源(直流)による対 応手段及び設備」,「c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備」及び「d. 燃料補給の ための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、運転員及び緊急時対策要員の対応として事故時運転操作手順書(徴候べー ス) (以下「EOP」という。),事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース)(以下「停止時 EOP という。), AM 設備別操作手順書及び多様なハザード対応手順に定める(第1.14.1表)。 また、 重大事故等時に監視が必要となる計器ついても整理する(第1.14.2表)。

さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連 性についても整理する。

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
1.14.2 重大事故等時の手順	1.14.2 重大事故等時の手順	
	1.14.2.1 設計基準事故対処設備を使用した対応手順	
	(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電	
	2 C・2 D D/G及びHPCS D/Gが健全な場合は、自動起動信号(非常用高圧母線	
	電圧低)による起動,又は中央制御室から起動し,非常用所内電気設備であるM/C 2 C・	
	2 D・HPCSに給電する。	
	(a) 手順着手の判断基準	
	【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの起動の判断基準】	
	外部電源が喪失した場合又はM/C 2C・2D・HPCSの <mark>母線</mark> 電圧がないことを確	
	認した場合	
	【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御室からの起動の判断基準】	
	2C・2D D/G及びHPCS D/Gが自動起動しなかった場合	
	(b) 操作手順	
	非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとお	
	り。手順の対応フローを第1.14.2.7-1図に,系統概要図を第1.14.2.1-1図に,タ	
	イムチャートを第1.14.2.1-2図に示す。	
	【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの起動の判断基準】	・2 C・2 D D/G及びHPC
	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に2C・2D D/G及びHPC	S D/Gが自動起動した場合
	S D/Gによる非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。	
	② 運転員等は、発電長に2C・2D D/G及びHPCS D/Gが自動起動信号(非	
	常用高圧母線電圧低)により起動し、受電遮断器が投入された(M/C 2C・2	
	D・HPCSが給電する)ことを報告する。	
	【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御室からの起動】	
	③ 発電長は、手順着手の判断に基づき、運転員等に2C・2D D/G及びHPCS	
	D/Gを中央制御室から起動させ、非常用所内電気設備への給電開始を指示する。	
	④ 運転員等は、発電長に中央制御室にて2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起	
	動し、受電遮断器が投入した(M/C 2C・2D・HPCSが給電した)ことを報	
	告する。	
	(c) 操作の成立性	
	【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの起動】	
	中央制御室運転員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D	
	D/G 及び H P C S D/G を起動し、受電遮断器が投入される(M/C 2 C \cdot 2 D \cdot	
	HPCSが給電する)ことの確認完了までの所要時間を1分以内と想定する。	
	【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御室からの起動】	
	中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合,作業開始を判	
	断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入(M/	
	C 2C・2D・HPCSが給電する) 完了まで2分以内と想定する。	

3. 第二ガスタービン発電機 (大湊側緊急用 M/C 経由)

7. 電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続)

4. 号炉間電力融通ケーブル(常設)5. 号炉間電力融通ケーブル(可搬型)6. 電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

【刈家頃日:1.14 竜源の確保に関する手順寺】	典巴室リーフルレー 	: 11 月 7 日からの変更点記載
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため,速やかに対応でき	
	る。	
	なお、 $2C$ D/G又は $2D$ D/Gが $2C$ ・ $2D$ 非常用ディーゼル発電機海水系への	
	代替送水等により使用可能だが、常設代替高圧電源装置及び残留熱除去系海水系ポンプ	
	の機能が喪失している場合には,代替循環冷却系及び緊急用海水系による原子炉冷却を	
	行うために、非常用交流電源設備による代替所内電気設備への給電を行う。	
1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順	1.14.2.2 交流電源喪失時の対応手順	
(1) 代替交流電源設備による給電	(1) 代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電	
a. 第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C系及び M/C D系	a. 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電	
受電		
送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合、並びに	通常待機時は,非常用所内電気設備であるM/C 2C(又は2D)から代替所内電気設備	・東海第二の常設代替交流電源
外部電源及び非常用ディーゼル発電機による給電が見込めない場合に、発電用原子炉及び使用	に給電しているが、外部電源が喪失した場合は、M/C 2C (又は2D) から受電している	設備は、1セットである。
済燃料プールの冷却,原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる非常用高圧母線 D 系(以	連絡遮断器が開放し、代替所内電気設備が停電するため、常設代替交流電源設備である常設	
下「M/C D 系」という。)の電源を復旧する。原子炉圧力容器への注水に必要な負荷への給電	代替高圧電源装置(2台)により代替所内電気設備である緊急用M/C,緊急用P/Cに給電	
は、M/C D 系を受電することにより電源が供給されるため、M/C D系受電後は原子炉圧力容器	する。	
への注水を優先させ,その後に非常用高圧母線 C 系(以下「M/C C 系」という。)へ給電する。	なお,その後,代替所内電気設備の機能に期待した対応を行っていない場合,かつ,2	
M/C C 系受電操作完了後,直流 125V 充電器盤及び中央制御室監視計器へ交流電源を供給す	$C \cdot 2D$ D/Gが起動可能な場合($2C \cdot 2D$ D/Gが起動中の場合も含む)において	
る。	は、24時間以内に常設代替直流電源設備への給電を2C D/G(又は2D D/G)に切り	
第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機の起動操作を並行で行い、第一ガスタ	替えてから起動した常設代替高圧電源装置(2台)を停止し,待機状態にさせる。	
ービン発電機による給電を行う。第一ガスタービン発電機による給電ができない場合は,第二	外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失し	
ガスタービン発電機(荒浜側緊急用高圧母線(以下「荒浜側緊急用 M/C」という。)経由)に	た場合は、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置(3台)の追加により代替所内	
よる給電を行う。第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由)による給電ができない場	電気設備である緊急用M/Cを経由して非常用所内電気設備であるM/C 2C (又は2D)	
合は、第二ガスタービン発電機の起動状態が正常で大湊側緊急用高圧母線(以下「大湊側緊急	、 へ給電する。	
用 M/C」という。)を経由した電路が健全であれば,第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用		
M/C 経由)による給電を行う。第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機による給		
電ができず、号炉間電力融通ケーブルを使用した電力融通ができない場合は、荒浜側緊急用 M/C		
を経由した電路が健全であれば、 電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による給電を行う。		
代替交流電源設備による M/C C 系及び M/C D 系への給電の優先順位は以下のとおり。		
1. 第一ガスタービン発電機		
2. 第二ガスタービン発電機 (荒浜側緊急用 M/C 経由)		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

8. 電源車 (緊急用電源切替箱接続装置に接続)

なお、優先 4 及び優先 5 の手順については「c. 号炉間電力融通ケーブルを使用した M/C C 系又は M/C D 系受電」にて、優先 7 及び優先 8 の手順については「b. 電源車による P/C C 系 及び P/C D 系受電」にて整備する。

また、上記給電を継続するために第一ガスタービン発電機用燃料タンク、第二ガスタービン発電機用燃料タンク及び電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「1.14.2.4燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失により M/C C 系及び M/C D 系へ給電できない場合。

「第二ガスタービン発電機 (大湊側緊急用 M/C 経由) による給電の判断基準]

外部電源, 非常用ディーゼル発電機及び第一ガスタービン発電機による給電ができない状況において, 第二ガスタービン発電機の起動状態が正常であるが, 荒浜側緊急用 M/C を経由した電路が使用できない場合。

「電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による給電の判断基準]

外部電源, 非常用ディーゼル発電機, 第一ガスタービン発電機, 第二ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブルによる給電ができない状況において, 荒浜側緊急用 M/C を経由した電路が健全である場合。

(b) 操作手順

第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14.5 図及び第 1.14.6 図に,概要図を第 1.14.7 図に,タイムチャートを第 1.14.8 図から第 1.14.11 図に示す。

また、上記給電を継続するために常設代替高圧電源装置への燃料給油を実施する。燃料の 給油手順については、「1.14.2.5 燃料給油時の対応手順」にて整備する。

東海第二

(a) 手順着手の判断基準

【常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動の判断基準】

外部電源喪失、2C・2D D/G又はM/C 2C・2Dの故障による非常用所内電気設備の電源給電機能喪失により緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合

【常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動の判断基準】

常設代替高圧電源装置(2台)の遠隔操作回路の故障等により中央制御室からの起動ができない場合

【代替所内電気設備受電の判断基準】

常設代替高圧電源装置(2台)の運転状態において発電機の電圧(6,600V±10%)及び 周波数(50Hz±5%)が許容範囲内にある場合

【常設代替高圧電源装置 (3台) の中央制御室からの追加起動の判断基準】

外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失した場合

【常設代替高圧電源装置(3台)の現場からの追加起動の判断基準】

常設代替高圧電源装置(3台)の遠隔操作回路の故障等により中央制御室からの起動ができない場合

【非常用所内電気設備受電の判断基準】

常設代替高圧電源装置(5台)((3台)追加起動時)の運転状態において発電機の電圧(6,600V±10%)及び周波数(50Hz±5%)が許容範囲内にある場合

(b) 操作手順

常設代替高圧電源装置 (2台) による代替所内電気設備への給電手順及び常設代替高圧電源装置 (3台) による代替所内電気設備を経由した非常用所内電気設備への給電手順の概要 は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.7-1図に、系統概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。

また、常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備(M/C 2C(又は2D))への給電時の中央制御室における動的負荷の自動起動防止措置対象機器リストを添付資料1.14.4-1に、可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備(P/C 2C(又は2D))への給電時の中央制御室における動的負荷の自動起動防止措置対象機器リストを添付資料1.14.4-2に、代替交流電源設備による非常用所内電気設備(M/C 2D)への給

・東海第二は、代替所内電気設備へ常設代替交流電源設備にて給電を行うため、外部電源喪失時には起動させる必要がある

備考

・東海第二は、外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失した場合、常設代替交流電源設備から代替所内電気設備を介してM/C 2C・2Dへ給電することから、代替所内電気設備に給電するための常設代替高圧電源装置2台に加え、M/C 2C・2Dへ給電するために常設代替高圧電源装置3台を追加で起動される必要がある。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6/7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)

- ①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に第一ガスタービン発電機による給電準備開始及び M/C D 系、AM 用 MCC 及び M/C C 系受電準備開始を指示する。
- ②緊急時対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策要員に第二ガスタービン 発電機による給電準備開始を指示する。
- ③中央制御室運転員 A は、給電準備として第一ガスタービン発電機を起動し、当直副長に報告する。
- ④緊急時対策要員は、第二ガスタービン発電機設置場所及び荒浜側緊急用 M/C 設置場所に 到着後、外観点検により第二ガスタービン発電機及び電路の健全性を確認し、給電のた めの電路を構成する。
- ⑤°第一ガスタービン発電機による M/C C 系及び M/C D 系受電の場合 中央制御室運転員 B は、受電前準備として M/C D 系、P/C D 系及び AM 用 MCC の負荷の遮 断器を「切」とし、動的機器の自動起動防止のためコントロールスイッチ(以下「CS」 という。)を「切」又は「切保持」とする。
- ⑤b~d第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電の場合 中央制御室運転員 A 及び B は、受電前準備として M/C D 系、P/C D 系、AM 用 MCC、M/C C 系及び P/C C 系の負荷の遮断器を「切」とし、動的機器の自動起動防止のため CS を「切」 又は「切保持」とする。
- ⑥^a 第一ガスタービン発電機による M/C C 系及び M/C D 系受電の場合 現場運転員 C 及び D は、M/C D 系及び P/C D 系の受電前準備として、あらかじめ定めら れた負荷以外の遮断器を「切」とする。
- ⑥ b~d 第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電の場合 現場運転員 C 及び D は, M/C D 系, P/C D 系及び AM 用 MCC の負荷抑制のため,あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とし,当直副長に M/C D 系の受電準備完了を報告する。
- ⑦°第一ガスタービン発電機による M/C C 系及び M/C D 系受電の場合 現場運転員 E 及び F は、M/C D 系及び P/C D 系の機器作動防止のため、あらかじめ定め られた負荷以外の遮断器を「切」とし、当直副長に M/C D 系の受電準備完了を報告する。
- ⑦^{b~d}第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電の場合 現場運転員 E 及び F は,M/C C 系,P/C C 系の負荷抑制のため,あらかじめ定められた 負荷以外の遮断器を「切」とし,当直副長に M/C C 系の受電準備完了を報告する。
- ⑧緊急時対策要員は,第二ガスタービン発電機を起動後,給電準備完了を緊急時対策本部 に報告する。
- ⑨当直副長は、被災状況を確認し、第一ガスタービン発電機又は第二ガスタービン発電機 のどちらで給電するかを判断する。

「優先1. 第一ガスタービン発電機による M/C C 系及び M/C D 系受電の場合]

⑩ 当直副長は、運転員に第一ガスタービン発電機による給電開始を指示する。

電時の現場による受電前準備操作対象リストを添付書類1.14.5-2に示す。

【常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動の場合】

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替高圧電源装置(2台)の 中央制御室からの起動を指示する。
- ② 運転員等は、中央制御室にて常設代替高圧電源装置(2台)を起動し、発電長に常設代 替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動が完了したことを報告する。 **1 ・*1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦へ

【常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動の場合】

- ③ 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動を依頼する。
- ④ 災害対策本部長<mark>代理</mark>は,重大事故等対応要員に常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動を指示する。
- ⑤ 重大事故等対応要員は、屋外(常設代替高圧電源装置置場)にて常設代替高圧電源装置(2台)を起動し、災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置(2台)の起動が完了したことを報告する。
- ⑥ 災害対策本部長<mark>代理</mark>は、発電長に常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動が完了したことを連絡する。

【代替所内雷気設備受雷】

- ⑦ 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替高圧電源装置(2台)による代替所内電気設備への給電開始を指示する。
- ⑧ 運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/C、 緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。
- ⑨ 運転員等は、中央制御室にて緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な 負荷へ給電する(又は給電を確認する)。
- ⑩ 運転員等は、発電長に常設代替高圧電源装置(2台)による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。

【常設代替高圧電源装置(3台)の中央制御室からの追加起動の場合】

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替高圧電源装置(3台)の 中央制御室からの追加起動を指示する。
- ② 運転員等は、中央制御室にて常設代替高圧電源装置(3台)を追加起動し、発電長に常設代替高圧電源装置(3台)の中央制御室からの追加起動が完了したことを報告する。

※2 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑰へ

【常設代替高圧電源装置(3台)の現場からの追加起動の場合】

- ③ 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置(3台)の現場からの追加起動を依頼する。
- ④ 災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に常設代替高圧電源装置(3台)の現場か

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

黄色塗りつぶし: 11 月 7 日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

- ① 中央制御室運転員 A は,第一ガスタービン発電機から給電するための遮断器を「入」とし,第一ガスタービン発電機から給電が開始されたことを当直副長に報告する。
- ②。当直副長は、運転員にM/CD系の受電開始を指示する。
- ③ 現場運転員 C 及び D は、M/C D 系緊急用電源母線連絡の遮断器を「入」とし、M/C D 系、P/C D 系、MCC D 系及び AM 用 MCC の受電操作を実施する。
- ④ª 現場運転員C及びDは、外観点検によりM/C D系、P/C D系、MCC D系及びAM 用 MCC の受電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。
- ⑤ 中央制御室運転員 B は、受電前準備として M/C C 系及び P/C C 系の負荷の遮断器を「切」とし、動的機器の自動起動防止のため CS を「切」又は「切保持」とする。
- ⑩^a 現場運転員 E 及び F は、M/C C 系、P/C C 系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた 負荷以外の遮断器を「切」とし、当直副長に M/C C 系の受電準備完了を報告する。
- ⑪ª当直副長は、運転員にM/CC系の受電開始を指示する。
- ®^a 現場運転員 E 及び F は、M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器を「入」とし、M/C C 系、P/C C 系及び MCC C 系の受電操作を実施する。
- (⑨^a 現場運転員 E 及び F は、外観点検により M/C C 系、P/C C 系及び MCC C 系の受電状態に 異常がないことを確認後、当直副長に報告し、直流 125V 充電器盤及び中央制御室監視 計器へ交流電源を供給する。

操作手順については, 「1.14.2.2(1)a. 所内蓄電式直流電源設備による給電」の操作 手順(3)^a~と同様である。

[優先 2. 第二ガスタービン発電機 (荒浜側緊急用 M/C 経由) による M/C C 系及び M/C D 系 受電の場合]

- ⑩^b 当直副長は、運転員に第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由)による M/C D 系への給電のための電路を構成するよう指示する。
- ① 現場運転員 C 及び D は、受電前準備として緊急用電源切替箱断路器にて、M/C D 系への 給電のための電路を構成し、当直副長に M/C D 系の受電準備完了を報告する。
- ② 当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に第二ガスタービン発電機 (荒浜側緊急用 M/C 経由) による M/C D 系への給電を依頼する。
- (③) 緊急時対策本部は、緊急時対策要員に第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由) による給電開始を指示する。
- (4) 緊急時対策要員は、第二ガスタービン発電機から給電するための遮断器を「入」とし、 第二ガスタービン発電機から給電が開始されたことを緊急時対策本部に報告する。
- ⑤ 当直副長は、運転員に M/C D系の受電開始を指示する。
- ⑩^b現場運転員 C 及び D は、M/C D 系緊急用電源母線連絡の遮断器を「入」とし、M/C D 系、P/C D 系、MCC D 系及び AM 用 MCC の受電操作を実施する。
- ① 現場運転員 C 及び D は、外観点検により M/C D 系、P/C D 系、MCC D 系及び AM 用 MCC の受電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告し、M/C C 系受電準備を開始す

らの追加起動を指示する。

⑤ 重大事故等対応要員は,屋外(常設代替高圧電源装置置場)にて常設代替高圧電源装置(3台)を追加起動し,災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置(3台)の追加起動が完了したことを報告する。

東海第二

⑩ 災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高圧電源装置(3台)の現場からの追加起動が完了したことを連絡する。

【非常用所内電気設備受電】

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替高圧電源装置(3台)による緊急用M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電開始を指示する。
- ® 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C(又は2D)の受電前状態において 異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- (9) 運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてM/C 2C(又は2D)及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。
- ② 運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cを経由したM/C 2C (又は2D) 受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C $2C \cdot 2D$ の連絡遮断器を「入」として、M/C 2C (又は2D)、P/C $2C \cdot 2D$ 及びMCC 2C系・2D系を受電する。
- ② 運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C(又は2D)、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する(又は給電を確認する)。
- ② 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C 2 C (又は2 D), P/C 2 C・2 D及びMCC 2 C系・2 D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ② 運転員等は、発電長に常設代替高圧電源装置(3台)による緊急用M/Cを経由した 非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。

また、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C(又は2D)及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
る。		
M/C C 系受電操作手順については,「優先 1. 第一ガスタービン発電機による M/C C 系及		
びM/C D系受電の場合」の操作手順⑪°~⑲°と同様である。		
[優先 3. 第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C 経由)による M/C C 系及び M/C D 系		
受電の場合]		
⑩° 当直副長は,運転員に第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C 経由)による M/C D		
系への給電のための電路を構成するよう指示する。		
⑪° 現場運転員 C 及び D は,受電前準備として緊急用電源切替箱断路器及び緊急用電源切		
替箱接続装置Bにて、M/C C系及びM/C D系への給電のための電路を構成し、当直副長		
に M/C C 系及び M/C D 系の受電準備完了を報告する。		
② 緊急時対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策要員に第二ガスタービ		
ン発電機(大湊側緊急用 M/C 経由)による給電準備開始を指示する。		
③°緊急時対策要員は, 第二ガスタービン発電機設置場所に到着後,外観点検により第二		
ガスタービン発電機及び電路の健全性を確認し,大湊側緊急用 M/C への給電のための電		
路を構成する。		
⑭° 緊急時対策要員は,大湊側緊急用 M/C 設置場所に到着後,外観点検により大湊側緊急		
用 M/C 電路の健全性を確認し,第二ガスタービン発電機による給電のための電路を構		
成し、給電準備が完了したことを緊急時対策本部に報告する。		
⑮° 当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に第二ガスタービン発電機		
(大湊側緊急用 M/C 経由)による M/C D 系への給電を依頼する。		
⑯°緊急時対策本部は,緊急時対策要員に第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C 経		
由) による給電開始を指示する。		
⑩ [°] 緊急時対策要員は,第二ガスタービン発電機から給電するための遮断器を「入」とし,		
第二ガスタービン発電機から給電が開始されたことを緊急時対策本部に報告する。		
⑱° 当直副長は,運転員に M/C D 系の受電開始を指示する。		
⑲°現場運転員 C 及び D は,M/C D 系緊急用電源母線連絡の遮断器を「入」とし,M/C D 系,		
P/C D系,MCC D系及びAM用 MCC の受電操作を実施する。		
②º現場運転員C及びDは,外観点検によりM/CD系,P/CD系,MCCD系及びAM用MCC		
の受電状態に異常がないことを確認後,当直副長に報告し,M/C C 系受電準備を開始す		
る。		
M/C C 系受電操作手順については,「優先 1. 第一ガスタービン発電機による M/C C 系及		
び M/C D 系受電の場合」の操作手順⑪°~⑩°と同様である。		
[優先 6. 電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による M/C C 系及び M/C D 系受電の場合]		
⑩d 当直副長は,手順着手の判断基準に基づき,運転員に M/C D 系受電準備開始を指示す		
る。		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

TOTAL TELEPHONE PROPERTY DESCRIPTION OF THE PROPERTY DESCR		
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
⑪d当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に電源車(荒浜側緊急用 M/C		
経由)によるM/CD系への給電準備開始を依頼する。		
⑫d 緊急時対策本部は,緊急時対策要員に電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による M/C D 系		
給電準備開始を指示する。		
③d 緊急時対策要員は,荒浜側緊急用 M/C 設置場所にて,外観点検により電源車及び電路		
の健全性を確認し、給電のための電路を構成する。		
⑭d当直副長は,運転員に電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による M/C D 系への給電のた		
めの電路を構成するよう指示する。		
⑤ 現場運転員 C 及び D は,受電前準備として緊急用電源切替箱断路器にて,M/C D 系への		
給電のための電路を構成し,当直副長に M/C D 系の受電準備完了を報告する。		
⑯d 緊急時対策要員は,電源車を起動し,給電準備が完了したことを緊急時対策本部に報		
告する。		
⑰d当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に電源車(荒浜側緊急用 M/C		
経由)によるM/C D系への給電を依頼する。		
⑱d 緊急時対策本部は, 緊急時対策要員に電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による給電開		
始を指示する。		
®d緊急時対策要員は、電源車から給電するための遮断器を「入」とし、電源車(荒浜側緊		
急用 M/C 経由) から給電が開始されたことを緊急時対策本部に報告する。		
⑩d当直副長は,運転員に M/C D 系の受電開始を指示する。		
②d現場運転員 C 及び D は、M/C D 系緊急用電源母線連絡の遮断器を「入」とし、M/C D 系、		
P/C D系,MCC D系及びAM 用 MCC の受電操作を実施する。		
②d現場運転員C及びDは、外観点検によりM/CD系、P/CD系、MCCD系及びAM用MCC		
の受電状態に異常がないことを確認後,当直副長に報告し,M/C C 系受電準備を開始す		・東海第二は、代替所内電気設
る。		備へ常設代替交流電源設備に
M/C C 系受電操作手順については、「優先 1. 第一ガスタービン発電機による M/C C 系及		て給電を行うため,外部電源喪
びM/CD系受電の場合」の操作手順⑪º~⑲ºと同様である。		失時には起動させる必要があ
		る。
(c) 操作の成立性		・東海第二は、外部電源喪失及
優先1の第一ガスタービン発電機による M/C C 系及び M/C D 系受電操作は, 1 ユニット当		び2C・2D D/Gの故障に
たり中央制御室運転員2名(操作者及び確認者)及び現場運転員4名にて作業を実施した場		よりM/C 2C・2Dの母線
合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。		電圧が喪失した場合、常設代替
・第一ガスタービン発電機による給電開始まで15分以内で可能である。		交流電源設備から代替所内電
・第一ガスタービン発電機による M/C D 系受電完了まで 20 分以内で可能である。		気設備を介してM/C 2C・
・第一ガスタービン発電機による M/C C 系受電完了まで 50 分以内で可能である。		2 Dへ給電することから、代替
また、6号及び7号炉がプラント停止中の運転員の体制においては、当直副長の指揮のも		所内電気設備に給電するため
と1ユニット当たり中央制御室運転員1名及び現場運転員2名にて作業を実施した場合,作		の常設代替高圧電源装置2台に
業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。		加え, M/C 2C・2Dへ給電

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

以下のとおり。

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 するために常設代替高圧電源 ・第一ガスタービン発電機による給電開始まで25分以内で可能である。 装置3台を追加で起動される必 ・第一ガスタービン発電機による M/C D 系受電完了まで 30 分以内で可能である。 ・第一ガスタービン発電機による M/C C 系受電完了まで 60 分以内で可能である。 要がある。 優先2の第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由)による M/C C 系及び M/C D 系 受雷操作は、1 ユニット当たり中央制御室運転員2名(操作者及び確認者)、現場運転員4 名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからの所要時間は 以下のとおり。 ・第二ガスタービン発電機 (荒浜側緊急用 M/C 経由) による M/C D 系受電完了まで約 75 分 で可能である。 ・第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由)による M/C C 系受電完了まで約80 分で可能である。 (c) 操作の成立性 【常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2台)の起 動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内と想定する。 【常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2 名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代 替高圧電源装置(2台)の起動及び緊急用M/C受電完了までの所要時間を40分以内と想 定する。 【常設代替高圧電源装置(3台)の中央制御室からの起動及び非常用所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(3台)の起 動及びM/C 2C(又は2D)受電完了までの所要時間を92分以内と想定する。 【常設代替高圧電源装置(3台)の現場からの起動及び非常用所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2 名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代 替高圧電源装置(3台)の起動及びM/C 2C(又は2D)受電完了までの所要時間を 88分以内と想定する。

・第二ガスタービン発電機 (大湊側緊急用 M/C 経由) による M/C D 系受電完了まで約85分で可能である。

・第二ガスタービン発電機 (大湊側緊急用 M/C 経由) による M/C C 系受電完了まで約 90 分

優先3の第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C 経由)による M/C C 系及び M/C D 系 受電操作は、1 ユニット当たり中央制御室運転員2名(操作者及び確認者)、現場運転員4 名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

で可能である。

優先6の電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による M/C C 系及び M/C D 系受電操作は、1 ユニット当たり中央制御室運転員2名(操作者及び確認者)、現場運転員4名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。

- ・電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による M/C D 系受電完了まで約95分で可能である。
- ・電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による M/C C 系受電完了まで約100分で可能である。なお、プラント停止中の運転員の体制においては、中央制御室対応は当直副長の指揮のもと中央制御室運転員1名にて作業を実施する。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

b. 電源車による P/C C 系及び P/C D 系受電

外部電源,非常用ディーゼル発電機,第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機, 号炉間電力融通ケーブル及び電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による M/C C 系及び M/C D 系へ の給電が見込めない場合,電源車を P/C C 系の動力変圧器の一次側又は緊急用電源切替箱接続 装置に接続して P/C D 系を受電し,発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却,原子炉格納容 器内の冷却及び除熱に必要となる設備の電源を確保する。 P/C D 系の受電完了後, P/C C 系の 受電操作を実施し,直流 125V 充電器盤及び中央制御室監視計器へ交流電源を供給する。

また、上記給電を継続するために電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源, 非常用ディーゼル発電機, 第一ガスタービン発電機, 第二ガスタービン発電機, 号炉間電力融通ケーブル及び電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による給電ができない場合。

(b) 操作手順

電源車による P/C C 系及び P/C D 系受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14.5 図及び第 1.14.6 図に, 概要図を第 1.14.12 図に,タイムチャートを第 1.14.13 図及び第 1.14.14 図に示す。

[優先 7. 電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による P/C C 系及び P/C D 系受電の場合]

①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車による P/C C 系及び P/C D 系受電準備開始を指示する。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備 を整備する。

東海第二

b. 可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電

常設代替交流電源設備又は代替所内電気設備である緊急用M/Cの故障によりM/C 2 C・2Dの母線電圧が喪失した場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車により非常用所内電気設備であるP/C 2C・2Dに給電する。

(a) 手順着手の判断基準

【可搬型代替低圧電源車の起動の判断基準】

常設代替高圧電源装置又は緊急用M/Cの故障により、常設代替交流電源設備による 非常用所内電気設備への給電ができない場合

【非常用所内電気設備受電の判断基準】

可搬型代替低圧電源車の運転状態において発電機の電圧(440V±10%)及び周波数(50Hz±5%)が許容範囲内にある場合

(b) 操作手順

可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.7-1図に、系統概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。

【可搬型代替低圧電源車の起動】

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。
- ② 災害対策本部長<mark>代理</mark>は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

- ②当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に電源車による P/C C 系及び P/C D 系受電準備開始を依頼する。
- ③緊急時対策本部は、緊急時対策要員に電源車による P/C C 系及び P/C D 系受電準備開始を指示する。
- ④緊急時対策要員は、電源車を原子炉建屋近傍に配置し、電源車から P/C C 系動力変圧器の一次側までの間に電源車のケーブルを敷設する。
- ⑤中央制御室運転員 A 及び B は、受電前準備として M/C D 系、P/C D 系、AM 用 MCC、M/C C 系及び P/C C 系の負荷の遮断器を「切」とし、動的機器の自動起動防止のため CS を「切」 又は「切保持」とする。
- ⑥現場運転員 C 及び D は、受電前準備として緊急用電源切替箱断路器にて、電源車による P/C C 系及び P/C D 系への給電のための電路を構成し、M/C D 系、P/C D 系、AM 用 MCC、M/C C 系及び P/C C 系負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とし、当直副長に P/C C 系及び P/C D 系の受電準備完了を報告する。
- ⑦緊急時対策要員は電源車のケーブルを P/C C 系動力変圧器の一次側に接続するととも に、 絶縁抵抗測定により電源車から P/C C 系動力変圧器の一次側までの間の電路の健全性を確認し、受電準備完了を緊急時対策本部に報告する。
- ⑧緊急時対策本部は、当直長に電源車による給電開始を連絡し、緊急時対策要員に給電開始を指示する。
- ⑨緊急時対策要員は、電源車を起動し、P/C C系動力変圧器の一次側へ給電を開始すると ともに、給電が開始されたことを緊急時対策本部に報告する。
- ⑩当直副長は、運転員にM/C C系の受電開始を指示する。
- ①中央制御室運転員 A 及び B は、P/C 動力変圧器フィーダ遮断器を「入」とし、M/C C 系を受電する。
- ②現場運転員 C 及び D は、外観点検により M/C C 系の受電状態に異常がないことを確認 後、当直副長に報告する。
- ③当直副長は、運転員に M/C D系の受電開始を指示する。
- ④現場運転員 C 及び D は、M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器及び M/C D 系緊急用電源母線連絡の遮断器を「入」とし、M/C D 系、 P/C D 系、MCC D 系及び AM 用 MCC の受電操作を実施する。
- ⑤現場運転員 C 及び D は、外観点検により M/C D 系、P/C D 系、MCC D 系及び AM 用 MCC の 受電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。
- (16) 当直副長は、運転員に P/C C 系の受電開始を指示する。
- ①中央制御室運転員 A 及び B は、 P/C C 系受電遮断器を「入」とし、P/C C 系及び MCC C 系の受電操作を実施する。
- ®現場運転員 C 及び D は、外観点検により P/C C 系及び MCC C 系の受電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。

2 C・2 Dへの給電準備開始を指示する。

③ 発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備 開始を指示する。

東海第二

- ④ 重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車(2台)を配置し,可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを,可搬型代替低圧電源車(2台)の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを布設し,接続する。なお,可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)については,屋外の地下に設置されているため,水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの布設,接続を行う。
- ⑤ 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異 臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑥ 運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のためスイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。
- ① 重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋<mark>東</mark>側接続口にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C・2D間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し,災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。
- ⑧ 災害対策本部長<mark>代理</mark>は、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。
- ⑨ 発電長は,災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。
- ⑩ 災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C2 C・2 D間の連絡母線への給電開始を指示する。
- ① 重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車(2台)の起動及び並列操作によりP/C 2 C・2 D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2 C・2 D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。
- ② 災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車(2台)によるP/C 2 C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。

【非常用所内電気設備受電】

- ③ 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。
- ④ 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2 C・2 Dの受電前状態において異

備考

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

[優先 8. 電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)による P/C C 系及び P/C D 系受電の場合]

- ①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車による P/C C 系及び P/C D 系受電準備開始を指示する。
- ②当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に電源車による P/C C 系及び P/C D 系受電準備開始を依頼する。
- ③緊急時対策本部は、緊急時対策要員に電源車による P/C C 系及び P/C D 系受電準備開始を指示する。
- ④緊急時対策要員は、電源車を原子炉建屋近傍に配置し、電源車から緊急用電源切替箱接 続装置までの間に電源車のケーブルを敷設する。
- ⑤中央制御室運転員 A 及び B は、受電前準備として M/C D 系、P/C D 系、AM 用 MCC、M/C C 系及び P/C C 系の負荷の遮断器を「切」とし、動的機器の自動起動防止のため CS を「切」 又は「切保持」とする。
- ⑥現場運転員 C 及び D は、受電前準備として緊急用電源切替箱断路器にて、電源車による P/C C 系及び P/C D 系への給電のための電路を構成し、M/C D 系、P/C D 系、AM 用 MCC、M/C C 系及び P/C C 系負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とし、当直副長に P/C C 系及び P/C D 系の受電準備完了を報告する。
- ⑦緊急時対策要員は電源車のケーブルを緊急用電源切替箱接続装置(非常用 M/C 連絡側)に接続するとともに、絶縁抵抗測定により電源車から緊急用電源切替箱接続装置(非常用 M/C 連絡側)までの間の電路の健全性を確認し、受電準備完了を緊急時対策本部に報告する。
- ⑧緊急時対策本部は、当直長に電源車による給電開始を連絡し、緊急時対策要員に給電開始を指示する。
- ⑨緊急時対策要員は、電源車を起動し、緊急用電源切替箱接続装置(非常用 M/C 連絡側) へ給電を開始するとともに、給電が開始されたことを緊急時対策本部に報告する。
- ⑩当直副長は、運転員にM/CD系の受電開始を指示する。
- ①現場運転員C及びDは、M/CD系緊急用電源母線連絡の遮断器を「入」とし、M/CD系、P/CD系、MCCD系及びAM用MCCの受電操作を実施する。
- ②現場運転員 C 及び D は、外観点検により M/C D 系、P/C D 系、MCC D 系及び AM 用 MCC の 受電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。
- ⑬当直副長は、運転員にM/C C系の受電開始を指示する。
- ④現場運転員 C 及び D は、M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器を「入」とし、M/C C 系、P/C C 系及び MCC C 系の受電操作を実施する。
- ⑤現場運転員 C 及び D は、外観点検により M/C C 系、P/C C 系及び MCC C 系の受電状態に 異常がないことを確認後、当直副長に報告する。

(c) 操作の成立性

臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。

東海第二

- 運転員等は、中央制御室にてP/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。
- ⑩ 運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する(又は給電を確認する)。
- ① 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D 系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観 点検により確認する。
- ® 運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。 また、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C(又は2D)及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

備考

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

優先7の電源車 (P/C C系動力変圧器の一次側に接続) による P/C C系及び P/C D系受電操作は、1 ユニット当たり中央制御室運転員 2 名(操作者及び確認者)、現場運転員 2 名及び緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車 (P/C C系動力変圧器の一次側に接続) による P/C C系及び P/C D系受電完了まで約 340 分で可能である。

優先8の電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)によるP/C C 系及びP/C D 系受電操作は、1 ユニット当たり中央制御室運転員2名(操作者及び確認者)、現場運転員2名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)によるP/C C 系及びP/C D 系受電完了まで約285分で可能である。

電源車から非常用電源盤間に敷設する電源車のケーブルのうち、原子炉建屋内に敷設する 電源車のケーブルは、原子炉建屋内の位置的分散を図った2箇所に常設配備されており、一 方の電源車のケーブルが使用不能である場合においても他方の電源車のケーブルを使用し て敷設することが可能である。

このうち1つの電源車のケーブルについては、原子炉建屋内の電源車配置位置近傍から非常用電源盤室内まで常時敷設されており、円滑に電源車から非常用電源盤間に敷設することが可能である。

また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が向上するように操作対象遮断器の識別表示を行う。室温は通常運転時と同程度である。

電源車はプラント監視機能等を維持する上で必要な最低限度の電力を供給する。プラントの被災状況に応じて使用可能な設備の電源を供給する。

c. 号炉間電力融通ケーブルを使用した M/C C 系又は M/C D 系受電

当該号炉で外部電源,非常用ディーゼル発電機,第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機による給電ができない場合において,号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用して他号炉の緊急用電源切替箱断路器から当該号炉のM/CC系又はM/CD系までの電路を構成し,他号炉から給電することにより,発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却,原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の電源を復旧する。

また,他号炉で全交流動力電源が喪失し,当該号炉の電源が確保されている場合は,同様の 手段により当該号炉から他号炉へ給電することが可能である。

なお、コントロール建屋内に配備する号炉間電力融通ケーブル(常設)が使用できない場合は、 荒浜側高台保管場所に配備する号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用して電力融通を 行う。

(a) 手順着手の判断基準

当該号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、第一ガスタービン発電機及び第二ガスタ

(c) 操作の成立性

【可搬型代替低圧電源車の起動】

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2 名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから可搬型 代替低圧電源車の起動完了までの所要時間を170分以内と想定する。

東海第二

【非常用所内電気設備受電】

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからP/C2C・2D受電までの所要時間を180分以内と想定する。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備 を整備する。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
ービン発電機による給電ができない状況において,他号炉の非常用ディーゼル発電機 A 系又		
は非常用ディーゼル発電機B系が健全で電力融通が可能な場合。		
(b) 操作手順		
号炉間電力融通ケーブルを使用した M/C C 系又は M/C D 系受電手順の概要は以下のとお		
り。手順の対応フローを第 1. 14. 5 図及び第 1. 14. 6 図に,概要図を第 1. 14. 15 図に,タイム		
チャートを第 1.14.16 図に示す。		
[優先 4. 号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した M/C C 系又は M/C D 系受電の場合]		
[優先 5. 号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した M/C C 系又は M/C D 系受電の場合]		
(本手順は,当該号炉で全交流動力電源が喪失した状況において,他号炉の非常用ディー		
ゼル発電機 A 系から号炉間電力融通ケーブルを使用して当該号炉の M/C C 系又は M/C D 系		
へ給電する操作手順を示す。)		
①ab 当該号炉の当直副長は,手順着手の判断基準に基づき,当該号炉及び他号炉の運転員		
に号炉間電力融通ケーブルを使用した他号炉の非常用ディーゼル発電機A系による当該		
号炉の M/C C 系又は M/C D 系の受電準備開始を指示する。		
② 当直長は,当該号炉の当直副長からの依頼に基づき,緊急時対策本部に号炉間電力融		
通ケーブルの敷設及び電路構成を依頼する。		
③ 緊急時対策本部は,手順着手の判断基準に基づき,緊急時対策要員及び当直長に号炉		
間電力融通ケーブルを使用した非常用ディーゼル発電機A系からの電力融通の準備開始		
を指示する。		
④ab 他号炉の中央制御室運転員 a 及び b は,非常用ディーゼル発電機 A 系の負荷の切替え		
及び非常用ディーゼル発電機A系の運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、他号炉		
の当直副長に給電準備完了を報告する。		
⑤ab 他号炉の現場運転員 c 及び d は非管理区域にて,他号炉の現場運転員 e 及び f は管理		
区域にて、非常用ディーゼル発電機 A 系の負荷の切替え及び非常用ディーゼル発電機 A		
系の運転継続に不要な負荷の停止操作を実施後,他号炉の現場運転員 c 及び d は緊急用		
電源切替箱断路器にて号炉間電力融通ケーブル接続のための電路構成を実施し、他号炉		
の当直副長に給電準備完了を報告する。		
⑥ab 当該号炉の中央制御室運転員 A 及び B 並びに当該号炉の現場運転員 C 及び D は,M/C		
C系又はM/C D系受電前準備として関連遮断器の「切」又は「切確認」を実施し、当該		
号炉の当直副長に受電準備完了を報告する。		
⑦ª 号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合		
緊急時対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器間に号炉間電力融通		
ケーブル(常設)を敷設する。		
⑦º 号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合		
緊急時対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器間に号炉間電力融通		
ケーブル(可搬型)を敷設する。		
⑧ ^{ab} 緊急時対策要員は,当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱内の断路器が全て開放さ		

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

れていることを確認し、断路器(第一ガスタービン発電機制)に接続されたケーブルを解釈する。 ①**緊急時対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱防路器(第一ガスタービン発電機制)に号炉間電力融通ケーブルを接続するとともに、終線抵抗測定により電路の健全性を確認する。 ②**緊急時対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器にて号炉間電力融通のための電路を構成する。 ①**緊急時対策数本部に報する。また、緊急時対策本部は当直長に報告する。 ②**当該号炉の当直顧長は、当該号炉及び他号炉の運転員に等か間電力融通ケーブルを使用した非常用ディーゼル発電機 A 系による M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 ③**他号炉の現場運転員 c 及び d は、他号炉の M/C C 系聚急用電源以線連絡の遮断器「入」にて当該号炉への線程を開始する。 ④**当該号炉への線程を開始する。 ④**当該号炉の当直副長は、当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 不又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 不又は M/C D 系の受電所と C 系及び M/C D 系受電」の操作手順②*~③*と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉の現場運転員 2 名、他号炉の現場運転員 4 名及ご緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・後先4 のコントロール侵量(衆急用電源切替箱断路製造務)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 115 分で可能である。 ・優先5 の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(「製型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 215 分で可能である。	東海第二	
解総する。 (野) 繁急時対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器(第一ガスタービン発電機側)に号炉間電力融通ケーブルを接続するとともに、絶縁抵抗測定により電路の健全性を確認する。 (助) 繁急時対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器にて号炉間電力融通のための電路を構成する。 (助) 繁急時対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器にて号炉間電力融通の上をめて電路を構成する。 (政) 電話号炉の当直削長は、当該号炉及び他号炉の運転員に場合する。 (政) 電影号炉の当直削長は、当該号炉及び他号炉の運転員に号炉間電力融通ケーブルを使用した非常用ディーゼル発電機 A 系による M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 (政) 他号炉の現場運転員 c 及び d は、他号炉の M/C C 系聚急用電源母線連絡の遮断器「入」にて当該号炉への給電を開始する。 (政) 電談号炉の当直削長は、当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系受電手順については、「a。 第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順砂で一砂を目標である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各2名(操作者及び確認者)の計4名、当該号炉の現場運転員2名、他号炉の現場運転員4名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合。作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり、 ・優先の成立性 上記の操作は、当該号炉の現場運転員4名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合。作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり、の号中間電力限通ケーブル(常数)を使用する場合。M/C C 系文は M/C D 系の受電完了まで約115分で可能である。 なお、号炉間電力配通力をプルに可数型を使用する場合。M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約125分で可能である。 なお、号炉間電力配通力でブルに可数率の影響を開始系統器		
(ジ) 弊急助対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器(第一ガスタービン発電機側)に号炉間電力融通ケーブルを核続するとともに、純縁抵抗測定により電路の健全性を確認する。 (型) 緊急助対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器にて号炉間電力融通のための電路を構成する。 (型) 緊急助対策策要員は、号炉間電力融通ケーブルによる電力融通の準備が完了したことを緊急助対策本部に報告する。また、緊急時対策本部は当直長に報告する。 (型) 当該号炉の当直副長は、当該号炉及び他号炉の運転員に号炉間電力融通ケーブルを使用した非常用ディーゼル発電機 A 系による M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 (型) 当該号炉の到島運転員 c 及び d は、他号炉の M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器「入」にて当該号炉への鉛電を開始する。 (型) 当該号炉の当直副長は、当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系受電手順については、「a、第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順(空) で e を同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各2 条(操作者及び確認者)の計4 名、当該号炉の現場運転員 2 名、他号炉の現場運転員 4 名及び緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの万乗時間は以下のとおり。 ・優先 4 のコントロール建屋(緊急用電源切替衛所と認定的)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 115 分で可能である。 ・優先 5 の屋外(常成側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可微型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 245 分で可能である。 なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替衛所路器		l l
ン発電機側)に号炉間電力融通ケーブルを接続するとともに、絶縁抵抗測定により電路の健全性を確認する。 ② 緊急時対策未算員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器にて号炉間電力融通のための電路を構成する。 ② 当該号炉の当直耐長は、当該号炉及び他号炉の運転員に報告する。 ② 当該号炉の当直耐長は、当該号炉及び他号炉の運転員に号炉間電力融通ケーブルを使用した非常用ディーゼル発電機 A 系による M/C C 系叉は M/C D 系の受電開始を指示する。 ② 他号炉の現場運転員。及び d は、他号炉の M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器「人」にて当該号炉の当直耐長は、当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 4 当該号炉の当直耐長は、当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 第二ガスタービン発電機又は電源率による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順② へ③ と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各2名(操作者及び離認者)の計4名、当該号炉の現場運転員2名、他号炉の現場運転員4名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合。作業時始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先4のコントロール建屋(緊急用電原助着指附路器が例)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約245分で可能である。 ・優先5の屋外、(禁洗側高台保管場所)の号炉間電 沿通海ケーブル (可検型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約245分で可能である。 なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
の様全性を確認する。 (②) 整急時対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器にて号炉間電力融通のための電路を構成する。 (③) 警急時対策を員は、号炉間電力融通ケーブルによる電力融通の準備が完了したことを緊急時対策本部に報告する。また、緊急時対策本部に報告する。 (②) 当該号炉の当直副長は、当該号炉及び他号炉の運転員に易炉間電力融通ケーブルを使用した非常用ディーゼル発電機 A 系による M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 (③) 他号炉の現場運転員。及び d は、他号炉の M/C C 系聚急用電源母線連絡の遮断器「入」にて当該号炉への給電を開始する。 (④) 当該号炉の当直副長は、当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系受電手順については、「a. 第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順②) ②(⑤) と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員 4 名及び緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先4 のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完丁まで約 115 分で可能である。 ・優先5 の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力配通ケーブル(可機型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完丁まで約 115 分で可能である。 なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
 ⑩[↑] 緊急時対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器にて号炉間電力融通のための電路を構成する。 ⑪[↑] 緊急時対策聚員は、号炉間電力融通ケーブルによる電力融通の準備が完了したことを緊急時対策本部に報告する。また、緊急時対策本部は当直長に報告する。 ⑫[↑] 当該号炉の当直副長は、当該号炉及び他号炉の運転員に号炉間電力融通ケーブルを使用した非常用ディーゼル発電機 A 系による M/C C 系叉は M/C D 系の受電開始を指示する。 ⑰ 他号炉の規場運転員。及び d は、他号炉の M/C C 系聚急用電源母線連絡の遮断器「入」にて当該号炉への給電を開始する。 ⑰ ** 当該号炉の当直副長は、当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系叉は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電用始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電所でいては、「a. 第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順空~⑩*と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各2名(操作者及び確認者)の計4名、当該号炉の現場運転員 2名、他号炉の現場運転員 4名及び緊急時対策要員 6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 優先4のコントロール建量(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約116分で可能である。・優先5の屋外(荒疾側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可練型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約245分で可能である。なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器 		
通のための電路を構成する。 ① ** 繁急時対策要員は、号炉間電力融通ケーブルによる電力融通の準備が完了したことを緊急時対策本部に報告する。また、緊急時対策本部は当直長に報告する。 ② ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		
①** 緊急時対策本部に報告する。また、緊急時対策本部は当直及に報告する。 ②**・当該号炉の当直副長は、当該号炉及び他号炉の運転員に号炉間電力融通ケーブルを使用した非常用ディーゼル発電機 A 系による M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 ③**・他号炉の現場運転員。及び d は、他号炉の M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器「人」にて当該号炉への給電を開始する。 ④**・当該号炉の当直副長は、当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系受電手順については、「a. 第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順②*~⑨*と同様である。 (c) 操作の成立性上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各2名(操作者及び確認者)の計4名、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員4名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先4のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約115分で可能である。・優先5の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約245分で可能である。なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
緊急時対策本部に報告する。また、緊急時対策本部は当直長に報告する。 ②**当該号炉の当直副長は、当該号炉及び他号炉の運転員に号炉間電力融通ケーブルを使用した非常用ディーゼル発電機 A 系による M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 ③**他号炉の現場運転員 c 及び d は、他号炉の M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器「入」にて当該号炉への給電を開始する。 ④**当該号炉への給電を開始する。 ⑥**当該号炉の当直副長は、当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電開幅については、「a. 第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順⑥*~⑥*と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各 2 名(操作者及び確認者)の計4 名、当該号炉の現場運転員 2 名、他号炉の現場運転員 4 名及び緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先 4 のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約115 分で可能である。・優先 5 の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可練型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約245 分で可能である。 なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
②**・当該号炉の当直副長は、当該号炉及び他号炉の運転員に号炉間電力融通ケーブルを使用した非常用ディーゼル発電機 A 系による M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 ③**・他号炉の現場運転員 c 及び d は、他号炉の M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器「入」にて当該号炉への給電を開始する。 ④**・当該号炉の当直副長は、当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電手順については、「a. 第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順②*~③*と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各2名(操作者及び確認者)の計4名、当該号炉の現場運転員2名、他号炉の現場運転員4名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先4のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約115分で可能である。・優先5の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可郷型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約115分で可能である。なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
用した非常用ディーゼル発電機 A 系による M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 ③ 中 他号炉の現場運転員。及び d は,他号炉の M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器「入」にて当該号炉への給電を開始する。 ④ 中 当該号炉への給電を開始する。 ④ 中 当該号炉の当直副長は,当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系受電手順については,「a. 第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順② 中 と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は,当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員 A 名及び緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先 4 のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合,M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 115 分で可能である。・優先 5 の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合,M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 245 分で可能である。なお,号炉間電力融通ケーブルについては,コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
る。 ③**** 他号炉の現場運転員 c 及び d は,他号炉の M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器「入」にて当該号炉への給電を開始する。 ④*** 当該号炉の当直副長は,当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系受電手順については,「a. 第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順②*~⑨*と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は,当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各 2 名(操作者及び確認者)の計4 名,当該号炉の現場運転員 2 名,他号炉の現場運転員 4 名及び緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先 4 のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合,M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 115 分で可能である。・優先 5 の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合,M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 245 分で可能である。なお,号炉間電力融通ケーブルについては,コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
③**・他号炉の現場運転員。及び d は,他号炉の M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器「入」にて当該号炉への給電を開始する。 ④**・当該号炉の当直副長は,当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系の受電開始を指示する。 M/C C 系又は M/C D 系受電手順については,「a. 第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順⑫*~⑫* と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は,当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各2名(操作者及び確認者)の計4名,当該号炉の現場運転員2名,他号炉の現場運転員4名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先4のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合,M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約115分で可能である。・優先5の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合,M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約245分で可能である。なお,号炉間電力融通ケーブルについては,コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
にて当該号炉への給電を開始する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
 ・優先4のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 115 分で可能である。 ・優先5の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 245 分で可能である。 		
C系又は M/C D系の受電開始を指示する。 M/C C系又は M/C D系受電手順については、「a. 第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C系及び M/C D系受電」の操作手順⑫*~⑮* と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各 2 名(操作者及び確認者)の計4 名、当該号炉の現場運転員 2 名、他号炉の現場運転員 4 名及び緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先 4 のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C系又は M/C D系の受電完了まで約115 分で可能である。・優先 5 の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合、M/C C系又は M/C D系の受電完了まで約245 分で可能である。なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
M/C C 系又は M/C D 系受電手順については、「a. 第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順②"~⑤" と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各 2 名(操作者及び確認者)の計4 名、当該号炉の現場運転員 2 名、他号炉の現場運転員 4 名及び緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先 4 のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約115 分で可能である。・優先 5 の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約245 分で可能である。なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
タービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」の操作手順⑫°~⑮° と同様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各 2 名(操作者及び確認者)の計 4 名、 当該号炉の現場運転員 2 名、他号炉の現場運転員 4 名及び緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先 4 のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 115 分で可能である。 ・優先 5 の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 245 分で可能である。 なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
様である。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各2名(操作者及び確認者)の計4名、当該号炉の現場運転員2名、他号炉の現場運転員4名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先4のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/CC系又はM/CD系の受電完了まで約115分で可能である。・優先5の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合、M/CC系又はM/CD系の受電完了まで約245分で可能である。なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
c) 操作の成立性 上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各2名(操作者及び確認者)の計4名、当該号炉の現場運転員2名、他号炉の現場運転員4名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先4のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/CC系又はM/CD系の受電完了まで約115分で可能である。・優先5の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合、M/CC系又はM/CD系の受電完了まで約245分で可能である。なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
上記の操作は、当該号炉及び他号炉の中央制御室運転員各2名(操作者及び確認者)の計4名、当該号炉の現場運転員2名、他号炉の現場運転員4名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先4のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合、M/CC系又はM/CD系の受電完了まで約115分で可能である。・優先5の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合、M/CC系又はM/CD系の受電完了まで約245分で可能である。なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
4名, 当該号炉の現場運転員2名,他号炉の現場運転員4名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先4のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合,M/CC系又はM/CD系の受電完了まで約115分で可能である。・優先5の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合,M/CC系又はM/CD系の受電完了まで約245分で可能である。なお,号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
業を実施した場合,作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・優先4のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル (常設)を使用する場合,M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約115分で可能である。 ・優先5の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合,M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約245分で可能である。 なお,号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
・優先4のコントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器近傍)の号炉間電力融通ケーブル (常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約115分で可能である。 ・優先5の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する 場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約245分で可能である。 なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
(常設)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 115 分で可能である。 ・優先 5 の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する 場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 245 分で可能である。 なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
・優先5の屋外(荒浜側高台保管場所)の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合、M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約245分で可能である。なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
場合, M/C C 系又は M/C D 系の受電完了まで約 245 分で可能である。 なお, 号炉間電力融通ケーブルについては, コントロール建屋 (緊急用電源切替箱断路器		
なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋(緊急用電源切替箱断路器		
「「皮」 「 日月 (英字 回言) 「 四世 と と と い り 「 田辺) こ 日 日 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
近傍) と屋外(荒浜側高台保管場所)に配備されており、円滑に 6 号及び 7 号炉間にケー		
ブルを敷設することが可能である。		
円滑に作業できるように, 移動経路を確保し, 防護具, 照明及び通信連絡設備を整備す		
る。		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	(2) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電	
	外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2	
	C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル	
	発電機海水系,M/C HPCS及びM/C 2Eの使用が可能であって,さらに高圧炉心スプ	
	レイ系ポンプの停止が可能な場合は、 $HPCSD/G$ から $M/CHPCS及びM/C2Eを$	
	経由して非常用所内電気設備であるM/C 2C(又は2D)へ給電する。	
	(a) 手順着手の判断基準	
	外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪	
	失している状態で、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系、M/	
	C $HPCS$, M/C $2E及びM/C 2C (又は2D) の使用が可能であって、さらにH$	
	PCSポンプの停止が可能な場合	
	(b) 操作手順	
	HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の	
	対応フローを第1.14.2.7-1図に,系統概要図を第1.14.2.2-5図に,タイムチャートを第	
	1.14.2.2-6図に示す。	
	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C	
	HPCS及びM/C 2Eを経由したM/C 2C(又は2D)への給電準備開始を	
	指示する。	
	② 運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C 2 E の予備変圧器受電遮断器を	
	「切」とする。	
	③ 運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2C(又	
	は2D)及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防	
	止のためスイッチを隔離する。	
	④ 運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2Eを経	
	由してM/C 2C(又は2D)に給電するために必要となる遮断器用インターロッ	
	クの解除を実施する。	
	⑤ 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、M/C 2E、M/C 2C	
	(又は2D) の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がな	
	いことを外観点検により確認する。	
	⑥ 運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C(又は2D)への給電準	
	備が完了したことを報告する。	
	⑦ 発電長は、運転員等にHPCS D/GによるM/C 2C(又は2D)への給電開	
	始を指示する。	
	⑧ 運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動(又は運転状態を確認)し、M	
	/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及び	
	MCC HPCSを受電する。	
	⑨ 運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2E受電のための連絡遮	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	断器を「入」として、 M/C $2E$ を受電する。	
	⑩ 運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2Eを経由したM/C 2	
	C (又は $2D$) 受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、 P/C $2C \cdot 2$	
	D の連絡遮断器を「入」として、 M/C $2C$ (又は $2D$)、 P/C $2C \cdot 2D$ 及	
	びMCC 2C系・2D系を受電する。	
	⑪ 運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C(又は2D), P	
	/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する(又は給電を	
	確認する)。	
	⑩ 運転員等は,原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS,M/C 2E,M/C 2C	
	(又は2D), P/C 2C・2D, MCC 2C系・2D系及びHPCS MCCの	
	受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検	
	により確認する。	
	⑬ 運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C(又は2D)への給電が	
	完了したことを報告する。	
	また、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C(又は2D)及びP	
	/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電	
	路を構成する。	
	(c) 操作の成立性	
	上記の操作は,中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当	
	直運転員)2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからHPCS D/Gによる	
	M/C 2C・2Dへの給電までの所要時間を95分以内と想定する。	
	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を	
	整備する。	
	(3) 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	
	への代替送水による2C・2D非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル	
	発電機の電源給電機能の復旧	
	外部電源喪失及び2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディー	
	ゼル発電機海水系のポンプ等の故障による2C・2D D/G又はHPCS D/Gのディーゼ	
	ル機関の冷却機能喪失により2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能が復旧で	
	きない状態で、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの使用が可能な場合に、2C・2D非	
	常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の冷却機能の代	
	替手段として,可搬型代替注水大型ポンプにより2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又	
	は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、各ディーゼル機関を冷却する	
	ことで、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する。	
	(a) 手順着手の判断基準	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	2 C・ 2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海	
	水系のポンプ・電動機・配管・ケーブル等の故障により2C・2D D/G又はHPCS	
	D/G の電源給電機能が復旧できない状態で, $2C \cdot 2D D/G$ 又は $HPCS D/G$ の	
	使用が可能な場合	
	(b) 操作手順	
	2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海	
	水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能の復旧の	
	概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.7-1図に,系統概要図を第1.14.2.2-	
	7図に,タイムチャートを第1.14.2.2-8図に示す。	
	① 発電長は,手順着手の判断基準に基づき,災害対策本部長 <mark>代理</mark> に2C・2D非常用	
	ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替	
	送水開始を依頼する。	
	② 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,可搬型代替注水大型ポンプから2C・2D非常用ディーゼ	
	ル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水を行	
	うことを決定し、プラントの被災状況に応じて代替送水のための水源から接続口の	
	場所を決定する。	
	③ 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,発電長に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高	
	圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための水源から接続口の	
	場所を連絡し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系	
	ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成開始を依頼する。	
	④ 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,重大事故等対応要員に水源から接続口までの代替送水準備	
	開始を指示する。	
	⑤ 発電長は、運転員等に2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプ	
	レイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備開始を指示する。	
	⑥ 重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを指示された水源の場所に配置	
	し、ホースを可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプに接続後、可搬型代替注	
	水大型ポンプ付属の水中ポンプを水源の水面へ設置する。	
	⑦ 重大事故等対応要員は、指定された水源から接続口へホースを布設・接続し、2	
	C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	
	海水系への代替送水準備完了を災害対策本部長 <mark>代理</mark> に報告する。	
	⑧ 運転員等は,原子炉建屋付属棟内にて2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又	
	は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成を実	
	施し、発電長に代替送水のための系統構成が完了したことを報告する。	
	⑨ 発電長は,災害対策本部長 <mark>代理</mark> に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高	
	圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成が完了し	
	たことを連絡する。	
	⑩ 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,発電長に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を連絡する。	
	⑪ 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプの起動,	
	2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電	
	機海水系への代替送水開始及び2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧	
	炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことの確	
	認を指示する。	
	⑩ 発電長は、2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディ	
	ーゼル発電機海水系への代替送水開始後のディーゼル機関入口圧力が規定圧力値	
	(360kPa) 以上であることの確認を指示する。	
	③ 重大事故等対応要員は、指定された接続口の弁を全開後、可搬型代替注水大型ポン	
	プを起動し,災害対策本部長 <mark>代理</mark> に可搬型代替注水大型ポンプの起動が完了したこ	
	とを報告する。	
	⑭ 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,発電長に可搬型代替注水大型ポンプを起動したことを連絡	
	する。	
	⑤ 重大事故等対応要員は、ホースの水張り及び空気抜きを実施する。	
	⑩ 重大事故等対応要員は、代替送水中は可搬型代替注水大型ポンプ付の圧力計を確認	
	しながら規定圧力値(360kPa)以上になるよう可搬型代替注水大型ポンプを操作す	
	る。	
	⑰ 重大事故等対応要員は、2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心ス	
	プレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを確認し,	
	災害対策本部長 <mark>代理</mark> に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプ	
	レイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び2C・2D非常用ディーゼル	
	発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい	
	等異常がないことを報告する。	
	⑱ 運転員等は,中央制御室にてディーゼル機関入口圧力が規定圧力値(360kPa)以上	
	であることを確認する。	
	⑲ 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる2C・2D非常	
	用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代	
	替送水が開始されたことを連絡する。	
	② 発電長は、運転員等に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上	
	昇操作を開始し、電源供給機能の復旧を指示する。	
	② 運転員等は、中央制御室にて2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに	
	負荷上昇操作を実施する。	
	② 運転員等は、発電長に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上	
	昇操作が完了し、電源給電機能が復旧したことを報告する。	
	(c) 操作の成立性	
	上記の操作は,中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を重大事故等対	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D非常用ディーゼル	
	発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・	
	2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能の復旧までの所要時間を300分以内と想定	
	する。	
	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を	
	整備する。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

備考

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順

- (1) 代替直流電源設備による給電
- a. 所内蓄電式直流電源設備による給電

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失、第一ガスタービン発電機、第二ガスター ビン発電機、号炉間電力融通ケーブル及び電源車による交流電源の復旧ができない場合、直流 125V 蓄電池 A, 直流 125V 蓄電池 A-2 及び AM 用直流 125V 蓄電池から, 24 時間以上にわたり直 流母線へ給電する。

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失後, 充電器を経由した直流母線 (直流 125V 主母線盤) への給電から,直流 125V 蓄電池 A,直流 125V 蓄電池 B,直流 125V 蓄電池 C 及び直 流 125V 蓄電池 D による直流母線 (直流 125V 主母線盤) への給電に自動で切り替わることを確 認する。全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、直流125V蓄電池Aから直流125V蓄 電池 A-2 による給電に切り替え, その後, 直流 125V 蓄電池 A の延命のため, 直流 125V 主母 線盤の不要な負荷の切離しを実施する。さらに全交流動力電源喪失から 19 時間経過するまで に、直流 125V 蓄電池 A-2 から AM 用直流 125V 蓄電池による給電に切り替えることで、24 時 間以上にわたり直流母線へ給電する。

所内蓄電式直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に, 第一ガスタービン発 雷機、第二ガスタービン発雷機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車により P/C C 系及び P/C D 系を受電し、その後、直流 125V 充電器盤 A、直流 125V 充電器盤 B、直流 125V 充電器盤 Aー 2. AM 用 125V 充電器盤を受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は 水素ガスが発生するため、蓄電池室の換気を確保した上で蓄電池の回復充電を実施する。また、 第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によ る P/C C 系及び P/C D 系の受電完了後は、中央制御室監視計器 C 系及び D 系の復旧を行う。

(a) 手順着手の判断基準

「直流 125V 蓄電池 A、直流 125V 蓄電池 B、直流 125V 蓄電池 C 及び直流 125V 蓄電池 D によ る給電の判断基準

全交流動力電源喪失により, 直流 125V 充電器 A, 直流 125V 充電器 B, 直流 125V 充電器 C及び直流 125V 充電器 Dの交流入力電源の喪失が発生した場合。

「直流 125V 蓄電池 A から直流 125V 蓄電池 A-2 への切替えの判断基準]

全交流動力電源喪失後、8時間以内に第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発 電機, 号炉間電力融通ケーブル若しくは電源車による給電操作が完了する見込みがない 場合又は直流 125V 蓄電池 A の電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合。

[直流 125V 蓄電池 A-2 から AM 用直流 125V 蓄電池への切替えの判断基準]

全交流動力電源喪失後,19時間以内に第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電 機. 号炉間電力融通ケーブル若しくは電源車による給電操作が完了する見込みがない場

東海第二

- 1.14.2.3 交流電源及び直流電源喪失時の対応手順
- (1) 代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電
 - a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電

外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失 し、非常用所内電気設備である直流125V充電器A・B及び直流±24V充電器A・Bの交流入力 電源が喪失した場合は、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系及び中性子モ ニタ用蓄電池A系・B系により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2B及び 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bに自動給電する。

外部電源喪失によりM/C HPCSの母線電圧が喪失し、非常用所内電気設備である直流 125V充電器HPCSの交流入力電源が喪失した場合は、所内常設直流電源設備である125V系 蓄電池HPCS系により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤HPCSに自動給電す

125V系蓄電池A系・B系は、自動給電開始から1時間以内に中央制御室において簡易な操作 でプラントの状態監視に必要ではない直流負荷を切り離すことにより8時間、その後、中央制 御室外において<mark>必要な負荷以外を</mark>切り離すことで、常設代替交流電源設備(又は可搬型代替 交流電源設備)による給電を開始するまで最大24時間にわたり、直流125V主母線盤2A・2 Bへ給電する。

125V系蓄電池HPCS系は、自動給電開始からHPCS D/GによりM/C HPCSが 受電するまで、HPCS D/Gの起動信号及び初期励磁並びにM/C HPCSの制御回路 等のHPCS系の負荷に直流電力を給電する。

中性子モニタ用蓄電池A系・B系は、自動給電開始から起動領域計装によるパラメータ確 認が終了する時間に余裕を考慮した1時間まで、これら負荷に直流電力を給電する。

なお, 蓄電池は充電時に水素ガスが発生するため, バッテリー室の換気を確保した上で, 蓄電池の浮動充電を実施する。

(a) 手順着手の判断基準

【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準】

125V系蓄電池A系・B系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系については、外部電源 喪失及び $2C \cdot 2D$ D/Gの故障によりM/C 2C · 2Dの母線電圧が喪失した場合 125V系蓄電池HPCS系については、外部電源喪失によりM/C HPCSの母線電圧 が喪失した場合

【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】

125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間 以内に常設代替高圧電源装置(2台)による代替所内電気設備への給電もなく、常設代替 高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合

34

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

備考

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

合又は直流 125V 蓄電池 A-2 の電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合。 [直流 125V 充電器盤 A, B, A-2, AM 用直流 125V 充電器盤の受電及び中央制御室監視計器 C 系及び D 系の復旧の判断基準]

全交流動力電源喪失時に、第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電により、P/C C 系及びP/C D 系の受電が完了している場合。

(b) 操作手順

所内蓄電式直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14.5 図及び第 1.14.6 図に、概要図を第 1.14.17 図から第 1.14.20 図,に、タイムチャートを第 1.14.21 図から第 1.14.26 図に示す。なお、直流 125V 蓄電池 B、直流 125V 蓄電池 C及び直流 125V 蓄電池 Dによる給電手順については、「1.14.2.5(2)非常用直流電源設備による給電」にて整備する。

- ①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に直流 125V 蓄電池 A による給電が開始されたことの確認を指示する。
- ②中央制御室運転員 A は,直流 125V 充電器 A による給電が停止したことを M/C C 系電圧 にて確認し,直流 125V 蓄電池 A による給電が開始され,直流 125V 主母線盤 A 電圧指示値が規定電圧であることを確認する。
- ③当直副長は、全交流動力電源喪失から 8 時間経過するまでに切替えを完了するよう、運転員に直流 125V 蓄電池 A から直流 125V 蓄電池 A-2 への切替えを指示する。なお、直流 125V 蓄電池 A の電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合は、経過時間によらず、直流 125V 蓄電池 A から直流 125V 蓄電池 A-2 への切替えを指示する。
- ④中央制御室運転員 A 及び B は、切替え操作の時間的裕度を確保するため、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位高(レベル 8)近傍まで上昇させた後、原子炉隔離時冷却系を停止する。
- ⑤現場運転員 C 及び D は、全交流動力電源喪失から 8 時間経過するまでに、直流 125V 蓄電池 A による給電から直流 125V 蓄電池 A-2 による給電への切替え操作を実施後、コントロール建屋地下 1 階計測制御電源盤区分 I 室(非管理区域)の直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧指示値が規定電圧であることを確認し、切替え完了を当直副長に報告する
- ⑥中央制御室運転員 A 及び B は、原子炉隔離時冷却系を再起動する。
- ⑦現場運転員 C 及び D は、直流 125V 蓄電池 A の延命処置として炉心監視及び直流照明を除く直流負荷の切離しを実施する。
- ⑧当直副長は、全交流動力電源喪失から 19 時間経過するまでに切替えを完了するよう、 運転員に直流 125V 蓄電池 A-2 から AM 用直流 125V 蓄電池への切替えを指示する。な お、直流 125V 蓄電池 A-2 電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合は、経過 時間によらず、 直流 125V 蓄電池 A-2 から AM 用直流 125V 蓄電池への切替えを指示す る。

(b) 操作手順

所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。 手順の対応フローを第1.14.2.7-1図に,系統概要図を第1.14.2.3-1図に,タイムチャートを第1.14.2.3-2図に示す。

東海第二

【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系・H PCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動 給電状態の確認を指示する。
- ② 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V充電器A・B・HPCS及び直流±24V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを直流125V充電器A・B・HPCS及び直流±24V充電器A・Bの「蓄電池放電中」警報により確認する。
- ③ 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2B・HPCS、直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系への自動給電状態に異常がないことを直流125V充電器A・B・HPCS及び直流±24V充電器A・Bの蓄電池電圧指示値(規定電圧105V~130V及び規定電圧22V~27V)により確認し、発電長に直流125V主母線盤2A・2B・HPCS、直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系へ自動給電されていることを報告する。

【<mark>必要な負荷以外</mark>の切離し】

- ④ 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、1時間以内に中央制御室にて、8時間後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。
- ⑤ 運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて125V系蓄電池A系・B系の延命処置として<mark>必要な負荷以外</mark>の切り離しを実施し、発電長に必要な負荷以外の切り離しが完了したことを報告する。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違 (記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark> : 11 月 7 日からの変更点記載

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	
⑨中央制御室運転員 A 及び B は、切替え操作の時間的裕度を確保するため、原子炉圧力容		
器内の水位を原子炉水位高(レベル 8)近傍まで上昇させた後,原子炉隔離時冷却系を		
停止する。		
⑩現場運転員 C 及び D は,全交流動力電源喪失から 19 時間経過するまでに,AM 用直流		
125V 充電器盤内の遮断器を「入」操作し,直流 125V 蓄電池 A-2 による給電から AM 用		
直流 125V 蓄電池による給電への切替え操作を実施する。原子炉建屋地上 4 階北側通路		
(非管理区域)の AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧指示値が規定電圧であることを確		
認し、切替え完了を当直副長に報告する。		
⑪中央制御室運転員 A 及び B は,原子炉隔離時冷却系を再起動する。		
⑫当直副長は,蓄電池による給電開始から 24 時間経過するまでに第一ガスタービン発電		
機,第二ガスタービン発電機,号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるP/C C 系及び		
P/C D 系の受電が完了したことを確認し,運転員に交流電源による直流 125V 充電器盤の		
受電開始を指示する。		
③『直流 125V 充電器盤 A 受電の場合		
当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に第一ガスタービン発電機、		
第二ガスタービン発電機,他号炉の非常用ディーゼル発電機又は電源車の負荷容量確認		
を依頼し,C/B 計測制御電源盤区域(A)排風機及び直流 125V 充電器盤 A が使用可能か確		
認する。		
④º現場運転員 C 及び D は,直流 125V 充電器盤 A 及び C/B 計測制御電源盤区域(A)排風機		
の復旧のため、MCC C系の受電操作を実施する。		
⑮°中央制御室運転員A及びBは,直流125V充電器盤Aバッテリー室において,蓄電池充		
電時の水素ガス滞留防止のため、C/B計測制御電源盤区域(A)排風機を起動し、バッテリ		
一室の換気を実施する。		
⑯ 当直副長は,運転員に直流 125V 充電器盤 A の受電開始を指示する。		
⑪ª現場運転員 C 及び D は,直流 125V 充電器盤 A の充電器運転開閉器を「入」操作し,コ		
ントロール建屋地下 1 階計測制御電源盤区分 I 室 (非管理区域) の直流 125V 充電器盤 A		
充電器電圧指示値が規定電圧であることを確認する。		
⑱ª中央制御室運転員 B は,直流 125V 充電器盤 A の運転が開始されたことを直流 125V 主		
母線盤 A 電圧指示値が規定電圧であることにより確認するとともに、当直副長に報告す		
る。		
① ^a 中央制御室監視計器 C 系及び D 系の復旧		
当直副長は、P/C C 系及び P/C D 系復旧完了後,運転員に中央制御室監視計器の復旧開		
始を指示する。		
②ª現場運転員C及びDは,MCCC系の受電操作又は受電確認を実施し,中央制御室監視計		
器電源が復旧されたことを確認する。		
②ª現場運転員C及びDは,MCCD系の受電操作又は受電確認を実施し,中央制御室監視計		
器電源が復旧されたことを確認する。		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
⑩ ^a 中央制御室運転員 A 及び B は,中央制御室にて中央制御室監視計器が復旧されたこと		
を状態表示にて確認し、中央制御室裏盤(制御盤)異常表示ランプのリセット操作を実		
施する。		
⑬º 直流 125V 充電器盤 B 受電の場合		
当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に第一ガスタービン発電機、		
第二ガスタービン発電機、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は電源車の負荷容量確認		
を依頼し、C/B 計測制御電源盤区域(B)排風機及び直流 125V 充電器盤 B が使用可能か確		
認する。		
④ 現場運転員 C 及び D は,直流 125V 充電器盤 B 及び C/B 計測制御電源盤区域(B)排風機		
の復旧のため、MCC D系の受電操作又は受電確認を実施する。		
⑮ 中央制御室運転員 A 及び B は,直流 125V 充電器盤 B バッテリー室において蓄電池充電		
時の水素ガス滞留防止のため、C/B 計測制御電源盤区域(B)排風機を起動し、バッテリー		
室の換気を実施する。		
⑯ 当直副長は,運転員に直流 125V 充電器盤 B の受電開始を指示する。		
⑪ ^b 現場運転員 C 及び D は直流 125V 充電器盤 B の充電器運転開閉器を「入」操作し,コン		
トロール建屋地下 1 階計測制御電源盤区分Ⅱ室(非管理区域)の直流 125V 充電器盤 B		
充電器電圧指示値が規定電圧であることを確認する。		
⑱ 中央制御室運転員 B は,直流 125V 充電器盤 B の運転が開始され,直流 125V 主母線盤 B		
電圧指示値が規定電圧であることを確認する。		
直流 125V 充電器盤 B 受電完了後,中央制御室監視計器の復旧操作を実施する。		
操作手順については,「直流 125V 充電器盤 A 受電の場合」の操作手順(⑩°〜20° と同様で		
ある。		
③°直流 125V 充電器盤 A-2 受電の場合		
当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に第一ガスタービン発電機、		
第二ガスタービン発電機、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は電源車の負荷容量確認		
を依頼し、C/B 計測制御電源盤区域(A)排風機及び直流 125V 充電器盤 A-2 が使用可能か		
確認する。		
④º現場運転員 C 及び D は,直流 125V 充電器盤 A-2 及び C/B 計測制御電源盤区域(A)排風		
機の復旧のため、MCC C 系の受電操作を実施する。		
⑤ 中央制御室運転員 A 及び B は,直流 125V 充電器盤 A-2 バッテリー室において蓄電池		
充電時の水素ガス滞留防止のため, C/B 計測制御電源盤区域(A)排風機を起動し, バッテ		
リー室の換気を実施する。		
⑯º 当直副長は,運転員に直流 125V 充電器盤 A-2 の受電開始を指示する。		
⑪°現場運転員 C 及び D は,直流 125V 充電器盤 A-2 の充電器運転開閉器を「入」操作し,		
コントロール建屋地下 1 階計測制御電源盤区分 I 室(非管理区域)の直流 125V 充電器		
盤 A-2 充電器電圧指示値が規定電圧であることを確認する。		
直流 125V 充電器盤 A-2 受電完了後,中央制御室監視計器の復旧操作を実施する。		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

操作手順については,直流 125V 充電器盤 A 受電の場合」の操作手順®~~® と同様である。

①3^dAM 用直流 125V 充電器盤受電の場合

当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に第一ガスタービン発電機、 第二ガスタービン発電機、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は電源車の負荷容量確認 を依頼し、D/G(A)/Z 排風機及び AM 用直流 125V 充電器盤が使用可能か確認する。

- ④ 現場運転員 C 及び D は、AM 用直流 125V 充電器盤及び D/G(A)/Z 排風機の復旧のため、MCC C 系の受雷操作を実施する。
- ⑤ 中央制御室運転員 A 及び B は、AM 用直流 125V 充電器盤バッテリー室において蓄電池充電時の水素ガス滞留防止のため、D/G(A)/Z 排風機を起動し、バッテリー室の換気を実施する。
- (16^d 当直副長は、運転員に AM 用直流 125V 充電器盤の受電開始を指示する。
- ① ^d 現場運転員 C 及び D は、AM 用直流 125V 充電器盤の充電器運転開閉器を「入」操作し、原子炉建屋地上 4 階北側通路(非管理区域)の AM 用直流 125V 充電器盤充電器電圧指示値が規定電圧であることを確認する。

AM 用直流 125V 充電器盤受電完了後,中央制御室監視計器の復旧操作を実施する。 操作手順については,「直流 125V 充電器盤 A 受電の場合」の操作手順⑩°~⑩°と同様である。

(c) 操作の成立性

する。

直流 125V 蓄電池による給電は、1 ユニット当たり中央制御室運転員 1 名にて直流母線(直流 125V 主母線盤)へ自動で給電されることを確認する。中央制御室での電圧確認であるため、速やかに対応できる。

所内蓄電式直流電源設備による給電操作は、1 ユニット当たり中央制御室運転員 2 名(操作者及び確認者)及び現場運転員 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。

- ・直流 125V 蓄電池 A から直流 125V 蓄電池 A-2 受電切替え完了まで 20 分以内,不要負荷 切離し操作は約 60 分で可能である。
- 直流 125V 蓄電池 A-2 から AM 用直流 125V 蓄電池受電切替え完了は 25 分以内で可能である。
- ・直流 125V 充電器盤 A 受電完了まで約 40 分で可能である。
- ・直流 125V 充電器盤 B 受電完了まで約 40 分で可能である。
- ・直流 125V 充電器盤 A-2 受電完了まで約 40 分で可能である。
- ・AM 用直流 125V 充電器盤受電完了まで約35分で可能である。
- ・中央制御室監視計器 C 系及び D 系復旧まで約50分で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備

(c) 操作の成立性

【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】

東海第二

125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2B・HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。

【<mark>必要な負荷以外の</mark>切離し】

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2 名にて作業を実施した場合,必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制 御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切り離しの作業完了までの所要時間を60分以内と 想定する。

また、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間後に現場にて必要な負荷以外の切り離しを行い、作業完了までの所要時間は、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから540分以内と想定する。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備 を整備する。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

b. 可搬型直流電源設備による給電

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、所内蓄電式直流電源設備による給電 ができない場合に、可搬型直流電源設備(電源車及びAM用直流 125V 充電器)により直流電源 を必要な機器に給電する。

可搬型直流電源設備による給電(電源車による AM 用 MCC 及び AM 用直流 125V 充電器盤への 給電)の優先順位は以下のとおり。

- 1. 電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)
- 2. 電源車 (AM 用動力変圧器に接続)
- 3. 電源車 (緊急用電源切替箱接続装置に接続)

また、上記給電を継続するために電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順について は、「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

全交流動力電源喪失後、24 時間以内に第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電 機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電操作が完了する見込みがない場合。

(b) 操作手順

可搬型直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.5 図及び第 1.14.6 図に、 概要図を第 1.14.27 図及び第 1.14.28 図に、タイムチャートを第 1.14.29 図から第1.14.31 図に示す。

なお, 電源車による AM 用 MCC 受電の操作手順については「1.14.2.3(1)a. 第一ガスター ビン発電機,第二ガスタービン発電機,号炉間電力融通ケーブル又は電源車による AM 用 MCC 受電」の操作手順と同様であるため、当該手順にて実施する。

- ①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車による AM 用直流 125V 充電 器盤への給電準備開始を指示する。
- ②緊急時対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策要員に電源車による AM 用 直流 125V 充電器盤への給電準備開始を指示する。
- ③運転員及び緊急時対策要員は、AM 用直流 125V 充電器盤の受電に先立ち、「1.14.2.3(1)a. 第一ガスタービン発電機, 第二ガスタービン発電機, 号炉間電力融通ケーブル又は電源 車による AM 用 MCC 受電」の操作手順にて AM 用 MCC の受電を実施する。
- ④現場運転員 C 及び D は、仮設ケーブル接続のため AM 用 MCC の負荷 「AM 用直流 125V 充電 器盤電源切替盤」の遮断器を「切」とする。
- ⑤緊急時対策要員は、AM 用直流 125V 充電器盤電源切替盤から D/G(A)/Z 排風機に仮設ケー ブルを敷設する。
- ⑥緊急時対策要員は、AM 用直流 125V 充電器盤電源切替盤から D/G(A)/Z 排風機に仮設ケー ブルを接続するとともに、絶縁抵抗測定により AM 用 MCC から D/G(A)/Z 排風機までの間 の電路の健全性を確認し、仮設ケーブル接続完了を緊急時対策本部に報告する。

b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電

125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間 以内に、常設代替交流電源設備(又は可搬型代替交流電源設備)による直流125V充電器A・ Bの交流入力電源の復旧が見込めず125V系蓄電池A系・B系が枯渇するおそれがある場合 に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により 非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A(又は2B)に給電する。

東海第二

(a) 手順着手の判断基準

125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時 間以内に、常設代替高圧電源装置(又は可搬型代替低圧電源車)による直流125V充電器 A・Bの交流入力電源の復旧が見込めず、直流125V主母線盤2A・2Bの母線電圧が125V から徐々に低下している状態で、125V系蓄電池A系・B系が枯渇するおそれがある場合

(b) 操作手順

可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとお り。手順の対応フローを第1.14.2.7-1図に、系統概要図を第1.14.2.3-3図に、タイムチ ャートを第1.14.2.3-4図に示す。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電 源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電準備開始を依頼する。
- ② 発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直 流電源設備用電源切替盤の受電準備開始を指示する。
- ③ 災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整 流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。
- ④ 重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬 型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整 流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケー ブル及び可搬型整流器用ケーブルを布設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源 車接続盤(西側)については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留してい る場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの布設、接続を行う。
- ⑤ 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A(又は2B)の受電前 状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し、発電長 に非常用所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。
- ⑥ 重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬 型代替低圧電源車(可搬型整流器経由)から直流125V主母線盤2A(又は2B)ま

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

黄色塗りつぶし: 11 月 7 日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

- ⑦現場運転員 C 及び D は、AM 用 MCC の負荷「AM 用直流 125V 充電器盤電源切替盤」の遮断器を「入」とした後、AM 用切替盤 (DC) にて「AM 用発電機」及び「AM 用 MCC」の遮断器を「入」とし、D/G (A) /Z 排風機を起動し、AM 用直流 125V 蓄電池室が換気されたことを確認する。
- ⑧現場運転員 C 及び D は、AM 用直流 125V 充電器盤にて充電器運転開閉器を「切」操作し、「MCC C 系」から「AM 用 MCC」へ受電切替えを実施する。
- ⑨当直副長は、運転員に AM 用 MCC から AM 用直流 125V 充電器盤への給電開始を指示する。
- ⑩ 現場運転員 C 及び D は、AM 用直流 125V 充電器盤の充電器運転開閉器を「入」操作し、原子炉建屋地上 4 階北側通路(非管理区域)の AM 用直流 125V 充電器盤充電器電圧指示値が規定電圧であることを確認する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、1ユニット当たり中央制御室運転員2名(操作者及び確認者)、現場運転員2名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。

優先 1 の電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による AM 用直流 125V 充電器盤の受電完了まで約 235 分で可能である。

優先2の電源車 (AM 用動力変圧器に接続) による AM 用直流 125V 充電器盤の受電完了まで 約455分で可能である。

での間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型 代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。

⑦ 災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。

東海第二

- ⑧ 発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。
- ⑨ 災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替 盤への給電開始を指示する。
- ⑩ 発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。
- ① 重大事故等対応要員は,原子炉建屋<mark>西側接続口又は原子炉建屋東側接続口</mark>にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し,可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し,災害対策本部長<mark>代理</mark>に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。
- ② 災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。
- ③ 運転員等は,原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤及び直流125V主母線盤2A(又は2B)の配線用遮断器を「入」(又は「入」を確認する。)とし,可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して直流125V主母線盤2A(又は2B),直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系(又は2B系)を受電する。
- ④ 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A(又は2B)、直流 125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系(又は2B系)にて遮断器用制御電源等の必要な負荷の配線用遮断器を「入」(又は「入」を確認)する。
- ⑤ 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A(又は2B),直流 125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系(又は2B系)の受電状態において 異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑩ 運転員等は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電 気設備への給電が完了したことを報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、現場対応を運転員等(当直運転員)1A,重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから直流125V主母線盤2A(又は2B)の受電完了までの所要時間を250分以内と想定する。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を 整備する。

⑧緊急時対策要員は、電源車の起動後、直流給電車による非常用直流母線(直流 125V 主

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 優先3の電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)によるAM用直流125V充電器盤の受 電完了まで約410分で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 c. 直流給電車による直流 125V 主母線盤 A への給電 外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時,所内蓄電式直流電源設備が機能喪失し た場合で,かつ可搬型直流電源設備(電源車,AM用直流125V充電器)による直流電源の給電 ができない場合に、直流給電車を直流 125V 主母線盤 A に接続し、直流電源を給電する。 また、上記給電を継続するために電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順について は、「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。 (a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失後、24 時間以内に第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電 機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電操作が完了する見込みがない場合におい て, 可搬型直流電源設備による給電ができない場合。 (b) 操作手順 直流給電車による直流 125V 主母線盤 A への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応 フローを第 1.14.5 図及び第 1.14.6 図に、概要図を第 1.14.32 図に、タイムチャートを第 1.14.33 図に示す。 ①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に直流給電車による直流 125V 主母 線盤 A への給電準備開始を指示する。 ②当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に直流給電車による直流 125V 主母線盤 A への給電準備開始を依頼する。 ③緊急時対策本部は、緊急時対策要員に直流給電車による非常用直流母線(直流 125V 主 母線盤 A) への給電開始を指示する。 ④現場運転員 C 及び D は、直流給電車による直流 125V 主母線盤 A への給電前準備のため 非常用直流母線(直流 125V 主母線盤 A)の負荷の遮断器を「切」とし、当直副長に非常 用直流母線(直流 125V 主母線盤 A) への給電前準備完了を報告する。 ⑤緊急時対策要員は、コントロール建屋に到着後、電路の健全性確認を行う。 ⑥緊急時対策要員は、直流給電車による非常用直流母線(直流 125V 主母線盤 A)への給電 準備として直流電路の回路構成、電源車及び直流給電車の起動準備を行い、緊急時対策 本部に起動準備完了を報告する。 ⑦緊急時対策本部は、当直長に直流給電車による非常用直流母線(直流 125V 主母線盤 A) への給電開始を連絡し、緊急時対策要員に電源車の起動及び直流給電車による非常用直 流母線(直流 125V 主母線盤 A) への給電開始を指示する。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

指示する。

⑤現場運転員 C 及び D は、125V 同時投入防止用切替盤にて直流 125V 主母線盤 A の MCCB を

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 母線盤 A) への給電操作を実施する。 ⑨現場運転員 C 及び D は、外観点検により非常用直流母線(直流 125V 主母線盤 A)への給 電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。 ⑩中央制御室運転員 B は、非常用直流母線(直流 125V 主母線盤 A) への給電が開始された ことを直流 125V 主母線盤 A 電圧指示値の上昇により確認するとともに、当直副長に報 告する。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、1 ユニット当たり中央制御室運転員1名、現場運転員2名及び緊急時対策 要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから直流給電車による直流 125V 主 母線盤 A への給電完了まで約730分で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 (2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 a. AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 受電 外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、M/C C 系への給電のため、AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A への給電を実施し、M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮 断器の制御電源を確保する。 (a) 手順着手の判断基準 外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時, AM 用直流 125V 蓄電池の電圧が規定 電圧である場合で、第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケ ーブル又は電源車による M/C C 系への給電が可能となった場合。 (b) 操作手順 AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 受電手順の概要は以下のとおり。手順の 対応フローを第1.14.5 図及び第1.14.6 図に、概要図を第1.14.34 図に、タイムチャートを 第1.14.35 図に示す。 ①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 受電準備開始を指示する。 ②現場運転員 C 及び D は、直流 125V 主母線盤 A の負荷抑制として、直流 125V 主母線盤 A にて M/C C 系遮断器制御電源以外の負荷の MCCB を「切」とする。 ③現場運転員 C 及び D は、AM 用直流 125V 蓄電池から直流 125V 蓄電池 A へ放電させない ために、直流 125V 蓄電池 A の遮断器を開放する。 ④当直副長は、運転員に AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A の受電開始を

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 「入」とし、直流 125V 主母線盤 A 受電を実施する。 ⑥現場運転員 C 及び D は、原子炉建屋地上 4 階北側通路(非管理区域)の AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧指示値を確認する。 ⑦中央制御室運転員 B は、受電操作に異常のないことを直流 125V 主母線盤 A 電圧により 確認する。 ⑧当直副長は、運転員に M/C C 系の受電操作開始を指示する。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、1 ユニット当たり中央制御室運転員1名及び現場運転員2名にて作業を実 施した場合、作業開始を判断してから直流 125V 主母線盤 A 受電完了まで 25 分以内で可能で ある。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 b. 常設直流電源喪失時の直流 125V 主母線盤 B 受電 外部電源、非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後、第一ガスタービン発電機、第 二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電が可能な場合、M/C D 系を受電後,直流 125V 充電器盤 B から直流 125V 主母線盤 B へ給電し,遮断器の制御電源を確 保する。 なお、M/C D系の受電時は、緊急用電源母線連絡の遮断器の制御電源が喪失していることか ら、 手動にて遮断器を投入後、受電操作を実施する。 なお, 給電手段, 電路構成及び M/C D 系受電前準備については「1.14.2.1(1)a. 第一ガスタ ービン発電機、第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」、 「1.14.2.1(1)b. 電源車による P/C C 系及び P/C D 系受電」及び「1.14.2.1(1)c. 号炉間電力 融通ケーブルを使用した M/C C 系又は M/C D 系受電」と同様である。 代替交流電源設備による M/C D 系への給電の優先順位は以下のとおり。 1. 第一ガスタービン発電機 2. 第二ガスタービン発雷機(荒浜側緊急用 M/C 経由) 3. 第二ガスタービン発電機 (大湊側緊急用 M/C 経由) 4. 号炉間電力融通ケーブル(常設) 5. 号炉間電力融通ケーブル(可搬型) 6. 電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由) 7. 電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) 8. 電源車 (緊急用電源切替箱接続装置に接続) 優先7による直流125V主母線盤B受電操作の場合はM/CC系からM/CD系へ給電するため、 M/C C 系の遮断器の制御電源を確保し、電路構成を実施する。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
(a) 手順着手の判断基準		
直流 125V 主母線盤 B の電圧が喪失した場合で,第一ガスタービン発電機,第二ガスター		
ビン発電機,号炉間電力融通ケーブル又は電源車のいずれかの手段による M/C D 系への給電		
のための電路構成,M/C D 系受電前準備及び起動操作が完了している場合。		
(1) LT 16-T HT		
(b) 操作手順		
常設直流電源喪失時の直流 125V 主母線盤 B 受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応		
フローを第1.14.5 図及び第1.14.6 図に、概要図を第1.14.36 図及び第1.14.37 図に、タイ		
ムチャートを第1.14.38 図から第1.14.42 図に示す。		
なお、第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は		
電源車のいずれかの手段による M/C D 系への給電のための電路構成, M/C D 系受電前準備及		
び起動操作については「1.14.2.1(1)a. 第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機		
又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電」,「1.14.2.1(1)b. 電源車による P/C C 系及		
び P/C D 系受電」又は「1.14.2.1(1)c. 号炉間電力融通ケーブルを使用した M/C C 系又は		
M/C D 系受電」の操作手順にて実施し,その後,本手順を実施する。		
①当直副長は,手順着手の判断基準に基づき,運転員に直流 125V 主母線盤 B 受電準備開		
始を指示する。		
②現場運転員 C 及び D は,バッテリー室換気のための空調機電源が確保できないため,直		
流 125V 蓄電池 B の遮断器を開放する。		
③ 現場運転員 C 及び D は、M/C D 系受電操作前に M/C D 系緊急用電源母線連絡の遮断器		
を手動操作にて「入」とし、当直副長に M/C D 系の受電準備完了を報告する。		
[優先 1. 第一ガスタービン発電機による直流 125V 主母線盤 B 受電の場合]		
④°当直副長は、第一ガスタービン発電機による給電が可能な場合は、運転員に M/C D系		
への給電開始を指示する。		
⑤ ^a 中央制御室運転員 A 及び B は,第一ガスタービン発電機から M/C D 系へ給電するため		
の遮断器を「入」とし、第一ガスタービン発電機から給電が開始されたことを当直副長		
に報告する。		
⑥ª現場運転員C及びDは、外観点検によりM/C D系、P/C D系、MCC D系及びAM用MCC		
の受電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。		
⑦ª現場運転員 C 及び D は,直流 125V 充電器盤 B を受電するための MCC を「入」とし,直流		
125V 充電器盤Bの運転を開始する。		
⑧°中央制御室運転員 B は,直流 125V 主母線盤 B が受電されたことを直流 125V 主母線盤		
B電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。		
[優先 2. 第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由)による直流 125V 主母線盤 B		
「凌元 4・77 ― 77 / 」 こく 元 ENX (元 5 円 71 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		1

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
受電の場合]		
④b当直長は,当直副長からの依頼に基づき,第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C		
経由) による給電が可能な場合は, 緊急時対策本部に M/C D 系への給電開始を依頼する。		
⑤b緊急時対策要員は,第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由)から M/C D系		
へ給電するための遮断器を「入」とし、第二ガスタービン発電機から給電が開始された		
ことを緊急時対策本部に報告する。		
⑥b現場運転員C及びDは、外観点検によりM/C D系、P/C D系、MCC D系及びAM用MCC		
の受電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。		
⑦b現場運転員 C及び Dは,直流 125V 充電器盤 Bを受電するための MCC を「入」とし,直流		
125V 充電器盤 B の運転を開始する。		
⑧b 中央制御室運転員 B は,直流 125V 主母線盤 B が受電されたことを直流 125V 主母線盤		
B電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。		
[優先 3. 第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C 経由)による直流 125V 主母線盤 B		
受電の場合]		
④°当直長は,当直副長からの依頼に基づき,第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C		
経由) による給電が可能な場合は, 緊急時対策本部に M/C D 系への給電開始を依頼する。		
⑤ 緊急時対策要員は,第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C 経由)から M/C D系		
へ給電するための遮断器を「入」とし、第二ガスタービン発電機から給電が開始された		
ことを緊急時対策本部に報告する。		
⑥°現場運転員C及びDは,外観点検によりM/C D系,P/C D系,MCC D系及びAM用MCC		
の受電状態に異常がないことを確認後,当直副長に報告する。		
⑦°現場運転員 C 及び D は,直流 125V 充電器盤 B を受電するための MCC を「入」とし,直流		
125V 充電器盤 B の運転を開始する。		
⑧°中央制御室運転員 B は,直流 125V 主母線盤 B が受電されたことを直流 125V 主母線盤		
B電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。		
[優先 4. 号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した直流 125V 主母線盤 B 受電の場合]		
④d当該号炉の当直副長は、号炉間電力融通ケーブル(常設)による電力融通が可能な場合		
は, 当該号炉及び他号炉の運転員に M/C D 系への電力融通開始を指示する。		
⑤d他号炉の現場運転員c及びdは,M/CD系緊急用電源母線連絡の遮断器を「入」とし,		
号炉間電力融通ケーブル(常設)による電力融通を開始する。		
⑥d当該号炉の現場運転員 C 及び D は,外観点検により M/C D 系,P/C D 系,MCC D 系及び		
AM 用 MCC の受電状態に異常がないことを確認後,当該号炉の当直副長に報告する。		
⑦d当該号炉の現場運転員 C及び Dは,直流 125V 充電器盤 Bを受電するための MCC を「入」		
とし,直流 125V 充電器盤 B の運転を開始する。		
®d当該号炉の中央制御室運転員 B は, 直流 125V 主母線盤 B が受電されたことを直流 125V		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

主要機能(位用では近点が、プル(可能性を使した正確)という。 「体乳に及び同様では上が、プル(可能性を使した正確)といる。 「体乳に及び同様では、次のは、10~0 の素性性を使したこれが、10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~1	柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
会性を認定が必要を担当している。 会社の、自然を対象とは他のできる。 会社の、自然を対象とは他のできる。 のは、自然を対象とは他のできる。 のは、自然を対象とは他のできる。 のは、自然を対象となる。 のは、自然を対象となる。 のは、自然を対象とないと、主に、自然を対象に、 のは、自然を対象を対象に、 のは、自然を対象を対象に、 をは、自然を対象に、 のは、自然を対象には、 のは、自然を対象には、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象には、 のは、自然を対象には、 のは、自然に対象を対象には、 のは、自然に対象を対象には、 のは、自然に対象を使用する。 のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 にない、自然に対象を使用する。 のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を対象を のは、	主母線盤 B 電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。		
会性を認定が必要を担当している。 会社の、自然を対象とは他のできる。 会社の、自然を対象とは他のできる。 のは、自然を対象とは他のできる。 のは、自然を対象とは他のできる。 のは、自然を対象となる。 のは、自然を対象となる。 のは、自然を対象とないと、主に、自然を対象に、 のは、自然を対象を対象に、 のは、自然を対象を対象に、 をは、自然を対象に、 のは、自然を対象には、 のは、自然を対象には、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象に、 のは、自然を対象には、 のは、自然を対象には、 のは、自然に対象を対象には、 のは、自然に対象を対象には、 のは、自然に対象を使用する。 のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 にない、自然に対象を使用する。 のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を使用されて のは、 のは、自然に対象を対象を のは、			
会は、当該が見及が必要ないの選供には「DF、小電の最近に関係した。」とし、 (2) がありかの環境が加える。というでは、20 のでありまた。 (3) がありかの環境が加える。というでは、20 のでありまた。 (3) がはがりのの場合を変更しておりに、か起き体によりないのまた。20 のであった。 (3) がはがりのの場合を変更しておりに、か起き体によりないのまた。20 のであった。 (3) がはかりのの表面をでいることを確立して表現のは、一般ないのでは、20 人。 (4) では、12の で重要的での一部時代自分です。 (2) では、12の で重要的での一部時代自分です。 (3) では、12の で重要的での一部時代自分です。 (4) では、12の で重要的での一部時代自分です。 (4) では、12の で重要的での一部時代自分です。 (4) では、12の で重要的である。 (4) では、12の で重要的である。 (4) では、12の で重要的である。 (5) では、12の で			
②でも思い。現場では、現ていて、以ていて、新生用を認識を対して、対し、とし、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、は、は、は、は、は、は、は、			
母の報本の優待を一プル(可能型)による近月動造を関係できた。 ② 「治療等のの多素素を見る後がは、大きの構物により、化している。 200 日常及び は月度ののうま味。株田本書がはいことを確認と、当を使わから直動形に対立する。 ② 「当時が知の支達機能性の表現しままりは、正成 1200 元益機能もを受出するための 単心を行入」 とし、正成 1200 大場形態の 30 運転を開始する。 ② 自動が中の中未期性が発度には、成立 1200 元法機能 1 が大きのできる直接 1 1200 年			
②・当該分析の表別部項目 C 及びびいた、外載差接により以てり売、PC D 売、PC D 売 の 回転を与した PC D 売 の 回転を与した PC D 売 売 D 売 売 回転 PC D 売 売 D 売 回転 PC D 売 元 D 売 D 売 D 売 D 売 D 売 D 売 回転 PC D 売 元 D 売 D 売 D 売 D 売 D 売 D 売 D 売 D 売 D			
級用版での発車状態に異常がないことを経営係、当然が即の当面副長に報告する。 ② "自我を別の別路運転に及び口は、店前に207 主用鍵を おりまな、たり、とし、向本に307 充電機を 80 2種とも 242 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
使了音楽学の現場深載見る及びりは、直流1287 宇電器と 1 全受権するための別のできた。 とし、直面120万 光空機能もの頭板を保険する。 ②音楽を外の中央制御事法員はは、高速1287 中海線盤 3 分支性が1287 主無線数 8 世紀報報 8 世紀報報 8 世紀指示値が規定当日であることにより確認する。 「海先れ 山原宮(福井県部庭日東)(北京 1287 東京 1821 東京 1822 東京 1822 東京 1822 東京 1822 東京 1822 東京 1823			
と 1. 直流 1287 交種器後 8 の運転を開始する。 ② 当該等かの中央制御等議権員 12は、直流 1287 主導係数 8 が20 を担かった制御等議権員 12は、直流 1287 主導係数 8 受託の事業 1247 を担かる。 [検力の 市銀車 (雲浜の原島用 3 に 3 に 3 に 1287 主連係数 8 受託の場合] ③ 当直式上、 当国北方のの放射に乗づき、 油銀車 (策森県原島用 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3			
第一当該号かの中央制御正應転員 8 以 匹流 1257 主日総轄 8 が受電されたことを直流 1257 主日総轄 8 当正性未成 5 単正性未成 5 単正性未成 5 単正性未成 5 単正性 2 年 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年			
主集線整 B 電圧性距離が頻度化圧であることにより確認する。 「優先 8 電源は (荒海県際全州 MC 経由) による直流 1257 主音線整 B 受宅の場合 2 当直長は、当直部及からの保証に基づき、雷源車 (洗減開発品用 MC 移向) による治電 が可能な場合は、場合時度不認に WC D 系への常電競技を保証する。 ② 緊急時対策要員は、銀海車 (洗井間緊急用 MC 移由) から MC D 系へ給電するための 透明器と 「入」とし、電源をから存電が開放されことを実売時度 条件に報告する。 ③ 序基端転員 C 及び D は、発進 B は 大 ことを実売時度 条件に報告する。 ③ 序基端転員 C 及び D は、所述 135 第一部器 B を受害するための MC を 「入」とし、直流 1257 至電器艦 B の選続を開始されことを確認後、当直却反は信音なん。 ② P 中央制御運輸転員 B は、直流 1252 上音線 B B がご電されたことを直流 1257 上音線 B B 電圧性完確が頻度単正であることにより確認する。 【優先 7、元級車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による直流 1257 主音線整 B 受電 の場合] ② 当直制技は、MC C 系の連接器の制御電視を確保する。 直流 1257 主程線整 2 今 2 電機作用域と考示する。 直流 1257 主程線整 2 の 2 電操作手順については、「元 M 用電流 1257 音響値による直流 1257 主程線整 2 の 2 電点 の 3 単作用光と同様である。 ⑤ 当直副技は、運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受 电的の 回路を制度する よう音音する。 ④ 中央制御監察の目 2 を要目の 2 を書面の 電池を構成し、当直測長に M/C D 系受 电的の 回路を制度する よう音音 2 を書面の 電池を構成し、当直測長に M/C D 系受 电常の 全路を制度する よう音音 2 を報告は 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2			
「催先も、電飯車(既換順祭急用 WC 経由)による回旋 1250 主神線整 1 交通の場合 1 ②・当直共は、当直期共からの依頼に基づき、地面車(既然順報念用 VC 起由)による結密が可能な場合は、緊急時対策集制は、他面 中 MC を 1 MC D 系への給電間的を依頼する。 ③ 緊急時対策集制は、電筋車やの終地が開始されたことを緊急時対策を認に終わする。 ④ 下城極難転員と及び Dは、外観は給により WC D 系、PC D 系、WC D 系 及び B 用 MC の受せ速能に異常がないことを確認しませる。 ④ 下城極難転員と及び Dは、外観は給により WC D 系、PC D 系、WC D 系 及び B 用 MC の受せ速能に異常がないことを確認後、当直は長に終わする。 ⑤ 下城極難転員と及び Dは、 回流 1250 光電器整 D を受電するための MCC を 7 入とし、 直流 1250 光電器整 D の運転を開始する。 ⑥ 中央制御密証時間 D は、 回流 1250 主時線整 D を受電するための MCC を 7 入とし、 直流 1250 主情線を の運転を開かたることにより確認する。 ⑥ 中央制御密証時間 D は、 回流 1250 主情線整 B 交電 の場合 1 MC D 系 の 2 大電船車 C PC C 系動力変圧器の一次側に接続)による直流 1250 主持線を B 交 2 大電船車 C PC C 系動力変圧器の一次側に接続)による 国 2 MC D 系 2 大電船車 C PC C 系動力変圧器の一次側に接続 D SC B SC			
②当直長は、当直副長からの依頼に茂づき、電販車(党派側第急用以で発由)による給電が可能な場合は、悪急時対策率は、化厂 D 系への合電化ある 佐藤中 7 名。 ② 「整急時対策要員は、 工順車 1 光が 前衛気が開始されたことを整急時対策本部に報告する。 ③ 「現場運転員 C 及び D は、外観点機により M C D 系、P/C D 系、MOC D 系及び M 用 M C の受電状師に異常がないことを確認を 1 当直副長に報告する。 ④ 「現場運転員 C 及び D は、外観点機により M C D 系、P/C D 系、MOC D 系及び M 用 M C の受電状師に異常がないことを確認を B ご直記 1267 立世線整 B を交置するための M C を 「入」とし、直流 1257 立世線整 B を交置するための M C を 「入」とし、直流 1257 立世線整 B で 受電が取り D 証 を 1 2 5 7 主 4 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	主母線盤B電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。		
が可能な場合は、緊急時対策率部に M/C D 系への給電開始を依頼する。 ⑤ 「素急時対策要長は、 電源車(第系例素色用 M/C 種目) から M/C D 系、給電するための 通断器を「人」とし、電源車から治電が開始されたことを発急時対策本部に報告する。 ⑥ 『環場証明員 C 及びりは、外観点除により M/C D 系、P/C D 系、M/C D 系及び M/H M/C の交電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。 ⑤ 「環場証明員 C 及びりは、外観点除により M/C D 系、P/C D 系、M/C D 系及び M/H M/C の交電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。 ⑥ 「中央側側重座転長日 B は、直旋 125V 主母線盤 B が交電されたことを直流 125V 主母線盤 B 電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。 ⑥ 「中央側側重座転長日 B は、直旋 125V 主母線盤 B が交電されたことを直流 125V 主母線盤 B 電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。 ⑥ 「中央線器を M/C C 系の過速器の削削電源を確保するため、通転員に直流 125V 主母線 なんの受電機作用場を指示する。 「直流 125V 中国機能を指示する。 「直流 125V 中国機能を A の交電機能手形とついては、「a、AU 用直流 125V 書電池による直旋 125V 主母線盤 A 冬電」の操作手順と同様である。 ⑥ 「当直副長行、減年長に重認車(P/C C 系動力変圧器の一次側に接続)による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥ 中央線網が運転点 A 及び B 注、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直刷長に M/C D 系受電電電子を報告する。	「優先 6. 電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による直流 125V 主母線盤 B 受電の場合〕		
② 緊急時対策要員は、電源車(常庭側緊急用 MC 経由)から MC D 系へ給電するための連絡器を 「入」とし、電源車から給電が開始されたことを緊急時対英本部に報告する。 ③ 現場運転員 C 及び D は、外観点検に 3.9 MC D 系、MC D 系、MC D 系及び AM 用 MC の意状態に 異常がないことを確認後、当直部長に報告する。 ② 対現場運転員 C 及び D は、直流 125v 充電器機器を受量するための MCC を「入」とし、直流 125v 充電器機器 B の運転を開始する。 ③ が中央制御完整成員 B は、直流 125v 主段線盤 B が受電されたことを流流 125v 主段線盤 B 電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。 [優先 7. 電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続)による直流 125v 主段線像 D 受電 の場合) ③ 当直副長は、M/C C 系の連断器の制御電源を確保するため、運転員に直流 125v 主段線 盤 a の受電機作開始を指示する。 直流 125v 主段線盤 A の受電機作事順と可能である。 ⑤ 当面副長は、運転員に直流 で P/C C 系動力変圧器の一次側に接続)による M/C D 系受 電的電路を構成するよう指示する。 ⑤ 1 中央制御室建設員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受 電車命完了を報告する。 ⑥ 1 中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受 電車命完了を報告する。	④f 当直長は,当直副長からの依頼に基づき,電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による給電		
遮断器を「入」とし、電源車から給電が開始されたことを緊急時対策本部に報告する。 ⑥ 現場運転員 C 及び D は、外観点検により M/C D 系、P/C D 系、MCC D 系及び AM 用 MCC の受電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。 ⑦ 現場運転員 C 及び D は、直流 1257 充電器盤 B を浸電するための MCC を (人」とし、直流 1257 充電器盤 B の運転を開始する。 ⑧ 中央側御室運転員 D は、直流 1257 主母線盤 B が受電されたことを直流 1257 主母線盤 B 電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。 [優先 7 電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続)による直流 1257 主母線盤 B 受電 の場合] ② 当直副長は、M/C C 系の遮断器の側御電源を確保するため、運転員に直流 1257 主母線 盤 A の受電操作開始を指示する。 直流 1257 主母線盤 A の受電操作手順については、「a、AM 用直流 1257 主母線 と	が可能な場合は,緊急時対策本部に M/C D 系への給電開始を依頼する。		
 ⑤・現場運転員で及びりは、外観点検によりM/C D 系, M/C D 系, M/C D 系及び MJ H M/C の受電状態に與常がないことを確認後、当直副長に報告する。 ⑥・現場運転員で及びりは、直流 1257 充電器盤 B を受電するための M/C を「入」とし、直流 1257 充電器盤 B の運転を開始する。 ⑥・中央制御高運転員 B は、直流 1257 主母線盤 B が受電されたことを直流 1257 主母線盤 B 受電 の場合] ⑥・当直副長は、M/C で 系動力変圧器の一次側に接続)による直流 1257 主母線盤 B 受電 の場合] ②・当直副長は、M/C で 系の運転器の制御電源を確保するため、運転員に直流 1257 主母線 盤 A の受電操作・ M/C D 系受電池による直流 1257 主母線盤 A の受電操作手順については、「a、AM 用直流 1257 蓄電池による直流 1257 主母線盤 A 受電 の操作手順と同様である。 ⑤・当直副長は、運転員に電源率 (P/C で 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受電的の電路を構成するよう指示する。 ⑥・中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成するとおは、 M/C D 系受電準備完する金報告する。 	⑤f 緊急時対策要員は,電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)から M/C D 系へ給電するための		
の受電状態に異常がないことを確認後、当直剛長に報告する。 ① 「現場運転員 C 及び D は、直流 1257 充電器盤 B を受電するための MCC を 「入」とし、直流 1257 充電器盤 B の運転を開始する。 ③ 「中央制御本運転員 B は、直流 1257 主母線盤 B が受電されたことを直流 1257 主母線盤 B 電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。 [優先 7. 電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による直流 1257 主母線盤 B 受電 の場合] ④ 『当直副長は、M/C C 系の遮断器の制御電源を確保するため、運転員に直流 1257 主母線 盤 A の受電操作開始を指示する。 直流 1257 主母線盤 A の受電操作手順については、「a. AM用直流 1257 蓄電池による直流 1257 主母線盤 A の受電操作手順については、「a. AM用直流 1257 蓄電池による直流 1257 主母線と G 受動力変圧器の一次側に接続)による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑤ 『当面見氏は、運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥ 『中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受電準備定了を報告する。	遮断器を「入」とし、電源車から給電が開始されたことを緊急時対策本部に報告する。		
①「現場運転員 C 及び D は、直流 125V 充電器盤 B を受電するための MCC を「人」とし、直流 125V 充電器盤 B の運転を開始する。 ③「中央制御室運転員 B は、直流 125V 主母線盤 B が受電されたことを直流 125V 主母線盤 B 電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。 [優先 7. 電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による直流 125V 主母線盤 B 受電 の場合] ④『当直刷長は、M/C C 系の遮断器の制御電源を確保するため、運転員に直流 125V 主母線 盤 A の受電操作開始を指示する。 直流 125V 主母線盤 A 受電 の受電操作手順については、「a. AM 用直流 125V 普電池による直流 125V 主母線盤 B 受電 の操作手順と同様である。 ⑤『当直副長は、運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥『中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受電準備完了を報告する。	⑥f 現場運転員 C 及び D は,外観点検により M/C D 系,P/C D 系,MCC D 系及び AM 用 MCC		
125V 充電器盤 B の運転を開始する。 (多) 中央制御室運転員 B は、直流 125V 主母線盤 B が受電されたことを直流 125V 主母線盤 B 電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。 [優先 7、電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による直流 125V 主母線盤 B 受電の場合] ④ 当直副長は、M/C C 系の遮断器の制御電源を確保するため、運転員に直流 125V 主母線盤 A の受電操作開始を指示する。 直流 125V 主母線盤 A の受電操作手順については、「a. AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 及電 の操作手順と同様である。 ⑤ 当直副長は、運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥ 中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受電準備完了を報告する。	の受電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。		
③「中央制御室運転員 B は、直流 125V 主母線盤 B が受電されたことを直流 125V 主母線盤 B 電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。 [優先 7. 電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による直流 125V 主母線盤 B 受電の場合] ④『当直副長は、M/C C 系の遮断器の制御電源を確保するため、運転員に直流 125V 主母線盤 A の受電操作開始を指示する。 直流 125V 主母線盤 A の受電操作手順については、「a. AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 受電」の操作手順と同様である。 ⑤『当直副長は、運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥『中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受電準備完了を報告する。	⑦f 現場運転員 C 及び D は,直流 125V 充電器盤 B を受電するための MCC を「入」とし,直流		
B 電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。 [優先 7. 電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による直流 125V 主母線盤 B 受電の場合] ④*当直副長は、M/C C 系の遮断器の制御電源を確保するため、運転員に直流 125V 主母線盤 A の受電操作開始を指示する。 直流 125V 主母線盤 A の受電操作手順については、「a. AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 受電」の操作手順と同様である。 ⑤*当直副長は、運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥*中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受電準備完了を報告する。	125V 充電器盤Bの運転を開始する。		
[優先 7. 電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続)による直流 125V 主母線盤 B 受電の場合] ① 当直副長は、M/C C 系の遮断器の制御電源を確保するため、運転員に直流 125V 主母線盤 A の受電操作開始を指示する。 直流 125V 主母線盤 A の受電操作手順については、「a. AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A の受電操作手順と同様である。 ③ 当直副長は、運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続)による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑤ 中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受電準備完了を報告する。	⑧f 中央制御室運転員 B は,直流 125V 主母線盤 B が受電されたことを直流 125V 主母線盤		
の場合] ④* 当直副長は、M/C C 系の遮断器の制御電源を確保するため、運転員に直流 125V 主母線盤 A の受電操作開始を指示する。 直流 125V 主母線盤 A の受電操作手順については、「a. AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 受電」の操作手順と同様である。 ⑤* 当直副長は、運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥* 中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受電準備完了を報告する。	B電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。		
の場合] ④* 当直副長は、M/C C 系の遮断器の制御電源を確保するため、運転員に直流 125V 主母線盤 A の受電操作開始を指示する。 直流 125V 主母線盤 A の受電操作手順については、「a. AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 受電」の操作手順と同様である。 ⑤* 当直副長は、運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥* 中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受電準備完了を報告する。	「優生 7 電源市(D/C C 玄動力亦圧型の一次側に控結)による古法 195V 子風始船 D 延電		
①* 当直副長は、M/C C 系の遮断器の制御電源を確保するため、運転員に直流 125V 主母線盤 A の受電操作開始を指示する。 直流 125V 主母線盤 A の受電操作手順については、「a. AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 受電」の操作手順と同様である。 ⑤* 当直副長は、運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥* 中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受電準備完了を報告する。			
盤 A の受電操作開始を指示する。 直流 125V 主母線盤 A の受電操作手順については,「a. AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 受電」の操作手順と同様である。 ⑤ 当直副長は,運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受 電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥ 中央制御室運転員 A 及び B は,M/C D 系受電前の電路を構成し,当直副長に M/C D 系受 電準備完了を報告する。			
直流 125V 主母線盤 A の受電操作手順については、「a. AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 受電」の操作手順と同様である。 ⑤* 当直副長は、運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受 電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥* 中央制御室運転員 A 及び B は、M/C D 系受電前の電路を構成し、当直副長に M/C D 系受 電準備完了を報告する。			
125V 主母線盤 A 受電」の操作手順と同様である。 (⑤* 当直副長は,運転員に電源車 (P/C C 系動力変圧器の一次側に接続) による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 (⑥* 中央制御室運転員 A 及び B は,M/C D 系受電前の電路を構成し,当直副長に M/C D 系受電準備完了を報告する。			
⑤ 当直副長は,運転員に電源車(P/C C 系動力変圧器の一次側に接続)による M/C D 系受電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥ 中央制御室運転員 A 及び B は,M/C D 系受電前の電路を構成し,当直副長に M/C D 系受電準備完了を報告する。			
電前の電路を構成するよう指示する。 ⑥g中央制御室運転員 A 及び B は,M/C D 系受電前の電路を構成し,当直副長に M/C D 系受 電準備完了を報告する。			
⑥g 中央制御室運転員 A 及び B は,M/C D 系受電前の電路を構成し,当直副長に M/C D 系受 電準備完了を報告する。			
電準備完了を報告する。			
	電平備光」を取らする。 ⑦『現場運転員 C 及び D は,M/C D 系受電前の電路を構成し,当直副長に M/C D 系受電準備		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
完了を報告する。		
⑧g 当直長は,当直副長からの依頼に基づき,電源車(P/C C 系動力変圧器の一次側に接		
続)による給電が可能な場合は,緊急時対策本部に M/C D 系の受電開始を依頼する。		
⑨g 緊急時対策要員は,電源車(P/C C 系動力変圧器の一次側に接続)から M/C D 系へ給電		
するための遮断器を「入」とし、電源車から給電が開始されたことを緊急時対策本部に		
報告する。		
⑩『現場運転員 C 及び D は,外観点検により M/C D 系,P/C D 系,MCC D 系及び AM 用 MCC		
の受電状態に異常がないことを確認後,当直副長に報告する。		
① ⁸ 現場運転員 C 及び D は,直流 125V 充電器盤 B を受電するための MCC を「入」とし,直流		
125V 充電器盤Bの運転を開始する。		
⑩ 中央制御室運転員 B は,直流 125V 主母線盤 B が受電されたことを直流 125V 主母線盤		
B 電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。		
 優先 8. 電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)による直流 125V 主母線盤 B 受電の		
場合]		
④ʰ 当直長は,当直副長からの依頼に基づき,電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)		
による給電が可能な場合は,緊急時対策本部に M/C D 系の給電開始を依頼する。		
⑤ʰ緊急時対策要員は,電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)から M/C D 系へ給電		
するための遮断器を「入」とし、電源車から給電が開始されたことを緊急時対策本部に		
報告する。		
⑥ ^h 現場運転員 C 及び D は,外観点検により M/C D 系,P/C D 系,MCC D 系及び AM 用 MCC		
の受電状態に異常がないことを確認後、当直副長に報告する。		
⑦ ^h 現場運転員 C 及び D は、直流 125V 充電器盤 B を受電するための MCC を「入」とし、直流		
125V 充電器盤 B の運転を開始する。		
⑧ ^h 中央制御室運転員 B は,直流 125V 主母線盤 B が受電されたことを直流 125V 主母線盤		
B電圧指示値が規定電圧であることにより確認する。		
(c) 操作の成立性		
現場運転員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから第一ガスタービン発電機		
による直流 125V 主母線盤 B 受電完了まで約 40 分で可能である。		
上記優先 2, 3, 6, 8 の操作は, 1 ユニット当たり中央制御室運転員 1 名, 現場運転員 2 名		
及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから第二ガスタービ		
ン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由),第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C 経由),		
電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)又は電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)による直		
流 125V 主母線盤 B 受電完了まで約 40 分で可能である。		
上記優先 4, 5 の操作は,当該号炉の中央制御室運転員 1 名, 当該号炉の現場運転員 2 名及		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) び他号炉の現場運転員 2 名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル (常設) 又は号炉間電力融通ケーブル (可搬型)を使用した直流 125V 主母線盤 B 受電完了まで約 40 分で可能である。 上記優先 7 の操作は、1 ユニット当たり中央制御室運転員 2 名 (操作者及び確認者)、現場 運転員 2 名及び緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから雲源

上記優先7の操作は、1 ユニット当たり中央制御室運転員2名(操作者及び確認者),現場運転員2名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車(P/C C 系動力変圧器の一次側に接続)による直流125V主母線盤B 受電完了まで約80分で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

- (3) 号炉間連絡ケーブルを使用した直流電源確保
- a. 号炉間連絡ケーブルを使用した直流 125V 主母線盤 A 又は直流 125V 主母線盤 B 受電

当該号炉で外部電源喪失並びに常設直流電源設備及び常設代替直流電源設備の機能喪失により非常用ディーゼル発電機の起動に必要な直流電源(制御電源)を確保できない場合において、他号炉の MCC から号炉間連絡ケーブルを使用して当該号炉の直流 125V 主母線盤 A 又は直流 125V 主母線盤 B を受電し、非常用ディーゼル発電機の起動に必要な直流電源(制御電源)を確保する。

また,他号炉で外部電源喪失並びに常設直流電源設備及び常設代替直流電源設備が機能喪失 し,当該号炉の電源が確保されている場合は,同様の手段により当該号炉から他号炉へ給電 することが可能である。

(a) 手順着手の判断基準

直流電源の喪失により非常用ディーゼル発電機が起動できず、外部電源、第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル及び電源車による給電が不可能な状況において、他号炉のP/C C系又はP/C D系の電圧が正常で他号炉のMCC C系又はMCC D系からの給電が可能である場合。

(b) 操作手順

号炉間連絡ケーブルを使用した直流 125V 主母線盤 A 又は直流 125V 主母線盤 B 受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14.5 図及び第 1.14.6 図に,概要図を第 1.14.43 図に,タイムチャートを第 1.14.44 図に示す。

(本手順は、当該号炉で外部電源喪失並びに常設直流電源設備及び常設代替直流電源設備が機能喪失した状況において、他号炉の MCC C 系又は MCC D 系から号炉間連絡ケーブルを使用して当該号炉の直流 125V 主母線盤 A 又は直流 125V 主母線盤 B を受電する操作手順を示す。)

- ①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に他号炉の MCC C 系又は MCC D 系を経由した当該号炉の直流 125V 主母線盤 A 又は直流 125V 主母線盤 B の受電準備を指示する。
- ②現場運転員 C 及び D は、バッテリー室換気のための空調機電源が確保できないため、直流 125V 蓄電池 A 又は直流 125V 蓄電池 B の遮断器を開放する。

備考

東海第二

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点<mark>記載</mark>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	
③現場運転員 C 及び D は,当該号炉の MCC C 系及び直流 125V 主母線盤 A の受電前準備,		
又は MCC D 系及び直流 125V 主母線盤 B の受電前準備として関連遮断器の「切」又は「切」		
確認を実施し、MCC C系又はMCC D系の負荷抑制のためにあらかじめ定められた負荷の		
遮断器を「切」とし、当直副長に受電準備完了を報告する。		
④当直副長は,運転員に他号炉の MCC C 系又は MCC D 系から当該号炉の MCC C 系又は MCC		
D系の受電開始を指示する。		
⑤現場運転員 C 及び D は,当該号炉の MCC C 系又は MCC D 系と他号炉の MCC C 系又は MCC		
D系の母線連絡ラインの遮断器を「入」とし当該号炉への給電を開始する。		
⑥当直副長は,当該号炉の MCC C 系又は MCC D 系の受電完了後,運転員に交流電源による		
直流 125V 充電器盤 A 又は直流 125V 充電器盤 B の受電開始を指示する。		
⑦現場運転員 C 及び D は,直流 125V 充電器盤 A 又は直流 125V 充電器盤 B の充電器へ給電		
するための遮断器を「入」とし、コントロール建屋地下 1 階計測制御電源盤区分 I 室		
(非管理区域)の直流 125V 充電器盤 A 充電器電圧指示値又はコントロール建屋地下 1		
階計測制御電源盤区分Ⅱ室(非管理区域)の直流 125V 充電器盤 B 充電器電圧指示値が		
規定電圧であることを確認する。		
⑧中央制御室運転員 B は,直流 125V 充電器盤 A 又は直流 125V 充電器盤 B の運転が開始さ		
れたことを直流 125V 主母線盤 A 電圧指示値又は直流 125V 主母線盤 B 電圧指示値が規定		
電圧であることにより確認するとともに、当直副長に報告する。		
(c) 操作の成立性		
 上記の操作は,中央制御室運転員1名,現場運転員2名にて作業を実施した場合,作業開		
始を判断してから他号炉の MCC による当該号炉の直流 125V 主母線盤 A 又は直流 125V 主母線		
盤B受電完了まで約55分で可能である。		
円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。		
	(2) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電	
	外部電源喪失, 2 C・2 D D/G及びM/C 2 C・2 Dの故障により, 非常用	所内電気設
	備である直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失している状態で,HPCSI	D/G, 高圧
	炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系,M/C HPCS及び直流125V予備充電	器の使用が可
	能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合は、HPCS	D/GからM
	/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由して非常用所内直流電気設備であるi	直流125V主母
	線盤2A(又は2B)へ給電する。	
	(a) 手順着手の判断基準	
	外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母	
	失している状態で、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	
	C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって, さらにHPCS:	ポンプの停止
	が可能な場合	
	(b) 操作手順	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の	
	対応フローを第1.14.2.7-1図に,系統概要図を第1.14.2.3-5図に,タイムチャートを第	
	1.14.2.3-6図に示す。	
	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C	
	HPCS及び直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤2A(又は2B)へ	
	の給電準備開始を指示する。	
	② 運転員等は,中央制御室にて給電準備として直流125V充電器A・Bの出力遮断器を	
	「切」とする。	
	③ 運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCSの負荷遮断器を「切」	
	とし、動的負荷の自動起動防止のためスイッチを隔離する。	
	④ 運転員等は,原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS,直流125V予備充電器及び直	
	流125V主母線盤2A(又は2B)の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装	
	置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。	
	⑤ 運転員等は、発電長にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A(又は2B)へ	
	の給電準備が完了したことを報告する。	
	⑥ 発電長は,運転員等にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A(又は2B)へ	
	の給電開始を指示する。	
	⑦ 運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動(又は運転状態を確認)し、M	
	/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及び	
	MCC HPCSを受電する。	
	⑧ 運転員等は,原子炉建屋付属棟内にてMCC HPCSから直流125V予備充電器受電	
	のための配線用遮断器を「入」として,直流125V予備充電器を受電する。	
	⑨ 運転員等は,中央制御室にてM/C HPCSから直流125V予備充電器を経由した直	
	流125V主母線盤2A(<mark>又</mark> は2B)受電のための配線用遮断器を「入」として,直流	
	125V主母線盤2A(<mark>又</mark> は2B)を受電する。	
	⑩ 運転員等は,原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A(<mark>又</mark> は2B)への給電	
	状態に異常がないことを発電長に報告する。	
	(c) 操作の成立性	
	上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運手員)1名、現場対応を運転員等(当	
	直運転員)2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからHPCS D/Gによる	
	直流125V主母線盤2A(<mark>又</mark> は2B)への給電までの所要時間を90分以内と想定する。	
	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を	
	整備する。	
I		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)

- 1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順
- (1) 代替所内電気設備による給電
- a. 第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機,号炉間電力融通ケーブル又は電源車による AM 用 MCC 受電

非常用所内電気設備である M/C C 系及び M/C D 系が機能喪失した場合に,第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機,号炉間電力融通ケーブル又は電源車から代替所内電気設備へ給電することで,発電用原子炉の冷却,原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の電源を復旧する。

代替交流電源設備による AM 用 MCC への給電の優先順位は以下のとおり。

- 1. 第一ガスタービン発電機
- 2. 第二ガスタービン発電機 (荒浜側緊急用 M/C 経由)
- 3. 第二ガスタービン発電機 (大湊側緊急用 M/C 経由)
- 4. 号炉間電力融通ケーブル(常設)
- 5. 号炉間電力融通ケーブル(可搬型)
- 6. 電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)
- 7. 電源車 (AM 用動力変圧器に接続)
- 8. 電源車 (緊急用電源切替箱接続装置に接続)

また、上記給電を継続するために第一ガスタービン発電機用燃料タンク、第二ガスタービン 発電機用燃料タンク及び電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、 「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

非常用所内電気設備である M/C D 系が機能喪失した場合で、第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車から AM 用 MCC へ給電が可能な場合。

(b) 操作手順

第一ガスタービン発電機, 第二ガスタービン発電機, 号炉間電力融通ケーブル又は電源車による AM 用 MCC 受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14.5 図及び第 1.14.6 図に, 概要図を第 1.14.45 図に, タイムチャートを第 1.14.46 図から第 1.14.52 図に示す。

- 1.14.2.4 非常用所内電気設備機能喪失時の対応手順
- (1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電
- a. 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電

非常用所内電気設備の電源給電機能が喪失した場合に、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置により代替所内電気設備である緊急用M/C,緊急用P/C及び緊急用M CCへ給電する。

東海第二

(a) 手順着手の判断基準

【常設代替高圧電源装置の中央制御室からの起動の判断基準】

外部電源喪失, 2 C・2 D D/G又はM/C 2 C・2 D の故障による非常用所内電気設備の電源給電機能喪失により緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合

【常設代替高圧電源装置の現場からの起動の判断基準】

常設代替高圧電源装置の遠隔操作回路の故障等により中央制御室からの起動ができない場合

【代替所内電気設備受電の判断基準】

常設代替高圧電源装置の運転状態において発電機の電圧 (6,600V±10%) 及び周波数 (50Hz±5%) が許容範囲内にある場合

(b) 操作手順

常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.7-1図に、系統概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。

なお、電路構成については「1.14.2.2(1) a. 常設代替交流電源設備による非常用所内電

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

ための電路を構成する。

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二 備考
[優先 1. 第一ガスタービン発電機による AM 用 MCC 受電の場合]	気設備への給電」のうち、代替所内電気設備への給電と同様である。
① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に AM 用 MCC 受電準備開始を指示す	【常設代替高圧電源装置の中央制御室からの起動の場合】
る。	操作手順は「1.14.2.2(1) a. 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給
② 中央制御室運転員 A 及び B は、第一ガスタービン発電機を起動後、AM 用 MCC への給電	電」の操作手順①~②と同様である。
準備完了を報告する。	【常設代替高圧電源装置の現場からの起動の場合】
③ 中央制御室運転員 A 及び B は,受電時の急激な負荷上昇防止のため,AM 用 MCC 負荷の	操作手順は「1.14.2.2(1) a. 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給
動的機器である復水移送ポンプの CS を「切保持」とする。	電」の操作手順③~⑥と同様である。
④°当直副長は、運転員に第一ガスタービン発電機から AM 用 MCC へ給電するための電路を	【代替所內電気設備受電】
構成するよう指示する。	操作手順は「1.14.2.2(1) a. 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給
⑤ª現場運転員 C 及び D は,緊急用電源切替箱断路器にて,AM 用 MCC へ給電するための電	電」の操作手順⑦~⑪と同様である。
路を構成し、当直副長に AM 用 MCC の受電準備完了を報告する。	
⑥°当直副長は、運転員に第一ガスタービン発電機による AM 用 MCC への給電開始を指示す	
る。	
⑦°中央制御室運転員 A 及び B は、第一ガスタービン発電機から給電するための遮断器を	
「入」とし、第一ガスタービン発電機から給電が開始されたことを当直副長に報告する。	
⑧°当直副長は,運転員に AM 用 MCC の受電開始を指示する。	
⑨°中央制御室運転員A及びBは、AM用MCCの受電電源を「AM用動力変圧器側」へ切り替	
える。	
⑩。現場運転員 C 及び D は, AM 用 MCC にて必要な負荷の MCC を投入し AM 用切替盤にて各電	
動弁電源を「AM 用 MCC 側」へ切り替える。	
⑪°中央制御室運転員 A 及び B は、電動弁の電源が復旧したことを状態表示ランプにて確	
認する。	
⑫ 現場運転員 C 及び D は、電動弁操作盤にて電動弁の電源が復旧したことを状態表示ラ	
ンプにて確認する。	
[優先 2. 第二ガスタービン発電機 (荒浜側緊急用 M/C 経由) による AM 用 MCC 受電の場合]	
① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に AM 用 MCC 受電準備開始を指示す	
る。	
② 当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に第二ガスタービン発電機	
(荒浜側緊急用 M/C 経由)による AM 用 MCC への給電を依頼する。	
③b中央制御室運転員 A 及び B は,受電時の急激な負荷上昇防止のため,AM 用 MCC 負荷の	
動的機器である復水移送ポンプの CS を「切保持」とする。	
④ 緊急時対策本部は、緊急時対策要員に第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経	
由)によるAM用MCCへの給電準備開始を指示する。	
⑤ 緊急時対策要員は,第二ガスタービン発電機設置場所及び荒浜側緊急用 M/C 設置場所	
に到着後、外観点検により第二ガスタービン発電機及び電路の健全性を確認し、給電の	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
⑥ ^b 緊急時対策要員は,第二ガスタービン発電機を起動後,給電準備が完了したことを緊		
急時対策本部に報告する。		
⑦b当直副長は,運転員に第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由)から AM 用 MCC		
へ給電するための電路を構成するよう指示する。		
⑧ ^b 現場運転員 C 及び D は,緊急用電源切替箱断路器にて,AM 用 MCC へ給電するための電		
路を構成し、当直副長に AM 用 MCC の受電準備完了を報告する。		
⑨ ^b 当直長は,当直副長からの依頼に基づき,緊急時対策本部に第二ガスタービン発電機		
(荒浜側緊急用 M/C 経由)による AM 用 MCC への給電を依頼する。		
⑩ ^b 緊急時対策本部は,緊急時対策要員に第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経		
由) による給電開始を指示する。		
⑪ ^b 緊急時対策要員は,第二ガスタービン発電機から給電するための遮断器を「入」とし,		
第二ガスタービン発電機から給電が開始されたことを緊急時対策本部に報告する。		
AM 用 MCC 受電操作手順については,「優先 1. 第一ガスタービン発電機による AM 用 MCC		
受電の場合」の操作手順⑧°~⑩°と同様である。		
[優先 3. 第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C 経由)による AM 用 MCC 給電の場合]		
①°当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にAM用MCC受電準備開始を指示す		
る。		
②° 当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に第二ガスタービン発電機		
(大湊側緊急用 M/C 経由) による AM 用 MCC への給電を依頼する。		
③°中央制御室運転員A及びBは、受電時の急激な負荷上昇防止のため、AM用MCC負荷の		
動的機器である復水移送ポンプの CS を「切保持」とする。		
④° 緊急時対策本部は,手順着手の判断基準に基づき,緊急時対策要員に第二ガスタービ		
ン発電機(大湊側緊急用 M/C 経由)による給電準備開始を指示する。		
⑤° 緊急時対策要員は,第二ガスタービン発電機設置場所に到着後,外観点検により第二		
ガスタービン発電機及び電路の健全性を確認し、大湊側緊急用 M/C への給電のための電		
路を構成する。		
⑥°緊急時対策要員は、外観点検により大湊側緊急用 M/C 電路の健全性を確認し、第二ガ		
スタービン発電機による給電のため電路を構成する。		
⑦° 緊急時対策要員は、第二ガスタービン発電機を起動し、給電準備が完了したことを緊		
急時対策本部に報告する。		
⑧° 当直副長は, 運転員に第二ガスタービン発電機 (大湊側緊急用 M/C 経由) から AM 用 MCC		
へ給電するための電路を構成するよう指示する。		
⑨°現場運転員 C 及び D は,緊急用電源切替箱断路器及び緊急用電源切替箱接続装置 B に		
て,AM 用 MCC へ給電するための電路を構成し,当直副長に AM 用 MCC の受電準備完了を		
報告する。		
⑩° 当直長は、当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に第二ガスタービン発電機		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
(大湊側緊急用 M/C 経由)による AM 用 MCC への給電を依頼する。		
⑪° 緊急時対策本部は,緊急時対策要員に第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C 経		
由) による給電開始を指示する。		
⑩ 緊急時対策要員は、第二ガスタービン発電機から給電するための遮断器を「入」とし、		
第二ガスタービン発電機から給電が開始されたことを緊急時対策本部に報告する。		
AM 用 MCC 受電操作手順については,「優先 1. 第一ガスタービン発電機による AM 用 MCC		
受電の場合」の操作手順⑧。~⑩。と同様である。		
[優先 4. 号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した AM 用 MCC 受電の場合]		
[優先 5. 号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した AM 用 MCC 受電の場合]		
(本手順は,当該号炉で全交流動力電源が喪失し,他号炉の非常用ディーゼル発電機 A		
系から号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用して当該号炉の AM 用 MCC へ給電する操		
作手順を示す。)		
① ^{de} 当該号炉の当直副長は,手順着手の判断基準に基づき,当該号炉及び他号炉の運転員		
に号炉間電力融通ケーブルを使用した他号炉の非常用ディーゼル発電機A系による当該 号炉のAM用MCCの受電準備開始を指示する。		
② ^{de} 当直長は、当該号炉の当直副長からの依頼に基づき、緊急時対策本部に号炉間電力融		
通ケーブルの敷設及び電路構成を依頼する。		
③de 緊急時対策本部は,手順着手の判断基準に基づき,緊急時対策要員及び当直長に号炉		
間電力融通ケーブルを使用した非常用ディーゼル発電機A系からの電力融通の準備開始 を指示する。		
④ 他号炉の中央制御室運転員 a 及び b は,非常用ディーゼル発電機 A 系の負荷の切替え		
及び非常用ディーゼル発電機A系の運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、他号炉		
の当直副長に給電準備完了を報告する。		
⑤ de 他号炉の現場運転員 c 及び d は非管理区域にて,他号炉の現場運転員 e 及び f は管理		
区域にて、非常用ディーゼル発電機 A 系の負荷の切替え及び非常用ディーゼル発電機 A		
系の運転継続に不要な負荷の停止操作を実施後, 他号炉の現場運転員 c 及び d は緊急用		
電源切替箱断路器にて号炉間電力融通ケーブル接続のための電路構成を実施し,他号炉		
の当直副長に給電準備完了を報告する。		
⑥de 当該号炉の中央制御室運転員 A 及び B は,受電時の急激な負荷上昇防止のため,AM 用		
MCC 負荷の動的機器である復水移送ポンプの CS を「切保持」とする。		
⑦゚号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用する場合		
緊急時対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器間に号炉間電力融通		
ケーブル(常設)を敷設する。		
⑦ 号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用する場合		
緊急時対策要員は、当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器間に号炉間電力融通		
ケーブル(可搬型)を敷設する。		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
⑧ ^{de} 緊急時対策要員は,当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱内の断路器が全て開放さ		
れていることを確認し、断路器(第一ガスタービン発電機側)に接続されたケーブルを		
解線する。		
⑨ ^{de} 緊急時対策要員は,当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器(第一ガスタービ		
ン発電機側)に号炉間電力融通ケーブルを接続するとともに、絶縁抵抗測定により電路		
の健全性を確認する。		
⑩ 緊急時対策要員は,当該号炉の緊急用電源切替箱断路器にて号炉間電力融通のための		
電路を構成する。		
⑪ ^{de} 緊急時対策要員は,号炉間電力融通ケーブルによる電力融通の準備が完了したことを		
緊急時対策本部に報告する。また、緊急時対策本部は当直長に報告する。		
⑫ ^{de} 緊急時対策要員は,当該号炉及び他号炉の緊急用電源切替箱断路器にて号炉間電力融		
通のための電路を構成する。		
⑬ ^{de} 当該号炉の当直副長は,当該号炉及び他号炉の運転員に号炉間電力融通ケーブルを使		
用した非常用ディーゼル発電機 A 系による AM 用 MCC の受電開始を指示する。		
⑭ ^{de} 他号炉の現場運転員 c 及び d は,他号炉 M/C C 系緊急用電源母線連絡の遮断器「入」		
にて当該号炉への給電を開始する。		
⑤de 当該号炉の当直副長は,当該号炉の運転員に非常用ディーゼル発電機 A 系からの AM		
用 MCC の受電開始を指示する。		
AM 用 MCC 受電操作手順については,「優先 1. 第一ガスタービン発電機による AM 用 MCC		
受電の場合」の操作手順⑨゚~⑩゚と同様である。		
[優先 6. 電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による AM 用 MCC 受電の場合]		
①f 当直副長は,手順着手の判断基準に基づき,運転員に AM 用 MCC 受電準備開始を指示す		
る。		
②f 当直長は,当直副長からの依頼に基づき,緊急時対策本部に電源車(荒浜側緊急用 M/C		
経由)による AM 用 MCC への給電を依頼する。		
③f中央制御室運転員 A 及び B は,受電時の急激な負荷上昇防止のため,AM 用 MCC 負荷の		
動的機器である復水移送ポンプの CS を「切保持」とする。		
④f 緊急時対策本部は,緊急時対策要員に電源車 (荒浜側緊急用 M/C 経由) による AM 用 MCC		
への給電準備開始を指示する。		
⑤f 緊急時対策要員は、荒浜側緊急用 M/C 設置場所に到着後、外観点検により電源車及び		
電路の健全性を確認し、給電のための電路を構成する。		
⑥ 緊急時対策要員は,電源車を起動し,給電準備が完了したことを緊急時対策本部に報		
告する。		
⑦f 当直副長は,運転員に電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)から AM 用 MCC へ給電するため		
の電路を構成するよう指示する。		
⑧f現場運転員 C 及び D は,緊急用電源切替箱断路器にて,AM 用 MCC へ給電するための電		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	
構成し、当直副長に AM 用 MCC の受電準備完了を報告する。	
重長は,当直副長からの依頼に基づき,緊急時対策本部に電源車(荒浜側緊急用 M/C	
)によるAM用MCCへの給電を依頼する。	
急時対策本部は,緊急時対策要員に電源車 (荒浜側緊急用 M/C 経由) による給電開始	
示する。	
急時対策要員は、電源車から給電するための遮断器を「入」とし、電源車から給電が	
されたことを緊急時対策本部に報告する。	
MCC 受電操作手順については,「優先 1. 第一ガスタービン発電機による AM 用 MCC	
の場合」の操作手順⑧°〜⑫°と同様である。	
7. 電源車(AM 用動力変圧器に接続)による AM 用 MCC 受電の場合]	
直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に AM 用 MCC 受電準備開始を指示す	
是面及16,1/6/11 1/1/11 11 10 人间中隔的加飞11/1/11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
直長は,当直副長からの依頼に基づき,緊急時対策本部に電源車(AM 用動力変圧器	
続)による AM 用 MCC への給電を依頼する。	
快制御室運転員 A 及び B は,受電時の急激な負荷上昇防止のため,AM 用 MCC 負荷の	
機器である復水移送ポンプの CS を「切保持」とする。	
急時対策本部は,緊急時対策要員に電源車(AM 用動力変圧器に接続)による AM 用	
への給電準備開始を指示する。	
場運転員 C 及び D は,緊急用電源切替箱断路器にて,AM 用 MCC への給電準備のため	
を構成し、電路構成完了を報告する。	
急時対策要員は,電源車を原子炉建屋近傍に配置し,電源車から AM 用動力変圧器ま	
間に電源車のケーブルを敷設する。	
急時対策要員は,電源車のケーブルを AM 用動力変圧器に接続するとともに,絶縁抵	
定により電源車から AM 用動力変圧器間の電路の健全性を確認し、電源車起動後、	
準備完了を緊急時対策本部に報告する。	
直長は,当直副長からの依頼に基づき,緊急時対策本部に電源車(AM 用動力変圧器	
続)によるAM用MCCへの給電を依頼する。	
急時対策本部は,緊急時対策要員に電源車(AM 用動力変圧器に接続)による給電開	
指示する。	
急時対策要員は、電源車から給電するための遮断器を「入」とし、電源車から給電が	
されたことを緊急時対策本部に報告する。	
急時対策本部は、緊急時対策要員により、電源車から給電が開始されたことを当直	
連絡する。	
MCC 受電操作手順については、「優先 1. 第一ガスタービン発電機による AM 用 MCC	
の場合」の操作手順®"〜⑫" と同様である。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
[優先 8. 電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)による AM 用 MCC 受電の場合]		
①ʰ当直副長は,手順着手の判断基準に基づき,運転員に AM 用 MCC 受電準備開始を指示す		
る。		
② h 当直長は,当直副長からの依頼に基づき,緊急時対策本部に電源車(緊急用電源切替		
箱接続装置に接続)による AM 用 MCC への給電を依頼する。		
③h中央制御室運転員 A 及び B は,受電時の急激な負荷上昇防止のため,AM 用 MCC 負荷の		
動的機器である復水移送ポンプの CS を「切保持」とする。		
④ ト緊急時対策本部は,緊急時対策要員に電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)に		
よる AM 用 MCC への給電準備開始を指示する。		
⑤ʰ現場運転員 C 及び D は,緊急用電源切替箱断路器及び緊急用電源切替箱接続装置にて,		
AM 用 MCC への給電準備のため電路を構成し,電路構成完了を報告する。		
⑥		
接続装置までの間に電源車のケーブルを敷設する。		
⑦ h 緊急時対策要員は電源車のケーブルを緊急用電源切替箱接続装置 (非常用 M/C 連絡側)		
に接続するとともに、絶縁抵抗測定により電源車から緊急用電源切替箱接続装置(非常		
用 M/C 連絡側)までの間の電路の健全性を確認し,電源車起動後,給電準備完了を緊急		
時対策本部に報告する。		
⑧ʰ当直長は,当直副長からの依頼に基づき,緊急時対策本部に電源車(緊急用電源切替		
箱接続装置に接続)による AM 用 MCC への給電を依頼する。		
⑨ʰ緊急時対策本部は,緊急時対策要員に電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)に		
よる給電開始を指示する。		
⑩ʰ緊急時対策要員は、電源車から給電するための遮断器を「入」とし、電源車から給電が		
開始されたことを緊急時対策本部に報告する。		
⑪ ^h 緊急時対策本部は,緊急時対策要員により,電源車から給電が開始されたことを当直		
長に連絡する。		
AM 用 MCC 受電操作手順については,「優先 1. 第一ガスタービン発電機による AM 用 MCC		
受電の場合」の操作手順⑧°~⑫°と同様である。		
(c) 操作の成立性	(c) 操作の成立性	
優先1の第一ガスタービン発電機による AM 用 MCC 受電操作は, 1 ユニット当たり中央制御	【常設代替高圧電源装置の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】	
室運転員2名(操作者及び確認者)及び現場運転員2名にて作業を実施した場合、作業開始	操作の成立性は「1.14.2.2(1) a. 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備	~
 を判断してから第一ガスタービン発電機による AM 用 MCC 受電完了まで約 25 分で可能であ	の給電」の操作の成立性と同様である。	
る。	【常設代替高圧電源装置の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】	
優先2の第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由)による AM 用 MCC 受電操作は,	操作の成立性は「1.14.2.2(1) a. 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備	~
1 ユニット当たり中央制御室運転員 2 名(操作者及び確認者),現場運転員 2 名及び緊急時	の給電」の操作の成立性と同様である。	
対策要員 6 名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから第二ガスタービン発電機	円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備	iii
(荒浜側緊急用 M/C 経由)による AM 用 MCC 受電完了まで約 70 分で可能である。	を整備する。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 優先3の第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C 経由)による AM 用 MCC 受電操作は,1 ユニット当たり中央制御室運転員2名(操作者及び確認者),現場運転員2名及び緊急時対 策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから第二ガスタービン発雷機(大 湊側緊急用 M/C 経由) による AM 用 MCC 受電完了まで約 100 分で可能である。 優先 4. の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した AM 用 MCC 受電操作は、当該号炉及び 他号炉の中央制御室運転員各2名(操作者及び確認者)の計4名,他号炉の現場運転員4名 及び緊急時対策要員 6 名にて作業を実施した場合, 作業開始を判断してから号炉間電力融 通ケーブル(常設)を使用した AM 用 MCC 受電完了まで約110分で可能である。 優先 5. の号炉間電力融通ケーブル (可搬型) を使用した AM 用 MCC 受電操作は, 当該号炉及 び他号炉の中央制御室運転員各2名(操作者及び確認者)の計4名,他号炉の現場運転員4 名及び緊急時対策要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから号炉間電力融 通ケーブル(可搬型)を使用した AM 用 MCC 受電完了まで約240分で可能である。 優先6の電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による AM 用 MCC 受電操作は、1 ユニット当たり 中央制御室運転員2名(操作者及び確認者),現場運転員2名及び緊急時対策要員6名にて 作業を実施した場合,作業開始を判断してから電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)による AM 用 MCC 受電完了まで約95分で可能である。 優先7の電源車(AM用動力変圧器に接続)によるAM用MCC受電操作は、1ユニット当たり 中央制御室運転員2名(操作者及び確認者),現場運転員2名及び緊急時対策要員6名にて 作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車 (AM 用動力変圧器に接続) による AM 用 MCC 受電完了まで約315分で可能である。 優先8の電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)による AM 用 MCC 受電操作は,1 ユニ ット当たり中央制御室運転員2名(操作者及び確認者),現場運転員2名及び緊急時対策要 員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車(緊急用電源切替箱接続装 置に接続)による AM 用 MCC 受電完了まで約 270 分で可能である。 なお、号炉間電力融通ケーブルについては、コントロール建屋内(緊急用電源切替箱断路 器近傍)と屋外(荒浜側高台保管場所)に配備されており、円滑に6号及び7号炉間にケー ブルを敷設することが可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 b. 可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電 非常用所内電気設備の電源給電機能が喪失し、常設代替交流電源設備による代替所内電気 設備への給電が見込めない場合に、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車に より代替所内電気設備である緊急用P/C及び緊急用MCCへ給電する。 (a) 手順着手の判断基準 【可搬型代替低圧電源車の起動の判断基準】 常設代替高圧電源装置又は緊急用M/Cの故障により、常設代替交流電源設備による 代替所内電気設備への給電ができない場合

【代替所内電気設備受電の判断基準】

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	可搬型代替低圧電源車の運転状態において発電機の電圧(440V±10%)及び周波数	
	(50Hz±5%) が許容範囲内にある場合	
	(b) 操作手順	
	可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。	
	手順の対応フローを第1.14.7-1図に,系統概要図を第1.14.2.4-1図に,タイムチャート	
	を第1.14.2.4-2図に示す。	
	【可搬型代替低圧電源車の起動】	
	① 発電長は,手順着手の判断基準に基づき,災害対策本部長 <mark>代理</mark> に可搬型代替低圧電	
	源車による緊急用P/Cへの給電準備開始を依頼する。	
	② 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による緊急用	
	P/Cへの給電準備開始を指示する。	
	③ 発電長は,運転員等に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P/Cへの給電準備開始	
	を指示する。	
	④ 重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬	
	型代替低圧電源車(2台)を配置し,可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源	
	車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを,可搬型代替低圧電源車(2	
	台)の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを布	
	設し,接続する。なお,可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)については,屋外の	
	地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源	
	車用動力ケーブルの布設、接続を行う。	
	⑤ 運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備として緊急用 P/C	
	の受電遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへ	
	の給電準備が完了したことを報告する。	
	⑥ 重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬	
	型代替低圧電源車から緊急用P/C間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測	
	定により確認し,災害対策本部長 <mark>代理</mark> に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C	
	への給電準備が完了したことを報告する。	
	⑦ 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P / C への給	
	電準備が完了したことを連絡する。	
	⑧ 発電長は,災害対策本部長 <mark>代理</mark> に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2 C・2 D間	
	の連絡母線への給電を依頼する。	
	⑨ 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による P/C	
	2 C・2 D間の連絡母線への給電開始を指示する。	
	⑩ 重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬	
	型代替低圧電源車(2台)の起動及び並列操作により P/C 2 C・2 D間の連絡母	
	線への給電を実施し,災害対策本部長 <mark>代理</mark> に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2	
	C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	① 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,発電長に可搬型代替低圧電源車(2台)によるP/C 2	
	C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。	
	【代替所内電気設備受電】	
	② 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可搬型代替低圧電源車による	
	代替所内電気設備への給電開始を指示する。	
	③ 運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」とし、緊急用P/	
	C及び緊急用MCCを受電する。	
	④ 運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電す	
	る(又は給電を確認する)。	
	⑤ 運転員等は、発電長に可搬型代替低圧電源車による代替所内電気設備への給電が完	
	了したことを報告する。	
	(c) 操作の成立性	
	上記の操作は,中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当	
	直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断して	
	から可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電完了までの所要時間を180分	
	以内と想定する。	
	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を	
	整備する。	
	(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	
	a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	
	<mark>外部電源喪失の後,</mark> 緊急用直流125V充電器の交流入力電源が喪失した場合は, <mark>常設代替高</mark>	
	圧電源装置の起動に必要な常設代替高圧電源装置遠隔操作盤等へ給電するために、常設代替	
	直流電源設備である緊急用125V系蓄電池から代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線	
	盤に自動給電する。	
	緊急用125V系蓄電池は,常設代替高圧電源装置(又は可搬型代替低圧電源車)による給電	
	を開始するまで最大24時間にわたり、緊急用直流125V主母線盤へ給電する。	
	なお、蓄電池は充電時に水素ガスが発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、	
	蓄電池の浮動充電を実施する。	
	(a) 手順着手の判断基準	
	<mark>外部電源喪失</mark> により <mark>,</mark> 非常用所内電気設備 <mark>から代替所内電気設備への</mark> 電源給電機能喪失	
	により <mark>緊急用M/Cの母線電圧</mark> が喪失した場合	
	(b) 操作手順	
	常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手	
	順の対応フローを第1. 14. 2. <mark>7</mark> -1図に, <mark>系統</mark> 概要図を第1. 14. 2. <mark>4-3</mark> 図に,タイムチャート	
	を第1.14.2. <mark>4-4</mark> 図に示す。	
	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替直流電源設備による	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	代替所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。	
	② 運転員等は,原子炉建屋廃棄物処理棟内にて,緊急用直流125V充電器の交流入力電	
	源が喪失したことを緊急用直流125V充電器の「蓄電池放電中」警報により確認す	
	る。	
	③ 運転員等は,原子炉建屋廃棄物処理棟内にて,緊急用125V系蓄電池による緊急用直	
	流125V主母線盤への自動給電状態に異常がないことを緊急用直流125V充電器の蓄電	
	池電圧指示値(規定電圧105V~130V)により確認し、発電長に緊急用直流125V主母	
	線盤, 緊急用直流125VMCC及び緊急用直流125V計装分電盤へ自動給電されている	
	ことを報告する。	
	(c) 操作の成立性	
	上記の操作は,緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への給電について	
	は、運転員の操作は不要である。	
	b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	
	緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に,	
	常設代替高圧電源装置(又は可搬型代替低圧電源車)による緊急用直流125V充電器の交流入	
	力電源の復旧が見込めず、直流125V主母線盤2A・2Bの電源給電機能が喪失しており、緊	
	急用125V系蓄電池が枯渇するおそれがある場合に,可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器	
	を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により代替所内電気設備である緊急用直流125V主母	
	線盤に給電する。	
	(a) 手順着手の判断基準	
	緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内	
	に,常設代替交流電源設備による緊急用直流125V充電器の交流入力電源の復旧が見込め	
	ず、 <mark>直流125V主母線盤2A・2Bの電源給電機能が喪失しており、</mark> 緊急用直流125V主母線	
	盤の母線電圧が125Vから徐々に低下している状態で,緊急用125V系蓄電池が枯渇するおそ	
	れがある場合	
	(b) 操作手順	
	可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。	
	手順の対応フローを第1.14.2.7-1図に,系統概要図を第1.14.2.4-5図に,タイムチャー	
	トを第1.14.2.4-6図に示す。	
	① 発電長は,手順着手の判断基準に基づき,災害対策本部長 <mark>代理</mark> に可搬型代替直流電	
	源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の給電準備開始を依頼する。	
	② 発電長は,運転員等に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電準備	
	開始を指示する。	
	③ 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備による可搬	
	型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	④ 重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬	
	型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し,可搬型代替低圧電源車及び可搬型整	
	流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケー	
	ブル及び可搬型整流器用ケーブルを布設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源	
	車接続盤(西側)については,屋外の地下に設置されているため,水が滞留してい	
	る場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの布設、接続を行う。	
	⑤ 運転員等は,原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤の受電前状態におい	
	て異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し、発電長に代替所内	
	電気設備の受電準備が完了したことを報告する。	
	⑥ 重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬	
	型代替低圧電源車(可搬型整流器経由)から可搬型代替直流電源設備用電源切替盤	
	までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し,災害対策本部長 <mark>代理</mark> に可搬	
	型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。	
	⑦ 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電	
	源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。	
	⑧ 発電長は,災害対策本部長 <mark>代理</mark> に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電	
	源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。	
	⑨ 災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替	
	盤への給電開始を指示する。	
	⑩ 発電長は,運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。	
	⑪ 重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬	
	型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し,可搬型代替直流電源設備用電源切替	
	盤への給電を開始し,災害対策本部長 <mark>代理</mark> に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤へ	
	の給電が完了したことを報告する。	
	⑫ 災害対策本部長 <mark>代理</mark> は,発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電	
	源設備用電源切替盤への給電が完了したことを連絡する。	
	③ 運転員等は,原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の配線	
	用遮断器を「緊急用MCC側」へ切り替え,緊急用直流125V主母線盤の配線用遮断	
	器を「入」(又は「入」を確認)し,可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由	
	して緊急用直流125V主母線盤,緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電	
	盤を受電する。	
	⑭ 運転員等は,原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤,緊急用直流125V M	
	CC及び緊急用直流125V計装分電盤にて必要な負荷の配線用遮断器を「入」(又は	
	「入」を確認)とする。	
	⑮ 運転員等は,原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤,緊急用直流125V M	
	CC及び緊急用直流125V計装分電盤の受電状態において異臭・発煙・破損等異常が	
	ないことを外観点検により確認する。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	⑩ 運転員等は、発電長に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電が完	
	了したことを報告する。	
	(c) 操作の成立性	
	上記の操作は,現場対応を運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応要員6名にて実	
	施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への	
	給電完了までの所要時間を <mark>250</mark> 分以内と想定する。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

備考

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし: 11 月 7 日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)

1.14.2.4 燃料の補給手順

(1) 軽油タンクからタンクローリへの補給

重大事故等の対処に必要となる第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機,電源車,大容量送水車(熱交換器ユニット用,原子炉建屋放水設備用及び海水取水用)可搬型代替注水ポンプ(A-1級),可搬型代替注水ポンプ(A-2級),5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備,モニタリング・ポスト用発電機,ディーゼル駆動消火ポンプ及び仮設発電機に給油する。

上記設備に給油するため、軽油タンクとタンクローリ(16kL)及び(4kL)を仮設ホースで接続し、タンクローリへ軽油の補給を行う。

なお、補給する軽油は、復旧が見込めない非常用ディーゼル発電機が接続されている軽油タン クの軽油を使用する。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等の対処に必要となる第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機,電源車,大容量送水車(熱交換器ユニット用,原子炉建屋放水設備用及び海水取水用),可搬型代替注水ポンプ(A-1級),可搬型代替注水ポンプ(A-2級),5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備,モニタリング・ポスト用発電機,ディーゼル駆動消火ポンプ又は仮設発電機を使用する場合。

b. 操作手順

軽油タンクからタンクローリへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14.53 図 に、タイムチャートを第 1.14.54 図に示す。

- ①緊急時対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策要員に復旧が見込めない 非常用ディーゼル発電機が接続されている軽油タンクからタンクローリ (16kL) 及び (4kL) へ軽油の補給開始を指示する。
- ②緊急時対策要員は、補給活動に必要な装備品・資機材を準備し、車両保管場所へ移動し、 タンクローリの健全性を確認する。
- ③緊急時対策要員は、補給先に指定された軽油タンクへ移動し、軽油タンク出口弁の閉止

1.14.2.5 燃料給油時の対応手順

- (1) 燃料給油設備による各機器への給油
 - a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油

重大事故等の対処に必要となる可搬型代替低圧電源車,可搬型代替注水大型ポンプ,<mark>可搬型代替注水中型ポンプ,窒素供給装置用電源車及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)に対して</mark>,可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを使用し,燃料を給油する。

東海第二

(a) 手順着手の判断基準

【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】

重大事故等の対処に必要となる可搬型代替低圧電源車,可搬型代替注水大型ポンプ, 可搬型代替注水中型ポンプ,窒素供給装置用電源車及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)を使用する場合

【タンクローリから各機器への給油】

重大事故等の対処に必要となる可搬型代替低圧電源車,可搬型代替注水大型ポンプ, 可搬型代替注水中型ポンプ,窒素供給装置用電源車及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)の燃料保有量及び燃料消費率からあらかじめ算出した給油時間*1となった場合

- ※1 給油間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が枯渇するまでに給油することを考慮して作業に着手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃料消費率から燃料が枯渇する前に給油することとし、同一箇所での作業が重複する際は適宜、給油間隔を考慮して作業を実施する。
 - 可搬型代替低圧電源車:運転開始後約2.2時間
 - ・可搬型代替注水大型ポンプ: 運転開始後約3.5時間
 - 窒素供給装置用電源車:運転開始後約2.2時間
 - ・可搬型代替注水中型ポンプ:運転開始後約3.5時間
 - ・タンクローリ(走行用の燃料タンク):1回/1日

(b) 操作手順

可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油手順の概要は以下のとおり。系統概要図を 第1.14.2.5-1図,第1.14.2.5-3図に、タイムチャートを第1.14.2.5-2図,第1.14.2.5-4図に示す。

【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】

① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへ軽油の給油開始を指示する。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

備考

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし: 11 月 7 日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)

フランジを取り外し、仮設フランジ及び給排用バルブ付アタッチメントを取り付ける。

- ④緊急時対策要員は、タンクローリのタンク底部の給排用ノズルへアタッチメントを取り付けた後、移送用ホースを接続する。
- ⑤ 緊急時対策要員は、 タンクローリに接続した移送用ホースを軽油タンク出口弁に取り 付けた仮設フランジへ接続する。
- ⑥緊急時対策要員は、軽油タンク出口弁を「開」操作する。
- ⑦緊急時対策要員は、タンクローリへ軽油を補給するため、車両付ポンプを作動させた後、 タンクローリの各バルブを「開」操作し、軽油タンクからタンクローリへの補給を開始 する。
- ⑧緊急時対策要員は、タンクローリの補給状態をタンク頂部のハッチから目視で確認し、満タンとなったことを確認後、タンクローリの各バルブ及び軽油タンク出口弁を「閉」操作し、タンクローリから移送用ホースを取り外した後(継続的に移送用ホースを使用する場合は、当該ホースを軽油タンク側に接続したままとする)、軽油タンクからタンクローリへの補給が完了したことを緊急時対策本部に報告する。
- ⑨緊急時対策要員は、「(2) タンクローリから各機器等への給油」の操作手順にて給油した後、タンクローリの軽油の残量に応じて、上記操作手順④から⑧(⑤は軽油タンク側に移送用ホースを接続済みのため実施不要)を繰り返す。

② 重大事故等対応要員は、給油操作に必要な装備品・資機材を準備のうえ車両保管場所へ移動し、タンクローリの健全性を確認する。

東海第二

- ③ 重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール付近へタンクローリを配置する。**2
- ④ 重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール(上蓋)を開放し、 車載ホースをタンクローリの吸排口に接続し、車載ホースの先端を可搬型設備用軽 油タンクに挿入する。
- ⑤ 重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール(上蓋)を開放する。
- ⑥ 重大事故等対応要員は、車載ポンプを起動し、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油を開始する。
- ② 重大事故等対応要員は、車載タンク上部のマンホール(上蓋)からの目視により、 車載タンクへの吸入量(満タン)を確認し、車載ポンプを停止する。
- ⑧ 重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール(上蓋)を閉止する。また、24時間に1回、タンクローリ(走行用の燃料タンク)への給油を行う。
- ⑨ 重大事故等対応要員は、車載ホース及び可搬型設備用軽油タンクのマンホール(上 蓋)を復旧し、災害対策本部長代理に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへ の給油完了を報告する。

【タンクローリから各機器への給油】

- ⑩ 災害対策本部長<mark>代理</mark>は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員にタンクローリによる給油対象設備への給油を指示する。
- ⑪ 重大事故等対応要員は、給油対象設備の給油口付近へタンクローリを配置する。
- ② 重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンクを開放し、ピストルノズルを車載燃料タンクに挿入する。
- ③ 重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール(上蓋)を開放する。
- ④ 重大事故等対応要員は、車載ポンプを作動し、タンクローリから給油対象設備への 給油を開始する。
- ⑤ 重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンク油量・油面計により、給油量(満タン)を目視で確認し、車載ポンプを停止する。
- (B) 重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール(上蓋)を閉止する。
- ① 重大事故等対応要員は、ピストルノズル及び車載燃料タンクを復旧し、災害対策本 部長代理にタンクローリから給油対象設備への給油完了を報告する。
- ※2 重大事故等対応要員は、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、 窒素供給装置用電源車及び<mark>可搬型代替注水中型ポンプ等を7日間</mark>連続運転継続さ

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)

c. 操作の成立性

上記の操作は、タンクローリ1台当たり緊急時対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからタンクローリへの補給完了までタンクローリ(4kL)にて105分以内、タンクローリ(16kL)にて120分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

(2) タンクローリから各機器等への給油

重大事故等の対処に必要となる第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機,電源車,大容量送水車(熱交換器ユニット用,原子炉建屋放水設備用及び海水取水用),可搬型代替注水ポンプ(A-2級),5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備,モニタリング・ポスト用発電機,ディーゼル駆動消火ポンプ及び仮設発電機に対して,タンクローリ(16kL)及び(4kL)を用いて給油する。

なお、第一ガスタービン発電機の場合は、第一ガスタービン発電機用燃料タンクへ給油する。 第一ガスタービン発電機の運転に伴い燃料が消費されると、第一ガスタービン発電機用燃料移送 ポンプが自動起動し、第一ガスタービン発電機用燃料タンクから燃料の補給が開始される。また、 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、燃料の補給完了後に自動停止する(第二ガスター ビン発電機についても同様)。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等の対処に必要となる第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機,電源車,大容量送水車(熱交換器ユニット用,原子炉建屋放水設備用及び海水取水用),可搬型代替注水ポンプ(A-2級),5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備,モニタリング・ポスト用発電機,ディーゼル駆動消火ポンプ又は仮設発電機を運転した場合において,各機器の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後,燃料保有量及び燃費からあらかじめ算出した給油時間*1となった場合。

※1: 給油間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が枯渇するまでに給油することを考慮して作業に着手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃費から燃料が枯渇する前に給油することとし、同一箇所での作業が重複する際は適宜、給油間隔を考慮して作業を実施する。

・第一ガスタービン発電機 : 運転開始後約 16 時間

・電源車 : 運転開始後約2時間

・大容量送水車(熱交換器ユニット)

取水ポンプ: 運転開始後約7時間送水ポンプ: 運転開始後約3時間

可搬型代替注水ポンプ(A-1級)

:運転開始後約2時間

可搬型代替注水ポンプ(A-2級)

: 運転開始後約3時間

せるために、タンクローリの車載タンクの軽油の残量及び可搬型代替低圧電源車 及び可搬型代替注水大型ポンプの定格負荷運転時の給油間隔に応じて、操作手順

③~⑪を繰り返す。

(c) 操作の成立性

【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】

タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合,作業開始を判断してから可搬型設備用軽油タンクからタンクローリの車載タンクへの給油完了までの所要時間を,初回は防護具着用,可搬型重大事故等対処設備保管場所への移動,使用する設備の準備を含め90分以内,二回目以降は50分以内と想定する。なお,タンクローリ(走行用の燃料タンク)への給油を合わせて行う場合110分以内と想定する。円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

東海第二

【タンクローリから各機器への給油】

重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合,作業開始を判断してからタンクローリにて各可搬型設備への給油完了までの所要時間を30分以内と想定する。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,照明,通信連絡設備を整備する。 なお,燃料消費量が最大になる場合に使用する設備の燃料が枯渇しないように以下 の時間までに給油を実施する。

- ・可搬型代替低圧電源車の燃料消費率は、定格容量にて約110L/hであり、起動から 枯渇までの時間は約2.2時間。
- ・可搬型代替注水大型ポンプの燃料消費率は、定格容量にて約218L/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.5時間。
- ・窒素供給装置用電源車の燃料消費率は、定格容量にて約110L/hであり、起動から 枯渇までの時間は約2.2時間。
- ・可搬型代替注水中型ポンプの燃料消費率は、定格容量にて約35.7L/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.5時間。
- ・タンクローリ(走行用の燃料タンク)は、7日間の燃料給油を行うために必要な燃料を有しているが、24時間に1回給油を行う。

また、事象発生後7日間、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)の運転を継続するために必要な燃料(軽油)の燃料消費量は約168.6kLであり、可搬型設備用軽油タンクは210kL以上となるよう管理する。

柏崎刈羽原子力発電所及び 玄海原子力発電所は,各機器 を運転する直前に規定油量 以上であることを確認した 上で機器を運転することと しているが、東海第二におい ては、機器の保管の際に、各 機器の重大事故等発生時に 必要な油量を満足した上で 保管することを別途定め、重 大事故等発生時に規定油量 以上あることを確認しなく ても使える運用とすること から,機器の使用前に燃料油 の量を確認することを手順 には規定していない。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

備考

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

•5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備

: 運転開始後約 20 時間

モニタリング・ポスト用発電機

: 運転開始後約 10 時間

b. 操作手順

タンクローリから各機器等への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1. 14. 55 図に、 タイムチャートを第 1. 14. 56 図及び第 1. 14. 57 図に示す。

「タンクローリ(4kL)にて給油する場合]

- ①緊急時対策本部は、緊急時対策要員にタンクローリ (4kL) による給油対象設備への給油を指示する。
- ②緊急時対策要員は、給油対象設備の近傍まで移動し、タンクローリ(4kL)の給油前準備を行い、必要な距離分の給油ホースを引き出す。
- ③緊急時対策要員は、タンクローリ(4kL)の車両付ポンプを作動させる。
- ④緊急時対策要員は、給油対象設備の燃料タンクの蓋を「開」とし、給油ノズルレバーを 握り、タンクローリ (4kL) による給油対象設備への給油を開始する。
- ⑤緊急時対策要員は、給油対象設備の給油状態を目視で確認し、必要量の給油完了を確認 後、給油ノズルレバーを開放し、タンクローリ(4kL)による給油対象設備への給油を完 了する。
- ⑥緊急時対策要員は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に、上記操作手順②から⑤を繰り返す。また、タンクローリの軽油の残量に応じて、「(1)軽油タンクからタンクローリへの補給」の操作手順にてタンクローリ(4kL)へ軽油を補給する。

「タンクローリ(16kL)にて給油する場合]

第一ガスタービン発電機用燃料タンクへの給油手順の概要は以下のとおり(第二ガスタービン発電機用燃料タンクへの給油手順も同様)。

- ①緊急時対策本部は、緊急時対策要員にタンクローリ(16kL)による第一ガスタービン発電機用燃料タンクへの給油を指示する。
- ②緊急時対策要員は、 給油対象設備の第一ガスタービン発電機用燃料タンク近傍まで移動し、タンクローリ (16kL) の給油前準備を行い、給排口へ車載ホースを接続する。
- ③緊急時対策要員は,第一ガスタービン発電機用燃料タンクの給油口にホース接続用アタッチメントを取り付けた後,当該アタッチメントに車載ホースを接続する。
- ④緊急時対策要員は、タンクローリ(16kL)のタンク底部ハンドルが給油可能な状態であることを確認した後、各バルブを「開」操作し、タンクローリ(16kL)による第一ガスタービン発電機用燃料タンクへの給油を開始する。
- ⑤緊急時対策要員は、第一ガスタービン発電機用燃料タンクの給油状態を油面レベルで確認し、必要量の給油完了を確認後、各バルブを「閉」操作し、タンクローリ(16kL)による第一ガスタービン発電機用燃料タンクへの給油が完了したことを緊急時対策本部に報告する。

b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油

外部電源喪失時に、設計基準事故対処設備である2C・2D D/Gに対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより自動で給油を行うが、2C・2D D/Gの機能喪失時には、通常待機時閉としている軽油貯蔵タンク出口弁を開とすることで常設代替高圧電源装置への燃料供給系統を構成し、重大事故等の対処に必要となる常設代替高圧電源装置に対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより自動で給油する。

東海第二

なお、常設代替高圧電源装置は、運転開始後約2時間にわたり電力を供給できる燃料を保持しており、その燃料が枯渇するまでに自動で給油されていることを確認する。

(a) 手順着手の判断基準 常設代替高圧電源装置を起動した場合

(b) 操作手順

軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油手順の概要は以下のとおり。系統概要図を第1.14.2.5-6図に、タイムチャートを第1.14.2.5-7図に示す。

- ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを指示する。
- ② 運転員等は、軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切り替え及び常設代替高圧電源 装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを行い、発電長に軽油貯蔵タンク出口弁の開から閉への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えをしたことを報告する。

67

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし: 11 月 7 日からの変更点記載

相崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考

⑥緊急時対策要員は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に、上記操作手順②から⑤を繰り
返す。また、タンクローリの軽油の残量に応じて、「(1) 軽油タンクからタンクローリ
への補給」の操作手順にてタンクローリ (16kL) へ軽油を補給する。

c. 操作の成立性
上記の操作は、タンクローリ1台当たり緊急時対策要員2名にて作業を実施した場合、作業
開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。
・タンクローリ(4kL)による給油対象設備への給油は約15分(1台当たり)で可能である。
・タンクローリ (16kL)による第一ガスタービン発電機用燃料タンク又は第二ガスタービン

発電機用燃料タンクへの給油は約90分で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。

なお、各設備の燃料が枯渇しないよう以下の時間までに給油を実施する。

- ・第一ガスタービン発電機の燃費は、定格容量にて約 1,000L/h であり、起動から枯渇までの時間は約 50 時間。
- ・電源車の燃費は、定格容量にて約110L/hであり、起動から枯渇までの時間は約2時間。 取水ポンプの燃費は、定格容量にて約40L/hであり、起動から枯渇までの時間は約7時間。 送水ポンプの燃費は、定格容量にて約90L/hであり、起動から枯渇までの時間は約3時間。
- ・可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)の燃費は、定格容量にて約 43L/h であり、起動から枯渇までの時間は約 2 時間。
- ・可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)の燃費は、定格容量にて約 21L/h であり、起動から枯渇までの時間は約 3 時間。
- ・大容量送水車(熱交換器ユニット)
- ・5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃費は、定格容量にて約 45L/h であり、起動から枯渇までの時間は約 22 時間。
- ・モニタリング・ポスト用発電機の燃費は、定格容量にて約9L/hであり、起動から枯渇までの時間は約18時間。

また、多くの給油対象設備が必要となる事象(崩壊熱除去機能喪失等)を想定した場合、事象発生後7日間、それらの設備(第一ガスタービン発電機、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)及び電源車等)の運転を継続するために必要な燃料(軽油)の燃料消費量は約568kLである。また、6号及び7号炉軽油タンク(2,040kL)からも燃料補給が可能であり、6号及び7号炉軽油タンク1基当たり510kL以上となるよう管理する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断し軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油完了までの所要時間を 15 分以内と想定する。

また,事象発生後7日間,常設代替高圧電源装置の運転を継続するために必要な燃料(軽油)の燃料消費量は約352.8kLであり,軽油貯蔵タンクは,400kL以上となるよう管理する。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	c. 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発	
	電機への給油	
	重大事故等時に設計基準事故対処設備である2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全	
	であれば、2C・2D D/G及びHPCS D/Gに対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タ	
	ンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼ	
	ル発電機燃料移送ポンプにより自動で給油をする。	
	(a) 手順着手の判断基準	
	2 C・2 D D/G及びHPCS D/Gを起動した場合	
	(b) 操作手順	
	軽油貯蔵タンクから2C・2D D/G及びHPCS D/Gへの給油手順の概要は	
	以下のとおり。	
	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に2C・2D非常用ディ	
	ーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機によ	
	る2C・2D D/G及びHPCS D/Gへの自動燃料給油状態の確認を指	
	示する。	
	② 運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて2C・2D非常用ディーゼル発電機燃	
	料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプのス	
	イッチ位置が自動になっていることを確認し、発電長に自動燃料給油状態に	
	なっていることを報告する。	
	(c) 操作の成立性	
	軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉	
	心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを用いての2C・2D D/G及びHP	
	CS D/Gへの給油については、運転員の操作は不要である。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

備考

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)

1.14.2.5 重大事故等対処設備(設計基準拡張)による対応手順

(1) 非常用交流電源設備による給電

非常用ディーゼル発電機が健全な場合は、自動起動信号(非常用高圧母線電圧低)による作動、 又は中央制御室からの手動操作により非常用ディーゼル発電機を起動し、非常用高圧母線に給電 する。

非常用ディーゼル発電機の運転により消費された燃料は、燃料ディタンクの油面が規定値以下 まで低下すると燃料移送ポンプが自動起動し、軽油タンクから燃料ディタンクへの補給が開始さ れる。その後燃料補給の完了に伴い、燃料移送ポンプが自動停止する。

a. 手順着手の判断基準

外部電源が喪失した場合又は非常用高圧母線の電圧がないことを確認した場合。

b. 操作手順

非常用交流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.58 図に示す。

- ①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、中央制御室運転員に非常用交流電源設備による給電開始を指示する。
- ②中央制御室運転員 A 及び B は、非常用ディーゼル発電機が自動起動信号(非常用高圧母線電圧低)により自動起動し、受電遮断器が投入されたことを確認する。あるいは、中央制御室からの手動操作により非常用ディーゼル発電機を起動し、受電遮断器を投入する。
- ③中央制御室運転員 A 及び B は、非常用高圧母線へ給電が開始されたことを M/C 電圧指示値の上昇及び非常用 D/G 電力指示値の上昇により確認し、当直副長に報告する。

c. 操作の成立性

上記の操作は、1 ユニット当たり中央制御室運転員 2 名(操作者及び確認者)にて操作を実施する。操作スイッチによる遠隔操作であるため、速やかに対応できる。

(2) 非常用直流電源設備による給電

外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失後,充電器を経由した直流母線(直流 125V 主母線盤) への給電から,直流 125V 蓄電池 A,直流 125V 蓄電池 B,直流 125V 蓄電池 C 及び直流 125V 蓄電池 D による直流母線(直流 125V 主母線盤) への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後,直流 125V 蓄電池 B,直流 125V 蓄電池 C 及び直流 125V 蓄電池 D については、蓄電池の延命のため、直流 125V 主母線盤 B,直流 125V 主母線盤 C 及び直流 125V 主母線盤 D の不要な負荷の切離しを実施する。また、直流 125V 蓄電池 A については、外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失後 8 時間経過するまでに、直流 125V 蓄電池 A による給電から直流 125V 蓄電池 A の延命のため、直流 125V 蓄電池 A の延命のため、直流 125V 主母線盤 A の不要な負荷の切離しを実施する。

東海第二

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】		<mark>つぶし</mark> :11月7日からの変更点記載
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
a. 手順着手の判断基準		
全交流動力電源喪失により,直流 125V 充電器 A,直流 125V 充電器 B,直流 125V 充電器 C 及		
び直流 125V 充電器 D の交流入力電源の喪失が発生した場合。		
b. 操作手順		
直流 125V 蓄電池 B,直流 125V 蓄電池 C 及び直流 125V 蓄電池 D による給電手順の概要は以		
下のとおり。概要図を第 1.14.59 図に示す。なお,直流 125V 蓄電池 A 及び直流 125V 蓄電池 A		
-2 による給電手順については,「1.14.2.2(1)a. 所内蓄電式直流電源設備による給電」にて		
整理する。		
①当直副長は,手順着手の判断基準に基づき,運転員に直流 125V 蓄電池 B,直流 125V 蓄		
電池 C 及び直流 125V 蓄電池 D からの給電が開始されたことの確認を指示する。		
②中央制御室運転員 A は,直流 125V 充電器 B,直流 125V 充電器 C 及び直流 125V 充電器 D		
による給電が停止したことを M/C D 電圧,M/C E 電圧及び M/C C 電圧にて確認し,直流		
125V 蓄電池 B, 直流 125V 蓄電池 C 及び直流 125V 蓄電池 D による給電が開始され, 直流		
125V 主母線盤 B, 直流 125V 主母線盤 C 及び直流 125V 主母線盤 D 電圧指示値が規定値で		
あることを確認する。		
③現場運転員 C 及び D は,直流 125V 蓄電池 B,直流 125V 蓄電池 C 及び直流 125V 蓄電池 D		
の延命処置として炉心監視及び直流照明を除く直流負荷の切離しを実施する。		
c. 操作の成立性		
直流 125V 蓄電池からの給電は、1 ユニット当たり中央制御室運転員 1 名にて直流母線(直流		
125V 主母線盤) へ自動で給電されることを確認する。中央制御室での電圧確認であるため、速 やかに対応できる。		
不要な負荷の切離し操作は、1ユニット当たり中央制御室運転員1名及び現場運転員2名に		
て作業を実施した場合、作業開始を判断してから不要な負荷の切離し完了まで約60分で可能		
である。		
1.14.2.6 その他の手順項目について考慮する手順	 1.14.2.6 その他の手順項目について考慮する手順	
可搬型代替交流電源設備による代替原子炉補機冷却系への給電手順については,「1.5 最終	可搬型代替注水大型ポンプにより送水を行う手順については,「1.13 重大事故等の収束に	必要
ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。	となる水の供給手順等」にて整備する。	
	操作の判断,確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」。	-T
	整備する。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

1.14.2.7 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第 1.14.60 図に示す。

(1) 代替電源(交流)による対応手段

全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として,第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機及び電源車による給電並びに号炉間電力融通ケーブルを使用した他号炉の非常用ディーゼル発電機からの電力融通による給電がある。

短期的には低圧代替注水で用いる復水補給水系への給電、中長期的には発電用原子炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系への給電が主な目的となることから、これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり、かつ短時間で給電が可能である第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機による給電を優先する。

第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機を並行操作で起動した後,非常用所内電気設備又は代替所内電気設備の受電が短時間で可能である第一ガスタービン発電機(優先 1)から給電する。第一ガスタービン発電機から給電できない場合は,第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由)(優先 2)から給電する。第二ガスタービン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経由)から給電できない場合は,第二ガスタービン発電機(大湊側緊急用 M/C 経由)(優先 3)から給電する。

第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機から給電できず他号炉の非常用ディーゼル発電機からの給電が可能な場合は、号炉間電力融通ケーブル(常設)(優先 4)を使用した電力融通,号炉間電力融通ケーブル(可搬型)(優先 5)を使用した電力融通を行う。なお、号炉間電力融通ケーブルを使用した電力融通を行う場合は、電源を供給する号炉の発電用原子炉の冷却状況、非常用ディーゼル発電機の運転状況及び電源を受電する号炉の受電体制を確認した上で実施する。

第一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブルによる給電ができない場合は、電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由) (優先 6)から給電する。

電源車(荒浜側緊急用 M/C 経由)から給電できない場合は、電源車を原子炉建屋近傍へ移動させ、複数ある接続口から給電ルートを選択して非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。電源車から非常用所内電気設備へ給電する場合は、電源車(P/C C 系動力変圧器の一次側に接続)(優先 7)、電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)(優先 8)の順で電源車の給電ルートを選択する。また、電源車から代替所内電気設備へ給電する場合は、電源車(AM 用動力変圧器に接続)(優先 7)、電源車(緊急用電源切替箱接続装置に接続)(優先 8)の順で電源車の給電ルートを選択する。

上記の優先 1 から優先 7 までの手順を連続して実施した場合,直流 125V 充電器盤の受電完了まで約 710 分(あらかじめ他号炉の非常用ディーゼル発電機からの電力融通ができないと判断した場合は約 515 分)で実施可能であり,所内蓄電式直流電源設備から給電されている 24 時間以

1.14.2.7 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.14.2.7-1図に示す。

(1) 交流電源喪失時

外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により非常用所内電気設備へ交流電源が給電できない場合の代替交流電源として、常設代替交流電源設備(又は可搬型代替交流電源設備)がある。

短期的には、低圧代替注水設備(常設)への給電、中期的には、除熱のために用いる残留熱除去系への給電が主な目的となることから、短時間で電力供給が可能であり、長期間にわたる運転が期待でき、更に大容量である常設代替交流電源設備による給電を優先する。

常設代替交流電源設備からの給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備による給電を行う。

具体的な優先順位は、以下のとおり。

優先1: 常設代替交流電源設備から代替所内電気設備への給電

常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備への給電

M/C 2 Cへの給電を優先し、M/C 2 Cに給電できない場合はM/C 2 Dに給電する。

優先2:可搬型代替交流電源設備から非常用所内電気設備への給電 優先3:可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備への給電

(2) 直流電源喪失時

全交流動力電源喪失時,直流母線への直流電源が給電できない場合の対応手段として,所内 常設直流電源設備,常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備がある。

原子炉への注水として用いる原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系,原子炉の減圧に用いる逃がし安全弁(自動減圧機能),原子炉格納容器内の減圧及び除熱に用いる格納容器圧力逃がし装置への給電が主な目的となる。短時間で電力給電が可能であり,長期間にわたる運転が期待できる手段から優先して準備する。

直流電源喪失時の対応として、全交流動力電源喪失時に、常設代替交流電源設備(又は可搬型代替交流電源設備)による給電を開始するまでの間最大24時間にわたり、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系及び常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池にて原子炉隔離時冷却系の運転及び自動減圧系の動作等に必要な直流電源の給電を行う。

なお,所内常設直流電源設備及び常設代替直流電源設備は,直流125V充電器A・B及び緊急 用直流125V充電器の交流入力電源の喪失と同時に非常用所内電気設備である直流125V主母線盤 2 A・2 B及び代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に無停電で自動給電される。

さらに、全交流動力電源喪失が継続し、125V系蓄電池A系・B系又は緊急用125V系蓄電池が 枯渇するおそれがある場合は、可搬型代替直流電源設備を用いて直流125V主母線盤2A・2B 及び緊急用直流125V主母線盤へ給電する。

具体的な優先順位は以下のとおり。

優先順位の考え方(優先順

位)

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

1) 可搬型と常設型であれば即応性から常設設備を優先する。

2) 非常用電源設備への給電 と代替所内電気設備への給電 では、基本設計となる非常用 電源設備を優先する。

3) 非常用電源設備2C系への給電と2D系への給電については、2C系にRCICが負荷として接続されていることから2C系を優先する。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
内に十分な余裕を持って給電を開始する。	優先1:所内常設直流電源設備から非常用所内 <mark>電気</mark> 設備への給電(自動)	
	常設代替直流電源設備から代替所内電気設備への給電(自動)	
	優先2:可搬型代替直流電源設備から非常用所内電気設備への給電	
	直流125V主母線盤2Aへの給電を優先し、直流125V主母線盤2Aに給電できない場合	
	は直流125V主母線盤2Bに給電する。	
	優先3:可搬型代替直流電源設備から代替所内電気設備への給電	
	なお、常設代替交流電源設備(又は可搬型代替交流電源設備)により交流電源が復旧した場	
	合には,直流 125V 充電器 <mark>A・B</mark> 及び緊急用直流 125V 充電器を起動(又は起動を確認)して直	
	流 125V 主母線盤 2 A・ 2 B 及び緊急用直流 125V 主母線盤の電源給電機能を回復させる。	
(2) 代替電源(直流)による対応手段		
全交流動力電源喪失時,直流母線への給電ができない場合の対応手段として,所内蓄電式直流		
電源設備,常設代替直流電源設備,可搬型直流電源設備及び直流給電車がある。		
原子炉圧力容器への注水で用いる原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系,発電用原子炉の減		
圧で用いる自動減圧系,原子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる格納容器圧力逃がし装置への		
給電が主な目的となる。短時間で給電が可能であり、長期間にわたる運転を期待できる手段から		
優先して準備する。		
全交流動力電源の喪失により直流 125V 充電器 A を経由した直流 125V 主母線盤 A への給電がで		
きない場合は,代替交流電源設備による給電を開始するまでの間, 直流 125V 蓄電池 A 及び直流		
125V 蓄電池 A-2 にて 19 時間, AM 用直流 125V 蓄電池を組み合わせて使用することで合計 24 時		
間にわたり原子炉隔離時冷却系の運転及び自動減圧系の作動等に必要な直流電源の供給を行う。		
なお,蓄電池の電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合は,経過時間によらず,蓄電		
池の切替えを実施する。		
全交流動力電源喪失後,24時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがな		
い場合は,可搬型直流電源設備又は直流給電車を用いて直流母線へ給電するが,短時間で給電が		
可能な可搬型直流電源設備を優先して準備する。		
代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合は、直流 125V 充電器盤 A を受電して直流電		
源の機能を回復させる。		
全交流動力電源の喪失により直流 125V 充電器 B を経由した直流 125V 主母線盤 B への給電がで		
きない場合は,代替交流電源設備による給電を開始するまでの間,直流 125V 蓄電池 B により自動		
減圧系の作動等に必要な直流電源の供給を行う。直流 125V 蓄電池 B が枯渇した場合は, 遮断器の		
制御電源が喪失しているため、遮断器を手動で投入してから代替交流電源設備により交流電源を		
復旧し,直流 125V 充電器盤 B を受電して直流電源の機能を回復させる。		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

備考

第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

東海第二

対応手段, 対応設備, 手順書一覧 (1/20)

分類	機能喪失を想定 する設計基準 事故対処設備	対応手段	対応設備整備す			
非常用於		非常用交流電	主要設備	2 C D/G 2 D D/G H P C S D/G 2 C 非常用ディーゼル発電機 用海水ポンプ 2 D 非常用ディーゼル発電機 用海水ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼ ル発電機用海水ポンプ	重大事故等対処設備	
交流電源設備による非常用所内電気設備への給電		常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電(1/2)	関連設備	軽デンクを機然である。 を関すると、 を関する、 をし、 をし、 をし、 をし、 をし、 をし、 をし、 をし	重大事故等対処設備	非常時運転手 書 II (徴候ベース) 電源供給回復 非常時運転手 書 II (停止時徴候 ース) 「停止時電源後 旧」

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 125V 系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。

※3 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は,運転員による操作は不要である。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

第1.14.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順対応手段,対処設備,手順書一覧 (1/4)

(重大事故等対処設備(設計基準拡張))

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		下順書
		非常用交流電源	非常用ディーゼル発電機 燃料ディタンク 非常用ディーゼル発電機〜非常用高圧性線電 路 原子炉補機冷却系 ※1 燃料移送ボンブ 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁	(設計基準拡張)重大事故等対処設備	事故時運転操作手順著(微候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作手順書(停止時徽候ベース) 「交流/直流電源供給回復」
重大事故等対処設備		非常用交流電源設備による給電	軽油タンク	重大事故等対処設備	
对処設備(設計基準拡張)	_	非常用直	应流 125V 蓄電池 C ※2 直流 125V 蓄電池 D ※2 直流 125V 充電器 C 直流 125V 充電器 D 直流 125V 充電器 D 直流 125V 蓄電池及び充電器 C~直流母線電路 直流 125V 蓄電池及び充電器 D~直流母線電路	(設計基準拡張) 重大事故等対処設備	事故時運転操作手順書(微候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作手順書(停止時徽候ベース) 「交流/直流電源供給回復」
		非常用直流電源設備による給電	直流 125V 蓄電池 A ※2 直流 125V 蓄電池 A − 2 直流 125V 蓄電池 B ※2 直流 125V 充電器 A 直流 125V 充電器 A − 2 直流 125V 充電器 B 直流 125V 充電器 B 直流 125V 蓄電池及び充電器 A ∼ 直流母線電路 直流 125V 蓄電池及び充電器 A − 2 ~ 直流母線 電路 直流 125V 蓄電池及び充電器 B ∼ 直流母線電路	重大事故等対処設備	

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (2/4)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 下段	対処設備		予順書
	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪 失)	常設代替交流電源設備による給電	第・ガスタービン発電機 第一ガスタービン発電機用燃料を送ボンプ 第一ガスタービン発電機用燃料を送ぶんプ 第・ガスタービン発電機一排常用高圧は線 C 系及びD系電路 第・ガスタービン発電機~AM 用 MCC 電路 軽調タンク 軽調タンク用ロノズル・弁 ホース タンクローリ (16kL)	重大事故等対処設備	事故時運転操作下順書(徹候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作手順書(停止時徴終ベース) 「交流/直流電源供給回復」 AM 政備別操作手順書 「第・ガスタービン発電機起動」 「M/C C・D・受電」 「第 GTG から AM 用 MCC への電路構成」 「AM 用 MCC 受電」 多様なハザード対応下順 「非常用 D/G 軽油タンクからタンクローリへの給油」 「タンクローリから各機器等への給油」
代替交流電源設備による給		第二代替交流電源設備による給電	第:ガスタービン発電機用燃料タンク 第:ガスタービン発電機用燃料タンク 第:ガスタービン発電機用燃料移送ボンブ 第二ガスタービン発電機へ常浜側緊急用高圧 分解で、非常用高圧母線で系及びD系電路 第二ガスタービン発電機へ大湊側緊急用高圧 母線へ非常用高圧母線で系及びD系電路 第二ガスタービン発電機へ高圧側緊急用高圧 母線へAU用 MCC電路 第二ガスタービン発電機へ大湊側緊急用高圧 母線へAU用 MCC電路 第二ガスタービン発電機へ大湊側緊急用高圧 母線でAU用 MCC電路 第二ガスタービン発電機で大湊側緊急用高圧 母線でAU用が 電路 第二ガスタービン発電機で大歩側緊急用高圧 分線でAU用が を割タンク目ロノズル・弁 ホース タンクローリ (16kL)	自主対策設備	事故時運転操作手順等(微伏ベース)「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作手順等(停止時微候ベース)「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作手順等(停止時微候ベース)「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作手順等 「緊急用 M/C から M/C C・D への電路構成」 「大湊側緊急用 M/C から AM 用 MCC への電路構成」 「大湊側緊急用 M/C から AM 用 MCC への電路構成」 「大湊側緊急用 M/C から AM 用 MCC への電路構成」 「AM 用 MCC 受電」 「AM 用 MCC 受電」 「新上 GTG による荒海側緊急用 M/C 受電」 「第二 GTG による大湊側緊急用 M/C 受電」 「非常用 D/G 軽油タンクからタンクローリへ の給油」 「タンクローリから各機器等への給油」
による給電		可搬型代替交流電源設備	電源車 電源中~懸急用電源切替給接続装置~非常用 高圧均線C系及びD系電路 電源中~動力変圧器C系~非常用高圧母線C 系及びD系電路 電源車~緊急用電源切替箱接続装置~AM 用 MCC 電路 電源中~AM 用動力変圧器~AM 用 MCC 電路 電源中~AM 用 MCC 電路	重大事故等対処設備	事故時運転操作下順書(磁候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 AH 設備別操作手順書 「緊急用 M/C から M/C で・D への電路構成」 「電源車による P/C Cー1・Dー1 への電路構成」 「電源車(緊急用電源列替箱 A 経山)による M/C C・D への電路構成」 「M/C C・D 全面」 「P/C Cー1・Dー1 受電 (P/C 動力変圧器〜M/C C・D 経由)」 「緊急用 M/C から AM 用 M/C への電路構成」 「電源車 (AM 用動力変圧器)による AM 用 M/C
		源設備による給電	電源車〜流浜側緊急用高圧母線〜非常用高圧 母線 C 系及びD 系電路 電源車〜流浜側緊急用高圧母線〜AM 用 MCC 電路	自主対策設備	への電路構成」「電源車 (聚念用電源切替箱 A 経由)による AM 用 MCC 受電解構成」 「AM 用 MCC 受電力 が 表示 を 表示 で

※1:手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。 ※2:直流 125V 審電池 A、B、C 及びD からの給電は、運転員による操作は不要である。 第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

東海第二

対応手段, 対応設備, 手順書一覧 (2/20)

分 有	能喪失を想定 る設計基準	対応手段		対応設備	整備する 手順書*1		
非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電		非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電(2/2)	関連設備	軽力のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	重大事故等対処設備	非常 I (電 本	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 125V 系蓄電池 A 系・B 系・H P C S 系 及び中性子モニタ用蓄電池 A 系・B 系からの給電 は、運転員による操作は不要である。

※3 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

□:自主的に整備する対応手段を示す。

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

心類	手段,対処設備, 機能喪失を想定する 対応 設計基準事故対処設備 下程	Š	順書一覧(3/4)	丁顺苔	第1.	14.1-1表 機能	長失を想	想定する設計基準事故対処設備と整備する手順		
代替交流電源	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪 失)	サ 戸 制	号炉間電力融通ケーブル(常設) 号炉間電力融通ケーブル(可搬型) 号炉間電力融通ケーブル(常設)〜非常用高	事放時運転操作手順書 (微侯ベース) 事故時運転操作手順書 (停止時微候ベース) 大 AM設備別操作手順書	対	応手段,対応設備 「	,手順	質書一覧(3/20)		
電源設備による給電	による給電	電力融通電気炎前	圧丹線 C 系及び D 系電路 号炉間電力融通ケーブル(可搬型)〜非常用 高圧母線 C 系及び D 系電路	事 「他号炉 D/G による M/C C・D への電路構成 等 (号が間電力磁通ケーブル使用)」 対 「DG(A)(B)による他号炉への電力融通」 数 多様なハザード対応手順 「号が間電力磁通ケーブルによる電力磁通」	分類	機能喪失を想定 する設計基準 事故対処設備	対応手段	対応設備 整備する 手順書*1		
	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪 失) 非常用直流電源設備 (蓄電池枯満) (蓄電池枯満)		直流 125V 蓄電池 A ※2 直流 125V 蓄電池 A-2 AM 用直流 125V 苦電池 向流 125V 芳電器 A 直流 125V 充電器 A-2 AM 用直流 125V 充電器 直流 125V 蓄電池及び充電器 A-2 一直流丹線電路 直流 125V 蓄電池及び充電器 A-2 一直流丹線電路 電路 AM 用直流 125V 蓄電池及び充電器 A-2 一直流母線 電路	事故時選転操作手順書(微候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作手順書(停止時徽候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作手順書 「直流125V 若電池切替(A、Aー2、AM 用)」 「直流125V 充電影盤 A 受電」 「直流125V 充電影盤 B 受電」 「直流125V 充電器盤 B 空電」 「直流125V 充電器盤 A-2 受電」 「直流125V 充電器盤 A-2 受電」 「由流125V 充電器盤 A-2 受電」 「由流125V 充電器盤 A-2 受電」 「中操監視計器頻復用(C 系)」	代替交流電源設備に		常設代替交流電源設備	主要 常設代替高圧電源装置 非常時運転手順書 [(徴候ベース) 電源供給回復」 非常時運転手順		
	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪 失) 中常用直流電源設備 (常設直流電源系統喪 失)	***	AM 用直流 125V 菁電池 AM 用直流 125V 岩電池 AM 用直流 125V 岩電池及び充電器〜直流特線 電路	「中操監視計器類復用(D系)」 ・ 対応・運転操作下順書(微像ベース) 「交流/直流電源供給回復」 ・ お破・運転操作手順書(停止時徴候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 ・ 公が、直流電源供給回復」 ・ AM 改備別操作于順書 ・ 「A風 川直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母 ・ 線盤 A 受電」	よる非常用所内電	2 C ・ 2 D 非常用ディーゼ ル発電機	による非常用所内容	軽油貯蔵タンク~常設代替高 圧電源装置燃料移送ポンプ流 路 常設代替高圧電源装置燃料移 送ポンプ~常設代替高圧電源 装置流路 装置流路 連 常とでは 1970年1970年1970年1970年1970年1970年1970年1970年		
代替直流電源設備による	可搬型	流動力 電源要 AM 用直流 125V 充電器 電源車~緊急用電源則幹箱接線 直流 125V 充電器~直流母線電路 色枯渇) 電器~aM 用動力変圧器~AM 月 電器~直流母線電路 軽油タンク 操油タンク 軽加タンク 軽加タンク ・	AM 用直流 125V 充電器 電源車〜緊急用電源則棒箱核統装置〜AM 用 直流 125V 充電器〜直流母線電路 電源車〜AM 用動力変圧器〜AM 用直流 125V 充 電器〜直流母線電路 軽油タンク 軽油タンク出口ノズル・弁	事故時運転操作下順吉 (敬候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作下順書 (停止時徴候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作下順書 「緊急用 M/C から AM 用 MCC への電路構成」 「電源車 (M 用動力変圧器) による AM 用 MCC への電路構成 「電源車 (緊急用電源切替箱 A 経由) による AM 用 MCC への電路構成」	電気設備への給電	備への給電	内電気設備への給電	備への給電	所 所 路 器 電 路	
る給電	派設備による給電		電源車~荒浜側緊急用高圧母線~AH 用直流 125V 充電器~直流母線電路	「AM 用 MCC 受電」 「AM 用 m c 定電	* <mark>2</mark> *3	る手順書の構成と概 125V 系蓄電池A系 は,運転員による携	(要につい ・ B 系・ 操作は不ら 他からの	り給電は,運転員による操作は不要で <mark>あ</mark> る。		
	直流給電車による給電		直流給電中 電源中 電源車へ直流約電車へ直流対線電路 軽油タンク 軽油タンク出口ノズル・介 ホース タンクローリ (4kL)	事放時運転操作手順書 (微係ペース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作手順書 (停止時徴候ペース) 「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作予順書 「直流給電中による直流 125V 上母線盤 A 給電」 多様なハザード対応手順 「直流給電車による直流 125V 主母線盤 A 給電」 「非常用 D/G 軽油タンクからタンクローリへの給辿」 「チンクローリから各機器等への給辿」						

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

備考

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/4)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	对处設備		予順書
号炉間連絡ケーブルを使用した直流電源確保	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失) 実等用直流電源設備 (营電池枯褐)	号炉間連絡ケーブルを使用した直流電源確保	号炉間連絡ケーブル	白主対策設備	事故時運転操作手順書(微候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) 「交流/直流電源供給回復」
代枠所内電気設備による給電	非常用所內電気設備	代替所内電気設備による給電	緊急用質路器 緊急用電源切替給衡路器 緊急用電源切替箱接続装置 AM用動力変圧器 AM用地CC AM用切替能 AM用操作盤 非常用高圧母線 C 系 非常用高压母線 D 系	重大事故等対処設備	事故時運転操作手順書(徹候ベース)「交流/直流電源供給回復」 事及時運転操作手順書(停止時微候ベース)「交流/直流電源供給回復」 AM設備別操作手順書 「第一ガスタービン発電機起動」 「第一 GTG から AM 用 MCC への電路構成」 「緊急用 M/C から AM 用 MCC への電路構成」 「大湊側緊急用 M/C から AM 用 MCC への電路構成」 「人湊側緊急用 M/C から AM 用 MCC への電路構成」 「他号炉 D/G による AM 用 MCC への電路構成(炉間電力融通ケーブル使用) 「電源車(AM 用動力変圧器)による AM 用 MC への電路構成」
570給電		47の給電	荒浜側緊急用高圧母線 大淡側緊急用高圧母線	自主対策設備	「電源車(緊急用電源切替箱 A 経由)による。 用 WCC への電路構成」 「AM 用 MCC 受電」 多様なハザード対応下順 「第二 GTG による光浜側緊急用 M/C 受電」 「第二 GTG による大湊側緊急用 M/C 受電」 「岁押用電力融通ケーブルによる電力融通」 「電源車による荒浜側緊急用 M/C 受電」 「電源車による給電(M 用動力変圧器接続)」 「電源車による給電(緊急用電源切替箱 A 接 続)」
燃料の補給	-	燃料補給設備による給油	軽油タンク 軽油タンク出口ノズル・弁 ホース タンクローリ(4ki.)	重大事故等対処設備	多様なハザード対応予順 「非常用 D/G 軽油タンクからタンクローリへ 給油」 「タンクローリから各機器等への給油」

※1: 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。 ※2: 直流 125V 蓄電池 A、B、C及びDからの給電は、運転員による操作は不要である。 第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

東海第二

対応手段, 対応設備, 手順書一覧 (4/20)

分類	機能喪失を想定 する設計基準 事故対処設備	対応手段		対応設備	整備する 手順書**1	
代替交流電源		可搬型代替交流電源設備	主要設備	可搬型代替低圧電源車	重大事故等対処設備	非常時運転手順 書 II (徴候ベース) 「電源供給回復」
設備による非常用所内電気設備への給電	2 C・2 D 非常用ディーゼ ル発電機	電源設備による非常用所内電気設備への給電	関連設備	可搬型設備用軽油タンク~タンクローリ流路 タンクローリ~可搬型代替低 圧電源車流路 可搬型代替低圧電源連盤 側)電路 可搬型代替低圧電源車接続盤 (西側)~P/C 2 C 電搬型代替低圧電源車接続路 可搬型代替低圧電源車接続路 (西側)~P/C 2 D 電路 可搬型代替低圧電源車盤(東側)をP/C 2 C 電路 型代替低圧電源車接続盤 (東側)~P/C 2 C 電路 明搬型代替低圧電源車接続盤 (東側)~P/C 2 C 電路 可搬型代替低圧電源車接続盤 (東側)~P/C 2 C 電路 可搬型代替低圧電源車接続盤 (東側)~P/C 2 D 電路	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 I (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 A M 設備別操作手順書 重大事故等対策要領

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。

※3 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

□ :自主的に整備する対応手段を示す。

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点<mark>記載</mark>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段,対応設備,手順書一覧(5/20)	
	分類 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備 対応設備 整備する手順書*1	
	高圧 原心 スプレイスプレイ系ディーゼ ルスプレイスプレイ系ディーゼ ル発電機用海水ボンプ 非常時運転手順 書 II	
	系ディー 1 ゼルル発電 2 C・2 D A M/C 2 E M/C 2 E 対策設備 B 1 (修住・時徴候べ	
	# 常用ディーゼル発電機	
	設備	
	 ※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。 □ :自主的に整備する対応手段を示す。 	

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段,対応設備,手順書一覧 (6/20)	
	機能喪失を想定 する設計基準 事故対処設備 数 野 数 が 手 段 数 が が 手 段	
	2 C · 2 C ·	
	ポー ボー	
	大東京 大東	
	 ※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。 □ :自主的に整備する対応手段を示す。 	

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

		Ţ	東海第二		備考
				を備する手順	
分類	機能喪失を想定 する設計基準 事故対処設備	対応手段	対応設備	整備する 手順書**1	
	る手順書の構成 2 125V 系蓄電池A	では、	2 C D/G~M/C 2 C電路 2 D D/G~M/C 2 D電路 BHPCS D/G~M/C HPCS電路 可搬型代替注水大型ポンプ~2 C D/G流路可搬型代替注水大型ポンプ~2 D/G流路可搬型代替注水大型ポンプ~HPCS D/G流路 可搬型代替注水大型ポンプ~HPCS D/G流路 重大事故等対策における共通事項重によて整理する。PCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系	in A countries of a monthly is reproduced to the control of the	
	分類 2C・2D非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の電源給電機能の復旧 2C・2D非常用ディーゼル発電機液水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による ※ ※	対応 定準備 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機次系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機能の復回 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機液水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の電源給電機能の復回 2 デ 機 心 ィ 本 ター系 フ ぜ 本 ス ー 系 プ ぜ 本 ス ー 系 プ ぜ 本 ま 書 書 を ま 2 非ル 又 高 イ 発 は 圧 系 電 に 素 電 に ま で と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま	第1.14.1-1 表 機	対応手段、対応設備、手順書一覧 (7/20) 機能喪失を想定する設対処設備 対応手段 対応影倫 対応影像 対応第イーゼル発電像 対応第イクへ影響 対応第イクの表 対応第イクの表 対応第イクの表 対応第イクの表 対称 対応 対称 対応 対称 対応 対称 対称	第1.14.1—1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段、対応設備

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点<mark>記載</mark>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段,対応設備,手順書一覧(8/20) 機能喪失を想定 対 応	
	類 する版計器学 手 対応版価 手順書*1	
	(代 内内 常 直 流電	
	2 C · 2 D 非常用ディーゼル発電機 125V 系蓄電池A系~直流 125V 書田 125V 系蓄電池A系~直流 125V 書田 125V 系蓄電池B系~直流 125V 書田 125V 系蓄電池B系~直流 125V 書田 125V 系蓄電池B系~直流 125V 主母線盤 2 B電路 125V 系蓄電池HPCS系 125V 系蓄電池 125V 125V 系蓄電池B系~直流 125V 125	
	※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V 系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。 □ : 自主的に整備する対応手段を示す。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)					東	[海第二		備考
	第1	1. 1 4.	1.1-1表 機能	喪失を	想定す	る設計基準事故対処設備と整備	する手順	
	文	対応	手段,対応設備	,手順	書一	覧 (9/20)		
	分類	計	機能喪失を想定 する設計基準 事故対処設備	対応手段		対応設備	整備する 手順書**1	
	代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電 ※	李星だ電景及帯へこう上き月斤可電気及構へ)合電整にで電景及帯へこう上き月斤可電気及構へ)合電整に		可擦型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電(1/2) 1.000000000000000000000000000000000000		可可可		
	* <mark>3</mark>	125 電 電 緊	は、運転員による	B系・I 操作は不 <u>し</u> からの	HPC 要では 給電は	S <mark>系</mark> 及び中性子モニタ用蓄電池A系・ bる。 ,運転員による操作は不要である。	B系からの給	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段,対応設備,手順書一覧 (10/20)	
	大力ル・子校、 大力ル・改 備、 子板音	
	作代 (代	
	 ※2 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。 □ :自主的に整備する対応手段を示す。 	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段,対応設備,手順書一覧 (11/20)	
	分類 機能喪失を想定 する設計基準 事故対処設備 対応設備 手順書※1	
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル系電機用海水ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル系電機用海水ポンプ 主要設備 主要設備 直流125V予備充電器 非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回	
	で	
	 ※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。 □ : 自主的に整備する対応手段を示す。 	

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)				東海第二	備考
	第 1.	14.1-1表 機能	と喪失を を	想定する設計基準事故対処設備と整備する手順	
	対	応手段,対 <mark>応</mark> 設值	崩,手順	書一覧(12/20)	
		機能喪失を想定	対	サウス 整備する	
	分類	する設計基準 事故対処設備	対応手段	対応設備 手順書*1	
			*^		
			2040		
			高圧炉心		
	高圧炉		炉心ス		
	心		ププレ		
	スプ		イ 系 デ		
	レイヌ		ディ・	非常時運転手順	
	系ディ		ゼル	書Ⅱ (徴候ベース)	
	 ゼ	0.6 . 0.D	発電	MCC HPCS~直流125V子	
	発電	2 C・2 D 非常用ディーゼ	機に	B 備充電器電路 事 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 	
	機	ル発電機 及び	よる。	設 125V主母線盤 2 A電路 等 書Ⅱ	
	による	M/C 2C · 2 D	非常用所内電気設	備 直流125V予備充電器~直流 対処 125V主母線盤2B電路 設 (停止時徴候ペース) (125V主母線盤2B電路) 設 (125V主母線盤2B電路) 2 (125V主母線盤2B) 2 (125V主母線2B) 2 (125V主母線2B) 2 (125V+185V) 2 (
	非常	3000	所内	T25V主母禄盛2 D 电路 設 「停止時電源復 旧 旧	
	非常用所内電		電気	AM設備別操作	
	電		備		
	気設備		へ の 給		
	_ ^		電		
	給電		$\frac{\widehat{2}}{2}$		
			2		
	<u>*1</u>	 整備する手順の概要	[は「1.0	重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係	
	×2	る手順書の構成と棚 125V系蓄電池A系	· B系・H	て」にて整理する。 [PCS <mark>系</mark> 及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給	
		電は、運転員による	操作は不		
		衆急用 125 V 糸 新 竜 自主的に整備する対			

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)				東海第二	備考
				想定する設計基準事故対処設備と整備する手順	
	対	[応手段,対応影 -	ば備, 手順	[書一覧(13/20)	
	分類	機能喪失を想定 する設計基準 事故対処設備	対応手段	対応 <mark>設備</mark> 整備する 手順書**1	
	代替交流		常設代替办	主 要 常設代替高圧電源装置 第急用M/C 対 処 備	
	交流電源設備による代替所内電気設備への給電			軽油貯蔵タンク〜常設代替高流 定電源装置燃料移送ポンプ。 常設代替高圧電源装置燃料移 送ポンプ〜常設代替高圧電源 装置流路 常設代替高圧電源装置〜緊急 用断路器〜緊急用M/C 電路 緊急用M/C〜緊急用動力変 医器電路 緊急用外と〜緊急用外の設備 緊急用外と〜緊急用外の設備 緊急用ア/C〜緊急用MCC 電路 緊急用ア/C〜緊急用MCC 電路 緊急用ア/C〜緊急用MCC 電路 緊急用ア/C〜緊急用面流	至
	* <mark>2</mark> * <mark>3</mark>	る手順書の構成と 125V 系蓄電池A3 電は,運転員によ	概要につい ・ B 系・ F る操作は不 電池からの	給電は,運 <mark>転</mark> 員による操作は <mark>不要</mark> である。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順対応手段,対応設備,手順書一覧 (14/20)	
	分類 機能喪失を想定 する設計基準 事故対処設備 対応 手 段 対応設備 手順書*1	
	・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
	電路 緊急用MCC~緊急用直流 125V充電器電路 緊急用MCC~緊急用電源切	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処 対応手段,対応設備,手順書一覧(15/20)	設備と整備する手順
	機能喪失を想定 対応設計基準 事故対処設備 関	整備する 手順書*1
	主 要	重大事故等対処設備 非常時運転手順 書 II
	常設代替直流電源設備による代替所内電気 非常用所内電気設備による代替所内電気設備による代替所内電気設備への を通流 125V 系 器 整 電 電 整 急 用 125V 主 段 線 路 整 電 窓 漁 用 125V 主 段 電 盤 線 路 を 直 緊 急 用 125V 主 分 電 源 り 替 監 電 の 約 電	(微候ベース) 「電源供給回復」 非常時運転手順書 (停止時徴候ベース) 「停止時徴候ベース)」 「停止時徴候ベース)」 「停止時電源復旧」 緊急 急 A M 設備別操作 手順書
	※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通する手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用書電は,運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V系蓄電池からの給電は,運転員による操作は不到:自主的に整備する対応手段を示す。	香電池A系・B系からの給

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)					 東				
			14.1-1表 機能 応手 <mark>段</mark> ,対応設備 機能喪失を想定 する設計基準 事故対処設備			「る設計基準事故対処設備と整 覧(16/20) 対応設備	整備	する手順 整備する 手順書**1	
		//s		可搬型代	主要設備		重大事故等対処設備		
		代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	非常用所內電気設備	搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電(1/2)	関連設備	可搬型代替低圧電源車接続盤 (西側)~可搬型整流器電路 可搬型整流器~可搬型代替低 圧電源車接続盤(西側)電路	争故等対処	手順書	
	*	2 1 2 1 3 5	る手順書の構成と概 1 <mark>25V 系蓄電池A系・</mark> 電は,運転員による	要につい <mark>B系・日</mark> 操作は不 也からの約	て」に <mark>PC:</mark> 要でま 計電は	<mark>S 系</mark> 及び中性子モニタ用蓄電池 A ヌ かる。 ,運転員による操作は不要である。	系・I	Security Control and Control of C	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順	
	対応手段,対応設備,手順書一覧(17/20)	
	機能喪失を想定 対 が機能喪失を想定	
	機能喪失を想定 対応 整備する 手順書*1 ま放対処設備 段	
	事以 为 及政備	
	代替直直流電源設備	
	※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。 □:自主的に整備する対応手段を示す。	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

第1.14.1—1表 機能変失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段、対応設備、手順書一覧(18/20) 「連縮使失を制度 対応受備。 対応設備 単価する 平の意計基準 事故対処設備 単位 「単価者」 「関係監解網目監論タンク 「関係型設備間報報」 「関係型的、関係型的、可能型的、可能型的、可能型的、可能型的、可能型的、可能型的、可能型的、可能	1,000	14.1-1表 機能	喪失を想定	する設計基準事故対処設備と	整備する手順	
整型		応手段, 対応設備	前,手順書-	-覧(18/20)		
整備する手順の観要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係	分類	する設計基準	対応手段	対応設備		
本常用ディーゼ			搬型設備用軽油	可搬型設備用軽油タンクタンクローリ	故等対処設備	
	よる各機器への給	非常用ディーゼ	ンクから各機器への関連影備	可搬型代替設備用軽油タンク 〜タンクローリ流路 タンクローリ〜各機器流路	要領	
※2 PSN 素養機能点素・B系・目PC S表及の中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給 電は、選転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 PSN 素養強治からの給電は、運転員による操作は不要である。 □ : 自主的に整備する対応手段を示す。	* <mark>2</mark> *3	る手順書の構成と概 125V 系蓄電池A系・ 電は,運転員による 緊急用 125V 系蓄電浴	要について」 B系・HP(操作は不要で 也からの給電	にて整理する。 CS系及び中性子モニタ用蓄電池A がある。 は、運転員による操作は不要である	系・B系からの給	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点<mark>記載</mark>

第1.14.1-1表 機能模決を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応事後、対応設備、手順書一覧 (19/20) (対応手段、対応設備、手順書一覧 (19/20) 情報更多を想定 対応設備	対応手段、対応設備、手順書一覧 (19/20) 情報更多を想定 対応設備	対応手段、対応設備、手順書一覧 (19/20) 情報更多を想定 対応設備	柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)				月	[海第二		,
一	一	一	一		第1.	14.1-1表 機能	喪失を想	定す	る設計基準事故対処設備と整備	- 計する手順	
無	無	無	無		対	応手段, 対応設備	請,手順	書一見	览(19/20)		
機性	機性	機性	機性		分類	する設計基準	対応手段		対応設備		
※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係表して、という。 ※2 125V 系蓄電池A系・B系・HPCS 系及で中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。	※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係表していて」にて整理する。 ※2 125V 系蓄電池A系・B系・HPCS 系及で中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。	※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係 装置流路 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係 る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V 系蓄電池 A系・B系・H P C S 素及で中性子モニタ用蓄電池 A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 察急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。	※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係 装置流路 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係 る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V 系蓄電池 A系・B系・H P C S 系及び中性子モニタ用蓄電池 A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。		設備に		軽油貯蔵タンク	主要設備	整油貯蔵タンク 故 常設代替高圧電源装置燃料移 等		
る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V 系蓄電池 A 系・B 系・H P C S 系 及び中性子モニタ用蓄電池 A 系・B 系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。	る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V 系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。	る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V 系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。	る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 125V 系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※3 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。		0		D	関連設	数 常設代替高圧電源装置燃料移 送ポンプ~常設代替高圧電源	- 手順書	
					* <mark>2</mark> *3	る手順書の構成と概 125V 系蓄電池A系・ 電は,運転員による 緊急用 125V 系蓄電	要につい <mark>B系・H</mark> 操作は不 也からの終	て」に <mark>PCS</mark> 要であ 電は,	て整理する。 3 系 及び中性子モニタ用蓄電池A系・ る。 運転員による操作は不要である。	10 mm 1 m	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)				東海第二		備考
			#,手順 対 応	思定する設計基準事故対処設備と整備書一覧 (20/20)	整備する	
	類	事故対処設備	手段	AT ALL BA UM	手順書*1	
	燃料給油設備による各機器への給油	2 C・2 D ・ 2 T ・ 2 D ・ 2 T ・ 2 D ・ 2 T ルスプレイ ・ 2 T	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び	主要設備 主要設備 重大事故等対処設備 重大事故等対処 に に は に は に は に は に は に は に は に は に は	AM設備別操作手順書	
				HPCS D/G流路 重大事故等対策における共通事項 重大事	事故等対応に係	
	<mark>%2</mark> <mark>%3</mark>	125V 系 <mark>蓄電池A系</mark> 電は,運転員による	・B系・H 操作は不 池からの約	合電は,運転員による操作は不要である。	B系からの給	

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違 (記載方針の相違) 緑色: 記載表現, 設備名の相違 (設備名の相違: 差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 第1.14.2表 重大事故等対処に係る監視計器 第1.14.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器 監視計器一覧 (1/8) 重大事故等の対応に 監視パラメータ (計器) 監視計器一覧(1/7) 必要となる監視項目 重大事故等の 1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電 対応に必要と 監視パラメータ (計器) 対応手順 事故時運転操作手順書(徴候ベース) なる監視項目 500kV 母線電圧 「交流/直流電源供給回復」 M/C C 電圧 電源 1.14.2.1 設計基準事故対処設備を使用した対応手順 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) M/C D 電圧 「交流/直流電源供給回復」 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電 AM 設備別操作手順書 第一GTG 発電機電圧 「第一ガスタービン発電機起動」 非常用交流電源設備に 第一GTG 運転監視 第一GTG 発電機周波数 判断基準 275kV東海原子力線1L, 2L電圧 「M/C C・D 受電」 第一GTG 発電機電力 よる非常用所内電気設 電源 154kV原子力1号線電圧 備への給電 M/C C 電圧 M/C 2C・2D・HPCS電圧**1 P/C C-1 電圧 電源 M/C D 電圧 P/C D-1 電圧 M/C 2C·2D·HPCS電圧 電源 事故時運転操作手順書(徴候ベース) 500kV 以線電圧 「交流/直流電源供給回復」 2C・2D・H 2C・2D・HPCS D/G発電機電圧 電源 M/C C電圧 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) M/C D 電圧 PCS D/G 2C・2D・HPCS D/G発電機電力 「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作手順書 運転監視 2C・2D・HPCS D/G発電機周波数 第二GTG 発電機電圧 「緊急用 M/C から M/C C・D への電路構成」 軽油貯蔵タンク(A)・(B)油面 第二,GTG 運転監視 第二 GTG 発電機周波数 「M/C C・D 受電」 第二GTG 発電機電力 2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油 補機監視機能 デイタンク油面 多様なハザード対応手順 荒浜侧緊急用 M/C 電圧 「第二 CTG による荒浜側緊急用 M/C 受電」 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料 M/C C 電圧 電源 P/C C-1 電圧 油デイタンク油面 M/C D 電圧 ※1 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ(計 P/C D-1 電圧 器) については重大事故等対処設備とする。 事故時運転操作手順書(微候ベース) 500kV 母線電圧 「交流/直流電源供給回復」 M/C C電圧 電源 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) M/C D 電圧 「交流/直流電源供給回復」 第二 GTG 発電機電圧 AM 設備別操作手順書 第二 GTG 発電機電圧 「大湊側緊急用 M/C から M/C C・D への電路 第二 GTG 運転監視 第二 GTG 発雷機周波数 第二GTG 発電機電力 「M/C C・D 受電」 大漆側緊急用 W/C 電圧 多様なハザード対応手順 M/C C電圧 「第二GTGによる大湊側緊急用 M/C 受電」 電源 P/C C-1 電圧 M/C D 電圧 P/C D-1 電用

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 第1.14.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器 監視計器一覧(2/8) 重大事故等の対応に 監視パラメータ (計器) 必要となる監視項目 監視計器一覧(2/7) 1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電 重大事故等の 事故時運転操作手順書(微候ベース) 500kV 母線電圧 対応手順 対応に必要と 監視パラメータ (計器) 「交流/直流電源供給回復」 M/C C 常压 なる監視項目 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) 電源 M/C D 電圧 1.14.2.2 交流電源喪失時の対応手順 「交流/直流電源供給回復」 第一 GTG 発電機電圧 (1) 代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電 AM 設備別操作手順書 第二 GTG 差電機電圧 「緊急用 M/C から M/C C・D への電路構成」 常設代替交流電源設備 電源中電圧 275kV東海原子力線1L, 2L電圧 「M/C C・D 受電」 電源車運転監視 による非常用所内電気 断 雷源車周波数 電源 154kV原子力1号線電圧 基準 設備への給電 荒浜側緊急用 M/C 電圧 多様なハザード対応手順 M/C 2C · 2D電圧^{※1} 「電源車による荒浜側緊急用 M/C 受電」 M/C C電圧 電源 P/C C-1 電川 緊急用M/C電圧 M/C D 電圧 電源 M/C 2C·2D電圧^{※1} P/C D-1 電圧 事故時運転操作手順書(徴候ベース) 500kV 母線電圧 No.1~6常設代替高圧電源装置発電機電圧 「交流/直流電源供給回復」 M/C C 電圧 常設代替高圧電 No.1~6常設代替高圧電源装置発電機電力 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) M/C D 電圧 源装置運転監視 No.1~6常設代替高圧電源装置発電機周波 「交流/直流電源供給回復」 電源 第一 GTG 発電機電圧 AM 設備別操作手順書 第二 GTG 発雷機雷圧 「電源車による P/C C-1・D-1 への電路構成」 電源車電圧(荒浜側緊急用 M/C 経山) 「電源車(緊急用電源切替箱A経由)によるM/C C・ 補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)・(B)油面 Dへの電路構成」 雷源車電圧 「M/C C・D 受電」 可搬型代替交流電源設 備による非常用所内電 気設備への給電 基準 可搬型代替交流電源設 電源車運転監視 電源車周波数 「P/C C-1・D-1 受電(P/C 動力変圧器~M/C C・D 経由)」 電源 M/C 2C・2D電圧*1 M/C C 電圧 多様なハザード対応手順 P/C C-1 電川 電源 「電源車による給電 (緊急用電源切替箱 A 接続)」 M/C D 電圧 P/C 2C·2D電圧*1 電源 「電源車による給電(動力変圧器 C-1接続)」 P/C D-1 電圧 可搬型代替低圧電源車(1)~(2)発電機電圧 事故時運転操作手順書(微候ベース) 500kV 母線電圧 可搬型代替低圧 可搬型代替低圧電源車(1)~(2)発電機電力 事故時運転拠作手順書(停止時徴候ベース) M/C C電圧 電源車運転監視 可搬型代替低圧電源車(1)~(2)発電機周波 AM 設備別操作手順書 M/C D 電圧 「他号炉 D/G による M/C C・D への電路構成 (号炉間電力融通ケーブル使用)」 第二 GTG 発電機電圧 ※1 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ(計 「DG(A)(B)による他号炉への電力融通」 電源 器) については重大事故等対処設備とする。 非常用 D/G(A) 発電機電圧(他号炉) 非常用 D/G(B) 発電機電圧(他号炉) 多様なハザード対応手順 非常用 D/G(A) 発電機電力(他号炉) 「号炉間電力融通ケーブルによる電力融通」 非常用 D/G(B) 発電機電力(他号炉) 非常用 D/G(A) 発電機周波数 (他号炉) 非常用 D/G(B) 発電機周波数(他号炉) M/C C 電圧 電源 非常用 D/G(A) 発電機電圧 (他号炉) 非常用 D/G(B) 発電機電圧(他号炉) D/G 運転監視 非常用 D/G(A) 発電機電力 (他号炉) (他号炉) 非常用 D/G(B) 発電機電力 (他号炉)

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違 (記載方針の相違) 緑色: 記載表現, 設備名の相違 (設備名の相違: 差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 第1.14.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器 監視計器一覧 (3/8) 重大事故等の対応に 監視パラメータ (計器) 必要となる監視項目 監視計器一覧(3/7) 1 14 2 2 代替電源(直流)による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 重大事故等の 事故時運転操作手順事 (微値ペース) 対応手順 対応に必要と 監視パラメータ (計器) 「交流/直流電源供給回復」 500kV 紐線雷压 電源 なる監視項目 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) M/C C 電圧 1.14.2.2 交流電源喪失時の対応手順 「交流/直流電源供給回復」 (2) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電 操作 電源 直流 125V 主母線艦 A 電圧 高圧炉心スプレイ系デ 275kV東海原子力線1L, 2L電圧 ィーゼル発電機による 断基 事故時運転操作手順書(衡候ベース) 500kV 母總電圧 電源 154kV原子力1号線電圧 非常用所内電気設備へ 「交流/直流電源供給回復」 電源 M/C C電圧 M/C 2C·2D·HPCS電圧※1 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) の給電 直流 125V 主丹線盤 A 電圧 「交流/直流電源供給回復」 直流 125V 蓄電池 A の放電時間が 8 時間以上となるおそれ HPCS D/G電圧 AM 設備別操作手順書 蓄電池放雷維續時間 HPCS D/ 「直流 125V 蓄電池切替(A,A-2,AM用)」 HPCS D/G電力 G運転監視 直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧 HPCS D/G周波数 原子炉水位 (狭帯域) 操 M/C 2C·2D·HPCS電圧*1 電源 原子炉圧力容器内の水位 原子炉水位 (広帯域) M/C 2E電圧 原子短水位 (SA) 軽油貯蔵タンク(A)・(B)油面 事故時運転操作手順書(微候ベース) 500kV (比線電圧 補機監視機能 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料 「交流/直流電源供給回復」 M/C C電圧 油デイタンク油面 雷源 事故時運転操作手順書(停止時微候ベース) M/C D 電圧 「交流/直流電源供給回復」 1.14.2.2 交流電源喪失時の対応手順 直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧 AM 設備別操作手順書 (3)2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 直流 125V 蓄電池 A-2 の放電時間が 19 時間以上となるお 「直流 125V 蓄電池切枠 (A, A-2, AM 用)」 蓍電池放電継続時間 海水系への代替送水による2C・2D非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ 系ディーゼル発電機の電源給電機能の復旧 AM 用直流 125V 充電器鑑蓄電池電圧 2 C・2 D非常用ディ 275kV東海原子力線1L, 2L電圧 原子炉水位 (狭帯域) ーゼル発電機海水系又 断 原子炉圧力容器内の水位 原子炉水位 (広帯域) 電源 154kV原子力1号線電圧 は高圧炉心スプレイ系 基 原子炉水位 (SA) M/C 2C·2D·HPCS電圧**1 ディーゼル発電機海水 準 事故時運転操作手順書(徴候ベース) 系への代替送水による 「交流/直流電源供給回復」 2 C · 2 D 非常 P/C C-1 #216 雷源 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) 2 C・2 D非常用ディ 用ディーゼル発 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機機関入 「交流/直流電源供給回復」 ーゼル発電機又は高圧 電機海水系又は「口圧力 AM 設備別操作手順書 炉心スプレイ系ディー 直流 125V 充電器盤 A 充電器電圧 高圧炉心スプレー高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機機関 「直流 125V 充電器艦 A 受電」 雷源 直流 125V 主母線盤 A 電圧 ゼル発電機の電源給電 イ系ディーゼル 入口圧力 機能の復旧 事故時運転操作手順書(徼候ベース) 発電機海水系 「交流/直流電源供給回復」 電源 P/C D-1 電川 2C·2D·HPCS D/G発電機電圧 事故時運転操作予順書(停止時徴候ベース) D/G運転監視 2 C·2 D·HPCS D/G発電機電力 「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作手順書 2 C·2 D·HPCS D/G発電機周波数 直流 125V 充電器器 B 充電器電圧 操作 「直流 125V 充電器盤 B 受電」 電源 軽油貯蔵タンク(A)・(B)油面 直流 125V 主母線盤 B 電圧 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機燃料油 事故時運転操作手順事(徴候ベース) 補機監視機能 デイタンク油面 「交流/直流電源供給回復」 P/C C-1 電圧 電源 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) P/C D-1 電圧 「交流/直流電源供給回復」 油デイタンク油面 AM 設備別操作手順書 ※1 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ(計 「直流 125V 充電器盤 A-2 受電」 電源 直流 125V 充電器盤 A-2 充電器電圧 器)については重大事故等対処設備とする。

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

備考

第1.14.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器

東海第二

監視計器一覧(4/8)

予順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視バラメータ (計器)
1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電			
事故時運転操作手順書(微校ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作予順書(停止時微候ベース) 「交流/直流電源供給回復」	判断基準	電源	P/C C-1 電圧 P/C D-1 電圧
AM 設備別操作手順書 「AM 点流 125V 充電器盤受電」	操作	電源	AM用直流 125V 充電器整充電器電圧
事故時運転操作手順書(徴候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時連転操作手順書(停止時徴候ベース) 「交流/直流電源供給回復」	判断基準	電源	P/C C-1 電圧 P/C D-1 電圧
AM 設備別操作手順書 「中操監視計器類復旧(C系)」 「中操監視計器類復旧(D系)」	操作	_	-
事故野運転操作手順書(徴侯ペース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作予順書(停止時徴候ペース) 「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作手順書 「緊急用 M/C から AM 用 MCC への電路構成」	判断基準	電源	直流 125V 注母終整 A 電圧 直流 125V 充電器盤 A = 2 蒂電池電圧 AM用直流 125V 充電器盤器電池電圧
「電源車(AM 用動力変圧器)による AM 用 MCC への電路構成」 「電源車(緊急用電源切替箱 A 経由)による AM 用 MCC への電路構成」 「AM 用 MCC 受電」 「AM 用直流 125V 充電器機受電」	操作	電源中運転監視	電源車電圧 電源車周波数
多様なハザード対応手順 「電源車による電源側緊急用 M/C 受電」 「電源車による給電(緊急用電源切替箱 A 接続)」 「電源車による給電(AM 川動力変圧器接続)」		電源	AM用直流 125V 充電器盤充電器電圧
事故時連転操作手順書(後侯ペース) 「交統/直流電源供給回復」 事故時運転操作手順書(停止時徴候ペース) 「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作手順書	判断基準	電源	直流 125V 主持線盤 A 電圧 直流 125V 充電器盤 A 电压 直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧 AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧 電源車電圧
「直流給電車による直流 125V 主母線盤 A 給電」 多様なハザード対応予順	laTe	直流給電中運転監視	直流給電車電圧
「直流給電車による直流 125V 主母線線 A 給電」	操作	電源	直流 125V 主母線整 A 電圧

監視計器一覧(4/7)

対応手順		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視パラメータ(計器)
1.14.2.3 交流電源及び (1)代 <mark>替</mark> 直流電源設備	A LONG		1.7
所内常設直流電源設備 による非常用所内電気 設備への給電	判断基準	電源	275kV東海原子力線1L,2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C・2D・HPCS電圧*1
	操作	電源	直流125V充電器A・B・H P C S の125V系蓄 電池A系・B系・H P C S 系電圧* 「 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A・2 B 電圧* 「
可搬型代替直流電源設 備による非常用所内電 気設備への給電	判断基準	電源	275kV東海原子力線1L,2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C・2D電圧*1 直流125V充電器A・Bの125V系蓄電池A系・ B系電圧*1
		電源	直流125V充電器 A・B の125V系蓄電池 A 系・ B 系電圧**1
	操作	可搬型代替直流 電源設備運転監 視	可搬型代替低圧電源車(1)発電機電圧 可搬型代替低圧電源車(1)発電機電力 可搬型代替低圧電源車(1)発電機周波数 可搬型整流器電圧(1)~(4) 可搬型整流器電流(1)~(4)

^{※1} 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ(計器)については重大事故等対処設備とする。

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

備考

第1.14.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器

東海第二

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 監視計器一覧(5/8) 重大事故等の対応に 監視パラメータ (計器) 手順書 必要となる監視項目 1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (2)常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 事故時運転操作手順書(徴候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 電源 AM 用直流 125V 充電器機蓄電池電圧 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作手順書 直流 125V 主母線盤 A 電圧 「AM 用直流 125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 電源 AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧 受電」 事故時運転操作手順書(徴候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作手順書 直流 125V 主母線盤 B 電圧 電源 「第一ガスタービン発電機起動」 「緊急用 M/C から W/C C・D への電路構成」 「大湊緊急用 M/C から M/C C・D への電路構成」 「他号炉 D/G による M/C C・D への電路構成(号炉間 電力融通ケーブル使用)」 「DG(A)(B)による他号炉への電力融通」 「電源車による P/C C-1・D-1 への電路構成」 「電源車(緊急用電源切替箱 A 経由)による M/C C・ Dへの電路構成」 「M/C C・D 受電」 直流 125V 充電器盤 B 充電器電圧 直流 125V 主母線盤 B 電圧 多様なハザード対応手順 電源 M/C D 電圧 「第二.GTG による荒浜側緊急用 M/C 受電」 P/C D-1 電圧 「第二GTG による大湊側緊急用 M/C 受電」 「号炉間電力融通ケーブルによる電力融通」 「電源車による荒浜側緊急用 M/C 受電」 「雷源車による給電(緊急用電源切替箱 A 接続)」 「電源車による給電(動力変圧器 C-1 接続)」 1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (3) 号炉間連絡ケーブルを使用した直流電源確保 事故時運転操作手順書(徴候ベース) 500kV 厚線電圧 「交流/直流電源供給回復」 M/C C電圧 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) M/C D 電圧 「交流/直流電源供給回復」 第一GTG 発電機電圧 第二 GTG 発電機電圧 電源車電圧 直流 125V 主母線盤 A 電圧 電源 直流 125V 主母線盤 B 電圧 P/C C-1 電圧 (他号炉) P/C D-1電圧(他号炉) 非常用 D/G(A) 発電機電力(他号炉) 非常用 D/G(B) 発電機電力(他号炉) 非常用 D/G(A) 発電機周波数(他号炉) 非常用 D/G(B) 発電機周波数 (他号炉) 直流 125V 主母線盤 A 電圧

電源

直流 125V 主母線盤 B 電圧

P/C C-1 電圧 (他号炉) P/C D-1 電圧 (他号炉)

監視計器一覧(5/7)

対応手順		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視パラメータ (計器)		
1.14.2.4 非常用所内電 (1)代替交流電源設備					
常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電	判断基準	電源	275kV東海原子力線 1 L, 2 L電圧 154kV原子力1号線電圧 緊急用M/C電圧** ¹ M/C 2 C · 2 D電圧* ¹		
	操作	電源	緊急用M/C電圧		
		常設代替高圧電源装置運転監視	No. 1~6常設代替高圧電源装置発電機電圧 No. 1~6常設代替高圧電源装置発電機電力 No. 1~6常設代替高圧電源装置発電機周波数		
		補機監視機能	軽油貯蔵タンク(A)・(B)油面		
可搬型代替交流電源設 備による代替所内電気 設備への給電	判断基準	電源	275kV東海原子力線 1 L, 2 L電圧 154kV原子力1号線電圧 緊急用M/C電圧*1		
		電源	緊急用P/C電圧**1		
	操作	可搬型代替直流 電源設備運転監 視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数		

※1 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ(計器)については重大事故等対処設備とする。

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

監視計器一覧(6/8)			第1.1			
丁順書	重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視バラメータ (計器)				
1. 14. 2. 3 代替所内電気設備による対応下順 (1) 代特所内電気設備による給電	ZEA CHA O III, IO ZE		監視計器一覧(6/7)	重大事故等の		
事故時運転操作手順書 (微候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作予順書 (停止時微候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作再書 「第・ガスター・ビン発電機起動」	可 所 電源	第一 GTG 発電機電力: 第 · GTG 発電機関波数 M/C D 電圧: P/C D-1 電力: 第一 GTG 発電機電圧	対応手順 1.14.2.4 非常用所内間 (2)代替直流電源設備			
「第 - GTG から AM 用 MCC への電路構成」 [AM 用 MCC 受電」	第一GTG 運転監視	第一GTG 空電機固波数 第一GTG 空電機電力	常設代替直流電源設備による代替所内電気設	判断	275kV東海原子力線1L,2L電圧 154kV原子力1号線電圧	
	電源	AM 用 MCC B 電圧	備への給電	基単原	M/C 2C・2D電圧*1	
事故時運転操作手順書 (微候ベース) 「交流/直就電源供給回復」 事故時運転操作手順書 (停止時微候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 AM 設備別操作手順書		第二 GTG 発電機電圧 第二 GTG 発電機周波数 荒浜側緊急用 M/C 電圧 M/C D 電圧 P/C D-1 電圧		操作電源	緊急用M/C電圧 緊急用直流125V充電器の緊急用125V系蓄 池電圧**1	電
「緊急用 M/C から AN 用 MCC への電路構成」 「AM 用 MCC 受電」 多様なハザード対応手順	第二. CTG 連幅監視	第二 GTG 発電機電圧 第二 GTG 発電機周波数 第二 GTG 発電機電力	可搬型代替直流電源設 備による代替所内電気 設備への給電	判 断 電源	275kV東海原子力線1L,2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C・2 D電圧 ^{※1} 緊急用M/C電圧	
「第二 GTG による荒浜側緊急用 M/C 受電」	電源	党浜側緊急用 M/C 電圧 AM 用 MCC B 電圧		準	緊急用直流125V主母線盤電圧	
事故時運転操作手順書 (後候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 事故時運転操作手順書 (停止時徴候ベース) 「交流/直流電源供給回復」 組 設備別操作手順書	[电原	第二 GTG 発電機電圧 第二 GTG 発電機周波数 大液側緊急用 M/C 電圧 M/C D 電圧 P/C D-1 電圧		操 作 電源 を活用する手順等の 事故等対処設備とする	緊急用直流125V充電器の緊急用125V系蓄 池電圧**1	50%
「大淡側緊急用 M/C から AM 用 MCC への電路構成」 「AM 用 MCC 受電」 多様なハザード対応予順	第二GTG 速転監視	第二 GTG 発電機電圧 第二 GTG 発電機周波数 第二 GTG 発電機電力				
「第 :GTG による大湊側緊急用 W/C 受電」	電源	大淡側緊急用 M/C 電J : AM JI MCC B 電厂:				
事故時速転操作丁順書 (徹侯ベース) 事故時速転操作手順書 (停止時徴候ベース) AM 設備別操作手順書 「他号炉 D/G による AM 用 MCC への電路構成 (号炉間) 電力融通ケーブル使用)」 「DG (A) (B) による他号炉への電力融通」「AM 用 MCC 受 電」	可 行 電源 電源	M/C D 電圧 P/C D-I 電圧 非常用 D/G (A) 発電機電圧 (他号か) 非常用 D/G (B) 発電機電圧 (他号か) 非常用 D/G (A) 発電機電力 (他号が) 非常用 D/G (B) 発電機電力 (他号が) 非常用 D/G (A) 発電機電力 (他号が) 非常用 D/G (A) 発電機周波数 (他号が) 非常用 D/G (B) 発電機周波数 (他号が)				
「号炉間電力融通ケーブルによる電力融通」	電源	АМ 用 MCC B 老汀:				
松竹	k P D/G 運転監視 (他号か)	非常用 D/G(A) 经電機電圧 (他另好) 非常用 D/G(A) 经電機電圧 (他另好) 非常用 D/G(A) 発電機電力 (他另好) 非常用 D/G(B) 经電機電力 (他另好) 非常用 D/G(A) 発電機問波数 (他另好) 非常用 D/G(B) 発電機問波数 (他另好)				

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 監視計器一覧 (7/8) 第1.14.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器 重大事故等の対応に 監視バラメータ (計器) 必要となる監視項目 1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順 監視計器一覧 (7/7) (1)代替所内電気設備による給電 重大事故等の 事故時運転操作手順書(微候ベース) 電源車電圧 対応手順 監視パラメータ (計器) 対応に必要と 「交流/直流電源供給回復」 雷源重周波数 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) なる監視項目 電源 荒浜側緊急用 M/C 電圧 「交流/直流電源供給回復」 1.14.2.5 燃料給油時の対応手順 M/C D 電圧 AM 設備別操作手順書 P/C D-1 電圧 (1)燃料給油設備による各機器への給油 「緊急用 M/C から AM 用 MCC への電路構成」 「AM 用 MCC 受電」 可搬型設備用軽油タン 電源車電圧 電源車運転監視 クから各機器への給油 雷源車周波数 多様なハザード対応手順 補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)~(8)油面 「電源車による荒浜側緊急用 M/C 受電」 荒浜側緊急用 M/C 電圧 淮 電源 AM 用 MCC B 電圧 事故時運転操作手順書(徴候ベース) 電源車電圧 「交流/直流電源供給回復」 補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)~(8)油面 雷源电周波数 事故時運転操作手順書(停止時徴候ベース) 電源 M/C D 電圧 「交流/直流電源供給回復」 P/C D-1 電圧 AM 設備別操作手順書 軽油貯蔵タンクから常 「電源車(AM 用動力変圧器)による AM 用 MCC への 判断 設代替高圧電源装置へ 電路構成」 電源 AM 用 MCC B 電圧 補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)・(B)油面 の給油 「AM 用 MCC 受電」 電源車電圧 多様なハザード対応手順 電源車運転監視 雷源重周波数 「電源車による給電 (AM 用動力変圧器接続)」 事故時運転操作手順書(微候ベース) 補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)・(B)油面 電源車電圧 「交流/直流電源供給回復」 電源 電源車周波数 事故時運転操作手順書(停止時衛候ベース) M/C D 電圧 軽油貯蔵タンクから2 軽油貯蔵タンク(A)・(B)油面 「交流/直流電源供給回復」 P/C D-1 電圧 AM 設備別操作手順書 C・2D非常用ディー 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機燃料油デ 「電源車(緊急用電源切替箱 A 経由)による AM 用 イタンクレベル ゼル発電機及び高圧炉 補機監視機能 電源 AM HI MCC R 電圧 心スプレイ系ディーゼ MCC への電路構成」 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料 「AM用MCC受電」 ル発電機への給油 油デイタンクレベル 電源車電圧 電源車運転監視 軽油貯蔵タンク(A)・(B)油面 多様なハザード対応手順 電源車周波数 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機燃料油デ 「電源車による給電(緊急用電源切替箱A接続)」 補機監視機能 イタンクレベル 1.14.2.4 燃料の補給手順 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料 (1)軽油タンクからタンクローリへの補給 油デイタンクレベル 多様なハザード対応手順 軽油タンク(A)油而 ※1 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ(計 「非常用 D/G 軽油タンクからタンクローリへの給 補機壓組機能 軽油タンク(B)油面 器)については重大事故等対処設備とする。 タンクローリ油タンクレベル 軽油タンク(A)油面 補機監視機能 軽油タンク(B)油面 タンクローリ油タンクレベル 1.14.2.4 燃料の補給予順 (2) タンクローリから各機器等への給油 多様なハザード対応手順 「タンクローリから各機器等への給油」 タンクローリ油タンクレベル 補機監視機能 各機器油タンクレベル タンクローリ油タンクレベル 補機監視機能 各機器油タンクレベル

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

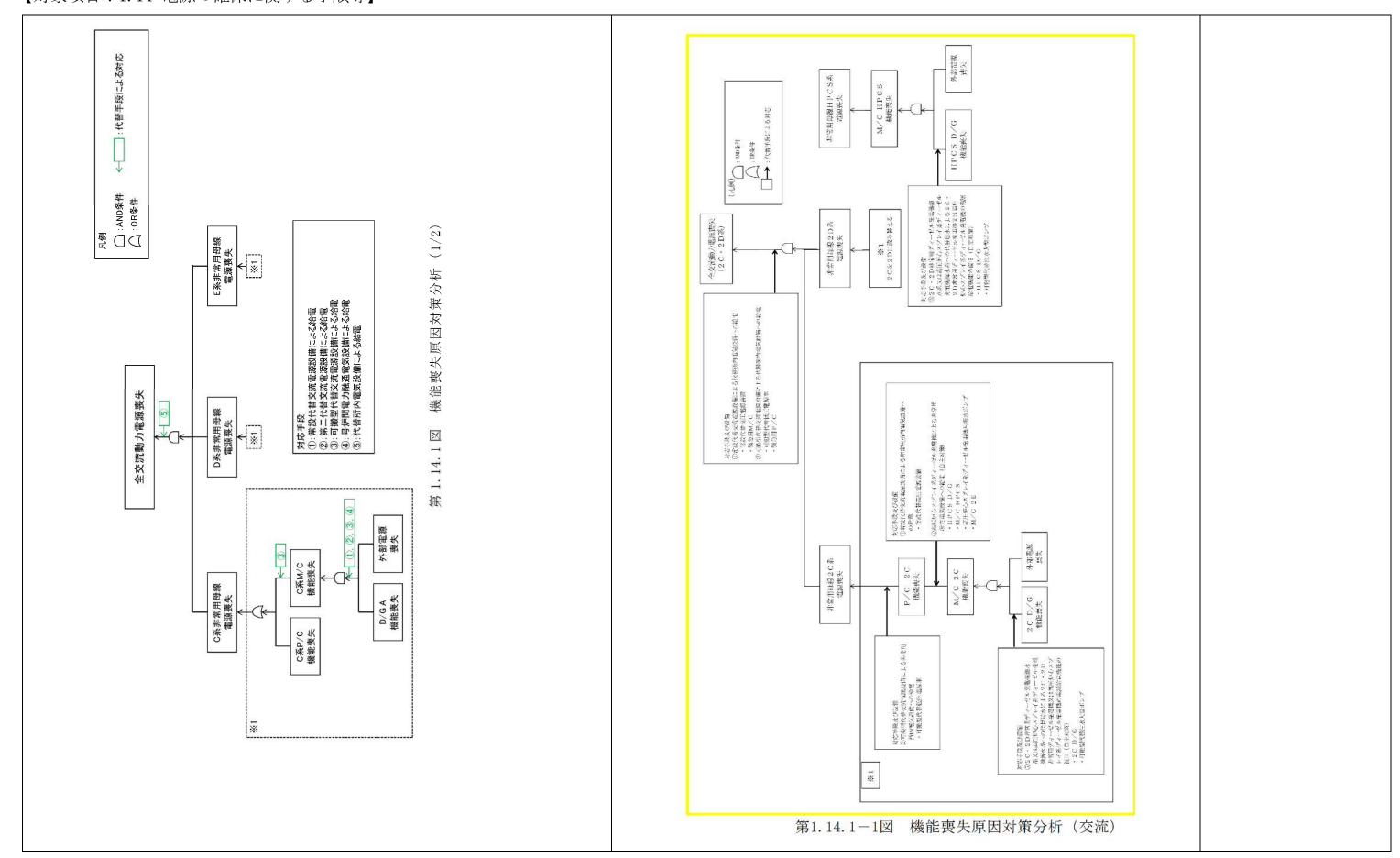
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

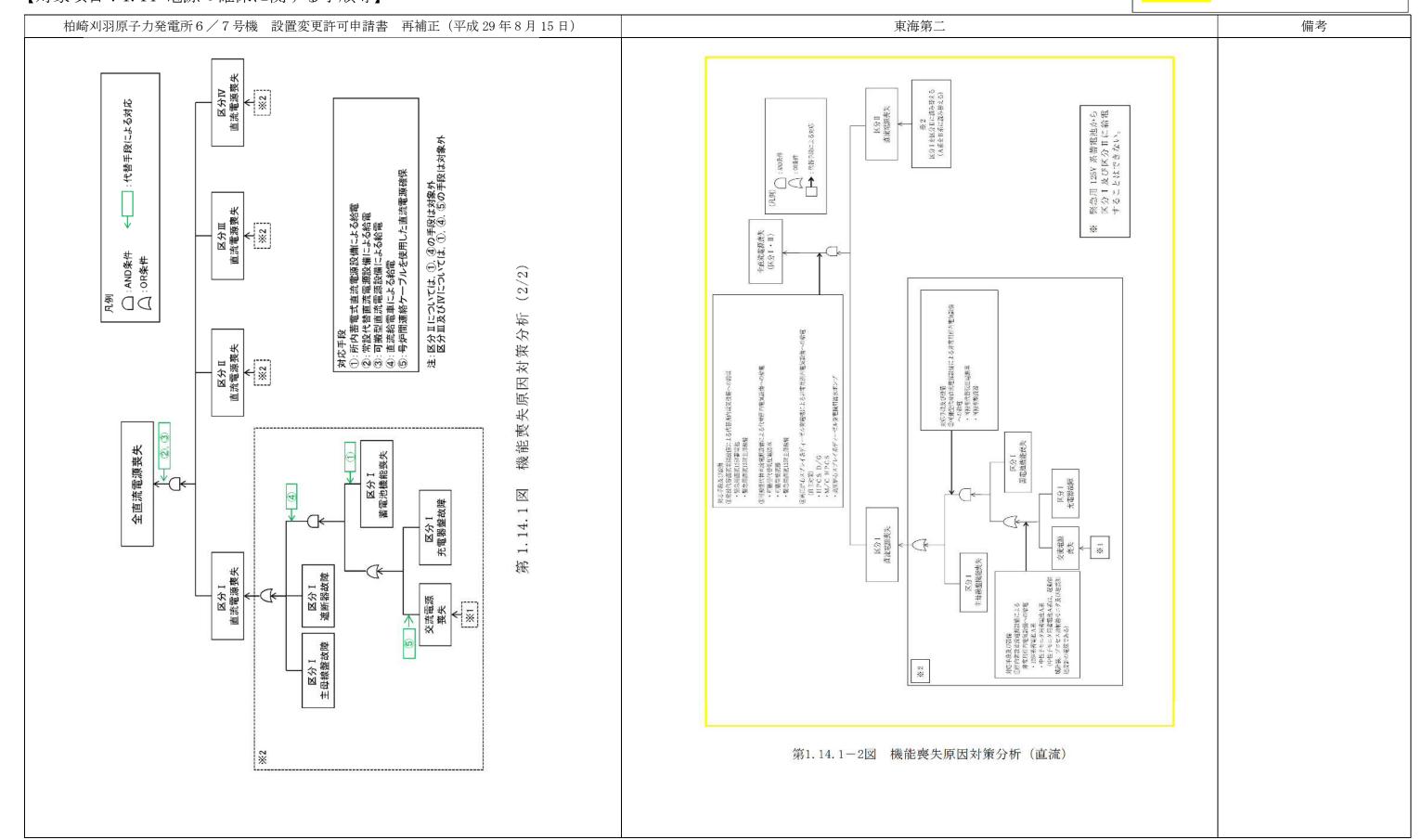
<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

視計器一覧(8/8)			
爭順書	重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	
4.2.5 重大事故等対処設備(設計基準拡張)のx (1)非常用交流電源設備による給電			
敦時運転操作手順書(徴候ベース) 交流/直流電源供給回復」	判断基础	500kV 母線電月: M/C C 電圧: M/C D 電圧: W/C E 電月:	
	電源	M/C C 電圧 M/C D 電圧 M/C E 電圧	
	D/G 運転燃視 機 作	非常用 D/G (A) 卷電機電圧 非常用 D/G (B) 桑電機電圧 非常用 D/G (C) 卷電機電圧 非常用 D/G (B) 桑電機電力 非常用 D/G (B) 桑電機電力 非常用 D/G (C) 羟電機電力 非常用 D/G (A) 经電機周波数 非常用 D/G (C) 经電機周波数 非常用 D/G (C) 经電機周波数 非常用 D/G (C) 经電機周波数	
	補機監視機能	燃料ディタンク(A)油面 燃料ディタンク(B)油面 燃料ディタンク(C)油面 軽油タンク(B)油面 原子炉補機冷却水系(A)系統流量 原子炉補機冷却水系(B)系統流量 原子炉補機冷却水系(B)系統流量 原子炉補機冷却水系(C)系統流量 原子炉補機冷却水系(C)系統流量 原子炉補機冷却水系熱交換器(A)出口冷却水温度 原子炉補機冷却水系熱交換器(B)出口冷却水温度 原子炉補機冷却水系熱交換器(B)出口冷却水温度	
14.2.5 重大事故等対処設備(設計基準拡張)の来 (2)非常用直流電源設備による給電	応手順	'	
故時運転操作手順書(微候ベース) 交流/直流電源供給回復」 故時運転操作手順書(停止時微候ベース) 交流/直流電源供給回復」	判 順 電源	500kV 母線電圧 W/C C 電圧 M/C D 電圧 W/C E 電圧	
	操作。電源	直流 125V 主母終點 B 電圧 直流 125V 主母終監 C 電圧 直流 125V 主母終監 D 電圧	



赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

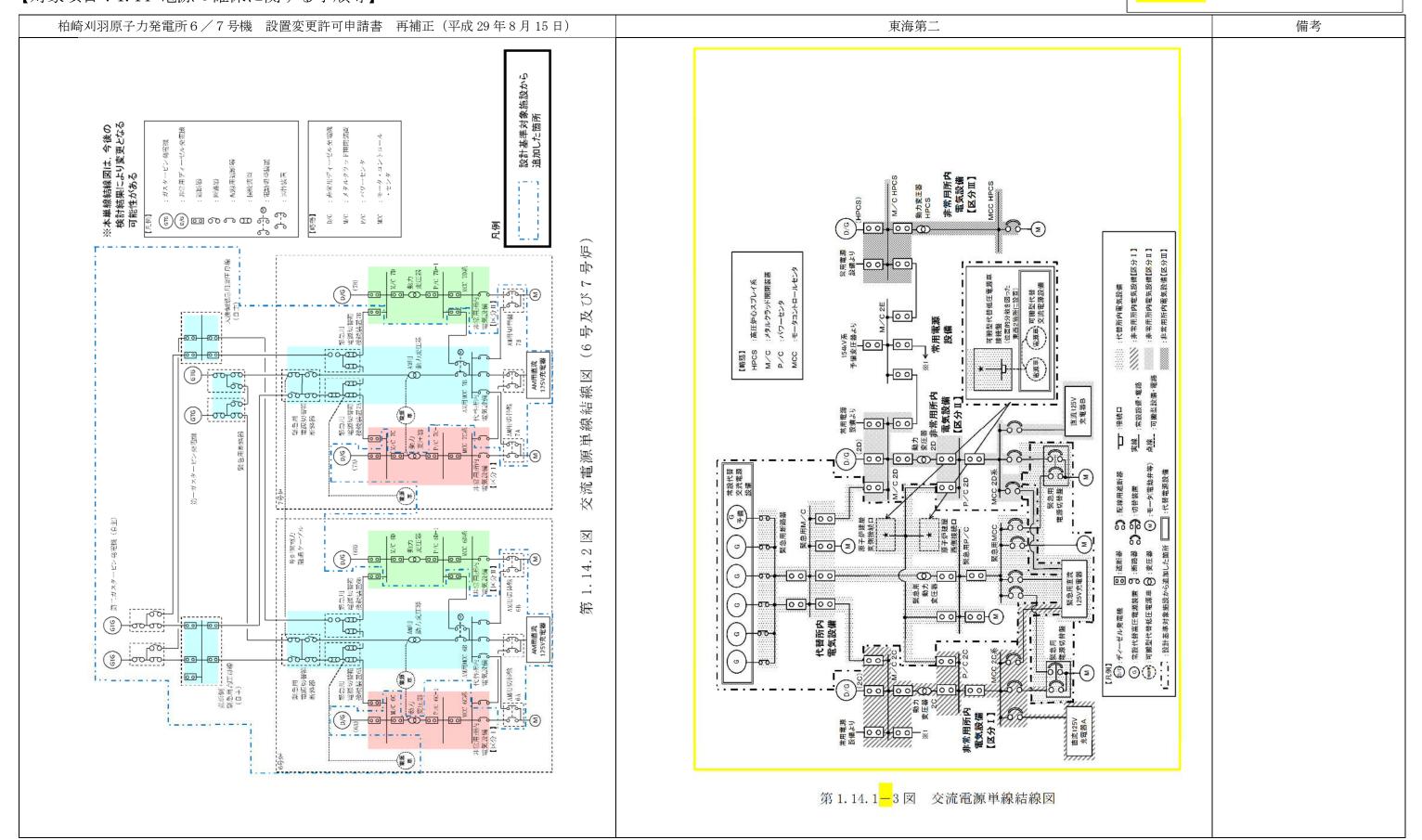
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

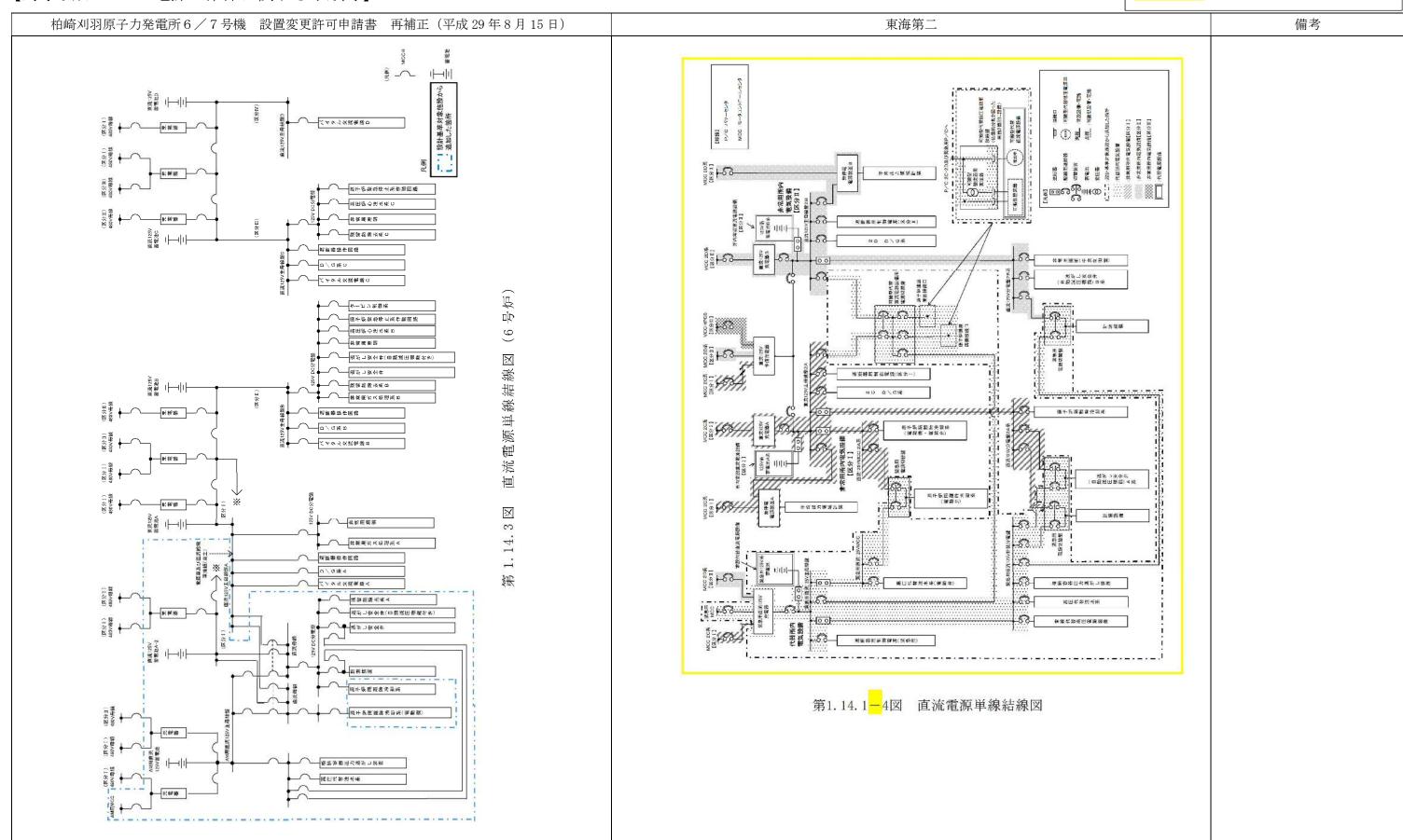
川羽原子力	発電所 6	/ 7 号機	設置変更許	可申請書 耳	耳補正(平成	29年8月	15 日)	東海第二	備考
				凡側・フロントライ	ン系・サポート系・	故障を想定	対応手段あり		
フロントライン系 故障想定機器	サポート系の	整理、故障の想	定・対応手段	障妻因4 故障要因	The state of the s	故障養因?	故障委因8		
IN THE SECTION AND ADDRESS OF THE SECTION ADDRESS OF THE SECTION ADDRESS OF THE SECTION ADDRESS OF THE SECTION AND ADDRESS OF THE SECTION ADDRESS O	C系非常用母線電源	C系P/C機能喪失	0.00		194745-34, 1150	INPAZIO	INJUST HIS		
	喪失	C系M/C機能喪失 D系P/C機能喪失	D/G A機能喪失 外部電源喪失		8				
交流動力電源喪失	D系非常用母線電源 喪失	D系M/C機能喪失	D/G B機能喪失 外部電源喪失						
	E系非常用母線電源	E系P/C機能喪失							
	喪失	E系M/C機能喪失	D/G C機能喪失 外部電源喪失						
	区分 I 主母線播故障 区分 I 斯器故障								
	j	区分I 蓄電池機能喪 生							
	区分 I 直流供給源の 喪失	区分Ⅰ直流給電機能	区分Ⅰ充電器壁故障						
	区分Ⅱ主母線盤故障	极失	交流電源喪失						
	区分Ⅱ断器故障	区分Ⅱ若電池機能長							
	区分Ⅱ直流供給源の	7							
		務失	区分 I 充電器盤故障 交流電源喪失						
直流電源衰失	区分Ⅲ主母線盤故障 区分Ⅲ断器故障								
		区分Ⅲ蓄電池機能喪 生							
	区分皿直流供給源の 喪失	区分Ⅲ直流給電機能 發生	区分Ⅲ充電器整故障						
	区分Ⅳ主母線盤故障 区分Ⅳ的器故障	2000	交流電源賽失						
	区分似断器故障	区分IV蓄電池機能衰							
	区分Ⅳ直流供給源の 喪失	矢 区分IV直流給雷樓線	区分Ⅳ充電器盤故障						
		张 失	交流電源喪失						
	台	第1.14.1	図 機能喪気		分析 (補足))			
		,		C//NEI/17/C/	23 PT (1117C)	(•			
									1

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

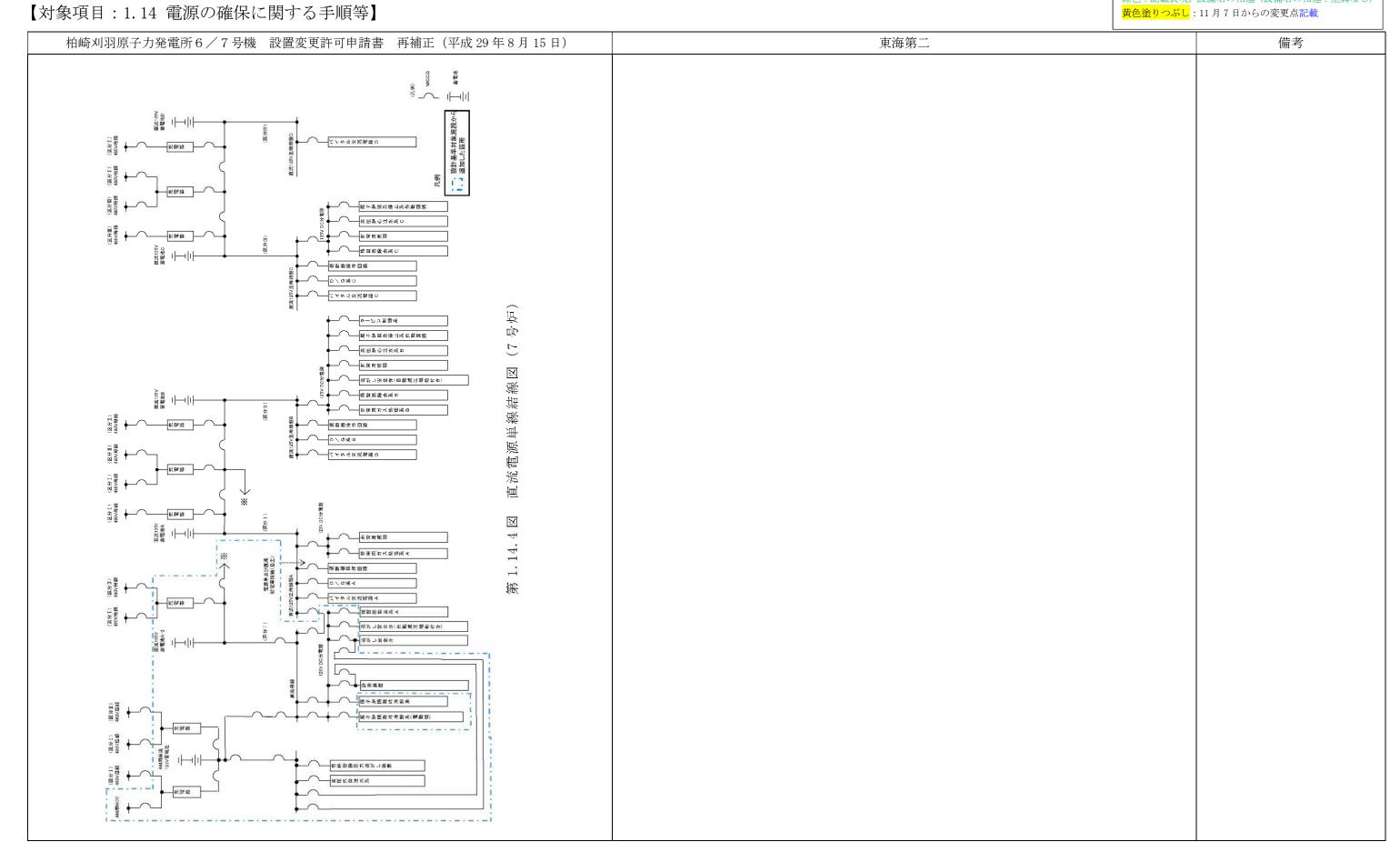


赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8	8月15日)	東海第二	備考
	第1.14.5図 EOP「交流/直流電源供給回復」における対応フロー(1/2)		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
(2/2)		
な が 万		
40		
12 13 14 12		
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~		
交流/直流電源供給回復]		
142 143 14		
┃		
200		
EOP		
ro.		
41		
1.14.		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) <mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
(2)		
1		
· [
る 12 12 12 12 12 12 12 12		
極		
交流/直流電源供給回復		
*		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
場		
4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		
· ·		
14. 6		
無		
	I .	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

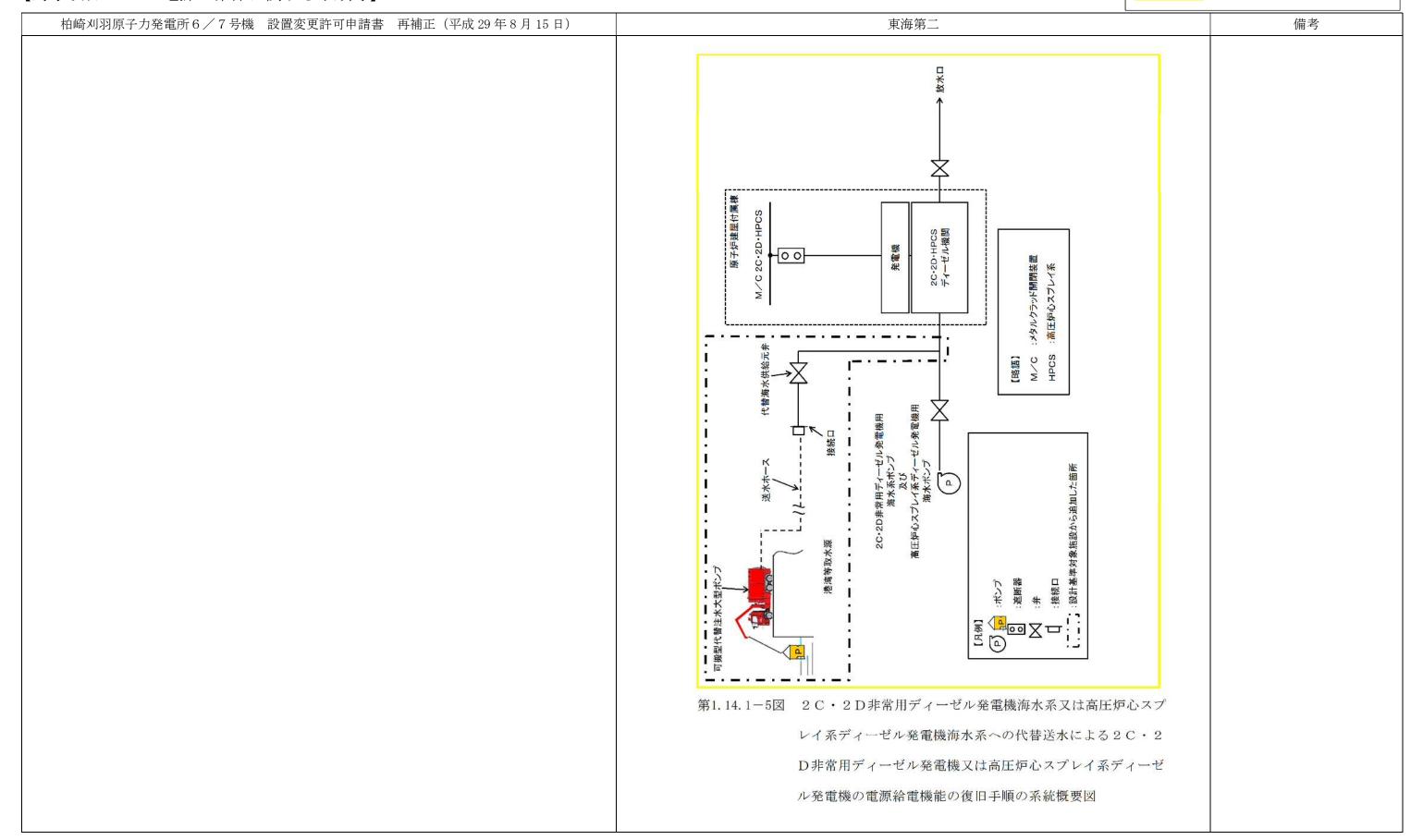
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
$(\overline{\mathbf{c}})$		
(2/2)		
1		
口人		
る 本 万		
\times_\		
元 お 立		
l l		
何		
(本)		
交流/直流電源供給回復		
型		
E0P		
业		
停止 時 E0P		
9 .4.		
無		

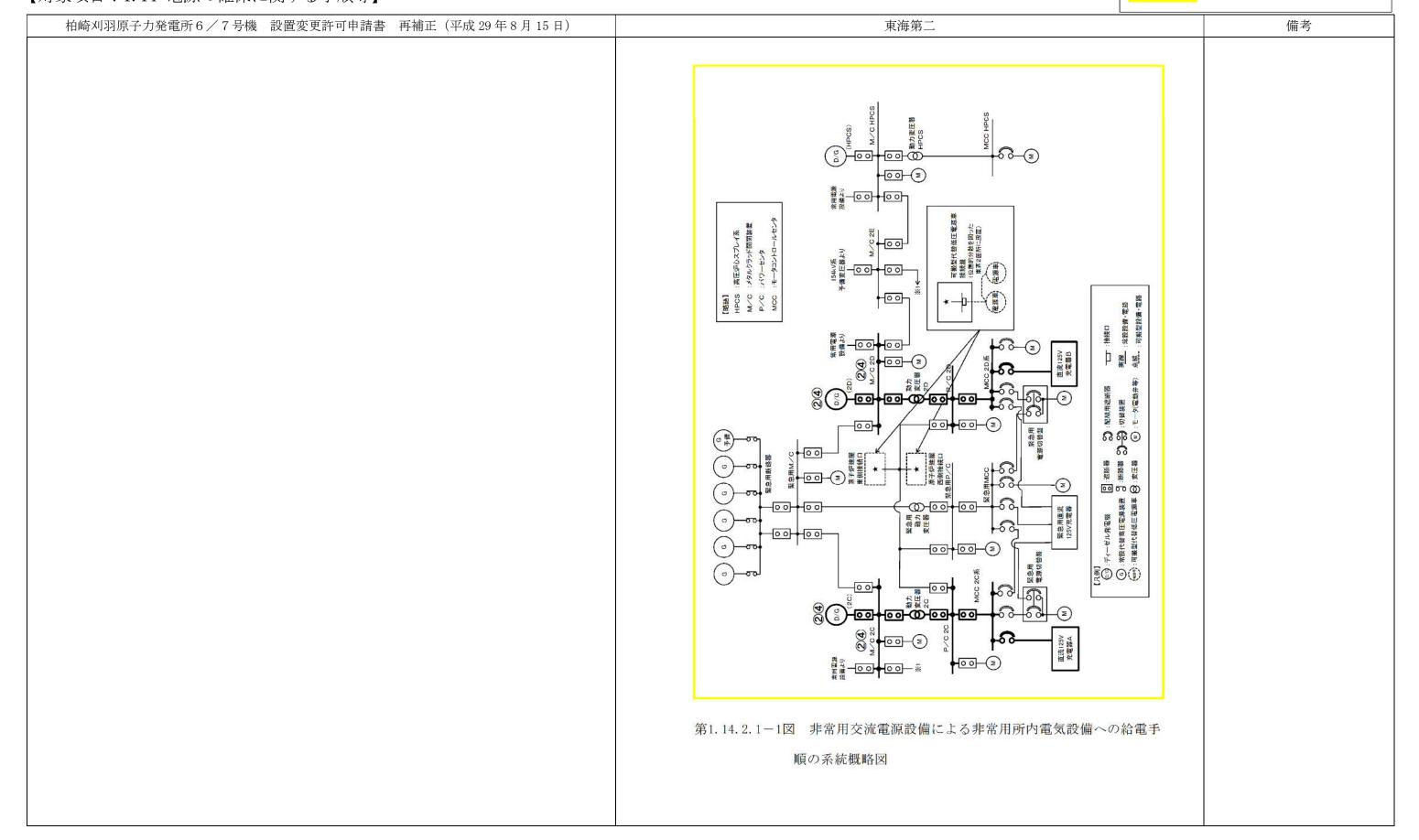
赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違 (記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

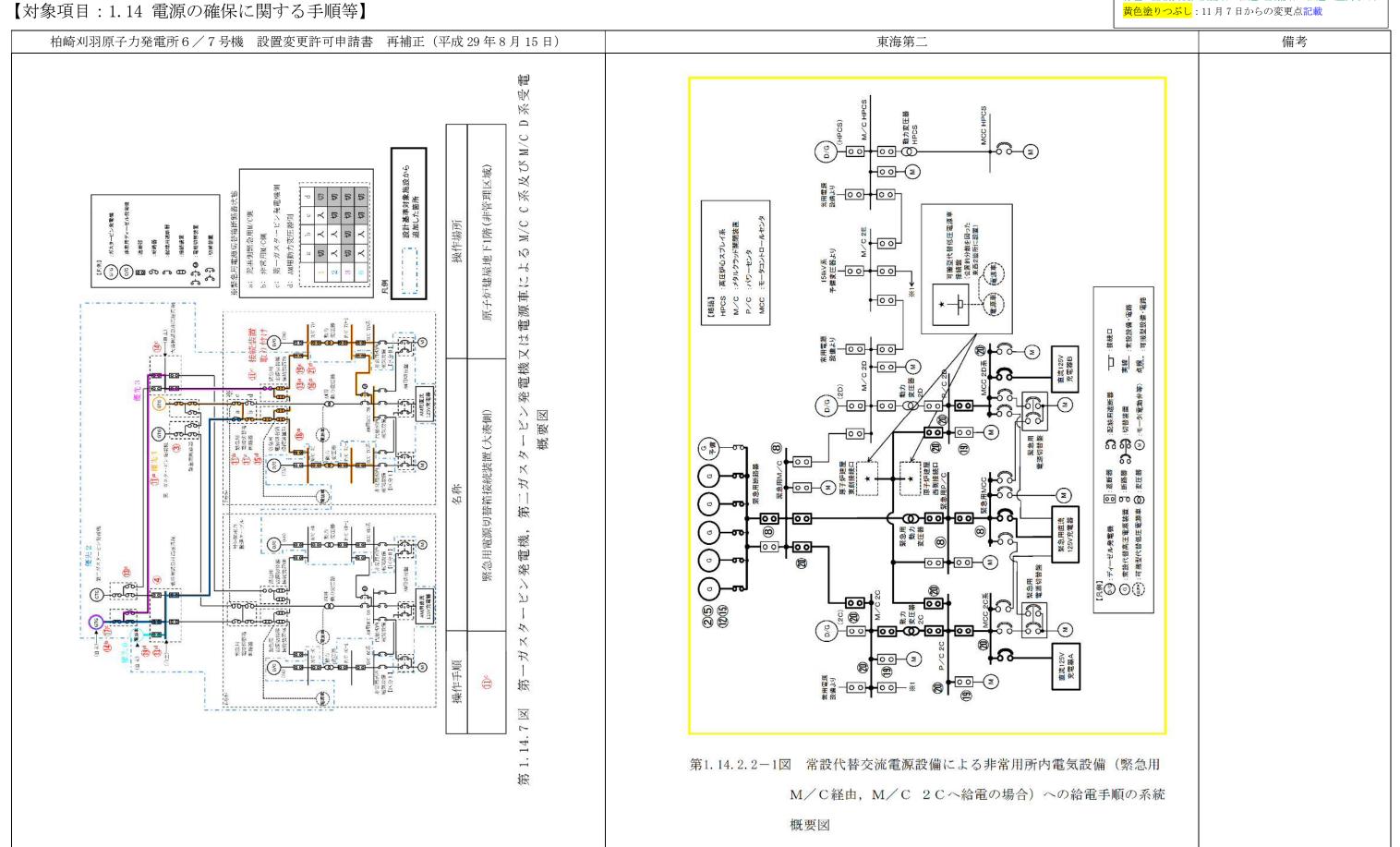
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
10mm/97000177ル間の(V7.1.2.3% BAIG&太郎27世間日 77間は (下)が (サルガーリリ)	# # 1	DH TO

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

	原子ス	力発電	所6.	/ 7 号	分機	設置	変更評	可申	請書 再補正(平成29年8月15日)	東海第二	備考
無									C D 米	権	
経過時間(分) 50 60 1 1	50分 第一ガスターピン発電機によるM / C C系受電 マ			企業を発送して、W 経験				特別 M/C C K 以間接番 M/C C K 以間接番 M/C C K 以間接番 中	発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C S 系及び M/C D 系受電の場合) ート	(2台) 「こよる緊急用母線受電4分 常設代替高圧電源装置 3台) 追加起動87分マ マ非常用母線受電92分 開装置2台起動及び緊急用母線受電 (2台) 「こよる緊急用母線受電4分 事業 (2台) 「20 80 90 100 (2台) 「こよる緊急用母線受電4の分 を適時間(分) で 80 90 100 (2台) 「こよる緊急用母線受電40分 では、100 で 100 100 100 では、100 で 100 100 100 100 100 100 100 100 10	
10 20 30 40	第一ガスターピン 発電機によるM/C D系受電 20分	第一年6年8章	M/O D条变通贯等精,通信法差毁循举符	M/C D於別無確認 M/C O系與體財	観察存職の後のストの最終		集制記憶のW.ODW (編集		・発電機, 第二ガスタービンタービンタービン発電機による M/C タイムチャ	10 20 3 10 20 3 10 20 3 20 3	常数化替用
	要員(数)	御室運転員A 1		央制御室運転員B 1		現場運転員C, D (R/B)		現場運転員E. F 2 (C/B⇒R/B)	スタービン (第一ガス	実施箇所·必要人員数 運転員等 (当直運転員) (中央制御室) (中央制御室) (中央制御室) (中央制御室) (現場) (現場)	運転員等 (当直連転員) (中央制御室) (中央制御室) (出直運転員) (現場) (現場) 対応要員
	手順の項目	中央制御室		#	第一ガスタービン発電機 によるM/O C系及び M/C D系受電			現場) (C/2)	第 1.14.8 図 第一ガ	手順の項目 端設代格交流電 海影嫌による非 神の治電気設 イ体音に電源鉄 (関の中央制御室 すらの起動)	展開業が経過である。 展開業が経過である。 機能が発展である。 様はなみでである。 様はなるである。 様はなるである。 様は、なるでは、なるでは、なるでは、なるでは、なるでは、なるでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書	再補正(平成29年8月15日)	東海第二	備考
概	以 成 電		
第二ガスターピン発電機 によるM/C C S S 受	C C 系及び M/C 1 系受電の場合)		
1	5 J Z M/C D		
(公司時間(分) 50	発電機又は電源車による M/C D による M/C C 系及び M/C Dト		
第二 カスター 大	米 と で で い い い の い の い の い の い り の り の り の り の り		
第二方ス 第二方ス 移应精準構, M/C C系及 移型, M/C D系类电前单 称C C系安電前準備	31 - 11		
10 20 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	スタービン発電機、第二ガスター F-ビン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経タイン・アン発電機(荒浜側緊急用 M/C 経		
8 8 8 8	ドン 発電 機 (連 機 (連 を を を を を を を を を を を を を を を を を を		
要員(数) 要員(数) 現場運転員C, D 現場運転員C, D 聚急時対策要員			
手順の項目 第二ガスタービン発電機 (荒浜側緊急用M/C経由) によるM/C C系 及びM/C D系受電	第 1.14.9 図 第一ガ(第二ガスタ		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点<mark>記載</mark>

所刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正	東海第二	備考

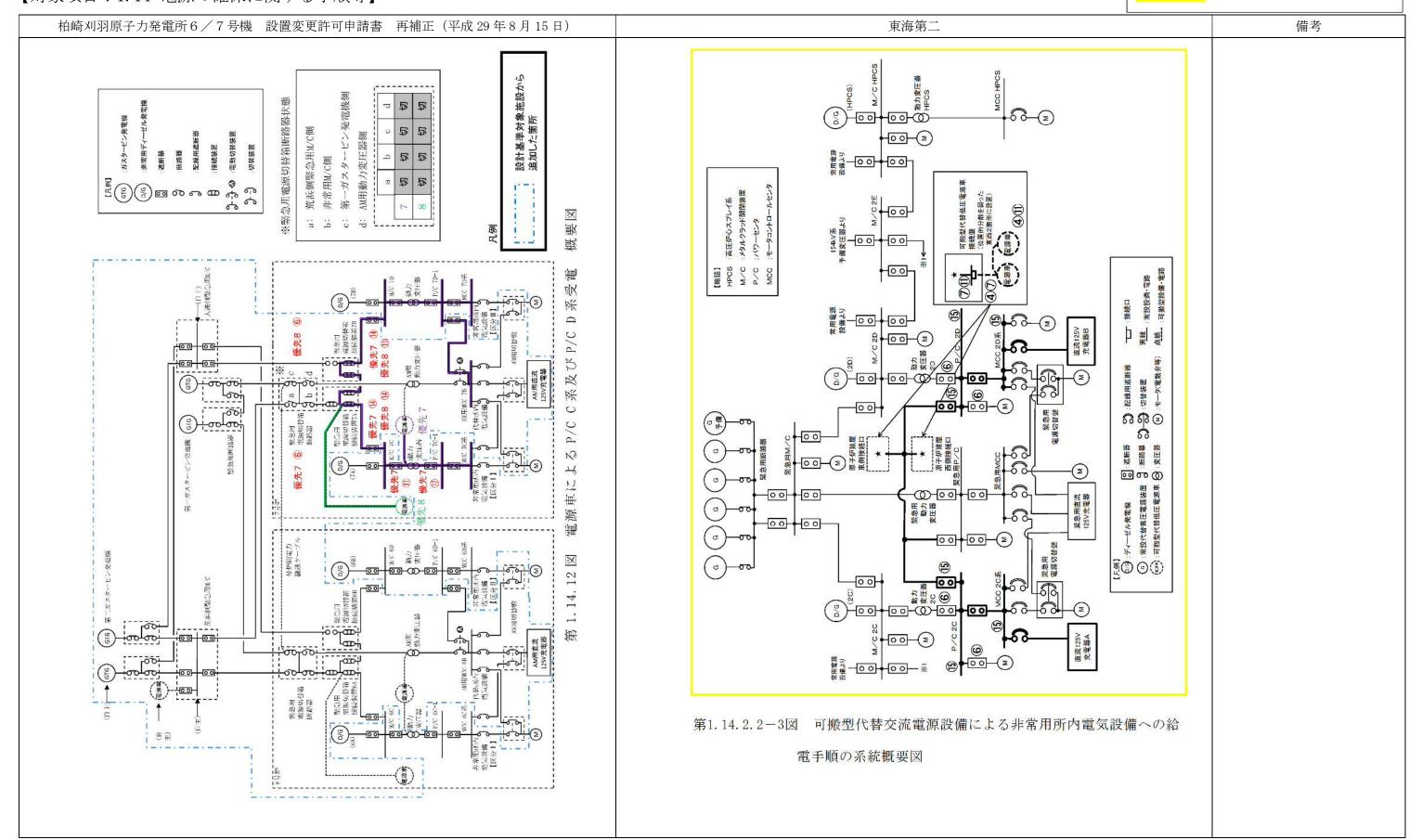
【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可	申請書 再補正(平成29年8月15日)	東海第二	備考
(大) 大演者語の表現 (大) 大演者語の表現 (大) 大演者語の表現 (大) 大演者語の表現 (大) 大学 (大)	以 成 高		
110 120 120 120 1210 120 1210 1210 1210	M/C C 系及び M/C を電の場合)		
90%×2 及 100	た。 な		
経過時間(分) 60 電源集1-よる表点領域急用M/C受電 前準備 移動,電路構 電路構 22 12 13 13 14 14 14 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	発電機又は電源車に M/C C 系及び M/C D 一ト		
(2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	アドンが ストカイン トナイン		
29 30 30 M/C C系	※等が等がががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががが		
数) (数) (3) A. B 2 (2) D 2 (4) 電源車による船電開始計	- ガスタービン発電(電源車 (荒浜側緊		
自 要員(数) 中央制御室運転員A. B 現場運転員C. D 現場運転員E. F 緊急時対策要員 緊急時対策要員	紙		
手順の項目 電源車(煮浜艦緊急用M/C絵由) によるM/C G系及びM/C D系 受電 ※2 大湊側高台保管場所の電源	第 1. 14. 11 図		

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)		
W as		
一	面面	
1	(2) 20 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 190 170 130 140 150 190 170 130 140 150 150 150 150 150 150 150 150 150 15	
(x) 4, □ 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	来権	
車順の項目 電源車(P/C C系動力変圧器 の一次側に接続 ICよる P/C C系及び P/C D系 受電 ※2 大湊側高台保管場所の電源車を使 [中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	SIL (#E. CD &A
	第1.14.2.2-4図 可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気 電タイムチャート	改備への給

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

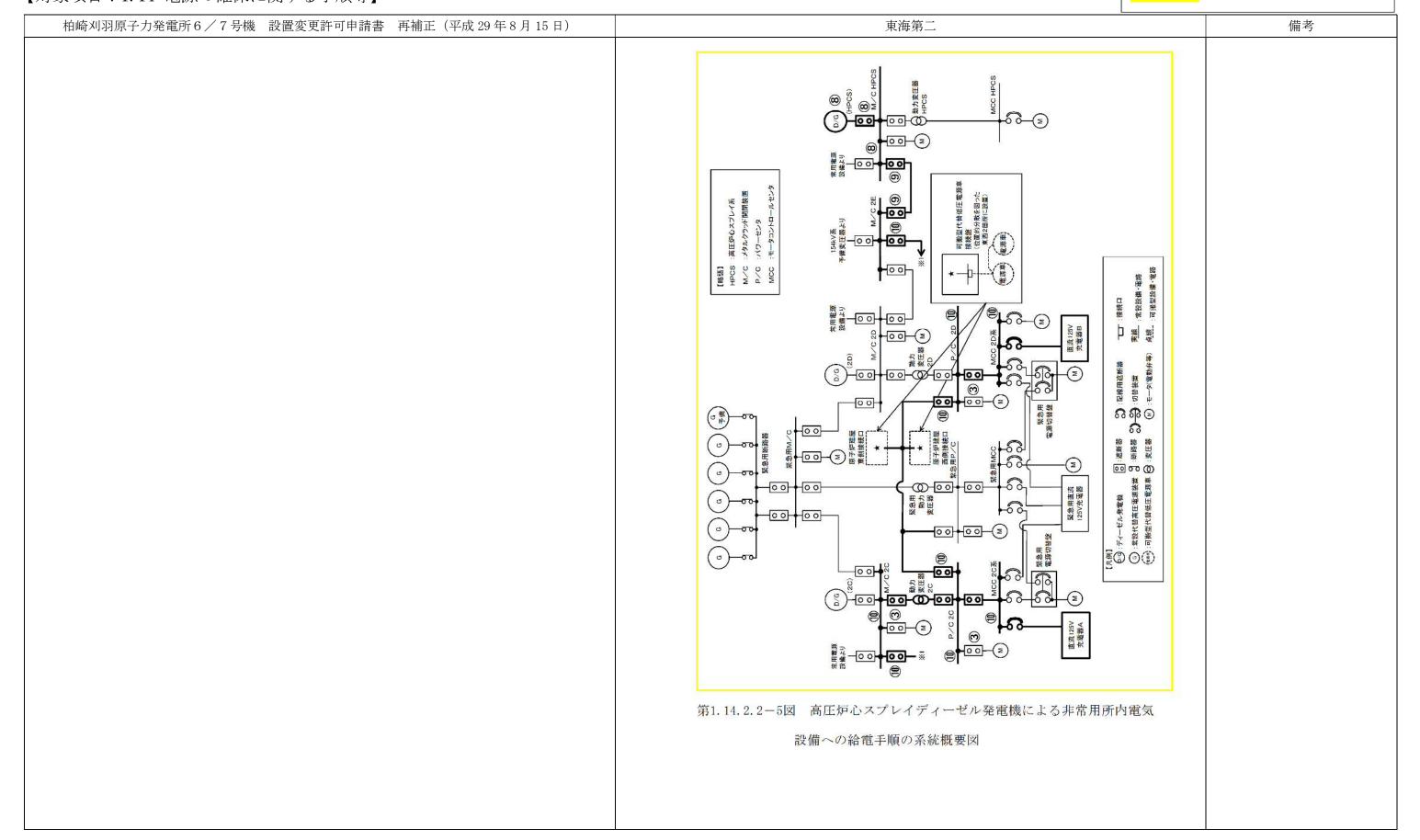
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

1		
1.14.14 図 電源		
年順の項目 要員(数) 電源車(緊急用電源 切替階接続装置に接続) によるP/C の系受電 及びP/C の系受電 及びP/C の系受電 緊急時対策要員 6 緊急時対策要員 6 第 1.1.1		

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

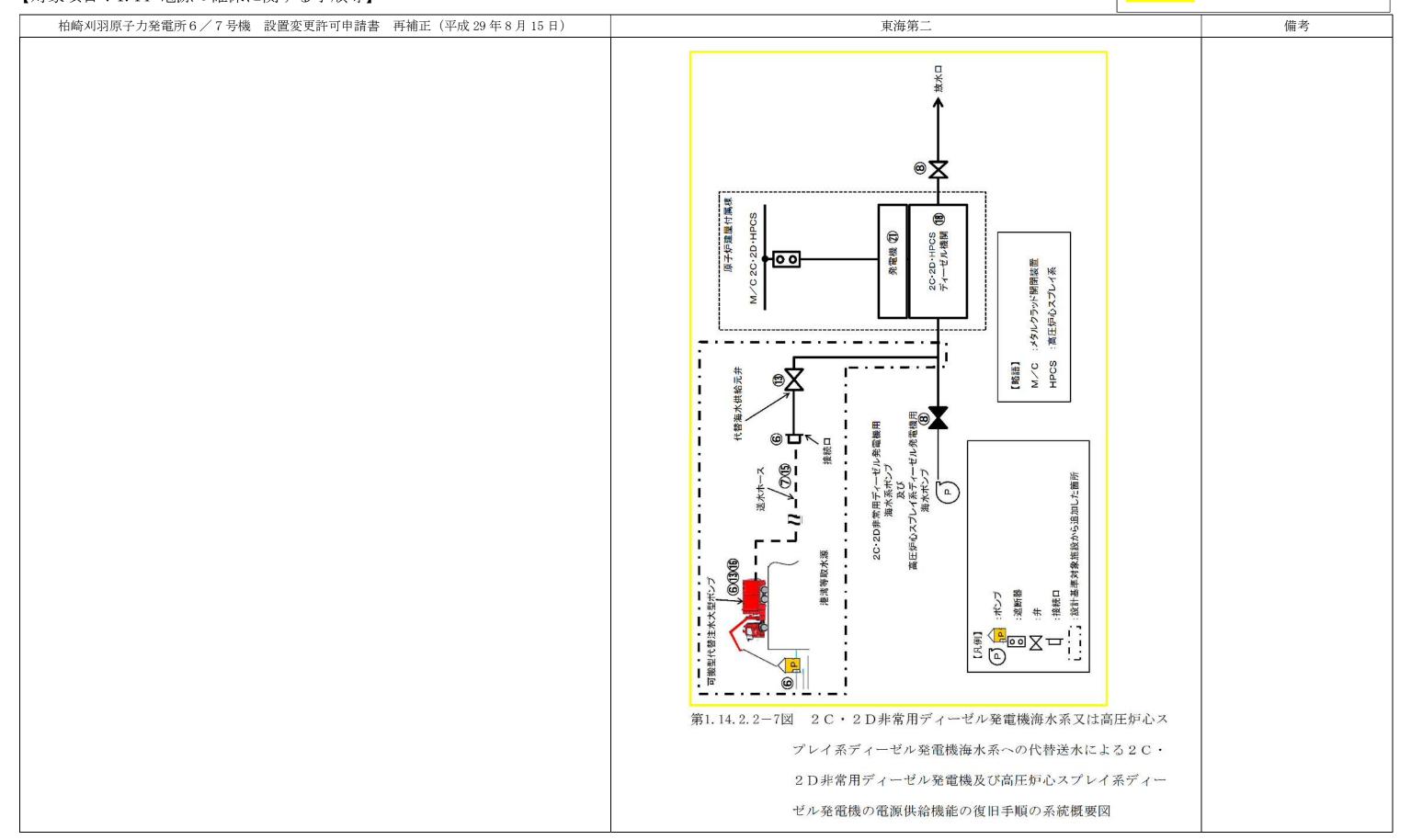
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	### ### ### ### #####################	

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

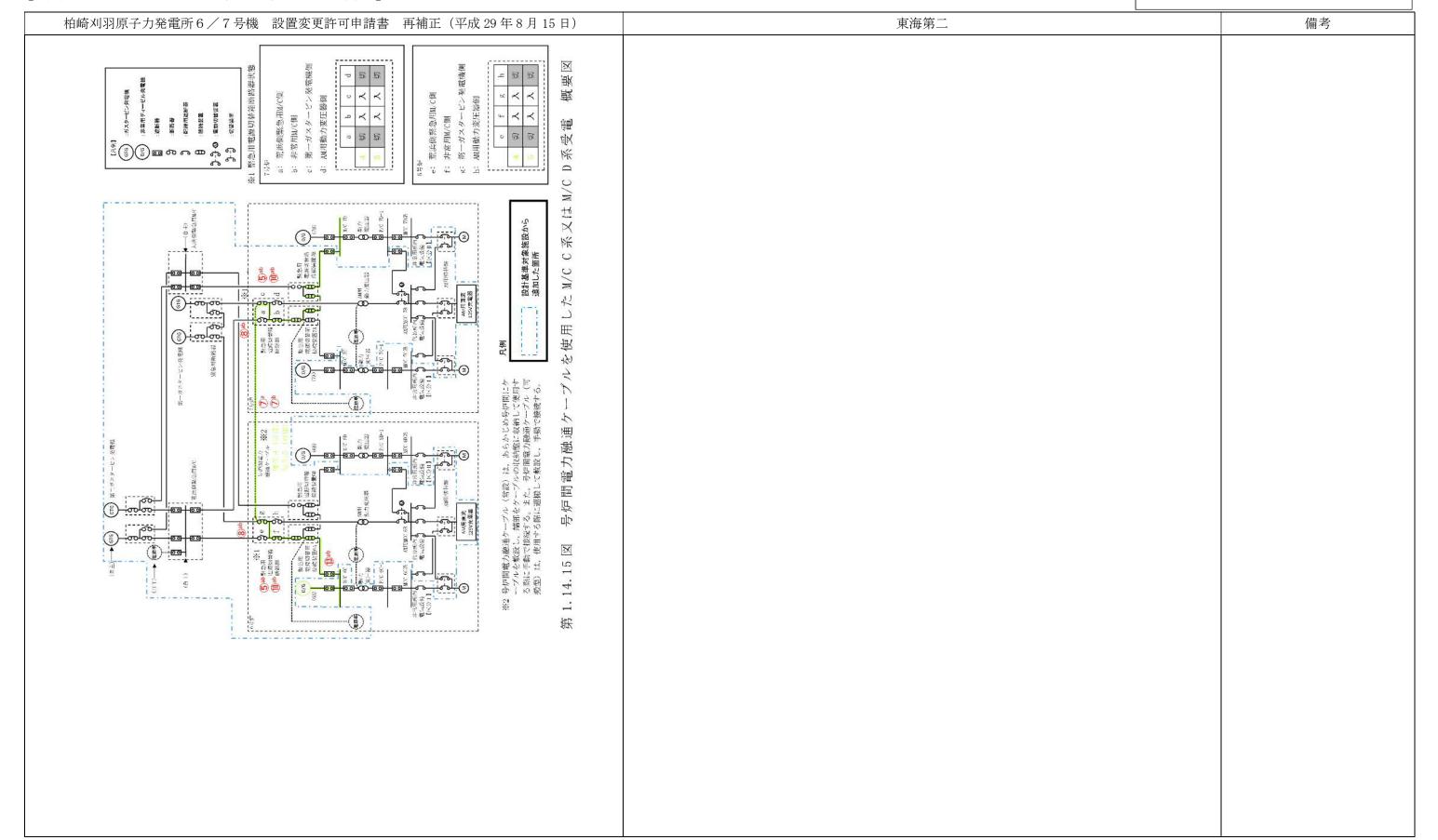
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	第1. 14. 2. 2—8図 2 D非常開ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の電源供給機能の復旧タイムチャート	

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違 (記載方針の相違) 緑色: 記載表現, 設備名の相違 (設備名の相違: 差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

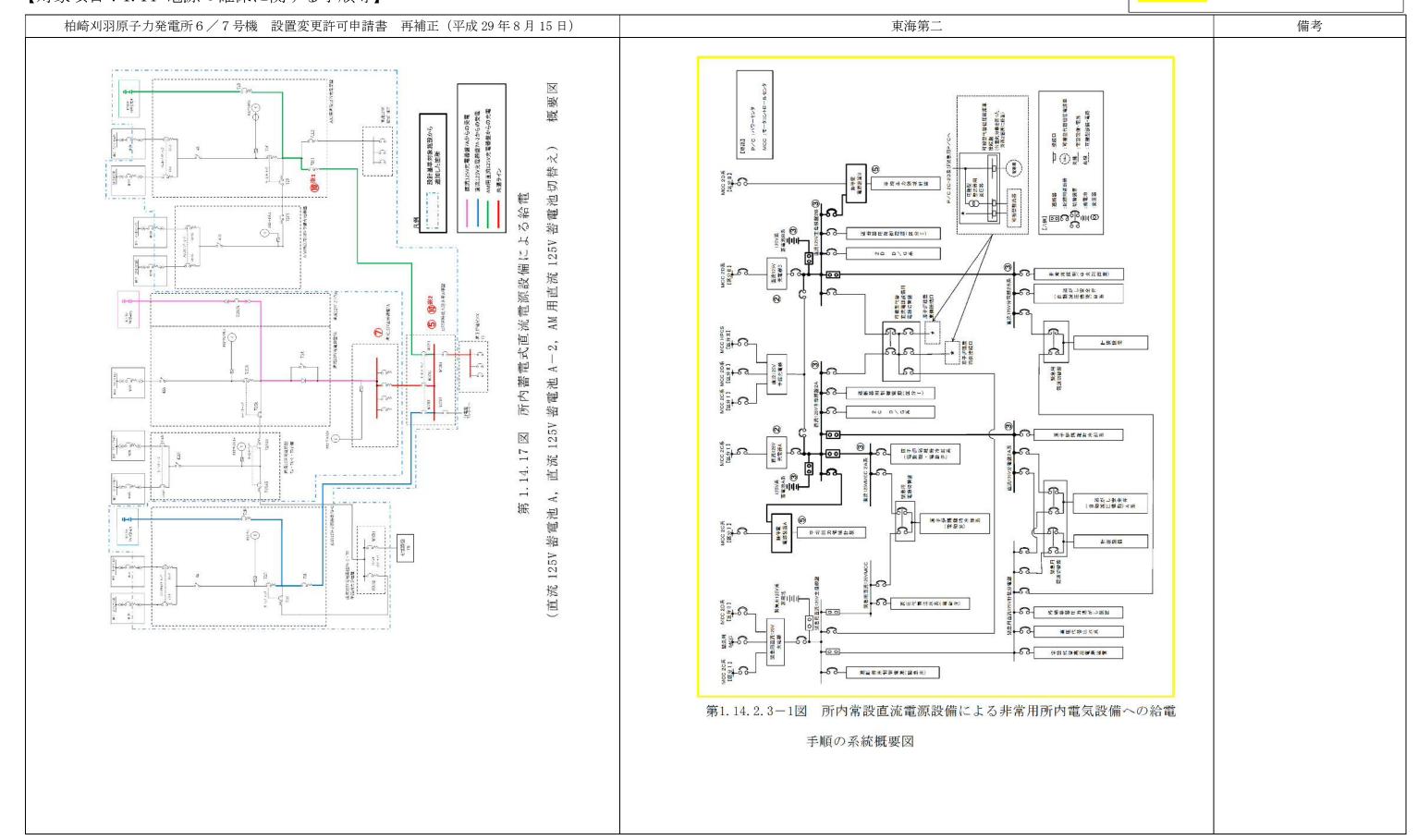
青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 京電 Q ルを使用し 号炉間電力融通 2 8 8 8 8 9 中央制御室運転員A. (当該号炉) 中央制御室運転員a, (他号炉) 現場運転員c, (他号炉) × 1.14.16 号炉間電力融通ケーブル を使用した M/C C系又はM/C D系受電 (屋外保管の号炉間電力 融通ケーブル(可機型) 使用の場合)

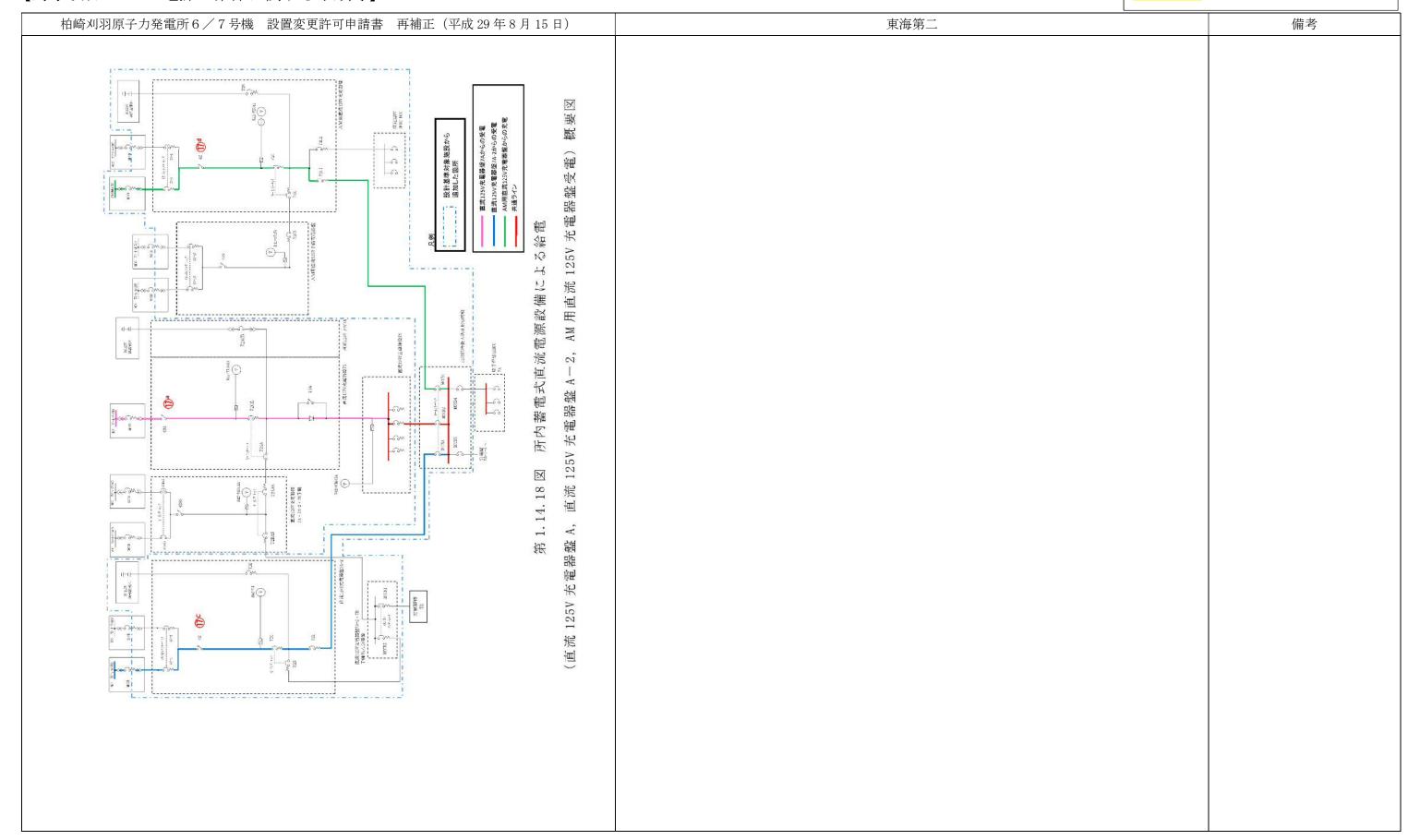
赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

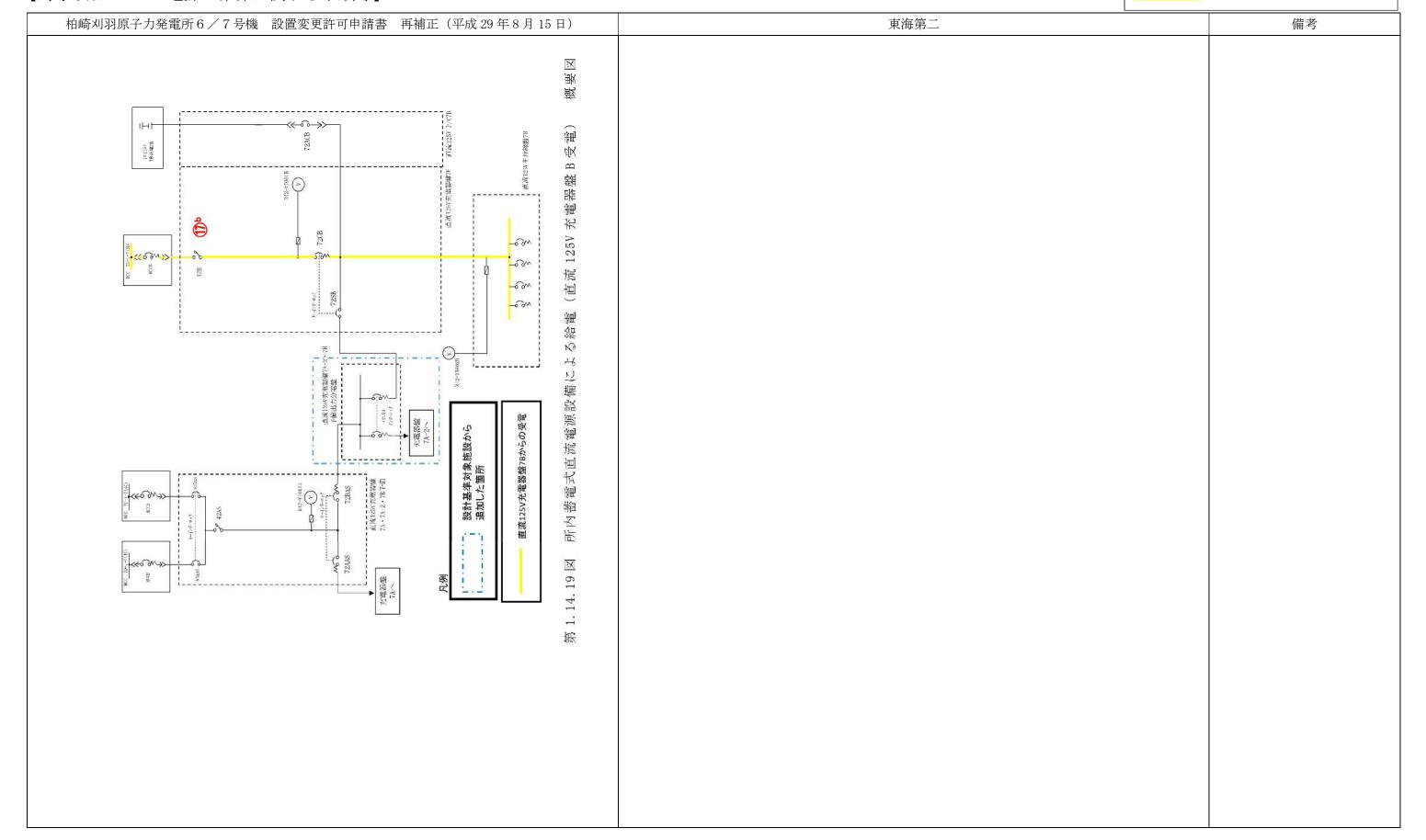
緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

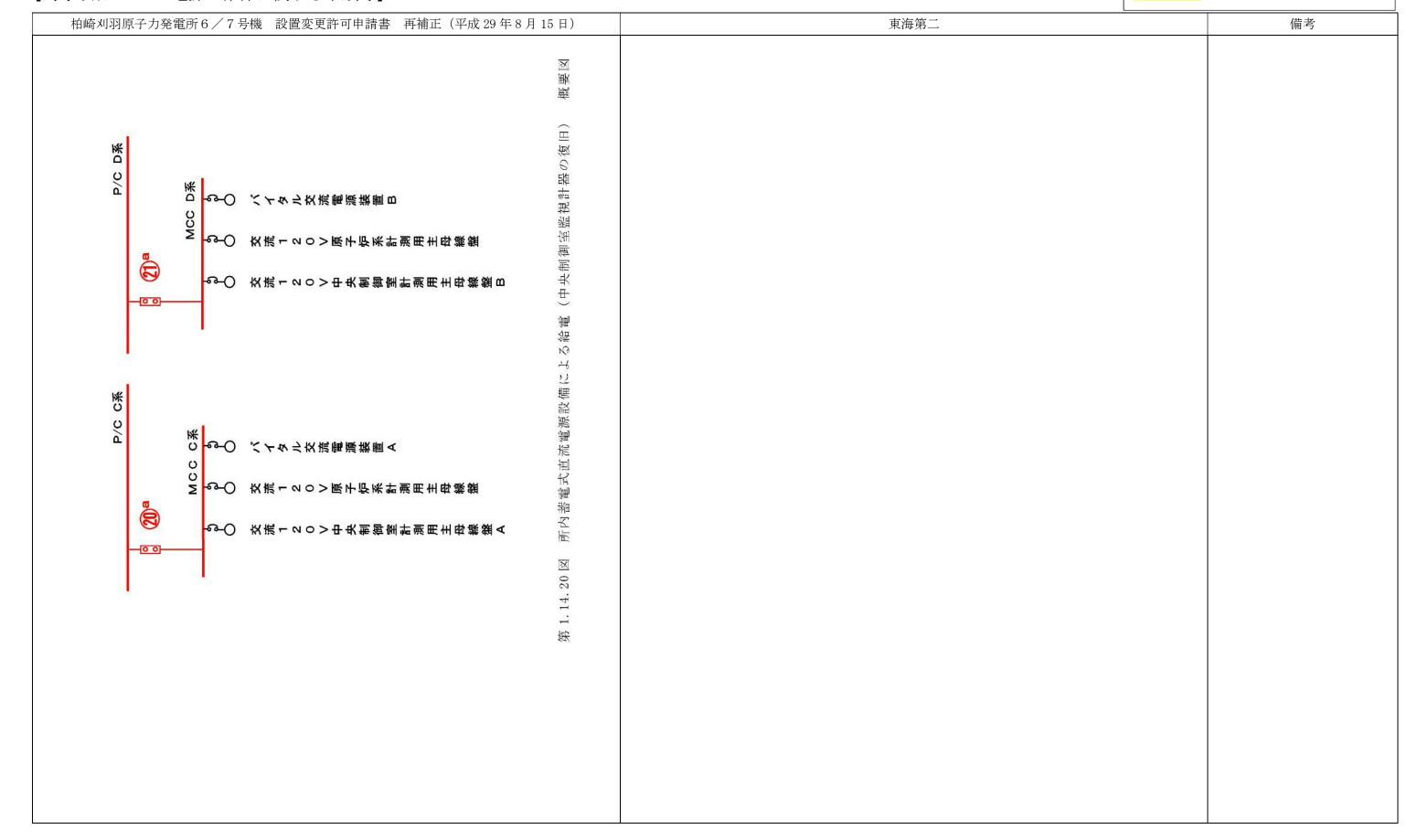
青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 備先 **給電開始後24時間連続給電** 痲 AM 用直流 125V 蓄電池切替之) \otimes る給電 23 125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電 22 経過時間(時間) 19 1 電源設備によ
 名不要負荷の切り離し
 下要負荷の切り離し

 本要負荷の切り離し
 下要負荷切り離し

 本要負荷の切り離し
 「中央前間

 「中央前側を向りのでは
 「中央前間

 「中央前間
 「中間

 「中間
 「中間

 「中間
 「中間

 「中間
 「中間
 2, 電式直流 125V 蓄電池 A-+ 4 所内蓄 直流 21 🗵 \approx 蓄電池 A, 2 Ω 2 0 中央制御室運転員A, Ω 要員(数) 現場運転員C. (直流 125v 実施箇所·必要人員数 運転員等操作なし 運転員等 (当直運転員) (現場) 運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 手順の項目 f内部設直流電 競設備による非常-1所内電気設備 手順の項目 第1.14.2.3-2図 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電 タイムチャート

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

東海第二	備考
	東海第二

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
在		
40 50 70 70 70 70 70 70 7		
が		
要員(数) 現場運転員C. D 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 4 3 3 4 3 4		
手順の項目 直流125V充電器盤B受電 第 1.14.23 図		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

所刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
#c		
作		
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
8- 何		
経過時間(分) 50 60 50 60 50 40 50		
1.125V流 1.125V\alpha 1.		
40分 直流 40分 直流 125√3 電流 125√3 (25√3 125/3 125/3		
20 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60		
w # # #		
の		
新 ・ 中 ・ 中 ・ 中 ・ 中 ・ 中 ・ 中 ・ 中 ・ 中		
要員(数) 中央制御室運転員A, B 2		
A		
手順の項目 (V充電器盤A) (V充電器盤A) (V充電器盤A) (V充電器 の項目 (V充電器 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の		
手順の項目 25∨充電器盤A-2受電 第 1.14.24 図		
手順の項目 直流125V充電器盤A 第 1.14.		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

5日) 東海第二	備考
5日) 東海第二	備考
	5日) 東海第二

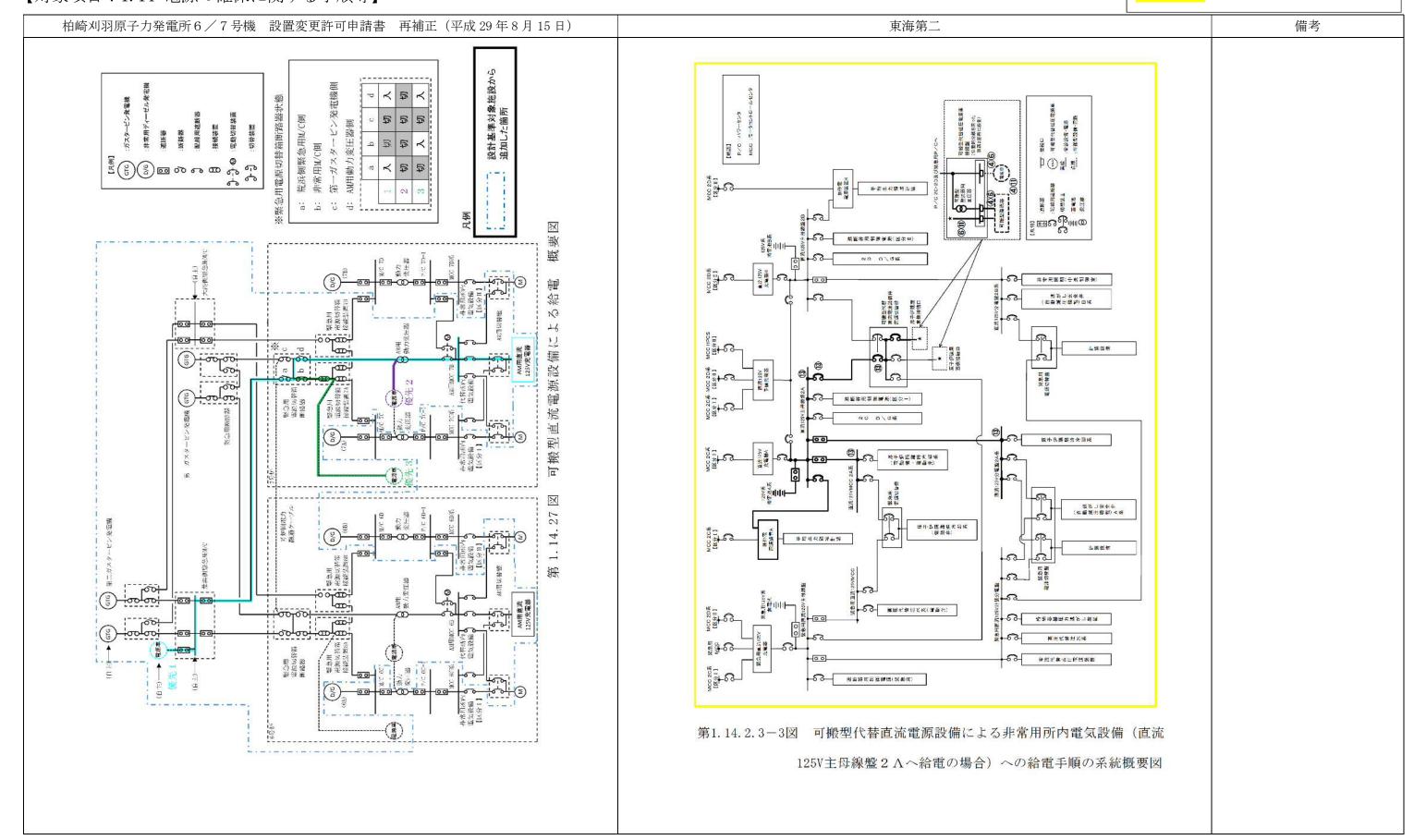
【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
No.		
\$-\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
60 70 ma監視計器の復旧 (日) (2 日)		
1 日日 (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		
経過時間(分) 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50		
30		
10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20		
- 2 2 2 a a a a a a a a a a a a a a a a		
を を を を を を を を を を を を を を		
乗 (数) 現場運転員C, D 現場運転員C, D		
手順の項目 中央制御室監視計器の復旧 第 1.14.26 図		
中 ・		

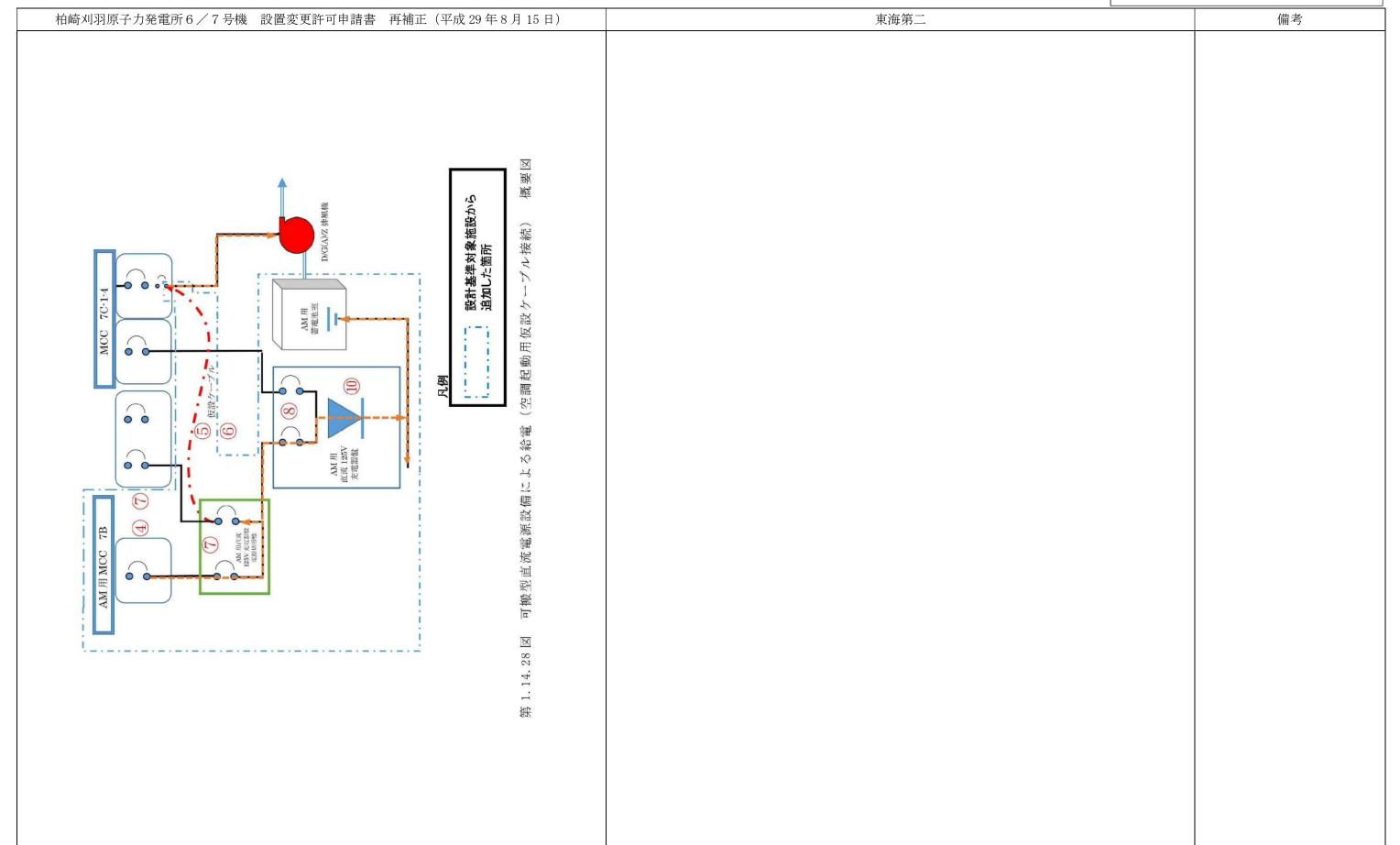
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載 柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 (荒浜側緊急用 M/C経由) による AM 用直流 125V 充電器盤受電の場合) る給電 可搬型直流電源設備によ 29 図 m (電源車

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設	置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
要員(数) 電源率(AM用助力度圧弱に接続)によるAM用MCG受電 315分 ※3 AM用産流1257充生給登安化	Aim Ai	東海第二	備考
手順の項目 可機型直流電源設備による 給電 (電源車(AM用動力変圧器 に接続)によるAM用直流 125V充電器艦受電の場合)			

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

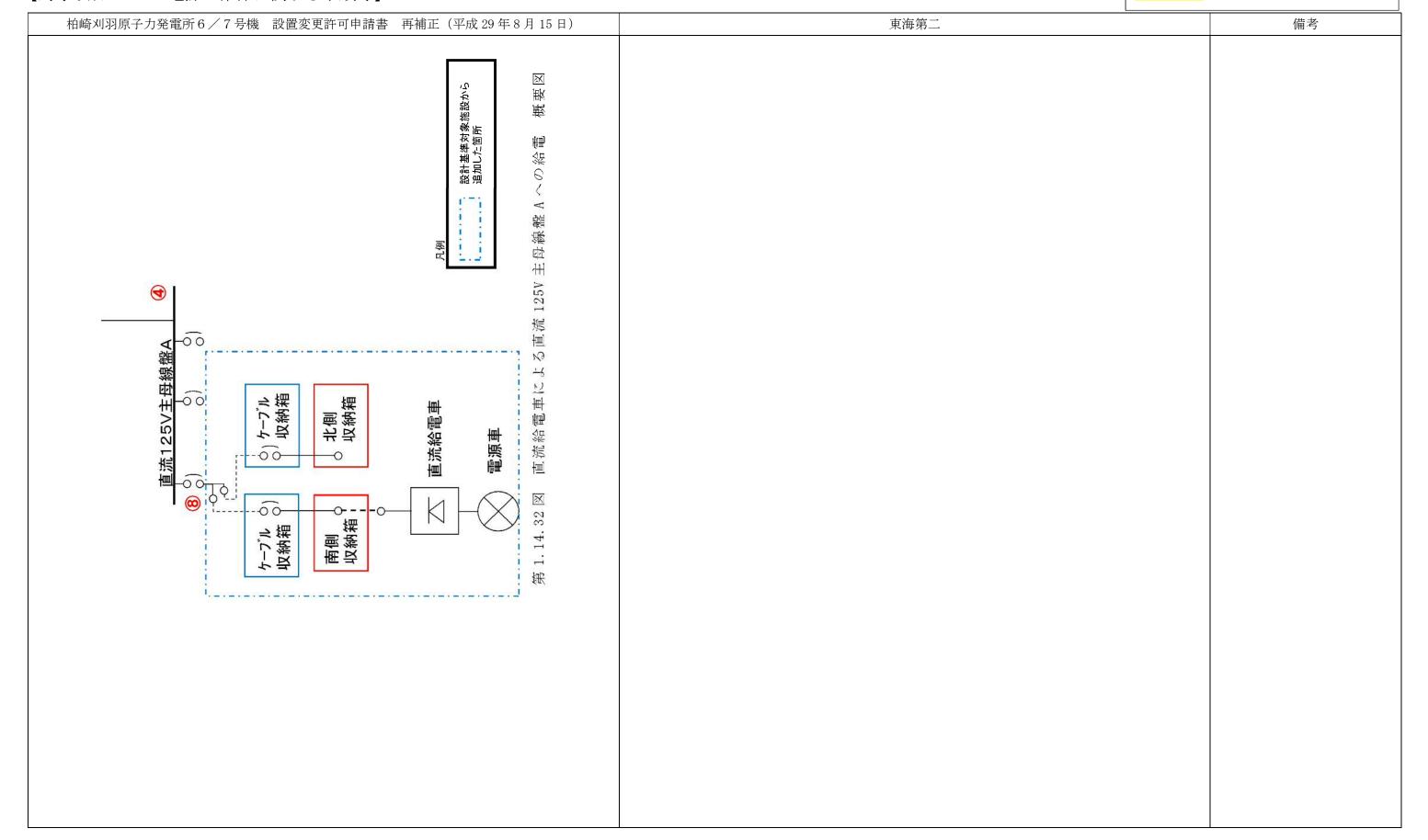
緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 る AM 用直流 125V 充電器盤受電の場合) 可搬型直流電源設備による給電 (緊急用電源切替箱接続装置に接続) によ 4 4 1.14.31 8 2 ω Ω 大湊側高台保管場所の電源車を使用する場合は、 電源車

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

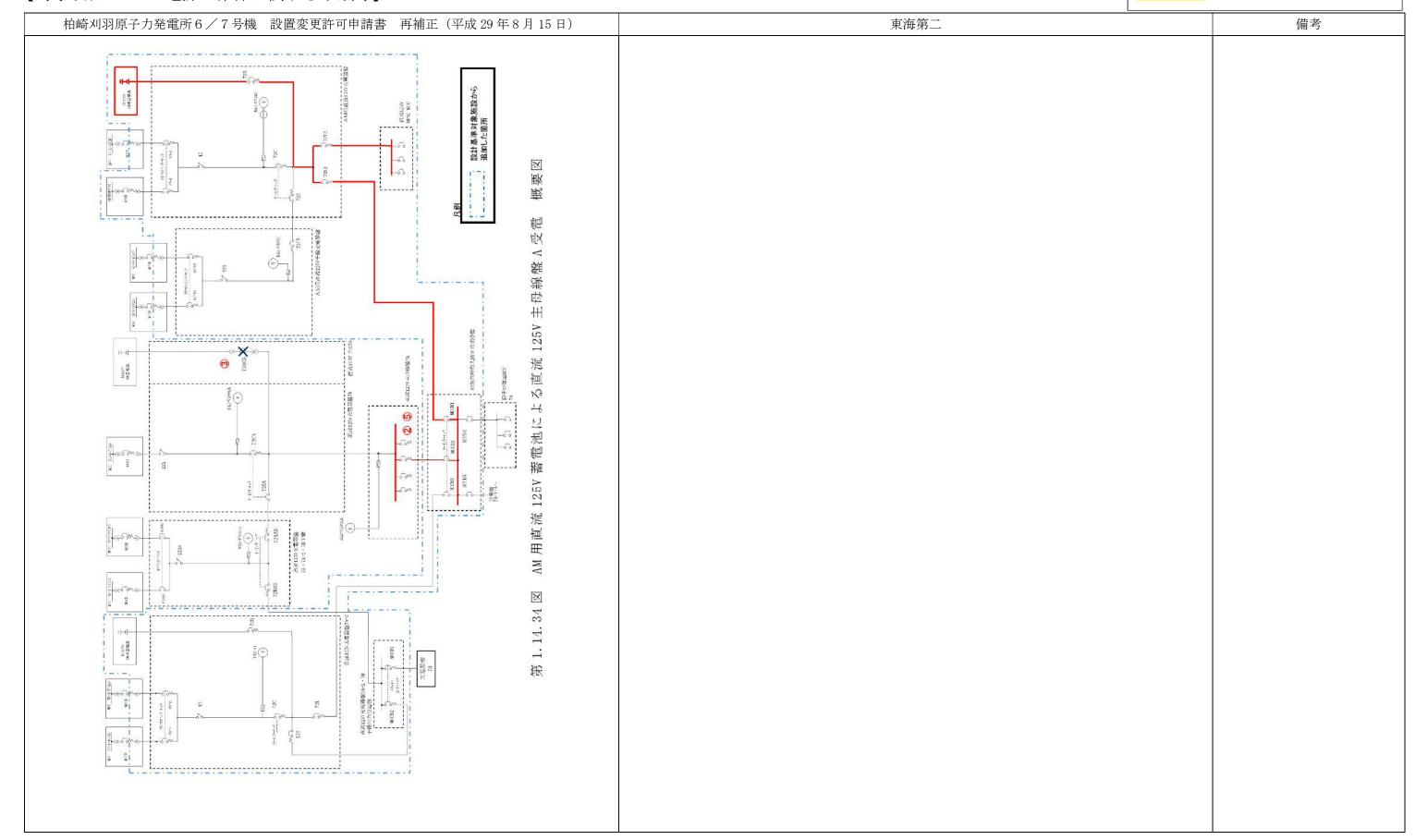
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更割	午可申請書 再補正(平成29年8月15日)	東海第二	備考
10分 20分 30分 40分 50分 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 情報者	90kである。 南略である。 南のケーブルを使用する場合は、約680分で可能である。 直 流 給 龍 車 に よる 直 流 125V 主 母 線 盤 A への 給 電 タイムチャート		
要員(数) 中央制御室運転員B 現場運転員C, D 緊急時対策要員	 直流給電車を使用する場合は、約470分で可 雙源車を使用し、かつ南側収納箱 第 1.14.33 図 		
手順の項目 直流給電車による 直流125V主母線盤Aへの給電	※3 大漢側高台保管場所の直流給電車を使用する場合は、約720分で可能であ 南側収納箱のケーブルを使用する場合は、約670分で可能である。 大漢側高台保管場所の電源車を使用し、かつ南側収納箱のケーブルを使用 大漢側高台保管場所の電源車を使用し、かつ南側収納箱のケーブルを使用 第 1、14、33 図 直流給 電車		

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

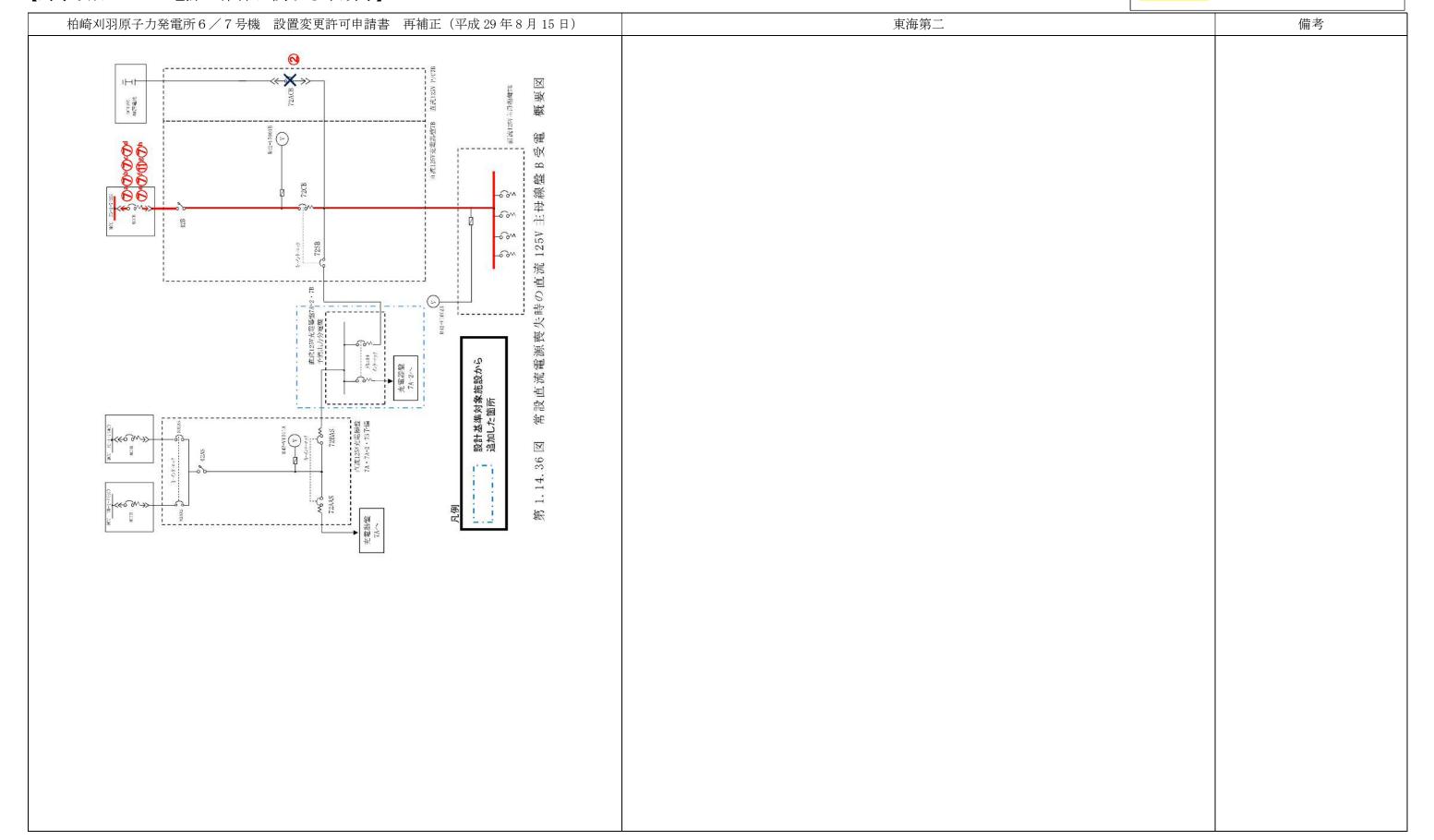
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

拍崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可	可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
掘			
30 40 50 60 70 80 25分 直流125V主母線艦A受電 70 80 60 70 80 60 70 80 60 70 80 60 70 80 60 70 80 60 70 80 60 70 80 60 60 70 80 60 60 70 80 60 60 70 80 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60	125V 蓄電池による直流 125V 主母線盤 A 受電 タイムチャート		
要員 (AM 用 直 記		
手順の項目 AM用直流125V蓄電池による 直流125V主母線盤A受電	郑 1. 14. 35 图		

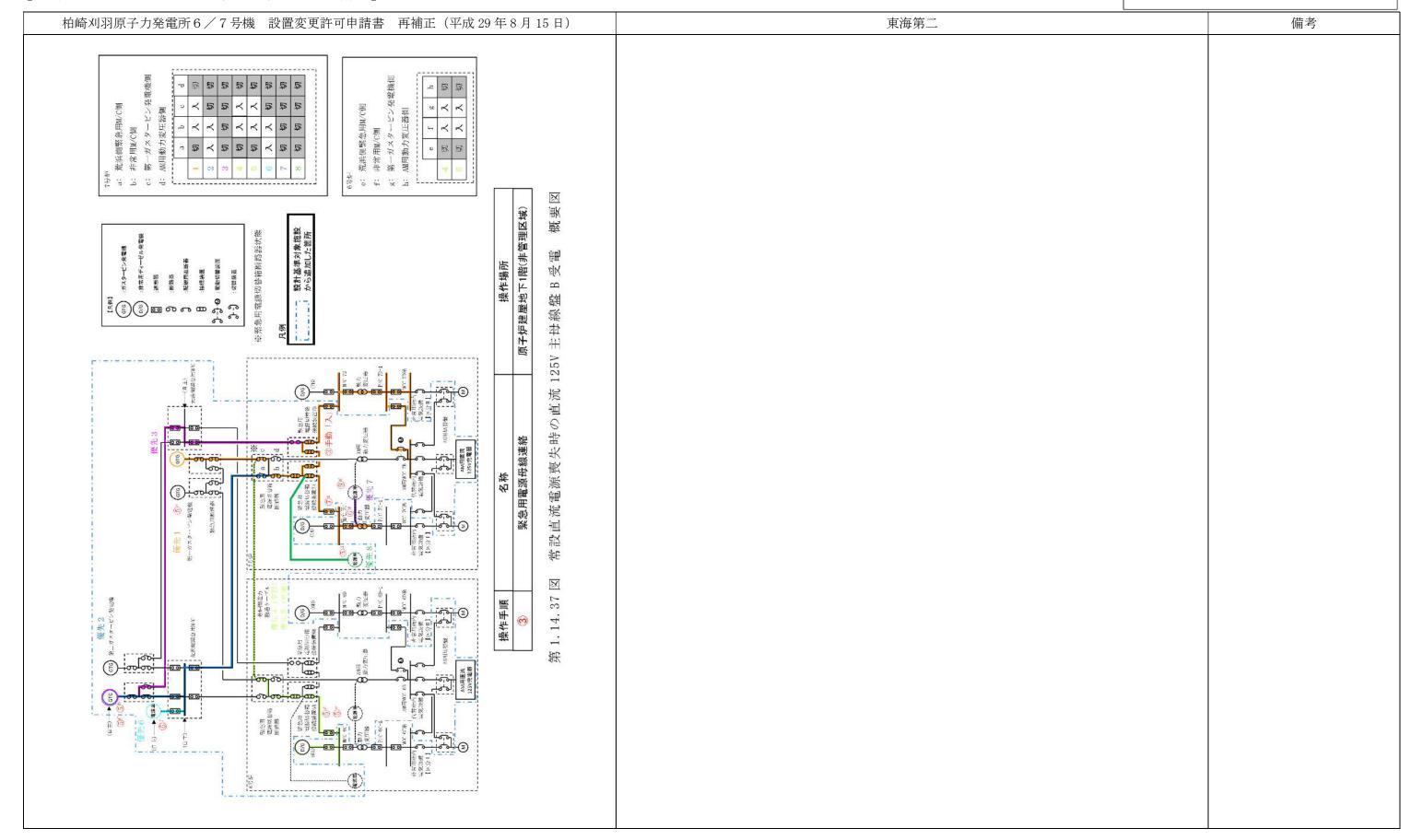
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違 (記載方針の相違) 緑色: 記載表現, 設備名の相違 (設備名の相違: 差異なし)



赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
P		
半順の項目 常設直流電源喪失時の 直流125V主母線盤B受電 (第一ガスタービン発電機による 直流125V主母線盤B受電の場合)		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許	許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	20 30 40 50 60 70 80 備考 40分 直流125√主母線整B受電確認 (125v 主母線盤 B 受電 0場合) 125v 主母線盤 B 受電の場合) [125v 主母線盤 B 受電の場合)	東海第二	備考
		(京) (可) (可) (可) ()		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
1		
N		
(電源車 (東急時対策要員 6 (電源車 (東急時対策要員 6 (電源車 (東急時対策要員 6 (電源車 (東急時対策要員 6 (電源車 (東海車 (東海車 (東海車 (東海車 (東海車 (東海車 (東海車 (東海		
手順の項目 高流126本電源要失時の 直流1267主母線盤B受電 (電源車(緊急用電源切替箱接続整団場合) による直流1257主母線盤B受電の場合) による直流1257主母線盤B受電の場合) (電源車(緊急用電源1257主母線盤B受電の場合)		

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

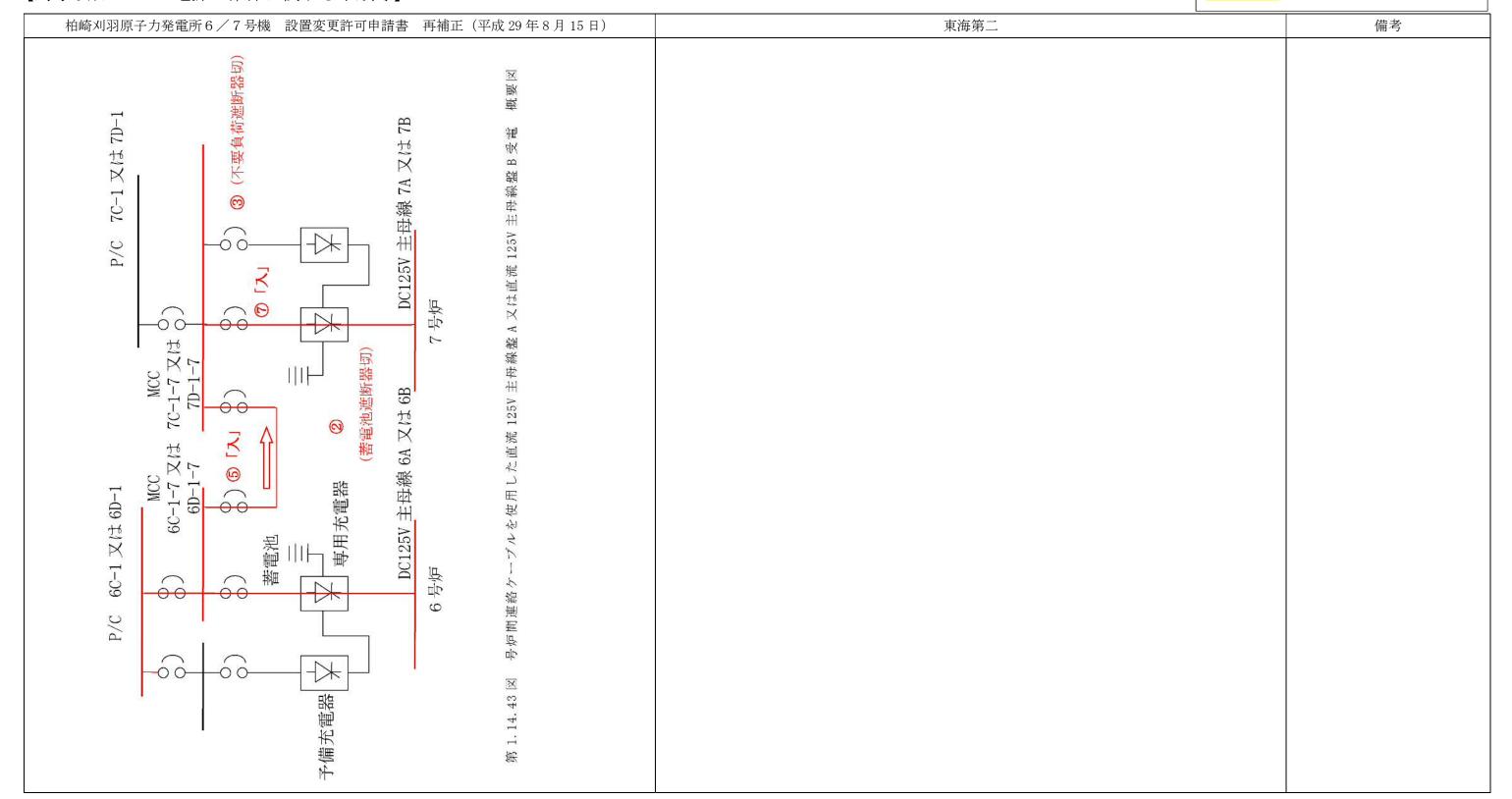
青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点<mark>記載</mark>

柏崎刈羽原-	子力系	老電所 6 / 7 号機 設置変更許可	丁申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	直流1257主母線盤B受電 80分	作列	常設直流電源喪失時の直流 125v 主母線盤 B 受電器の一次側に接続)による直流 125v 主母線盤 B 受電の場合) タイムチャート		
	要員(数)	中央制御室運転員A.B 2 現場運転員C.D 2	第1.14.42 図 常設 (電源車 (P/C C系動力変圧器の		
	手順の項目	常設直流電源喪失時の 直流125V主母線盤B受電 (電源車(P/Cの系動力変圧器の一次側に接続)による直流125V主母線盤B受電の場合)	(電源車 (P/C		

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
10		
要員(数) 中央制御室運転員B 1 現場運転員C, D 2		
手順の項目 号炉間連絡ケーブルを使用 した直流125V主母線盤AX は直流125V主母線盤B受電		

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

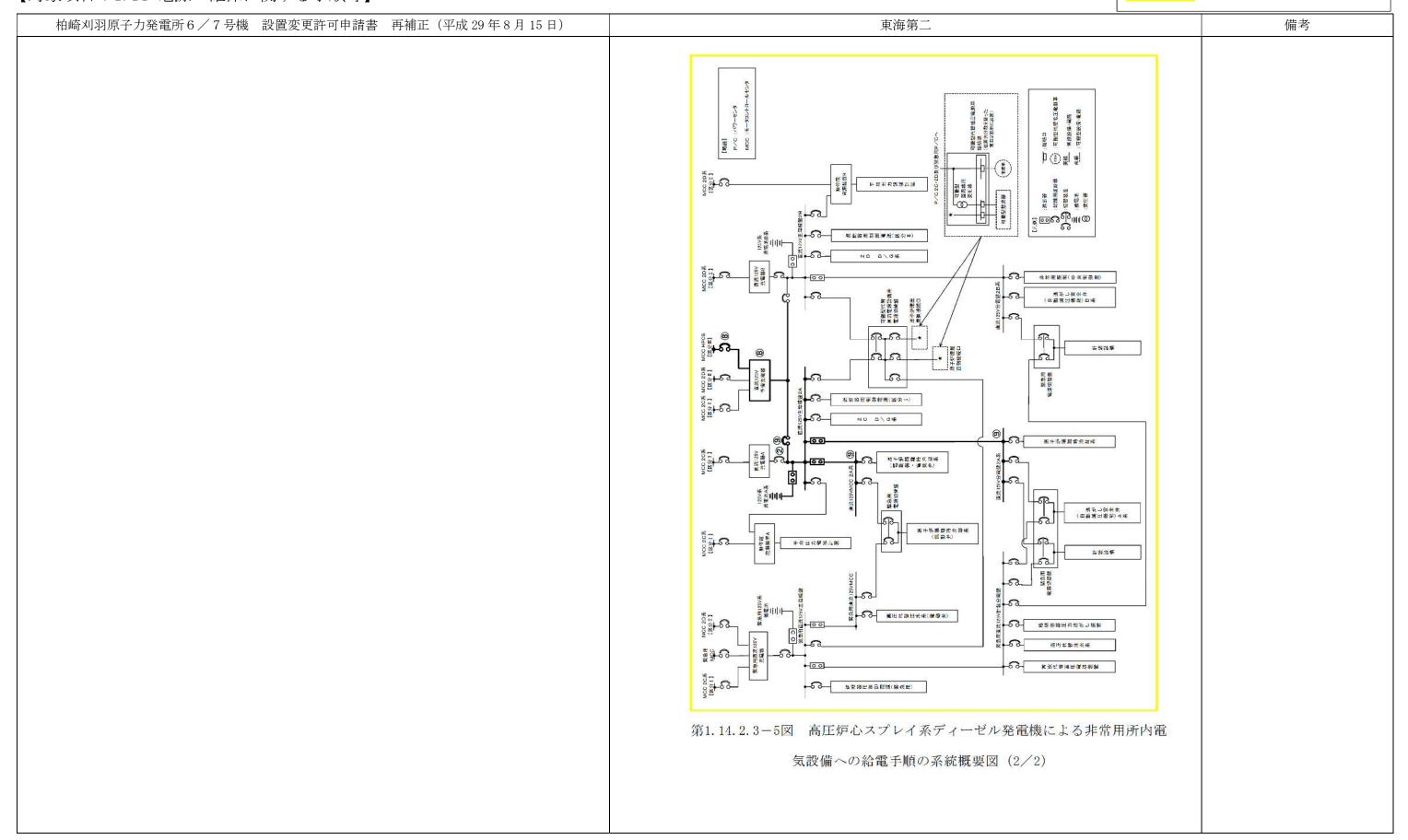
青色: 箇所と内容の相違 (記載方針の相違) 緑色: 記載表現, 設備名の相違 (設備名の相違: 差異なし)

黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 ត្រ ទា 60 **ᡂᡂ** 0000 E 0 0 (1) **10012 -00**--(∑) 年報 一〇〇一※ 第1.14.2.3-5図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電 気設備への給電手順の系統概要図 (1/2)

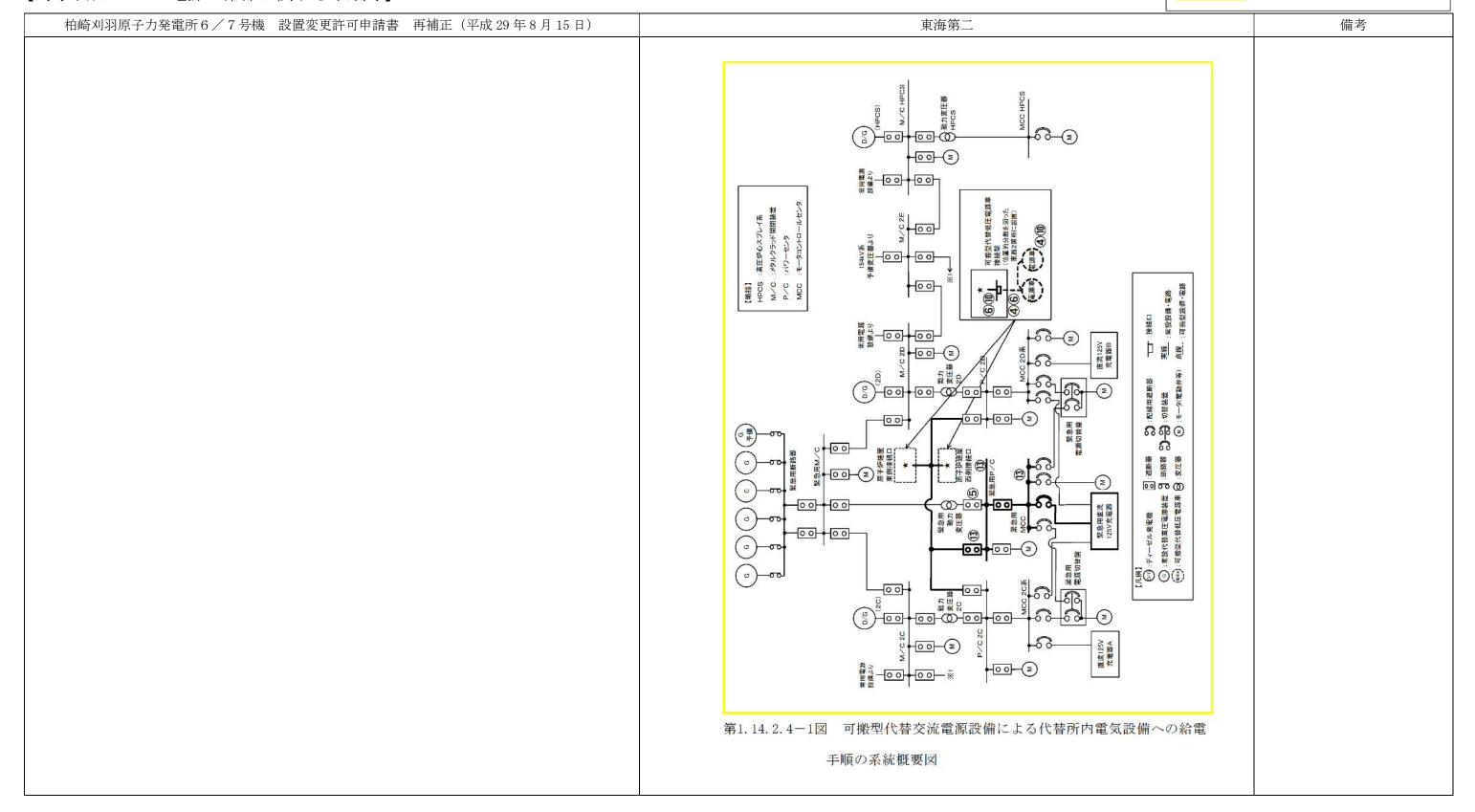
赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

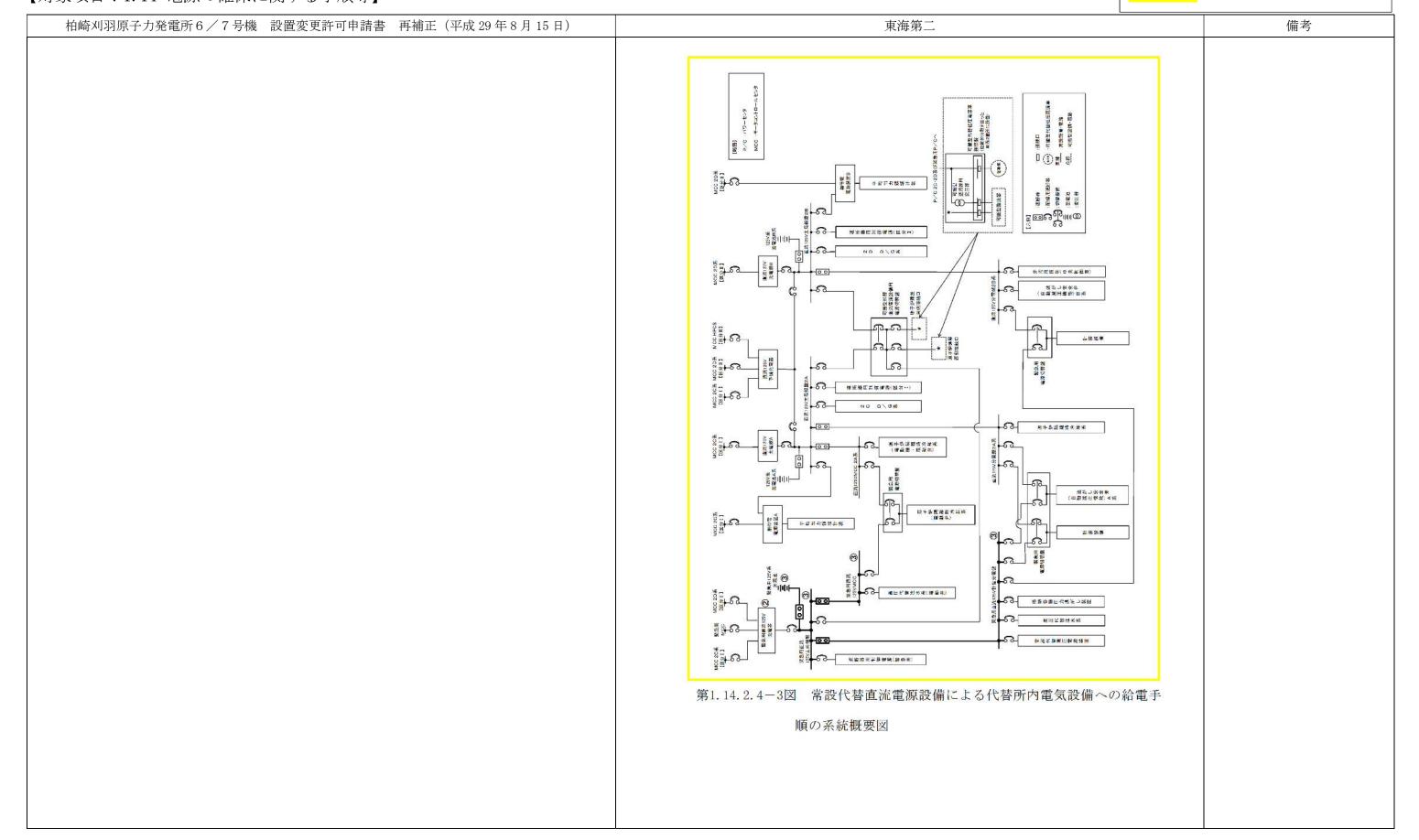
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	2 巻足原	
	四回 日回 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日	
	170 接続	
	100 100	
	130 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	
	20 電源車車 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
	120	
	110 110 110	
	経過時間(分) 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	
	数 G G G G G G G G G G G G G G G G G G G	
	46 50 60 70 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	(4) 日本 (
	の3 一	
	五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
	1	
	9 -	
	数 - 2 9	
	海龍蘭所·必要人員数 (過間避免員) (中央側部室) (中央側部室) (四間電配員等 (当面開配員) (別場) (別場)	
	(新)	
	選	
	# 極の ・	
	第1.14.2.4-2図 可搬型代替交流電源設備による代替所内電気	記設備への給電
	タイムチャート	
	クイムフャート	

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

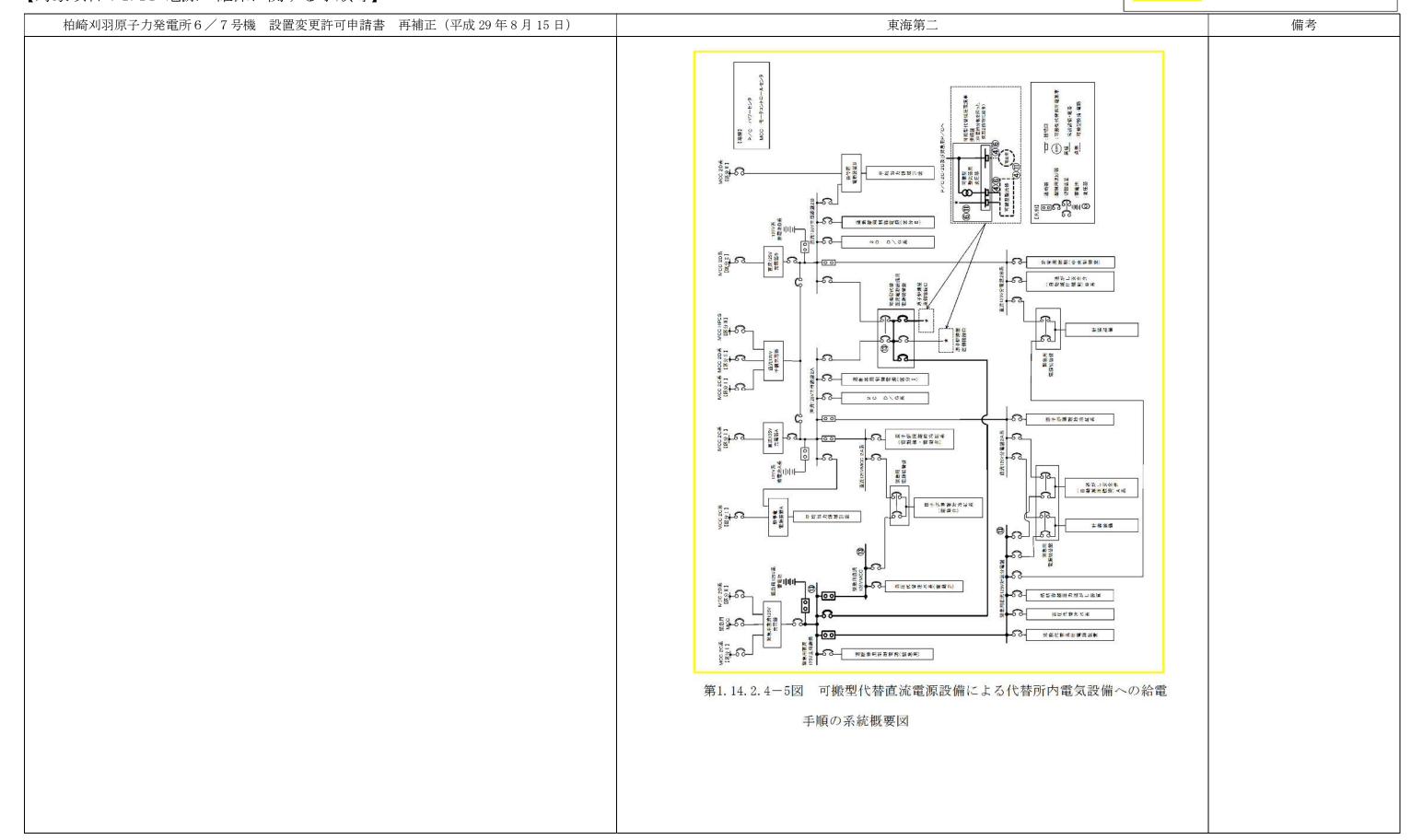
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	(4) (143)	

赤色: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違 (記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



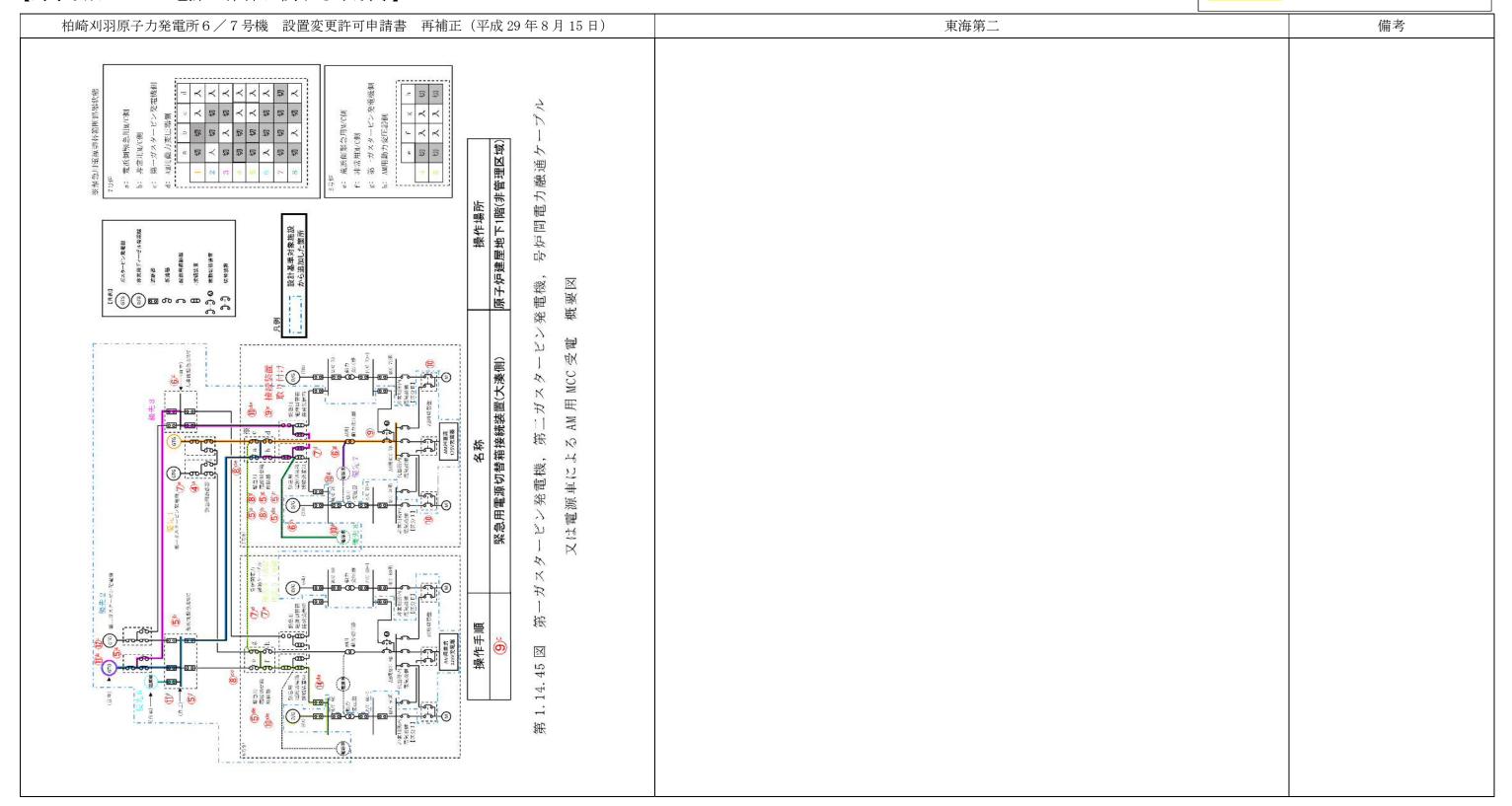
【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	# 1	

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設	置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設 8 0 8 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	号炉間電力融通ケーブル場合)	東海第二	備考
10 20 30 40 経過時間(分) 50 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	ビン発電機,第二ガスタービン発 又は電源車による AM 用 MCC 受音 タービン発電機による AM 用 MCC タイムチャート		
手順の項目 要員(数) 第一ガスタービン発電機 「こよるAM用MCC受電 現場運転員C, D 2	第1.14.46 図 第一ガスター 1.14.46 図 第一ガスター 1.14.46 図 第一ガスター 1.14.46 図 1.1		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:11月7日からの変更点記載

			/## ##
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許	午可申請書 再補正(平成29年8月15日)	東海第二	備考
10 20 30 40 50 50 100 編巻 20 20 20 20 20 20 20 2	ービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル 又は電源車による AM 用 MCC 受電電機 (荒浜側緊急用 M/C 経由)による AM 用 MCC 受電の場合) 客体 (荒浜側緊急用 A/C 経由)による AM 用 MCC 受電の場合)		
0 0	スが		
要員(数) 中央制御室運転員A, B 現場運転員C, D	部 スターブー ブー		
手順の項目 第二ガスタービン発電機 (充浜側緊急用M/C経由) によるAM用MCC受電	第 1.14.47 図 第 1.14.47 図		

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

100 10 10 10 10 10 10 1	
19 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置	置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二 備考
240 240 270 44 24 24 24 24 24 24 2	(地等的) 2	東海第二 備考
手順の項目 号炉間電力融通ケーブルを 使用したAM用MCS受電 (屋外保管の号炉間電力 融通ケーブル(可勝型) 使用の場合)	<u> </u>	

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
## 12 14.50 図 第一方スタービン発電機、第二方スタービン発電機、特別用 MC 受電 (電機 車 (来の対し、 (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の)	/# 45

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号	機 設置変更許可申請書 再補	甫正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
能	※1大孩妈高台 保普場所の追 源率を使用す る場合は30分 と想定する。			
1 2 3 4 5 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8	**** ****	スは電源車による AM 用 MCC 受電 1力変圧器に接続)による AM 用 MCC 受電の場合) タイムチャート		
要員(数) 中央制御室運転員A,B 2 現場運転員C,D 2	緊急時対策要員 6 車を使用する場合は、電源車に			
手順の項目 電源車(AM用動力変圧器に	接続)によるAM用MCC受電 緊急時対策要員 6 ※2 大湊側高台保管場所の電源車を使用する場合は、電源車によ 第 1.14.51 図 第一ガスタ			

【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

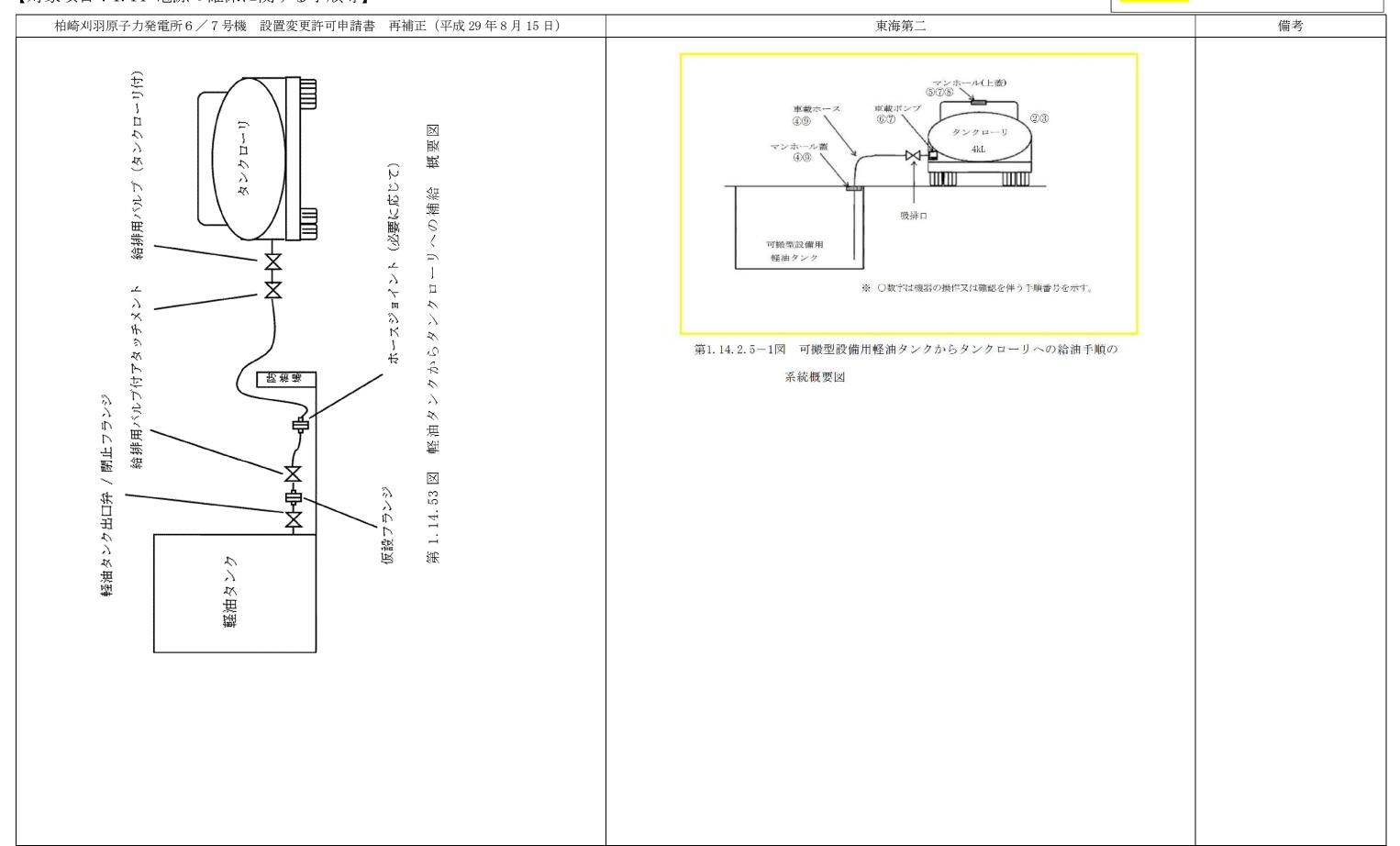
青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載

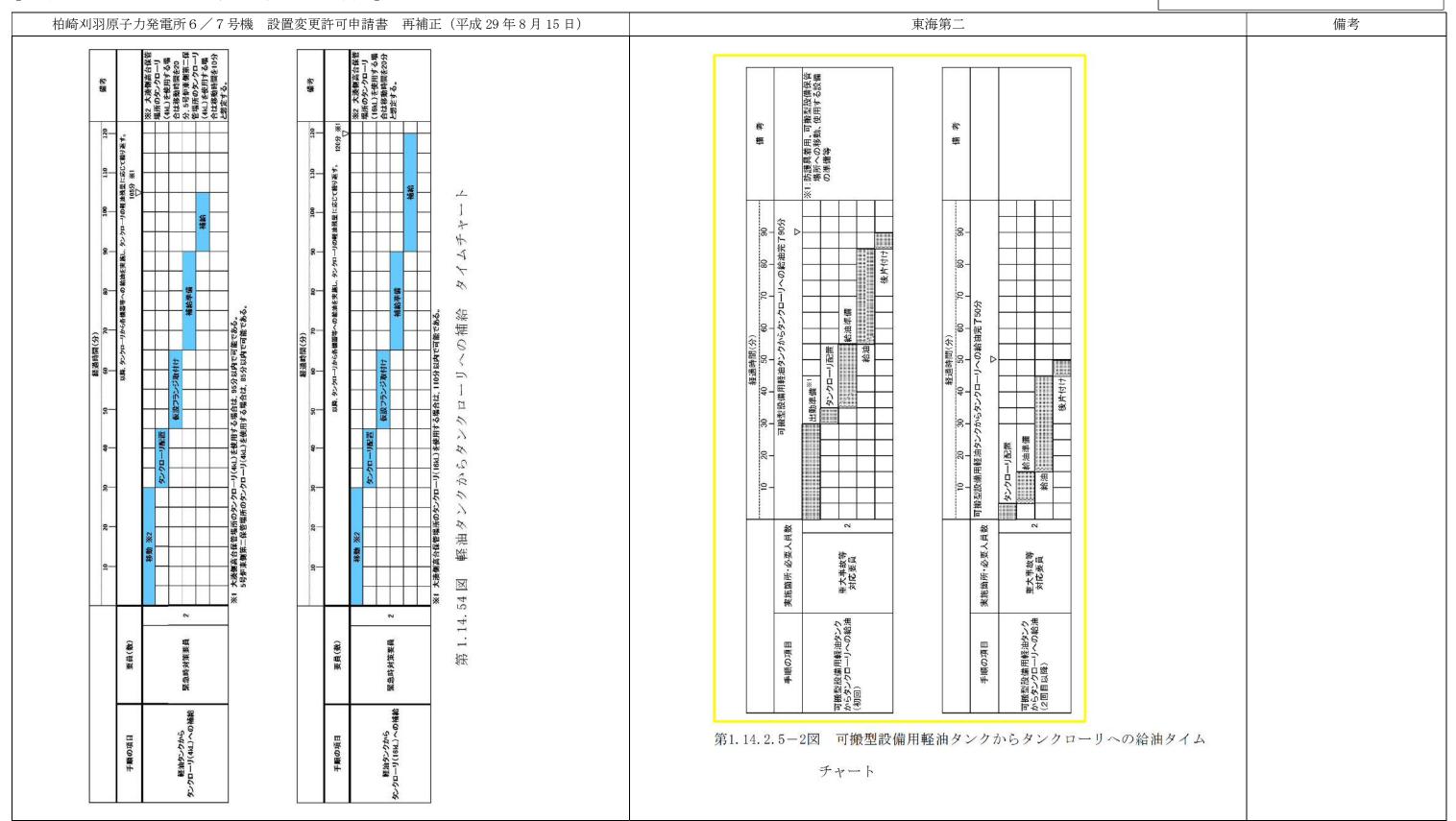
崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請	書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	号炉間電力融通ケーブル MCC 受電の場合)	東海第二	備考
1 2 3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	一ガスタービン発電機,第二ガスタービン発電機,号 又は電源車による AM 用 MCC 受電 (緊急用電源切替箱接続装置に接続)による AM 用 MCC タイムチャート		
電源	紙 一		
手順の項目 要員(数 電源車(緊急用電源 切替箱接続装置に接続) によるAM用MCC受電 緊急時対策要員 ※会時対策要員	第 1. 14. 52 図 第 1. 14. 52 図		

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

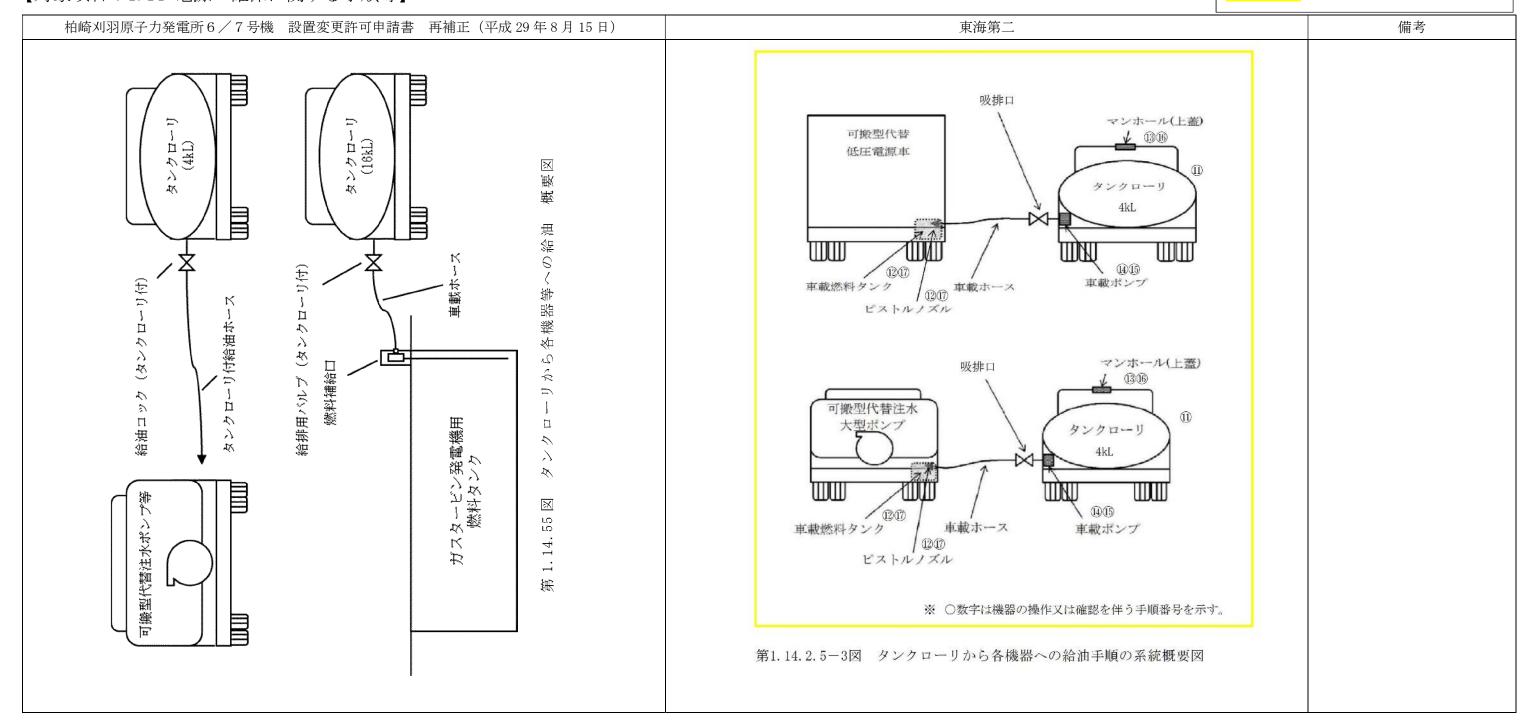


緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

<mark>黄色塗りつぶし</mark>:11月7日からの変更点記載



緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



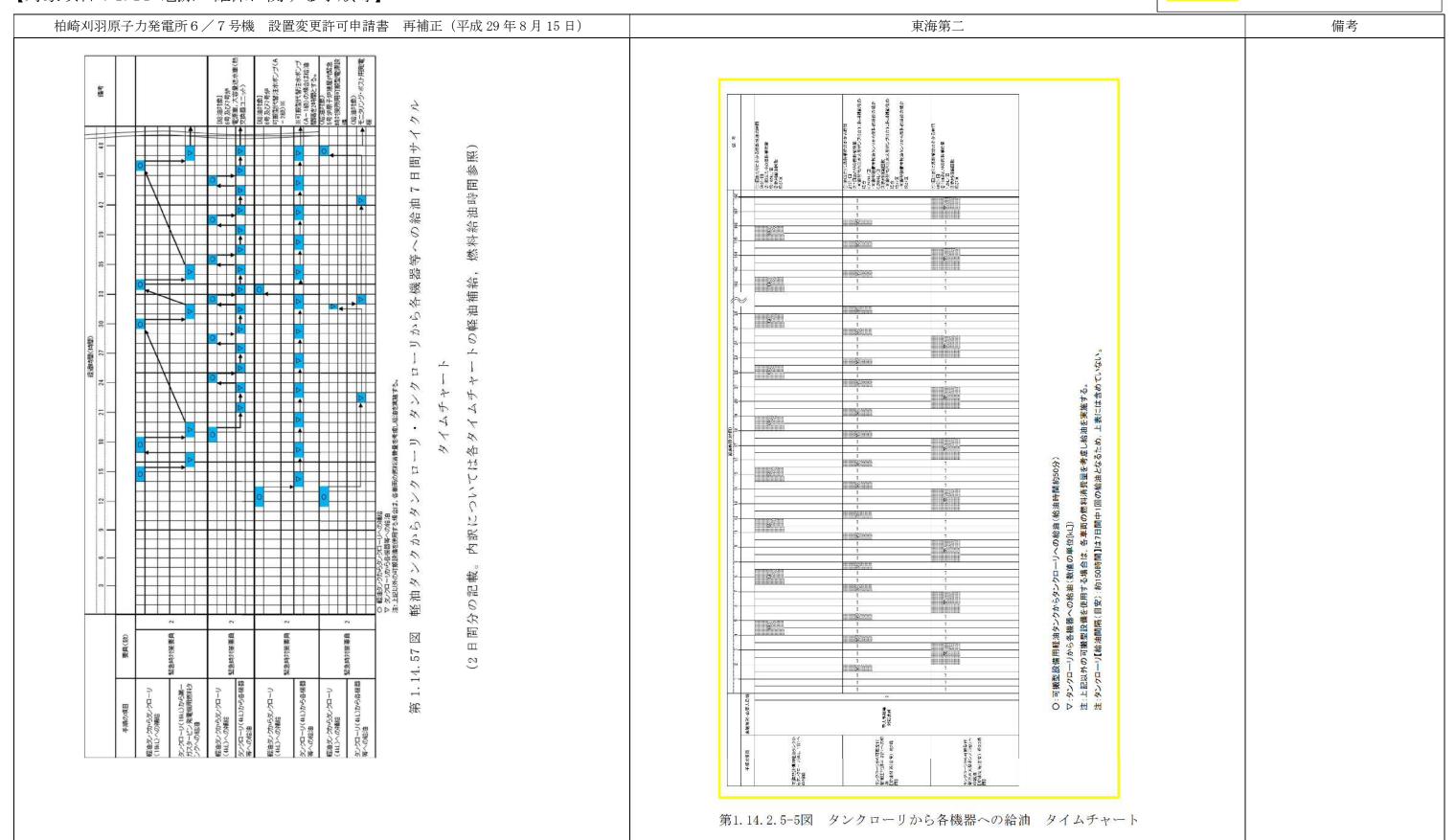
赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

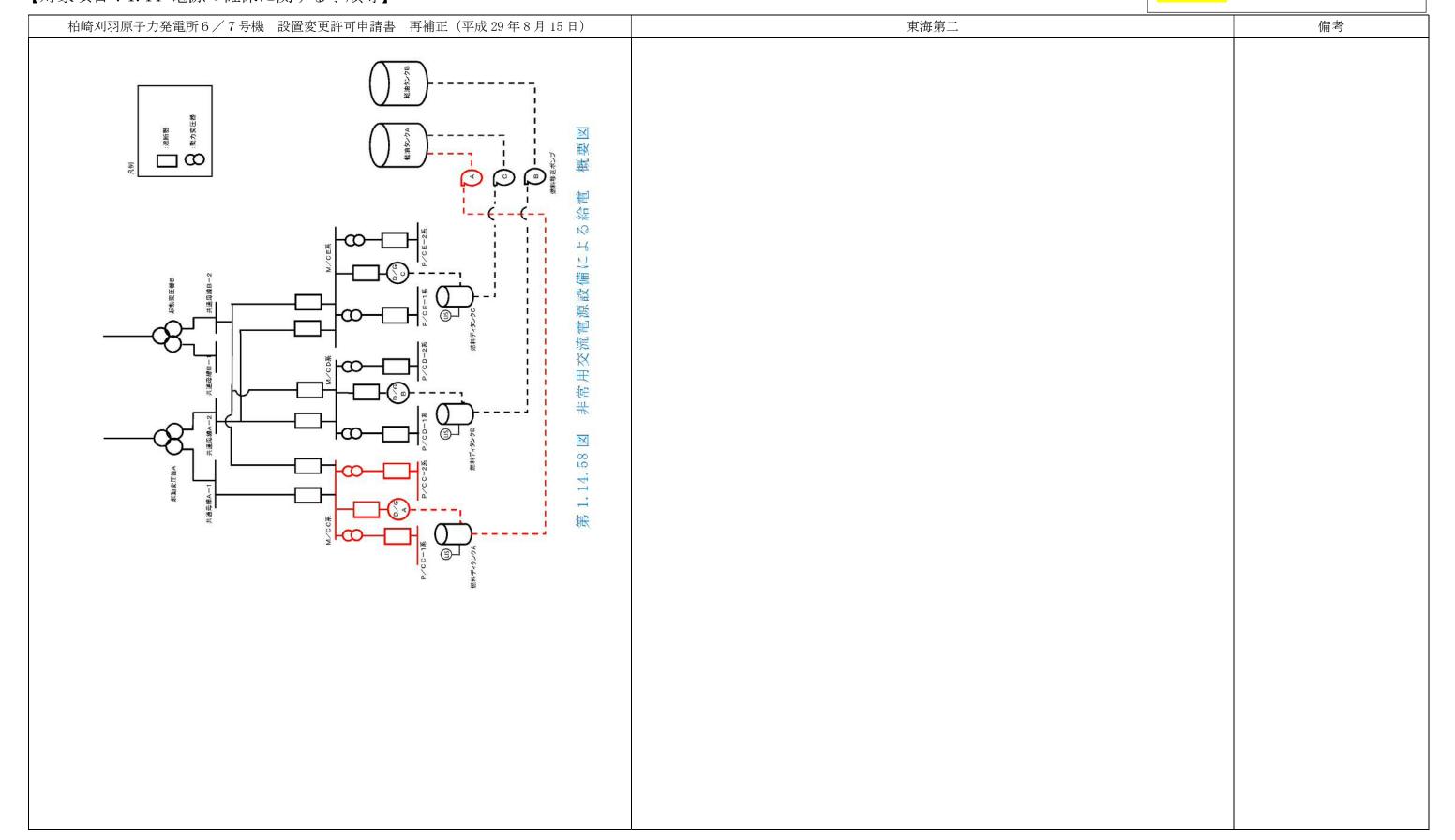
北	移動は、8号を経治タ かりのに終過対象設 備までを抱定する。 左記タイムチャートは 標準的な場合の時間 を示す。 で可能である。。	・	70.00		備 考 を連を投り返し、タンク になして可集型機構用 の可能型機構用 の可能型機構用に配 の可能型機構用に配 の可能型機構用に配 の可能型機構用に配 の可能型機構用に配 可能型である に電源車への移 に電源車への移 に電源車への移 に電源車への移 に電源車への移 に電源車への移 に電源車へを して 6 分、後片付けを 5 して 6 分、後片付けを 5 にで 6 分、後片付けを 5	
10 20 30 40 50 60 70 80 90 50 50 60 70 80 90 50 60 70 80 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90	 油 11よ 対象設備の配置場所及び燃料分ンク容量により時間は前後する。 14年(A-1級)へ結准する場合は、移動時間を2分、結準時間を1分、トータル約17分で可能である。 (A-1級)へ結准する場合は、移動時間を2分、結準時間を1分、トータル約12分で可能である。 (A-2級)へ結准する場合は、移動時間を2分、結準時間を1分、トータル約12分で可能である。 (A-2級)へ結准する場合は、移動時間を2分、結準時間を1分、トータル約17分で可能である。 20時対域所用可機型電源設備へ結準してものが、結準時間を2分、トータル約17分で可能である。 20十2人総加する場合は、移動時間を3分、結準時間を2分、トータル約19分で可能である。 2043人は1分、下の1条である。 2043人は1分で可能である。 2043人は1分で可能である。 2043人は1分で可能である。 2043人は1分で可能である。 2043人は1分で可能である。 2044人は1分で可能である。 2044人は1分で可能である。 2044人は1分を10年である。 2044人は1分で可能である。 2044人は1分で可能である。 2044人は1分で可能である。 2044人は1分で可能である。 2044人は1分で可能である。 2044人は1分で可能である。 2044人は1分で可能である。 2044人は1分で可能である。 	### ### ### ### ### #################	, 95.7¤⊸190	移動 格治準備。給治※ ※ 参加時間は一酸性分・ハの酸が原告に「上面・放子・ス	Accordance A	
爽員(数)	*		(孫)	緊急時対策要員 2	第1.14.2.5-4図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ, タンクローリ	
手順の項目	ダンクローリ(4AL) から		-頭の項目	ダンクローJ(16kL) やら名 機器等くの終治	から各機器への給油7日間サイクルタイムチャート	

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

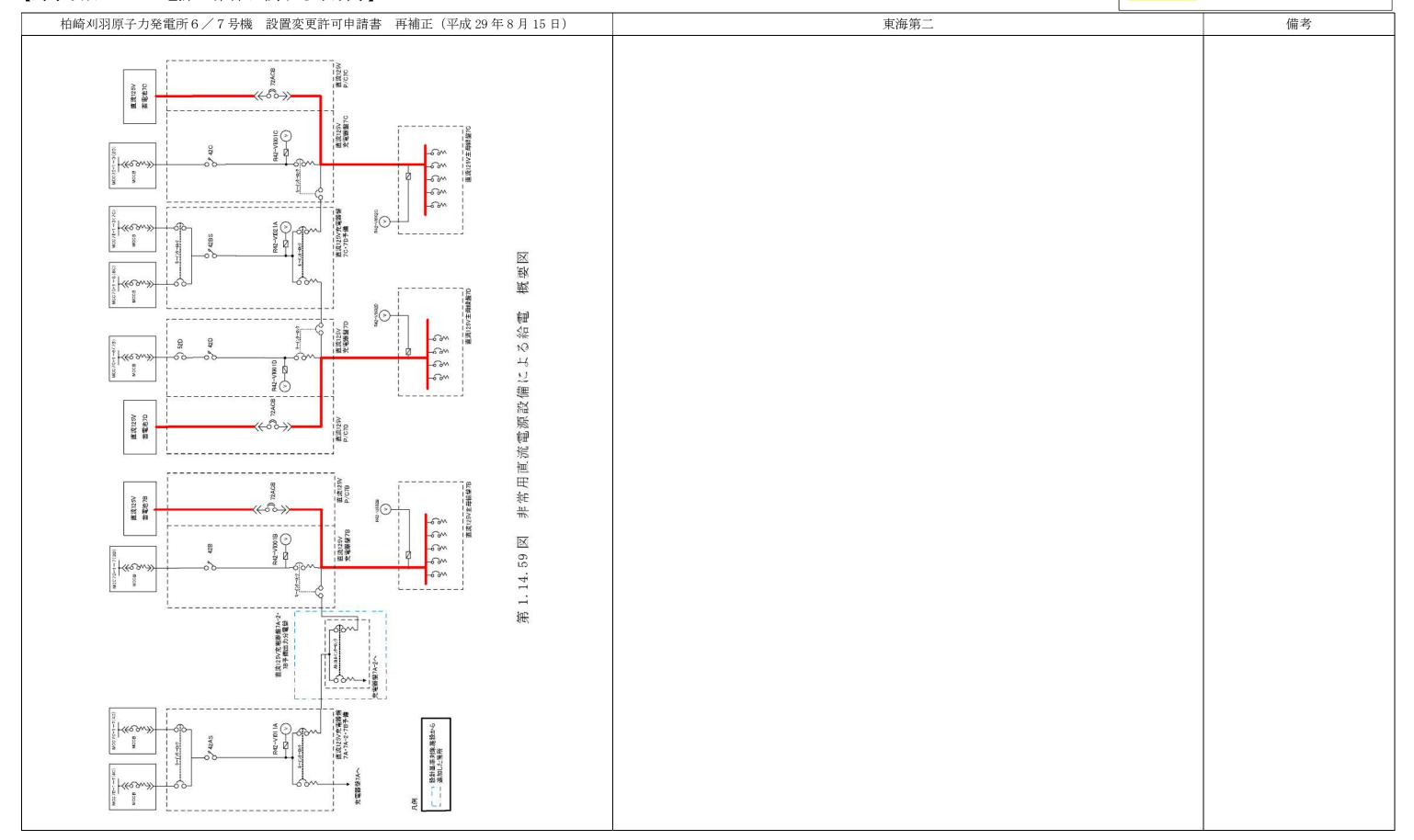
緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

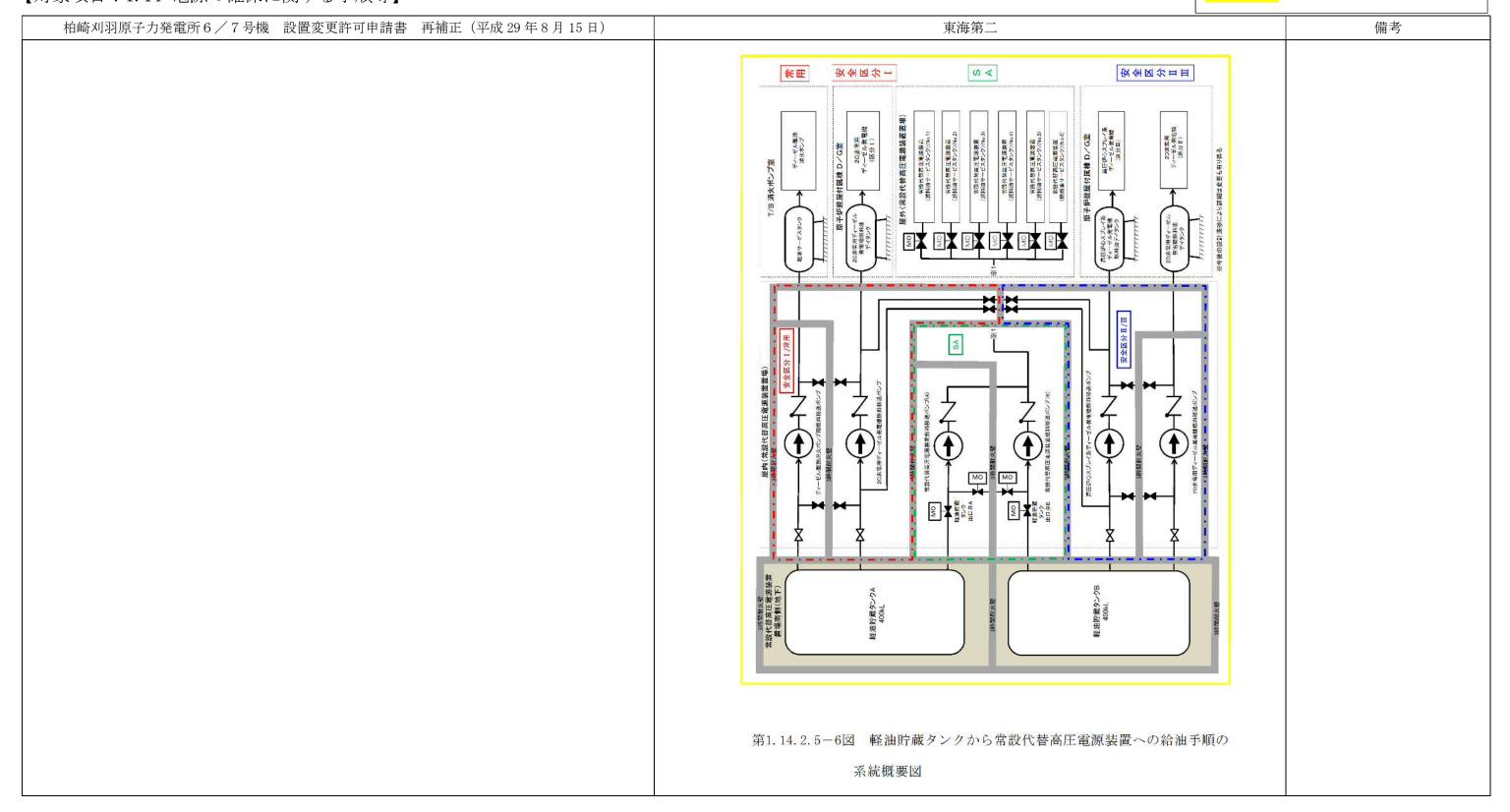


緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違 (記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



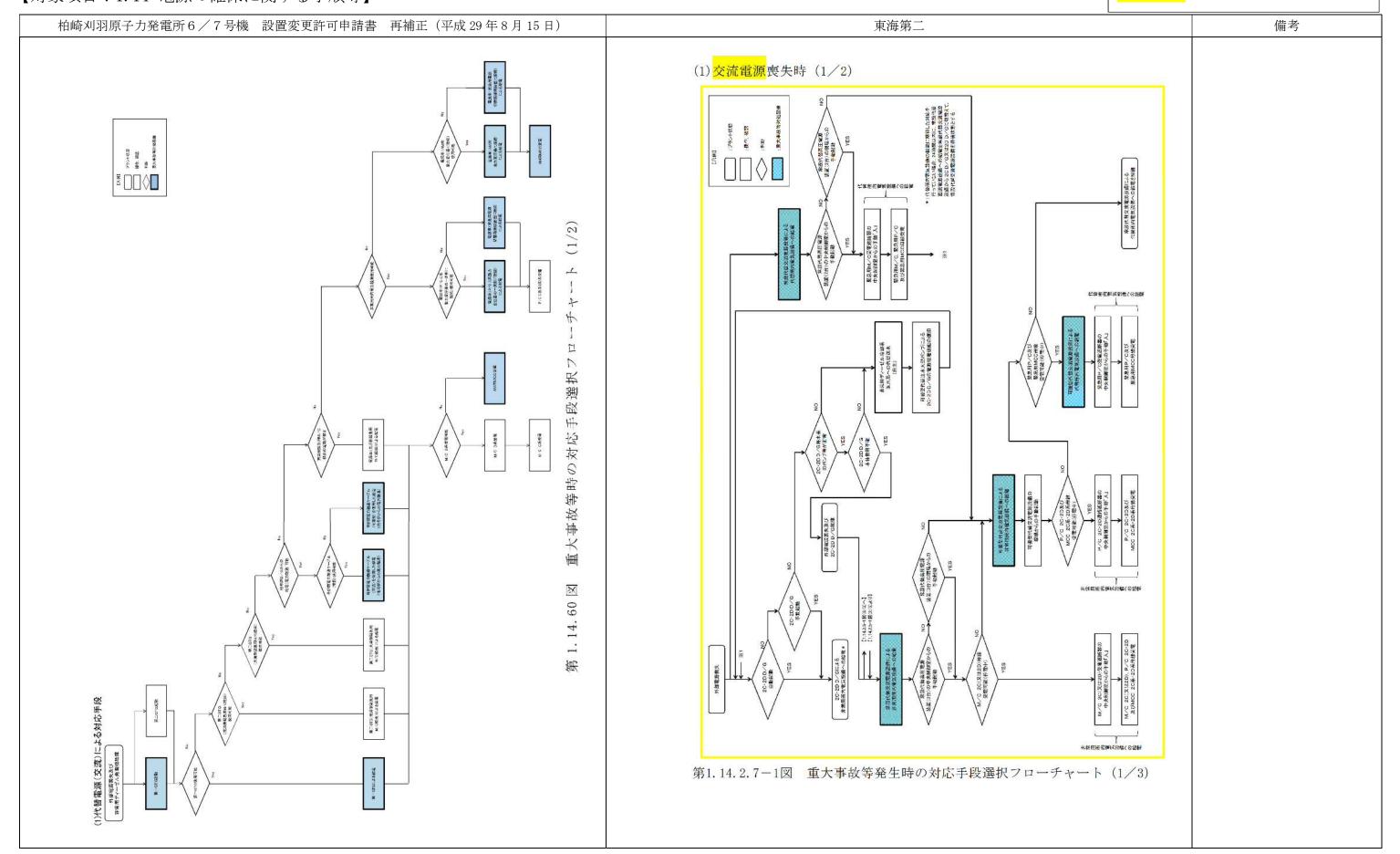
【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違)

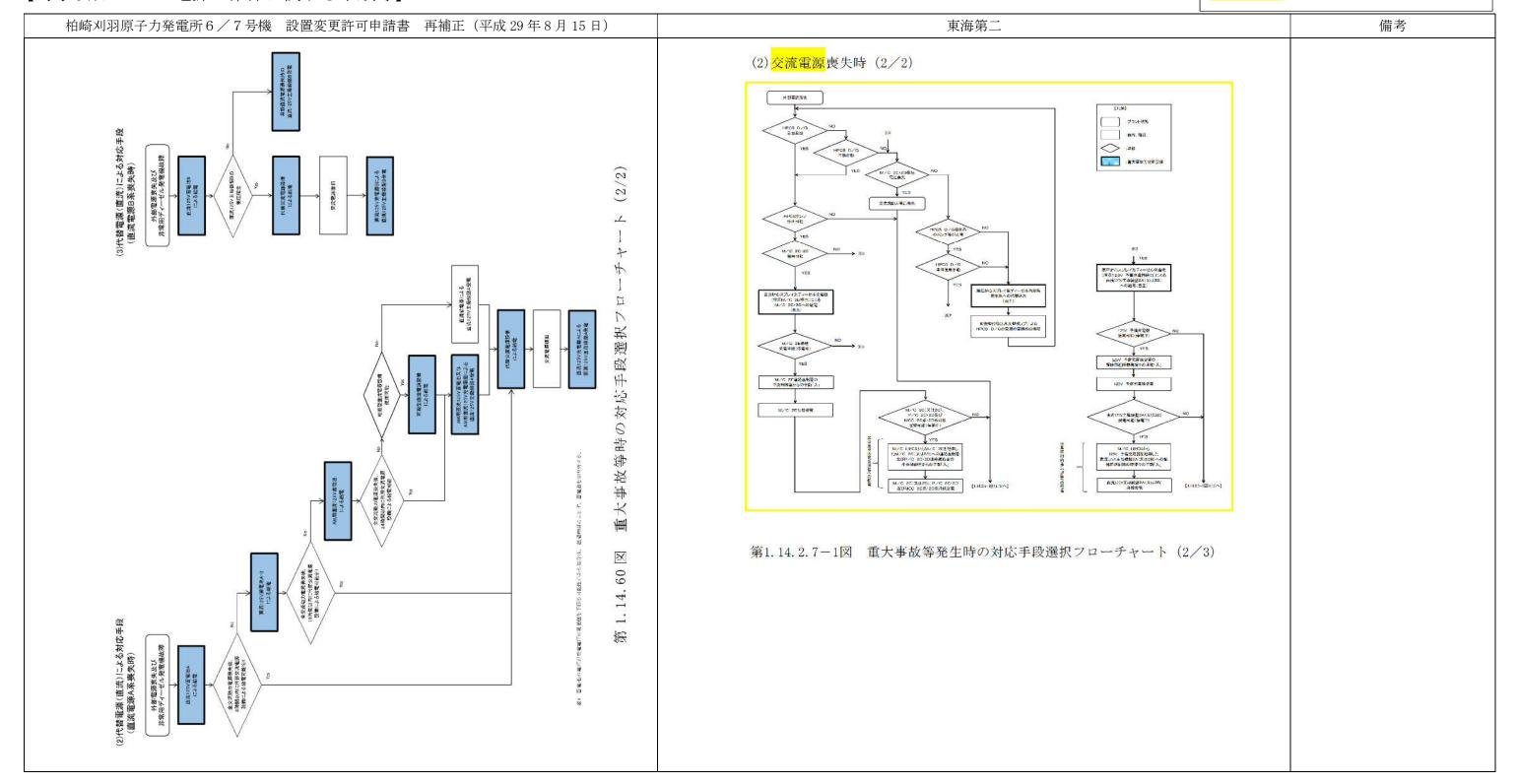
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	(4) 脚伸病器 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	Δ
	チャート	

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)



【対象項目:1.14 電源の確保に関する手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

